

国の行政機関の法令等遵守態勢に関する
調査結果報告書

平成21年3月

総務省行政評価局

前 書 き

国家公務員は、従来から国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）において、そのサービスの根本基準として「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されるとともに、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、争議行為の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等の制約が課せられている。

しかし、近年、国民の信頼を大きく損なうような国家公務員による不祥事が相次いで発生しており、過去 10 年間における一般職の国家公務員に係る懲戒処分数の推移をみると、平成 19 年には 2,597 人と平成 10 年の約 1.6 倍に増加している。

昨今、食品の偽装表示等一連の事態を受け、国民の安心・安全の確保に対する関心が高まってきている中、民間企業では、一たび不祥事を起こすと市場からの撤退を余儀なくされる事態が生ずることから、大企業を中心に法令等遵守（コンプライアンス）態勢が極めて重要視され、その構築が進められているが、国の行政機関においても同様に危機意識を持つことが必要である。

政府は、近年の国家公務員による不祥事を受け、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 19 年 10 月 30 日閣議決定）において、各省各庁の長がリーダーシップを発揮し、厳正な服務規律の確保、法令等に違反する行為に対しては懲戒処分等厳正な措置を執ることとしている。

国民の信頼を回復するためには、各府省において、公正な職務遂行に対する国民の強い期待、要請を厳しく認識した上で公務に当たっていく必要があり、法令等遵守に関する取組を一層推進することが不可欠である。

この調査は、こうした状況を踏まえ、各府省に共通する国家公務員として遵守すべき基本的な法令等に係る各府省の取組、法令等遵守に係る制度や仕組みの運営状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	
1	法令等遵守に係る取組の実態	2
(1)	国家公務員の法令等に基づく遵守事項の概要	3
(2)	各府省における法令等遵守に係る組織・体制の整備等の概要	18
(3)	民間企業等における法令等遵守に係る取組の概要	47
2	法令等遵守に係る取組の推進	
(1)	国家公務員倫理法等に係る取組の推進	56
(2)	セクハラ防止等の推進	78
(3)	内部監査の的確かつ効果的な実施	115
(4)	内部通報制度の実効性の確保	130
3	非違行為に対する適切な対応の確保	
(1)	非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保	145
(2)	懲戒処分の適正な公表	167
(3)	再発防止対策の一層の推進	174
4	法令等遵守の一層の推進	191

目 次

1 法令等遵守に係る取組の実態

(1) 国家公務員の法令等に基づく遵守事項の概要

表 1-1-1-①	国家公務員法に規定されている職員が遵守すべき事項	5
表 1-1-1-②	国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に規定されている職員が遵守すべき事項	6
表 1-1-1-③	人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に規定されている職員が遵守すべき事項	9
表 1-1-1-④	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における規定等	10
表 1-1-1-⑤	行政機関の保有する個人情報保護の適切な管理のための措置に関する指針に規定されている職員が遵守すべき事項	11
表 1-1-1-⑥	政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一基準の策定と運用等に関する指針（平成 17 年 9 月 15 日情報セキュリティ政策会議決定）における規定	12
表 1-1-1-⑦	統一基準（第 4 版）に規定されている職員が遵守すべき事項	13

(2) 各府省における法令等遵守に係る組織・体制の整備等の概要

表 1-2-1-①	国家行政組織法における行政機関の長の権限についての規定	23
表 1-2-1-②	各府省におけるサービスの所管部課（本府省及び外局）	24
表 1-2-1-③	国家公務員倫理法等における体制の整備に係る規定	25
表 1-2-1-④	各府省における倫理保持のための体制	26
表 1-2-1-⑤	セクハラ防止規則等における相談員の配置に係る規定	29
表 1-2-1-⑥	各府省におけるセクハラ防止等のための体制	30
表 1-2-1-⑦	安全確保指針における個人情報の保護に係る管理体制の整備についての規定	32
表 1-2-1-⑧	統一基準（第 4 版）における情報セキュリティ対策の体制の整備に係る規定	33
表 1-2-1-⑨	法令等遵守のための専門の組織の設置状況	35
表 1-2-1-⑩	サービス・倫理の保持に係る委員会等の設置状況	37
表 1-2-1-⑪	研修制度の整備状況	39
表 1-2-1-⑫	監察等の内部監査制度の整備状況	41
表 1-2-1-⑬	会計監査制度の整備状況	44
表 1-2-1-⑭	ガイドラインにおける内部通報窓口の整備に係る規定	46

(3) 民間企業等における法令等遵守に係る取組の概要

表 1-3-1-①	会社法における内部統制システムの整備に係る規定等	49
-----------	--------------------------	----

表 1-(3)-②	民間企業における法令等遵守の取組の例	50
表 1-(3)-③	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における内部統制システムの整備に係る規定等	51
表 1-(3)-④	独立行政法人整理合理化計画における内部統制システムの整備に係る記述等	52
表 1-(3)-⑤	地方公務員法における職員が遵守すべき事項に係る規定	53
表 1-(3)-⑥	地方公共団体における法令等遵守の取組の例	55

2 法令等遵守に係る取組の推進

(1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進

表 2-(1)-①	国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の概要	61
表 2-(1)-②	倫理法又は同法に基づく命令違反に係る懲戒処分等の状況	62
表 2-(1)-③	国家公務員倫理審査会から倫理に関する研修等に関して発出された通知	63
表 2-(1)-④	本府省等の職員に対する倫理に係る研修の実施状況（平成 18 年度）	65
表 2-(1)-⑤	倫理法・倫理規程の職員への浸透度を把握し、周知・啓発、研修の実施方法や内容の見直しを行っている事例	66
表 2-(1)-⑥	倫理法・倫理規程における贈与等報告書に係る規定	67
表 2-(1)-⑦	贈与等報告書の提出状況	70
表 2-(1)-⑧	贈与等報告書の閲覧体制の整備状況等	71
表 2-(1)-⑨	国家公務員倫理審査会から倫理の保持のための通報制度に関して発出された通知	72
表 2-(1)-⑩	倫理の保持のための内部通報制度の整備状況	74
表 2-(1)-⑪	匿名による通報の取扱いに係る規定等	76
表 2-(1)-⑫	倫理監督官等への報告に係る規定	77

(2) セクハラ防止等の推進

表 2-(2)-①	セクハラ防止規則等の規定	84
表 2-(2)-②	セクシュアル・ハラスメントの防止等について（通知）（平成 16 年 7 月 30 日付け職職一 195 人事院事務総局職員福祉局長通知）	87
表 2-(2)-③	本府省等の職員に対するセクハラ防止研修等の実施状況（平成 19 年度）	88
表 2-(2)-④	非常勤（事務補助）職員数の推移	89
表 2-(2)-⑤	非常勤職員に対して研修等を行っている機関	90
表 2-(2)-⑥	監督者の範囲を規程において定めているもの	91
表 2-(2)-⑦	セクハラに関する職員への意識調査を実施しているもの	92
表 2-(2)-⑧	セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項についての指針	94
表 2-(2)-⑨	セクハラ防止に関する規程等の周知状況	96
表 2-(2)-⑩	相談体制の整備に当たって考慮すべき事項等	97

表 2-(2)-⑪	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり 留意すべき事項についての指針	98
表 2-(2)-⑫	相談員の配置状況	100
表 2-(2)-⑬	相談員の配置状況の見直し時期	101
表 2-(2)-⑭	相談員の配置状況の周知	102
表 2-(2)-⑮	本府省等の相談員への配布教材等（配置する段階で配布されるもの）	103
表 2-(2)-⑯	相談員に配布しているマニュアル等の内容	104
表 2-(2)-⑰	各府省の相談員研修の実施状況	106
表 2-(2)-⑱	相談事案の概要を報告することとしている機関	111
表 2-(2)-⑲	相談件数の定期的な報告状況	113
表 2-(2)-⑳	人事院における実施状況調査票の回答方法	114

(3) 内部監査の的確かつ効果的な実施

表 2-(3)-①	内部監査制度に係る規程	118
表 2-(3)-②	服務規律の保持等に係る業務監査の例	119
表 2-(3)-③	各府省の官房部門が定期又は随時に部局横断的に実施している内部 監査	120
表 2-(3)-④	保有個人情報の監査を実施していない府省における規定内容	121
表 2-(3)-⑤	平成 13 年度決算検査報告	122
表 2-(3)-⑥	各府省における会計監査の実施状況 (官房部門が実施主体の監査 平成 16 年度～19 年度実績)	123
表 2-(3)-⑦	地方支分部局等に対する会計監査の実施主体別実施状況 (平成 16 年度～18 年度実績)	126
表 2-(3)-⑧	各府省が実施している会計監査に係る改善措置結果の確認状況	127
表 2-(3)-⑨	各府省が主体的に実施している会計監査に係る監査結果の周知・ 啓発状況	129

(4) 内部通報制度の実効性の確保

表 2-(4)-①	国の行政機関に係る内部通報制度に関する規定	134
表 2-(4)-②	各府省における内部通報の受理及び措置件数（平成 18 年度～19 年度）	136
表 2-(4)-③	各府省における通報規程及び通報窓口の整備状況等	137
表 2-(4)-④	地方支分部局における内部通報窓口の設置状況	139
表 2-(4)-⑤	地方支分部局における通報規程や通報窓口の整備が不十分な例	140
表 2-(4)-⑥	内部規程において通報対象の範囲を公益通報者保護法第 2 条第 3 項 の法令に限定している理由等	141
表 2-(4)-⑦	各府省における通報制度及び通報窓口の周知状況	142
表 2-(4)-⑧	地方支分部局における通報制度や通報窓口の周知が不十分な例	143
表 2-(4)-⑨	通報者に配慮した多種多様な通報手段の設定状況	144

3 非違行為に対する適切な対応の確保

(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保

表3-1-①	懲戒処分に係る規定	148
表3-1-②	懲戒処分の種類及び効果	149
表3-1-③	懲戒処分の指針に係る規定内容	150
表3-1-④	懲戒処分の指針における標準例	151
表3-1-⑤	倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準	152
表3-1-⑥	懲戒処分の公表指針における規定内容	153
表3-1-⑦	各府省における事由別処分数の推移（平成10年～19年 防衛省を除く）	154
表3-1-⑧	防衛省における事由別処分数の推移（平成15年度～19年度）	155
表3-1-⑨	国民の信頼回復と服務規律の確保等に係る推進方策に関する規定	156
表3-1-⑩	府省の官房部門が整備している各種非違行為等に係る速報・連絡 手順	157
表3-1-⑪	特定の部局や非違行為に係る速報・連絡手順の例	159
表3-1-⑫	各府省における矯正措置に係る規程類の整備状況	162
表3-1-⑬	矯正措置に係る量定の基準を定めている例	166

(2) 懲戒処分の適正な公表

表3-2-①	懲戒処分の公表指針に関する通知	169
表3-2-②	各府省における懲戒処分に係る公表規程の策定状況	170
表3-2-③	懲戒処分事案の公表状況（平成19年）	172
表3-2-④	人事院の公表指針において公表対象と考えられる懲戒処分事案を 公表していない例	173

(3) 再発防止対策の一層の推進

表3-3-①	過去に発生した主な不祥事において、原因究明のための組織を設置 し、組織の改廃を含む再発防止策を講じた例	177
表3-3-②	各府省における不祥事の再発防止に係る周知・啓発のための通知の例	178
表3-3-③	都道府県労働局における不正経理関係の懲戒処分等数 （平成17年～18年）	180
表3-3-④	不正経理等の再発防止策に係る評価結果等に対する改善措置状況	181
表3-3-⑤	厚生労働省における公金官物取扱関係の処分状況（平成19年）	182
表3-3-⑥	都道府県労働局における法令等遵守に係る取組状況	183
表3-3-⑦	非違行為事案を職員に幅広く周知している例	184
表3-3-⑧	非常勤職員等に対する服務、倫理、セクハラ等に関する研修の実施例	185
表3-3-⑨	都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況	186

4 法令等遵守の一層の推進

表4-①	行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置	193
表4-②	政府機関の情報セキュリティ対策	194

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、各府省に共通する国家公務員として遵守すべき基本的な法令等に係る各府省の取組、法令等遵守に係る制度や仕組みの運営状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（9）、市町村（3）、事業者等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 6事務所（岩手、石川、和歌山、山口、徳島、宮崎）

4 実施時期

平成19年8月～21年3月

第2 調査結果

1 法令等遵守に係る取組の実態

調査結果	説明図表番号
<p>国家公務員には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）や国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）等の国家公務員であることにより適用される基本的な法令等があり、それらの法令等において、職員一人一人が遵守すべき事項が定められている。例えば、国家公務員法においては、職員の服務として、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等が規定され、国家公務員倫理法においては、常に公正な職務の執行に当たらなければならないなど職務に係る倫理原則や贈与等の報告義務、株取引等の報告義務等が定められている。このほか、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）による個人の人格・尊厳の侵害などは、国家公務員や行政に対する信頼を揺るがす問題ともなる。</p> <p>一方、道路交通法（昭和35年法律第105号）など広く一般国民を対象として遵守が求められる法令については、当然に国家公務員も遵守が求められる。このほか、行政機関や行政機関の長に対し作為義務や禁止事項を定める法令等については、国家公務員は、これらの関係法令等に基づき業務を遂行する義務を負っている。</p> <p>今回、各府省における、職員に法令等を遵守させるための取組について調査することとし、調査に当たっては、各府省に共通する職員一人一人が国家公務員として遵守すべき基本的な法令等に係る各府省の取組、法令等遵守に係る制度や仕組みの運営状況について調査した。</p> <p>また、調査対象機関は、全16府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）の本府省16機関及び外局17機関の計33機関（以下、本府省及び外局を合わせて「本府省等」という。）並びに本府省等に置かれる地方支分部局等133機関の合計166機関とした。</p>	

(1) 国家公務員の法令等に基づく遵守事項の概要

調査結果	説明図表番号
<p>今回調査対象とした、国家公務員に適用される基本的な法令等において規定されている職員一人一人が遵守すべき事項の概要は、次のとおりである。</p> <p>① 国家公務員法</p> <p>国家公務員法においては、職員のサービスの根本基準として、すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことが規定されている。また、サービスの具体的内容として、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、私企業からの隔離並びに他の事業又は事務の関与制限が規定されている。</p> <p>(注) 国家公務員法の適用を受けない防衛省の特別職の職員については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）において同旨が規定されている。</p>	<p>表1-(1)-①</p>
<p>② 国家公務員倫理法</p> <p>国家公務員倫理法においては、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則、贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の提出義務等が規定されている。さらに、同法に基づき制定された国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）においては、倫理行動規準、利害関係者や利害関係者以外の者等との間における禁止行為、特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止、講演に関する規制等が規定されている。</p> <p>(注) 国家公務員倫理法の適用を受けない防衛省の特別職の職員については、後述2(1)のとおり、自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）及び自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）において同旨が規定されている。</p>	<p>表1-(1)-②</p>
<p>③ 人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）</p> <p>人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等。以下「セクハラ防止規則」という。）においては、職員は人事院が定める指針に従い、セクハラをしないように注意することや、職員を監督する地位にある者は日常の執務を通じた指導等によりセクハラの防止及び排除に努めるとともに、セクハラに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならないことが規定されている。</p> <p>(注) 人事院規則の適用を受けない防衛省の特別職の職員及び林野庁の現業職員については、後述2(2)のとおり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）に基づき同旨の規程が各機関において整備されている。</p>	<p>表1-(1)-③</p>
<p>④ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）においては、安全確保の措置として、行政機関の長は、保有個人情報の漏え</p>	<p>表1-(1)-④</p>

<p>い、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないことが規定されており、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」（平成 16 年 9 月 14 日付け総管情第 84 号総務省行政管理局長通知。以下「安全確保指針」という。）において、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならないとされている。具体的には、保有個人情報の取扱いとして、アクセス制限、複製等の制限、誤りの訂正等、媒体の管理等、廃棄等、また、情報システムにおける安全の確保等として、入力情報の照会等、端末の盗難防止等、第三者の閲覧防止等について規定されている。</p>	<p>表 1-(1)-⑤</p>
<p>⑤ 政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関のための統一基準の策定と運用等に関する指針</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関のための統一基準の策定と運用等に関する指針（平成 17 年 9 月 15 日情報セキュリティ政策会議決定）において、各府省庁は情報セキュリティ対策を実施するに当たり、客観的な視点から省庁基準に基づいた対策が適切に行われていることが重要であり、このため監査、評価を適切に実施することが必要であるとされている。これを受け、政策会議決定された政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（2005 年 12 月版（全体版初版）（注）。以下「統一基準」という。）においては、情報セキュリティ対策の教育の受講、障害等の発生時における報告と応急措置、自己点検の実施、情報の適正な取扱・利用・提供等についての対策、不正プログラム対策、電子計算機対策、アプリケーションソフトウェア対策、庁舎外での情報処理の制限、府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の制限等について規定されている。</p> <p>（注）統一基準については、平成 19 年 6 月 14 日の情報セキュリティ政策会議第 12 回会合、20 年 2 月 4 日の情報セキュリティ政策会議第 16 回会合及び 21 年 2 月 3 日の情報セキュリティ政策会議第 20 回会合において、それぞれ改訂版が決定され、現在第 4 版が策定されている。</p>	<p>表 1-(1)-⑥</p> <p>表 1-(1)-⑦</p>

表 1-(1)-① 国家公務員法に規定されている職員が遵守すべき事項

遵守事項	条項
<p>(サービスの根本基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。 	第 96 条第 1 項
<p>(サービスの宣誓)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、政令の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。 	第 97 条
<p>(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。 	第 98 条第 1 項、第 2 項
<p>(信用失墜行為の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 	第 99 条
<p>(秘密を守る義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 	第 100 条第 1 項
<p>(職務に専念する義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。 	第 101 条第 1 項
<p>(政治的行為の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。 職員は、公選による公職の候補者となることができない。 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。 	第 102 条第 1 項、第 2 項、第 3 項
<p>(私企業からの隔離)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。 	第 103 条第 1 項
<p>(他の事業又は事務の関与制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。 	第 104 条

(注) 国家公務員法に基づき、当省が作成した。

表 1-(1)-② 国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に規定されている職員が遵守すべき事項

【国家公務員倫理法】

遵守事項	条項
<p>(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。 ・ 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。 ・ 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。 	<p>第 3 条第 1 項、 第 2 項、第 3 項</p>
<p>(贈与等の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（贈与等）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたときは、四半期ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から 14 日以内に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額 二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実 三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所 四 前三号に掲げるもののほか国家公務員倫理規程で定める事項 	<p>第 6 条第 1 項</p>
<p>(株取引等の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、3 月 1 日から同月 31 日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。 	<p>第 7 条第 1 項</p>
<p>(所得等の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省審議官級以上の職員は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、3 月 1 日から同月 31 日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実） <ol style="list-style-type: none"> イ 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額 ロ 各種所得の金額及び山林所得の金額のうち、租税特別措置法の規定により、所得税法第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額 二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格 	<p>第 8 条第 1 項</p>

(注) 国家公務員倫理法に基づき、本省が作成した。

【国家公務員倫理規程】

遵守事項	条項
<p>(倫理行動規準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、国家公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる法第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。 一 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。 三 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。 	第1条
<p>(禁止行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。 五 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。 六 利害関係者から供応接待を受けること。 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。 八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。 	第3条
<p>(禁止行為の例外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官に相談し、その指示に従うものとする。 	第4条第2項
<p>(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。 ・ 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。 	第5条第1項、第2項
<p>(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、次に掲げる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。 	第6条第1項

<ul style="list-style-type: none"> 一 補助金等又は国が直接支出する費用をもって作成される書籍等 二 作成数の過半数を当該職員の属する国の機関又は特定独立行政法人において買い入れる書籍等 	
<p>(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人の他の職員の第3条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。 ・ 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する行政機関等の他の職員が法若しくは法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。 ・ 法第2条第3項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第19条の3第1項に規定する特定管理職員であって同法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額を支給されるもの及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。 	<p>第7条第1項、 第2項、第3項</p>
<p>(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。 二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。 	<p>第8条</p>
<p>(講演等に関する規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。 	<p>第9条第1項</p>
<p>(倫理監督官への相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督官に相談するものとする。 	<p>第10条</p>

(注) 国家公務員倫理規程に基づき、当省が作成した。

表 1-(1)-③ 人事院規則 10-10 (セクシュアル・ハラスメントの防止等) に規定されている職員が遵守すべき事項

遵守事項	条項
<p>(職員の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、人事院の指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。 ・ 職員を監督する地位にある者は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。 	<p>第 5 条第 1 項、 第 2 項</p>

(注) 人事院規則 10-10 (セクシュアル・ハラスメントの防止等) に基づき、当省が作成した。

表 1-(1)-④ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における規定等

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）〈抜粋〉

（安全確保の措置）

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に当たって（通知）

（平成 17 年 3 月 25 日付け総管情第 41 号）〈抜粋〉

第 2 行政機関における個人情報の取扱い

4 安全確保の措置（第 6 条関係）

行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされている。

保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるに当たっては、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」（平成 16 年 9 月 14 日総務省行政管理局長通知）を参考にして、その保有する個人情報の内容や取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め等を整備する必要がある。また、監査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

表 1-(1)-⑤ 行政機関の保有する個人情報保護の適切な管理のための措置に関する指針に規定されている職員が遵守すべき事項

遵守事項	条項等
<p>第4 職員の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。 	第4
<p>第5 保有個人情報の取扱い</p> <p>(アクセス制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。 	第5-2、3
<p>(複製等の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保有個人情報の複製 (2) 保有個人情報の送信 (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為 	第5-4
<p>(誤りの訂正等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。 	第5-5
<p>(媒体の管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。 	第5-6
<p>(廃棄等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。 	第5-7
<p>第6 情報システムにおける安全の確保等</p> <p>(入力情報の照合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。 	第6-8
<p>(端末の盗難防止等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。 	第6-13
<p>(第三者の閲覧防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。 	第6-14

(注) 行政機関の保有する個人情報保護の適切な管理のための措置に関する指針に基づき、当省が作成した。

表 1-(1)-⑥ 政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一基準の策定と運用等に関する指針（平成 17 年 9 月 15 日情報セキュリティ政策会議決定）における規定＜抜粋＞

3 省庁基準に基づく情報セキュリティ対策

3-5 評価（監査）

各府省庁は情報セキュリティ対策を実施するに当たり、客観的な視点から省庁基準に基づいた対策が適切に行われていることが重要であり、このため監査、評価を適切に実施することが必要である。その場合、情報システムに係る技術的、物理的及び人的情報セキュリティに関する事項にとどまらず、それに関係する情報自体のセキュリティをも含む総合的な監査、評価を実施することが必要である。

外部の機関を活用して監査を行う場合、当該機関に情報システムの弱点が知られる危険を伴うことを十分留意し、たうえ、信頼性について慎重な検討を行い、機関の選定を行うことが必要である。

（注）下線は当省が付した。

表 1-(1)-⑦ 統一基準（第 4 版）に規定されている職員が遵守すべき事項

遵守事項	条項等
<p>(役割の割当て)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を兼務しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 承認又は許可事案の申請者とその承認権限者又は許可権限者（以下「承認権限者等」という。） (イ) 監査を受ける者とその監査を実施する者 	1. 2. 1. 2
<p>(違反と例外措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、情報セキュリティ関係規程への重大な違反を知った場合には、各規定の実施に責任を持つ情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。 行政事務従事者は、例外措置の適用を希望する場合には、定められた審査手続に従い、許可権限者に例外措置の適用を申請すること。ただし、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、情報セキュリティ関係規程の規定とは異なる代替の方法を直ちに採用すること又は規定を実施しないことが不可避のときは、事後速やかに申請し許可を得ること。行政事務従事者は、申請の際に以下の事項を含む項目を明確にすること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 申請者の情報（氏名、所属、連絡先） (イ) 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の適用箇所（規程名と条項等） (ウ) 例外措置の適用を申請する期間 (エ) 例外措置の適用を申請する措置内容（講ずる代替手段等） (オ) 例外措置の適用を終了したときの報告方法 (カ) 例外措置の適用を申請する理由 行政事務従事者は、例外措置の適用について許可を受け、例外措置を適用した場合には、それを終了したときに、当該例外措置の許可権限者にその旨を報告すること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合、この限りでない。 	1. 2. 1. 3
<p>(情報セキュリティ対策の教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、毎年度最低 1 回、情報セキュリティ対策の教育に関する計画に従って、情報セキュリティ対策の教育を受講すること。 行政事務従事者は、着任時、異動時に新しい職場等で、情報セキュリティ対策の教育の受講方法について課室情報セキュリティ責任者に確認すること。 行政事務従事者は、情報セキュリティ対策の教育を受講できず、その理由が本人の責任ではないと思われる場合には、その理由について、課室情報セキュリティ責任者を通じて、統括情報セキュリティ責任者に報告すること。 行政事務従事者は、情報セキュリティ対策の訓練に関する規定が定められている場合には、当該規定に従って、情報セキュリティ対策の訓練に参加すること。 	1. 2. 2. 1
<p>(障害・事故等の対処)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、障害・事故等の発生を知った場合には、それに関係する者に連絡するとともに、統括情報セキュリティ責任者が定めた報告手順により、情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。 行政事務従事者は、障害・事故等が発生した際の対処手順の有無を確認し、それを実施できる場合には、その手順に従うこと。 行政事務従事者は、障害・事故等が発生した場合であって、当該障害・事故等について対処手順がないとき及びその有無を確認できないときは、その対処についての指示を受けるまで、障害・事故等による被害の拡大防止に努めること。指示があった場合には、その指示に従うこと。 	1. 2. 2. 2
<p>(情報セキュリティ対策の自己点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、自らが実施した自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲で改善できると判断したことは改善し、情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。 	1. 2. 3. 1
<p>(情報セキュリティ対策の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる場合には、情報セキュリティ関係規程を整備した者に相談すること。 	1. 2. 4. 1
<p>(外部委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、委託先に要保護情報又は重要な設計書を提供する場合、提供する情報を必要最小限とし、以下の措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 委託先に情報を提供する場合は、安全な受渡方法によりこれを実施し、提供した記録を取得すること。 (イ) 外部委託の業務終了等により提供した情報が委託先において不要になった場合には、これを確実に返却させ、又は廃棄させ、若しくは抹消させること。 	1. 2. 5. 1
<p>(業務継続計画との整合的運用の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合であって、業務継続計画と情報セキュリティ関係規程が定める要求事項との違いなどにより、実施の是非の判断が困難なときは、関係者に連絡するとともに、統括情報セキュリティ責任者が整備した障害・事故等が発生した際の報告手順により、情報セキュリティ責任者にその旨を報告して、指示を得ること。 	1. 2. 5. 2

遵守事項	条項等
<p>(情報の作成と入手)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で、情報を作成し、又は入手しないこと。 行政事務従事者は、情報の作成時及び府省庁外の者が作成した情報を入手したことに伴う管理の開始時に格付け及び取扱制限の定義に基づき、格付け及び取扱制限を決定すること。 行政事務従事者は、元の情報の修正、追加、削除のいずれかにより、他者が決定した情報の格付け及び取扱制限を変更する必要があると思料する場合には、前項に従って再決定すること。 行政事務従事者は、情報の格付け及び取扱制限を決定（再決定を含む。以下同じ。）した際に、当該情報の参照が許されている者が認識できる方法を用いて明示等すること。 行政事務従事者は、情報を作成する際に、参照した情報又は入手した情報が既に格付け又は取扱制限の決定がなされている場合には、元となる情報の機密性に係る格付け及び取扱制限を継承すること。 	1. 3. 1. 1
<p>(情報の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で、情報を利用しないこと。 行政事務従事者は、利用する情報に明示等された格付けに従って、当該情報を適切に取り扱うこと。格付けに加えて取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って取り扱うこと。 行政事務従事者は、情報を複製する場合には、元となる情報の機密性に係る格付け及び取扱制限を継承すること。 行政事務従事者は、情報を利用する場合に、元の格付け又は取扱制限がその時点で不適切と考えるため、他者が決定した情報の格付け又は取扱制限そのものを見直す必要があると思料する場合には、その決定者（決定について引き継いだ者を含む。）又はその上司（以下、この項において「決定者等」という。）に相談すること。 行政事務従事者は、自らが格付け及び取扱制限の決定者等である情報に対して、見直しの必要があると認めた場合には、当該情報の格付け又は取扱制限を再決定し、それを明示等すること。また、それ以前に当該情報を参照した者に対して、その旨を可能な限り周知すること。 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で、要保護情報を府省庁外に持ち出さないこと。 行政事務従事者は、要保護情報を放置しないこと。 行政事務従事者は、機密性3情報を必要以上に複製しないこと。 行政事務従事者は、要機密情報を必要以上に配付しないこと。 行政事務従事者は、機密性3情報には、機密性3情報として取り扱う期間を明記すること。また、その期間中であっても、情報の格付けを下げる又は取扱制限を緩和する必要があると思料される場合には、格付け及び取扱制限の見直しに必要な処理を行うこと。 行政事務従事者は、機密性3情報である書面には、一連番号を付し、その所在を明らかにしておくこと。 	1. 3. 2. 2
<p>(情報の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、電磁的記録媒体に保存された要保護情報について、適切なアクセス制御を行うこと。 行政事務従事者は、情報の格付け及び取扱制限に応じて、情報が保存された電磁的記録媒体を適切に管理すること。 行政事務従事者は、情報システムに入力された情報若しくは情報システムから出力した情報を記載した書面のうち要機密情報である書面、又は重要な設計書を適切に管理すること。 行政事務従事者は、要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報にパスワードを設定すること。 行政事務従事者は、要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化すること。 行政事務従事者は、要保全情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報に電子署名を付与すること。 行政事務従事者は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録又は重要な設計書について、バックアップ又は複写の必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、そのバックアップ又は複写を取得すること。 行政事務従事者は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録のバックアップ又は重要な設計書の複写の保管について、災害等により生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めるときは、適切な措置を講ずること。 行政事務従事者は、電磁的記録媒体に保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存し、保存期間を延長する必要性がない場合は、速やかに消去すること。 	1. 3. 1. 3
<p>(情報の移送)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を移送する場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面を移送する場合には、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。 行政事務従事者は、要保護情報である電磁的記録を移送する場合には、安全確保に留意して、送信又は 	1. 3. 1. 4

遵守事項	条項等
<p>運搬のいずれによるかを選択し、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録の移送であり、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、要保護情報又は重要な設計書を移送する場合には、安全確保に留意して、当該情報の移送手段を決定し、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面の移送であり、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。 行政事務従事者は、要機密情報である書面又は重要な設計書を運搬する場合には、情報の格付け及び取扱制限に応じて、安全確保のための適切な措置を講ずること。 行政事務従事者は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報にパスワードを設定すること。 行政事務従事者は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化すること。 行政事務従事者は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報に電子署名を付与すること。 行政事務従事者は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、バックアップを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報のバックアップを取得すること。 行政事務従事者は、要安定情報である電磁的記録を移送する場合には、移送中の滅失、紛失、移送先への到着時間の遅延等により支障が起ころおそれに対し、同一の電磁的記録を異なる移送経路で移送するなどの措置を講ずる必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。 行政事務従事者は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、必要な強度の暗号化に加えて、複数の情報に分割してそれぞれ異なる移送経路を用いること。 	
<p>(情報の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、情報を公表する場合には、当該情報が機密性1情報に格付けされるものであることを確認すること。 行政事務従事者は、電磁的記録を公表する場合には、当該情報の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を府省庁外の者に提供する場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面を府省庁外の者に提供する場合には、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた提供については、この限りでない。 行政事務従事者は、要保護情報又は重要な設計書を府省庁外の者に提供する場合には、提供先において、当該情報に付された情報の格付け及び取扱制限に応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。 行政事務従事者は、電磁的記録を提供する場合には、当該記録の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。 	1. 3. 1. 5
<ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、電磁的記録媒体を廃棄する場合には、すべての情報を復元が困難な状態にする（以下「抹消する」という。）こと。 行政事務従事者は、電磁的記録媒体を他の者へ提供する場合には、当該電磁的記録媒体に保存された不要な要機密情報を抹消すること。 行政事務従事者は、電磁的記録媒体について、設置環境等から必要があると認められる場合は、当該電磁的記録媒体の要機密情報を抹消すること。 行政事務従事者は、要機密情報である書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にすること。 	1. 3. 1. 6
<p>(府省庁外での情報処理の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁外で情報処理を行う場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁外で情報処理を行う場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者が届出を要しなかった場合は、この限りでない。 行政事務従事者は、要保護情報について府省庁外で情報処理を行う場合には、業務の遂行に必要最小限の情報処理にとどめること。 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者が届出を 	1. 4. 1. 1

遵守事項	条項等
<p>要しないとした場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、要保護情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、業務の遂行に必要な最小限の情報システムの持出しにとどめること。 行政事務従事者は、要保護情報について府省庁外での情報処理について定められた安全管理措置を講ずること。 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁外での情報処理を行うことを終了した時に、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。 行政事務従事者は、要保護情報を取り扱う情報システムの府省庁外への持出しについて定められた安全管理措置を講ずること。 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出すことを終了した時に、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。 	
<p>(府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁支給以外の情報システムにより情報処理を行う必要がある場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁支給以外の情報システムにより情報処理を行う必要がある場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないとされた場合は、この限りでない。 行政事務従事者は、要保護情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を行う場合には、当該情報システムについて定められた安全管理措置を講ずること。 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を終了した時に、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。 	1. 4. 1. 2
<p>(府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止の規定に基づいて、必要な措置を講ずること。 	1. 5. 2. 5
<p>(主体認証機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務従事者は、主体認証の際に自己に付与された識別コード以外の識別コードを用いて、情報システムを利用しないこと。 行政事務従事者は、自己に付与された識別コードを他者に主体認証に用いる目的のために付与及び貸与しないこと。 行政事務従事者は、自己に付与された識別コードを、それを知る必要のない者に知られるような状態で放置しないこと。 行政事務従事者は、行政事務のために識別コードを利用する必要がなくなった場合は、その旨を情報システムセキュリティ管理者に届け出ること。ただし、個別の届出が必要ないと、情報システムセキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。 行政事務従事者は、管理者権限を持つ識別コードを付与された場合には、管理者としての業務遂行時に限定して、当該識別コードを利用すること。 行政事務従事者は、主体認証情報が他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者にその旨を報告すること。 行政事務従事者は、知識による主体認証情報を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 自己の主体認証情報を他者に知られないように管理すること。 (イ) 自己の主体認証情報を他者に教えないこと。 (ウ) 主体認証情報を忘却しないように努めること。 (エ) 主体認証情報を設定するに際しては、容易に推測されないものにする。 (オ) 情報システムセキュリティ管理者から主体認証情報を定期的に変更するように指示されている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。 行政事務従事者は、所有による主体認証情報を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 主体認証情報格納装置を本人が意図せずに使われることのないように安全管理措置を講じて管理すること。 (イ) 主体認証情報格納装置を他者に付与及び貸与しないこと。 (ウ) 主体認証情報格納装置を紛失しないように管理すること。紛失した場合には、直ちに情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者にその旨を報告すること。 (エ) 主体認証情報格納装置を利用する必要がなくなった場合には、これを情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者に返還すること。 	2. 1. 1. 1

遵守事項	条項等
(電子計算機共通対策) ・ (a) 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で電子計算機を利用しないこと。	2. 2. 2. 1
(端末) ・ 行政事務従事者は、モバイル PC を利用する必要がある場合には、情報システムセキュリティ責任者の承認を得ること。 ・ 行政事務従事者は、端末で利用可能と定められたソフトウェアを除いて、ソフトウェアを利用しないこと。 ・ 行政事務従事者は、要保護情報を取り扱うモバイル PC を利用する場合には、盗難防止措置を行うこと。 ・ 行政事務従事者は、要機密情報を取り扱うモバイル PC については、モバイル PC を府省庁外に持ち出す場合に、当該モバイル PC で利用する電磁的記録媒体に保存されている要機密情報の暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化すること。 ・ 行政事務従事者は、情報システムセキュリティ責任者が接続許可を与えた通信回線以外に端末を接続しないこと。	2. 2. 2. 2
(電子メール) ・ 行政事務従事者は、業務遂行に係る情報を含む電子メールを送受信する場合には、各府省庁が運営し、又は外部委託した電子メールサーバにより提供される電子メールサービスを利用すること。ただし、府省庁支給以外の情報システムによる情報処理について許可を得ている者については、この限りでない。 ・ 行政事務従事者は、受信した電子メールにより、スクリプトが電子計算機で実行されないように電子メールの内容を表示させること。	2. 2. 3. 1
(ウェブ) ・ 行政事務従事者は、情報セキュリティの確保がなされるよう適切にウェブクライアントのセキュリティ設定をすること。 ・ 行政事務従事者は、ウェブクライアントが動作する電子計算機にソフトウェアをダウンロードする場合には、電子署名により当該ソフトウェアの配布元を確認すること。 ・ 行政事務従事者は、閲覧しているウェブサイトに表示されるフォームに要機密情報を入力して送信する場合には、以下の事項を確認すること。 (ア) 送信内容が暗号化されること。 (イ) 当該ウェブサイトが送信先として想定している組織のものであること。	2. 2. 3. 2
(通信回線共通対策) ・ 行政事務従事者は、情報システムセキュリティ責任者の許可を受けていない電子計算機及び通信回線装置を通信回線に接続しないこと。	2. 2. 4. 1

(注) 1 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議）に基づき、当省が作成した。

2 統一基準で定める遵守事項のうち、基本的遵守事項を記載した。

(2) 各府省における法令等遵守に係る組織・体制の整備等の概要

調査結果	説明図表番号
<p>全 16 府省の本府省等 33 機関における、基本的な法令等の遵守に係る組織・体制や関係制度の整備状況について調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p>ア 国家公務員に適用される基本的な法令等に基づく組織・体制</p>	
<p>各機関は、国家公務員に適用される基本的な法令等に基づき、①服務所管部課の設置、②倫理監督官の配置等倫理の保持のための体制の整備、③セクハラ相談員の配置、④個人情報の保護に係る管理体制の整備及び⑤情報セキュリティ対策の実施体制の整備を行っている。</p>	
<p>(ア) 服務所管部課の設置</p>	
<p>国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）においては、各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督することが規定されている。</p>	表 1-(2)-①
<p>このため、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関においては、服務に係る事務を行い、服務規律の保持を図るため、それぞれの組織令等に基づき、服務を所管する部課を設置している。各機関における服務の所管部課は、本府省が大臣（長官）官房の人事課や秘書課等、外局が長官官房人事課、総務部総務課等となっている。</p>	表 1-(2)-②
<p>(イ) 倫理監督官の配置等</p>	
<p>国家公務員倫理法においては、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、各行政機関に、それぞれ倫理監督官 1 人を置き、倫理監督官は、その属する行政機関の職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、国家公務員倫理審査会の指示に従い、当該行政機関の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うことと規定されている。</p>	表 1-(2)-③
<p>また、国家公務員倫理規程においては、各省各庁の長は、贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うことと規定されている。</p>	
<p>なお、自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程においても、おおむね同一の内容が規定されている。</p>	
<p>(注) 国家公務員倫理審査会は、国家公務員法及び国家公務員倫理法に基づき、人事院に設置され、会長及び委員 4 人で組織され、国家公務員倫理規程の制定・改廃に関する内閣への意見の申出、贈与等報告書等の審査、国家公務員倫理法等違反の疑いがある場合の調査・懲戒手続の実施、懲戒処分の承認等、国家公務員の職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌している。なお、防衛省においては、防衛大臣の事務を補佐させるため、自衛隊員倫理法に基づき、国家公務員倫理審査会とおおむね所掌事務を同一とする自衛隊員倫理審査会が設置されている。</p>	表 1-(2)-④

このため、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関においては、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程、又は自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程に基づき、それぞれ倫理監督官に事務次官、外局の長等を配置している。

また、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関のうち、外局の 3 機関は、本府省の規程が適用されており、残りの 30 機関のうち 29 機関は、それぞれ内部規程を策定し、倫理監督官を補佐する体制として、総括倫理管理官、倫理管理官等を配置し、贈与等報告書、株取引等報告書、所得等報告書等の受理・審査等のための体制を整備するとともに、倫理に関する相談の受付等当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制を整備している。

環境省の内部規程から職員の職務に係る倫理の保持の体制をみると、倫理所管部課は大臣官房秘書課（職員係）となっており、倫理監督官として事務次官、倫理管理者として大臣官房長、各局長、大臣官房秘書課長、各局総括課長等をそれぞれ配置している。

(ウ) セクハラ相談員の配置

セクハラ防止規則においては、各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、セクハラに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならないと規定されている。

このため、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関では、セクハラに関する苦情相談を受ける相談員を配置している。また、セクハラ防止規則の適用を受けない防衛省の特別職の職員及び林野庁の現業職員については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律を受け、それぞれ同様の措置が講じられている。

総務省における、セクハラに対する相談体制についてみると、総務省本省は「総務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令」（平成 13 年 1 月 6 日付け総務省訓令第 31 号）を策定し、本省内部部局に 38 人の相談員を配置し、公害等調整委員会は「公害等調整委員会におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」（平成 19 年 6 月 21 日付け公害等調整委員会訓令第 2 号）を策定し、相談員を 3 人配置し、消防庁は「消防庁における人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の取扱いについて」（平成 11 年 5 月 6 日付け消防総第 272 号）を策定し、7 人の相談員を配置している。

(エ) 個人情報の保護に係る管理体制の整備

行政機関が保有する個人情報の管理については、安全確保指針が定められており、同指針において、管理体制として、各行政機関に、総括保護管

表 1-(2)-⑤

表 1-(2)-⑥

表 1-(2)-⑦

理者及び監査責任者を置き、保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者及び保護担当者を置くとされ、また、総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うための委員会を設け、定期に又は随時に開催すると規定されている。

このため、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関は、当該指針に基づき、それぞれ個人情報の管理に関する内部規程を策定し、総括保護管理者の配置等の必要な体制を整備している。当該指針において、総括保護管理者は、官房長等をもって充てるとされ、保護管理者は、保有個人情報を取り扱う各課室等の長又はこれに代わる者をもって充てるとされている。

(ウ) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備

各府省における情報セキュリティ対策については、統一基準において、情報セキュリティ対策の一つである「組織と体制の整備」として、組織全体の情報セキュリティ対策を実施するに当たり、最高情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ委員会、情報セキュリティ監査責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、情報システムセキュリティ管理者及び課室情報セキュリティ責任者を設置することと規定されている。

このため、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関は、当該統一基準に基づき、それぞれ情報セキュリティポリシーを策定し、必要な組織・体制を整備している。

総務省本省における情報セキュリティ対策の体制についてみると、最高情報セキュリティ責任者として大臣官房長、情報セキュリティ委員会として総務省行政情報化推進委員会、情報セキュリティ監査責任者として大臣官房企画課情報システム室長を充てるなどとなっている。

イ 各府省が独自に整備している組織・体制

一部の機関は、前述アの法令等に基づき整備している組織・体制に加え、独自に、法令等の遵守に係る専門の組織・体制を整備している。

(ア) 法令等遵守に係る専門の組織の設置

調査した全 16 府省の本府省等 33 機関中 5 機関は、訓令又は大臣決定に基づき、法令遵守対応室、法令等遵守調査室、法令等遵守委員会等の法令等遵守に係る専門の組織を設けている。これらの組織は、法令等遵守に関して、法令等違反が疑われる場合における事実関係の調査や必要な措置の検討等、さらには内部通報窓口の機能を果たすこととされている。また、これらのうち、3 機関における専門の組織は、弁護士の資格を有する者をメンバーに含んだものとなっている。

(イ) 服務や倫理の保持に関する委員会等の設置

調査した全 16 府省の本府省等 33 機関中 7 機関は、訓令等内部規程に基

表 1-(2)-⑧

表 1-(2)-⑨

<p>づき、服務や倫理の保持を所管する部課の職員で構成される委員会等を設けている。これらの組織は、必要に応じ、綱紀の保持の状況の点検や、服務規律の遵守及び職務に係る倫理の保持に関する重要事項の調査審議、服務に関する調査・指導・助言等を行うこととされている。</p>	表 1-(2)-⑩
<p>ウ 法令等遵守に係る制度・仕組み</p>	
<p>各機関は、法令等遵守を推進するため、法令等遵守に係る周知・啓発や研修を実施しているほか、内部監査の実施や内部通報窓口等の整備を行っている。</p>	
<p>(ア) 法令等遵守に係る周知・啓発や研修の実施</p>	
<p>調査した全 16 府省の本府省等 33 機関は、法令等遵守に関する内部規程類の配布やイントラネットへの掲示を行うとともに、関係する閣議決定、人事院や総務省等からの関係通知を職員へ周知している。</p>	
<p>また、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関中 30 機関は、研修制度を整備しており、研修規則や実施要領、あるいは、年度別の研修実施計画に基づいて研修を行っており、課長級、課長補佐級、係長級等の階層別の研修や特定の業務に従事する者を対象とした研修等様々な研修の中で、必要に応じ、国家公務員の服務、倫理、セクハラ防止等が研修科目とされている。</p>	表 1-(2)-⑪
<p>(注) 今回の調査においては、調査対象機関において行われている研修のうち、当該機関の各部局の職員に共通して行われているものを調査対象としており、各部局等が独自に行っているものは除いている。</p>	
<p>(イ) 内部監査の実施</p>	
<p>調査した全 16 府省の本府省等 33 機関中 12 機関は、監察等の内部監査制度が整備されている。</p>	表 1-(2)-⑫
<p>また、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関においては、会計事務の適正な執行を図るため、それぞれの組織令等により、会計監査を所管する部課を定めている。各機関における会計監査の所管は、本府省は大臣官房会計課や経理課等、外局は長官官房会計課や総務部経理課等となっている。会計監査は、会計監査規則や実施要領、年度計画、監査マニュアル等に基づき行われている。</p>	表 1-(2)-⑬
<p>このほか、保有する個人情報の管理についての監査、情報セキュリティに係る監査が実施されている。</p>	
<p>(ウ) 内部通報窓口等の整備</p>	
<p>各府省は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行に伴い、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）」（平成 17 年 7 月 19 日関係省庁申合せ。以下「ガイドライン」という。）を申し合わせ</p>	表 1-(2)-⑭

ている。

当該申合せにおいては、内部職員等からの通報処理の仕組みの整備、総合的な窓口の設置等について規定している。具体的には、①幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備すること、②通報処理の仕組みについて、内部規程を作成すること、③内部通報窓口を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置すること、④外部に弁護士等を配置した窓口（外部窓口（ヘルプライン））を設けるよう努めること等を規定している。

表 1-(2)-① 国家行政組織法における行政機関の長の権限についての規定

○ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）〈抜粋〉

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

表 1-②-② 各府省におけるサービスの所管部課（本府省及び外局）

府省名	サービス所管部課名	根拠規程及び条項
内閣府	大臣官房人事課	内閣府本府組織令（平成 12 年政令第 245 号） 第 2 条第 7 号及び第 13 条第 1 号
宮内庁	長官官房秘書課	宮内庁組織令（昭和 27 年政令第 377 号） 第 7 条第 2 号及び第 11 条第 9 号
公正取引委員会	事務総局官房人事課	公正取引委員会事務総局組織令（昭和 27 年政令第 373 号） 第 2 条第 13 号及び第 9 条第 2 号
国家公安委員会（警察庁）	長官官房人事課	警察庁組織令（昭和 29 年政令第 180 号） 第 9 条第 1 号
金融庁	総務企画局総務課	金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号） 第 2 条第 2 号及び第 8 条第 2 号
総務省	大臣官房秘書課	総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号） 第 3 条第 2 号及び第 21 条第 2 号
公害等調整委員会	事務局総務課	公害等調整委員会事務局組織令（昭和 47 年政令第 236 号） 第 3 条第 9 号
消防庁	総務課	総務省組織令 第 146 条第 2 号
法務省	大臣官房人事課	法務省組織令（平成 12 年政令第 248 号） 第 3 条第 11 号及び第 15 条第 2 号
公安審査委員会	—	—
公安調査庁	総務部（人事課）	法務省組織令第 78 条第 12 号
外務省	大臣官房人事課	外務省組織令（平成 12 年政令第 249 号） 第 3 条第 9 号及び第 20 条第 1 号
財務省	大臣官房秘書課	財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号） 第 3 条第 3 号及び第 14 条第 3 号
国税庁	長官官房（人事課）	財務省組織令第 89 条第 10 号
文部科学省	大臣官房人事課	文部科学省組織令（平成 12 年政令第 251 号） 第 3 条第 1 号及び第 17 条第 1 号
文化庁	長官官房政策課	文部科学省組織令第 100 条第 1 号
厚生労働省	大臣官房人事課	厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号） 第 3 条第 2 号及び第 21 条第 2 号
社会保険庁	総務部職員課	厚生労働省組織令第 159 条第 2 号
中央労働委員会	事務局総務課	厚生労働省組織令第 168 条第 2 号
農林水産省	大臣官房秘書課	農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号） 第 3 条第 7 号及び第 16 条第 3 号
林野庁	林政部林政課	農林水産省組織令第 97 条第 6 号及び第 101 条第 6 号
水産庁	漁政部漁政課	農林水産省組織令第 123 条第 6 号及び第 130 条第 6 号
経済産業省	大臣官房秘書課	経済産業省組織令（平成 12 年政令第 254 号） 第 3 条第 2 号及び第 15 条第 2 号
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	経済産業省組織令第 106 条第 2 号及び第 111 条第 2 号
特許庁	総務部（秘書課）	経済産業省組織令第 136 条第 2 号
中小企業庁	長官官房（参事官）	経済産業省組織令第 148 条第 2 号
国土交通省	大臣官房人事課	国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号） 第 3 条第 2 号及び第 24 条第 2 号
船員労働委員会	総務管理官	平成 20 年 10 月 1 日より中央労働委員会及び都道府県労働委員会に事務を移管
気象庁	総務部（人事課）	国土交通省組織令第 227 条第 8 号
海上保安庁	総務部（人事課）	国土交通省組織令第 247 条第 4 号
海難審判庁	高等海難審判庁総務課	平成 20 年 10 月 1 日より海難審判所及び運輸安全委員会に事務を移管
環境省	大臣官房秘書課	環境省組織令（平成 12 年政令第 256 号） 第 3 条第 2 号及び第 12 条第 2 号
防衛省	大臣官房秘書課 人事教育局サービス管理官	防衛省組織令（昭和 29 年政令第 178 号） 第 5 条第 4 号及び第 12 条第 4 号 同第 8 条第 1 号及び第 29 条の 2 第 1 号

（注）当省の調査結果による。

表 1-(2)-③ 国家公務員倫理法等における体制の整備に係る規定

○ 国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）＜抜粋＞

第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院並びに各特定独立行政法人（以下「行政機関等」という。）に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、審査会の指示に従い、当該行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行う。

○ 国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）＜抜粋＞

（各省各庁の長等の責務）

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 法第五条第三項又は第四項の規定に基づき、必要に応じて、訓令又は規則を制定すること。
- 二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三～五（略）

（倫理監督官の責務等）

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一・二（略）
- 三 その属する各省各庁の長等を助け、その属する行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四（略）

2（略）

（注）下線は当省が付した。

表1-(2)-④ 各府省における倫理保持のための体制

府省名	倫理所管部課名	関係規程	倫理保持のための主な体制
内閣府	大臣官房人事課	「国家公務員倫理法に基づく倫理の保持のための体制の整備等について」(平成13年1月6日倫理監督官決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：事務次官 ・総括倫理管理官：大臣官房長 ・倫理管理官：各局長、大臣官房各課室長、各局総務課長等 ・大臣官房人事課職員係 ・各部局庶務担当者
宮内庁	長官官房秘書課	①「倫理監督官の職務の一部委任について」(平成12年3月31日宮内秘発甲第159号通知) ②「宮内庁特別職職員倫理規程」(平成12年3月31日宮内庁訓令第3号) ③「特別職倫理監督官の職務の一部委任について」(平成12年4月1日宮内秘発甲第163号通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：宮内庁次長 ・審議官 ・長官官房秘書課長、侍従職事務主管、東宮職事務主管等
公正取引委員会	事務総局官房人事課	「公正取引委員会事務総局職員倫理法実施要領」(平成12年4月1日倫理監督官決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：事務総長 ・服務管理官：総括審議官、各部局長、官房総務課長、各局筆頭課長等、官房人事課長 ・補助者：各局筆頭課長補佐(総括担当)等
国家公安委員会(警察庁)	長官官房人事課	「倫理監督官の職務の委任、利害関係者と共に飲食をする場合に届け出るべき事項及び報酬の上限基準の設定について」(平成17年4月1日警察庁乙官発第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：警察庁次長 ・倫理指導官：【警察庁職員】長官官房長、首席監察官、警察大学校長等 【地方警務官】警視総監、道府県警察本部長
金融庁	総務企画局総務課	「倫理監督官の補佐体制の整備について」(平成17年4月1日倫理監督官決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：金融庁長官 ・総括服務管理官：総務企画局長 ・服務管理官：総務企画局総務課長及び企画課長、各局総務課長等
総務省	大臣官房秘書課	「総務省職員の服務及び倫理の保持に関する事務処理要領について」(平成13年1月6日総官秘第1-2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：事務次官 ・総括倫理管理官：大臣官房長 ・倫理管理官：各局長、大臣官房各課室長等 ・副倫理管理官：大臣官房各課室長が指定する参事官・企画官、各局筆頭課長等 ・大臣官房秘書課
公害等調整委員会	事務局総務課	「公害等調整委員会事務局職員の国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の運用に関する規程」(平成12年3月21日公害等調整委員会訓令第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：事務局長
消防庁	総務課	「消防庁職員の服務及び倫理の保持に関する事務処理要領」(平成13年4月1日倫理監督官決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：消防庁長官 ・倫理管理官：次長、総務課長、消防大学校長 ・総務課
法務省	大臣官房人事課	①「職員の職務に係る倫理の保持について」(平成12年3月28日法務省人服第743号) ②「贈与等の報告及び公開に係る権限の委任等に関する訓令」(平成12年3月28日法務省人服訓第742号) ③「国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等に関して留意すべき事項について」(平成17年6月27日人事課長事務連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：事務次官 ・受任者：本省各局部長、訟務総括審議官、大臣官房各課長等、検事総長、検事長、検事正、法務局長等、矯正管区長等、地方更生保護委員会委員長等、地方入国管理局長等
公安審査委員会	事務局	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：事務局長
公安調査庁	総務部人事課	「職員の職務に係る倫理の保持について」	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：公安調査庁長官 ・受任者：内部部局各部長等
外務省	大臣官房人事課	①「倫理行動基準～遵守のためのガイドライン～」	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理監督官：事務次官 ・総括服務管理官：大臣官房長

府省名	倫理所管部課名	関係規程	倫理保持のための主な体制
		②「国家公務員倫理規程を特命全権大使等に準用する訓令」(平成12年外務省訓令3号)	・ 服務管理官：大臣官房人事課長、各局官房参事官・審議官等 ・ 大臣官房人事課
財務省	大臣官房秘書課	「職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備について」(平成17年3月31日(財)秘第1547号)	・ 倫理監督官：事務次官 ・ 倫理管理官：大臣官房長、本省各局長、大臣官房各課長、各局総務課長等 ・ 倫理管理官補佐：大臣官房秘書課長が指定する職員(大臣官房各課・各局の企画官、人事担当補佐等) ・ 大臣官房秘書課
国税庁	長官官房人事課	①「国家公務員倫理法及び同倫理規程の取扱いについて」(平成12年3月27日官人4-16) ②「倫理監督官の責務等に関する取扱いについて」(平成12年3月27日倫理監督官決定)	・ 倫理監督官：国税庁長官 ・ 倫理監督官代理：次長、各国税局長等 ・ 倫理監理官：官房人事課長、各国税局総務部長等 ・ 倫理監理官補助者：官房人事課総括補佐、国税局人事第二課長等 ・ 派遣倫理監理官：各税務署長 ・ 派遣倫理監理官補助者：各税務署総務課長
文部科学省	大臣官房人事課	①「文部科学省本省職員の職務に係る倫理の保持について」(平成13年3月26日12文科人第242号) ②「文部科学省本省の職員に係る倫理の保持のための体制整備について」(平成13年倫理監督官決定)	・ 倫理監督官：事務次官 ・ 総括倫理管理官：官房長、文教施設企画部長、各局長等及び国際統括官 ・ 倫理管理官：大臣官房人事課長・総務課長等、文教施設企画部施設企画課長、各局筆頭課長等 ・ 倫理管理官補佐：倫理管理官の属する部局の職員のうち倫理管理官が指名する者等(各局筆頭課長補佐等)
文化庁	長官官房政策課	「文化庁本庁職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備について」(平成12年4月1日倫理監督官裁定)	・ 倫理監督官：文化庁長官 ・ 総括倫理管理官：次長 ・ 倫理管理官：長官官房政策課長、芸術文化課長、伝統文化課長等 ・ 倫理管理官補佐：倫理管理官が指名する者等(政策課課長補佐、芸術文化課課長補佐、伝統文化課課長補佐等)
厚生労働省	大臣官房人事課	「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等」(平成13年1月10日厚生労働省人発第81号厚生労働事務次官通知)	・ 倫理監督官：事務次官 ・ 倫理管理官：大臣官房長、本省各局部長、官房人事課長・総務課長等、各局総務課長等
社会保険庁	総務部職員課	「国家公務員倫理法等の施行について」(平成12年4月1日庁人発第100号社会保険庁長官通知)	・ 倫理監督官：社会保険庁長官 ・ 倫理管理官：社会保険庁総務部長、社会保険庁総務部職員課長等
中央労働委員会	事務局総務課	「中央労働委員会事務局職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備等について」(平成17年12月1日中労委総発第1201001号)	・ 倫理監督官：事務局長 ・ 倫理管理官：総務課長、地方事務所長
農林水産省	大臣官房秘書課	「職員の職務に係る倫理の保持について」(平成12年3月29日12秘第105号)	・ 倫理監督官：事務次官 ・ 総括倫理管理官：内局の長等 ・ 倫理管理官：大臣官房各課長、各局筆頭課長等 ・ 倫理管理官補佐：大臣官房各課課長補佐、各局筆頭課長補佐等
林野庁	林政部林政課	「職員の職務に係る倫理の保持について」(平成12年3月31日12林野政人第52号林野庁長官通達)	・ 倫理監督官：林野庁長官 ・ 総括倫理管理官：林政部長、森林技術総合研修所長、森林管理局長 ・ 倫理管理官：林政課長、森林技術総合研修所総務課長、森林管理局総務部長 ・ 倫理管理官補佐：林政課課長補佐(人事管理班担当)、管理課課長補佐(人事研修班担当)等
水産庁	漁政部漁政課	「職員の職務に係る倫理の保持について」(平成12年3月30日12水人第559号)	・ 倫理監督官：水産庁長官 ・ 総括倫理管理官：漁政部長及び各漁業調整事務所長 ・ 倫理管理官：漁政課長及び各漁業調整事務所総務課長 ・ 倫理管理官補佐：漁政課課長補佐(管理班担当)等
経済産業省	大臣官房秘書課	「国家公務員倫理法の施行に伴う体制の整備等に関する規程」(平成14年	・ 倫理監督官：事務次官 ・ 官房長、各局長、大臣官房各課長、各局政策調整官等

府省名	倫理所管部課名	関係規程	倫理保持のための主な体制
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	10月15日14 秘服第128号)	・ 服務相談員：本省各局業務管理官等
特許庁	総務部秘書課		・ 倫理監督官：資源エネルギー庁長官 ・ 各政策調整官、各部長、各業務管理官等 ・ 服務相談員：業務管理官等
中小企業庁	長官官房業務管理官室		・ 倫理監督官：特許庁長官 ・ 各政策調整官、各部長、各業務管理官等 ・ 服務相談員：秘書課課長補佐
			・ 倫理監督官：中小企業庁長官 ・ 各政策調整官、各部長、各業務管理官等 ・ 服務相談員：業務管理官
国土交通省	大臣官房人事課	「国土交通省職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等について」(平成13年1月6日国官総第3号)	・ 倫理監督官：事務次官 ・ 総括倫理管理官：官房長 ・ 倫理管理官：本省各局長、総括監察官、大臣官房人事課長等 ・ 大臣官房人事課
船員労働委員会	船員中央労働委員会事務局調整室	船員労働委員会職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等について(平成12年3月28日船中労第116号)	・ 倫理監督官：船員中央労働委員会事務局長 ・ 総括倫理管理官：船員中央労働委員会事務局次長 ・ 倫理管理官：船員中央労働委員会事務局調整室長、船員地方労働委員会事務局長 ・ 船員中央労働委員会事務局調整室
気象庁	総務部人事課	「気象庁職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等について」(平成12年3月28日気人第445号)	・ 倫理監督官：気象庁長官 ・ 総括倫理管理官：本庁総務部長 ・ 倫理管理官：本庁各部長、本庁総務部総務課長等 ・ 総務部人事課
海上保安庁	総務部人事課	「海上保安庁職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等について」(平成12年3月28日保総人第230号)	・ 倫理監督官：海上保安庁長官 ・ 総括倫理管理官：本庁総務部長 ・ 倫理管理官：本庁各部長、本庁総務部各課長等 ・ 本庁総務部人事課
海難審判庁	高等海難審判庁総務課	「海難審判庁職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等について」(平成12年3月30日高審総第116号)	・ 倫理監督官：高等海難審判庁長官 ・ 総括倫理管理官：高等海難審判庁総務課長 ・ 倫理管理官：海難審判理事所管理課長、地方海難審判庁長等 ・ 高等海難審判庁総務課
環境省	大臣官房秘書課	「国家公務員倫理法に基づく倫理の保持のための体制の整備等について」(平成13年1月6日倫理監督官決定)	・ 倫理監督官：事務次官 ・ 倫理管理者：大臣官房長、各局長、大臣官房秘書課長、各局総括課長等 ・ 大臣官房秘書課職員係 ・ 各局庶務担当者
防衛省	人事教育局服務管理官	①「自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程に基づく、防衛省職員の服務に係る倫理の保持に関する承認手続、報告について」(平成12年6月22日防人1第3856号) ②「自衛隊員倫理法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する各種報告書の提出要領について」(平成12年6月22日防人1第3857号)	・ 倫理監督官：事務次官 ・ 総括倫理管理官：人事教育局長 ・ 倫理管理官：大臣官房長、防衛大学校長等 ・ 分任倫理管理官：秘書課長、統幕総務部長、統幕学校総務課長等 ・ 人事教育局服務管理官

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑤ セクハラ防止規則等における相談員の配置に係る規定

○ 人事院規則 10-10 (セクシュアル・ハラスメントの防止等)

(平成 10 年 11 月 13 日人事院規則 10-10) <抜粋>

(苦情相談への対応)

第八条 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、各省各庁の長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、人事院が苦情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。

3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、人事院に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、人事院は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号) <抜粋>

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

表 1-(2)-⑥ 各府省におけるセクハラ防止等のための体制

(単位：人)

府省名	セクハラ所管部課名	関係規程	相談員数
内閣府	大臣官房人事課	・内閣府本府におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成13年1月6付け内閣府訓令第29号）	32
宮内庁	長官官房秘書課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する内規（平成11年3月30日付け長官決裁）	4
公正取引委員会	官房人事課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成11年4月1日付け委員長通達第1号） ・セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談運営要領（平成11年4月1日付け事務総長通達第1号） ・カウンセリング制度について（平成6年3月18日付け事務局長通達第3号）※	11
国家公安委員会 （警察庁）	長官官房人事課	・セクシュアル・ハラスメント防止対策要綱（平成11年2月16日付け警察庁丙人発第23号）	10
金融庁	総務企画局総務課	・金融庁におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程（平成13年1月6付け金融庁訓令第20号） ・金融庁セクシュアル・ハラスメント調査委員会の設置に関する訓令（平成19年4月27日付け金融庁訓令第15号） ・セクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程の実施細則について（平成13年1月6日付け（金）総第12号）	11
総務省	大臣官房秘書課	・総務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成13年1月6日付け総務省訓令第31号）	38
公害等調整委員会	事務局総務課	・公害等調整委員会におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成19年6月21日付け公害等調整委員会訓令第2号）	3
消防庁	総務課	・消防庁における人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の取扱いについて（平成11年5月6日付け消防総第272号）	6
法務省	大臣官房人事課	・法務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等について（依命通達）（平成11年3月26日付け法務省人服第740号）	35
公安審査委員会	事務局		2
公安調査庁	総務部人事課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年4月1日付け公安調査庁訓第1号） ・苦情相談室設置要領について（依命通達）（平成13年2月28日付け公調人発第166号）	3
外務省	大臣官房人事課	・外務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成11年3月31日付け外務省訓令第8号）	4
財務省	大臣官房秘書課	・財務省（国税庁を除く。）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程（平成11年3月18日付け大蔵省訓令特第6号） ・セクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程の実施細則について（平成11年3月18日付け（蔵）秘第892号）	22
国税庁	長官官房人事課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（訓令特）（平成11年2月16日付け国税庁訓令特第1号） ・セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談規程（訓令別紙）	3
文部科学省	大臣官房人事課	・文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成13年1月6日付け文部科学省訓令第13号） ・文部科学省本省内部部局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談実施要項（平成13年2月28日付け人事課長決裁）	51
文化庁	長官官房政策課	・文化庁におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成11年3月30日付け文化庁訓令第1号）	7
厚生労働省	大臣官房人事課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成13年1月6日付け厚生労働省訓第14号） ・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の運用について（通知）（平成13年6月29日付け厚生労働省大臣官房人事課長通知）	79
中央労働委員会	総務課		5
社会保険庁	総務部職員課		5

府省名	セクハラ所管部課名	関係規程	相談員数
農林水産省	大臣官房秘書課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（平成11年3月16日付け秘第101号）（林野庁現業を除く。）	75
林野庁	林政部林政課		6
水産庁	漁政部漁政課		7
経済産業省	大臣官房秘書課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成13年1月6日付け13秘服第5号）	33
資源エネルギー庁	官房総合政策課		3
特許庁	総務部秘書課		11
中小企業庁	長官官房業務管理官室		2
国土交通省	大臣官房人事課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成19年6月12日付け国土交通省訓令第51号） ・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（平成19年6月12日付け国官人第480号）	26
船員労働委員会	船員中央労働委員会事務局	・セクシュアル・ハラスメント/防止等に関する訓令（平成19年7月1日付け船員中央労働委員会訓令第1号）	1
気象庁	総務部人事課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（依命通達）（平成11年3月16日付け気人第406号。気象庁総務部長通達） ・職員からの苦情相談に係る職員苦情相談員の配置等について（平成11年3月16日付け気人第405号。気象庁総務部長通達） ・セクシュアル・ハラスメントの防止等について（通知）（平成16年8月24日付け気人第592号。気象庁総務部長通知）	13
海上保安庁	総務部人事課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（通達）（平成13年3月28日付け保総秘第151号。海上保安庁総務部長通達） ・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（通達）の運用要領について（平成13年3月28日付け保総秘第152号。海上保安庁総務部秘書課長通知） ・海上保安庁における職員相談の実施に関する訓令（昭和42年11月21日付け海上保安庁訓令第25号） ・職員相談業務の実施について（平成14年3月13日付け保総秘第454号海上保安庁総務部長） ・職員相談業務の実施要領について（平成14年3月13日付け保総秘第455号）	16
海難審判庁	総務課	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（平成11年3月25日付け高審総第130号。高等海難審判庁総務課長通達） ・職員からの苦情相談に係る職員苦情相談員の配置等について（平成11年3月25日付け高審総第126号） ・「職員からの苦情相談に係る職員苦情相談員の配置等について」の運用について（平成11年3月25日付け高審総第129号）	1
環境省	大臣官房秘書課	・環境省職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成13年1月6日付け環境省訓令第13号）	12
防衛省	人事教育局服務管理官	・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年3月31日付け防衛庁訓令第29号） ・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（通達）（平成11年4月19日付け防人1第1889号。事務次官通達） ・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する注意事項について（通達）（平成11年4月19日付け防人1第2253号。事務次官通達）	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 相談員数は、調査日時点における本府省内部部局又は外局内部部局の数を記載。

3 林野庁（現業）については、国有林野部管理課がセクハラ所管部課となっており、相談員を9人配置している。なお、当該機関において、農林水産本省の規程の適用は受けず、「国有林野事業におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（通知）」（平成11年3月29日付け11林野管人第26号）を規程として定めている。

表 1-(2)-⑦ 安全確保指針における個人情報の保護に係る管理体制の整備についての規定

○ 「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」
（平成 16 年 9 月 14 日付け総管情第 84 号各府省等官房長等あて総務省行政管理局長）〈抜粋〉

別紙の指針は、以上を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の適切な管理のために講ずべき措置として最小限のものを示すものである。各行政機関においては、規程の整備等の必要な措置を講ずる際の参考とされたい。

（別紙） 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

第 1 （略）

第 2 管理体制

（総括保護管理者）

1 各行政機関に、総括保護管理者を一人置くこととし、官房長等をもって充てる。

総括保護管理者は、行政機関の長を補佐し、各行政機関における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理者）

2 保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

保護管理者は、各課室等における保有個人情報を適切に管理する任に当たる。

（保護担当者）

3 保有個人情報を取り扱う各課室等に、当該課室等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

（監査責任者）

4 各行政機関に、監査責任者を一人置くこととし、内部監査等を担当する部局の長等をもって充てる。

監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

（保有個人情報の適切な管理のための委員会）

5 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催する。

第 3 教育研修

1 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第 4～10 （略）

表 1-(2)-⑧ 統一基準（第 4 版）における情報セキュリティ対策の体制の整備に係る規定

○ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第 4 版）」＜抜粋＞

第 1.2 部 組織と体制の整備

1.2.1 導入

1.2.1.1 組織・体制の整備

遵守事項

(1) 最高情報セキュリティ責任者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者を 1 人置くこと。
- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、府省庁における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。

(2) 情報セキュリティ委員会の設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会を設置し、委員長及び委員を置くこと。
- (b) 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関する省庁対策基準を策定し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。ただし、あらかじめ最高情報セキュリティ責任者が認めた場合は、一部の技術的な事項について、指定した者に委任することができる。

(3) 情報セキュリティ監査責任者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査責任者を 1 人置くこと。
- (b) 情報セキュリティ監査責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括すること。

(4) 情報セキュリティ責任者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の運用に係る管理を行う単位を定め、その単位ごとに情報セキュリティ責任者を置くこと。そのうち、情報セキュリティ責任者を統括する者として統括情報セキュリティ責任者を 1 人置くこと。
- (b) 情報セキュリティ責任者は、所管する単位における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及び人事異動等に関する管理の規定を整備すること。
- (d) 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及び人事異動等に関する管理の規定に従った運用がなされていることを定期的に確認すること。
- (e) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を連絡すること。
- (f) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての情報セキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。

(5) 情報システムセキュリティ責任者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ責任者は、所管する単位における情報システムごとに情報システムセキュリティ責任者を、当該情報システムの計画段階までに置くこと。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムに対する情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報システムセキュリティ責任者は、すべての情報システムセキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。

(6) 情報システムセキュリティ管理者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムの管理業務において必要な単位ごとに情報システムセキュリティ管理者を置くこと。
- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、所管する管理業務における情報セキュリティ対策を実施すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ管理者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報システムセキュリティ責任者は、すべての情報システムセキュリティ管理者に対する連絡網を整備すること。

(7) 課室情報セキュリティ責任者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ責任者は、各課室に課室情報セキュリティ責任者を 1 人置くこと。
- (b) 課室情報セキュリティ責任者は、課室における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 情報セキュリティ責任者は、課室情報セキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての課室情報セキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。

(8) 最高情報セキュリティアドバイザーの設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置くこと。
- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策等の実施において最高情報セキュリティアドバイザーが行う業務の内容について定めること。

表 1-(2)-⑨ 法令等遵守のための専門の組織の設置状況

府省名	名称（根拠）	設置の趣旨・目的	任務等	組織、構成員等
内閣府	【法令遵守対応室】 「法令遵守対応室の設置等に関する訓令」（平成16年内閣府訓令第2号）	—	① 内閣府本府職員の行政上の行為の適法性に関する情報の受付に関すること。 ② 情報に関する事実関係の調査に関すること。 ③ 職員の法令遵守について必要な措置を検討すること。	・ 室長： 非常勤とし、関係のある他の職を占める者のうち弁護士の資格を有する者 ・ 次長及び室員： 関係のある他の職を占める者 ・ 法令顧問： 非常勤とし、職員以外の者のうち弁護士の資格を有する者 ・ 法令参与： 内閣府本府に勤務する任期付職員のうち弁護士の資格を有する者
金融庁	【法令等遵守調査室】 「金融庁法令等遵守調査室の設置に関する訓令」（平成18年金融庁訓令第9号）	金融庁の法令等遵守（コンプライアンス）に万全を期す。	法令等遵守調査室は、金融庁の法令等遵守に関し疑義が生じたときに、法律の専門家による独立した調査を行い、その結果を金融担当大臣及び長官に報告するとともに、必要に応じ、再発防止策の勧告及び金融庁の法令等遵守態勢の強化に向けた提言を行う。	・ 室長並びに顧問及び室員は、関係のある他の職を占める者 (H19.12.28現在のメンバー) 室長：野村 修也（総務企画局参事・中央大学法科大学院教授・弁護士） 室員：雲野 晴久（検査局総務課・検事） 大越 有人（検査局総務課） 城處 琢也（審判官・弁護士） 嶋田 幸司（監督局総務課・弁護士） 丹下 将克（総務企画局企画課・検事） 矢向 孝子（総務企画局企画課・弁護士） 顧問：久保利 英明（総務企画局参事・弁護士）
	【法令等遵守委員会】 「金融庁法令等遵守委員会の設置に関する訓令」（平成18年金融庁訓令第10号）	金融庁の法令等遵守態勢の一層の強化を図る。	委員会は、金融庁の法令等遵守に関する以下の事項について、総合調整及び決定を行う。 ① 金融庁全体の法令等遵守体制の構築・整備 ② 法令等遵守調査室からの勧告及び提言への対応（フォローアップを含む） ③ その他金融庁の法令等遵守体制の強化に必要な事項	・ 委員長： 金融庁長官 ・ 委員： 総務企画局長、検査局長、監督局長、総括審議官、法令等遵守室長（オブザーバー）、証券取引等監視委員会事務局長（オブザーバー）、公認会計士・監査審査会事務局長（オブザーバー） 【幹事会】 委員会の所掌事項に関する情報交換、調査、企画及び立案を行う。 ・ 幹事長： 総括審議官 ・ 幹事： 総務企画局総務課長、総務企画局政策課長、総務企画局企画課長、検査局総務課長、監督局総務課長、証券取引等監視委員会事務局総務検査課長（オブザーバー）、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長（オブザーバー）

府省名	名称（根拠）	設置の趣旨・目的	任務等	組織、構成員等
総務省	【法令等遵守調査室】 「法令等遵守調査室設置規程」（平成18年総務省訓令第24号）	—	① 総務省職員の職務の遂行に当たっての適法性等に関する情報の受付に関すること。 ② 情報に関する事実関係の調査に関すること。 ③ 職員の職務の遂行に当たっての法令等遵守について必要な措置を検討すること。 ④ 前3号の事務に附帯する事務	・室長： 非常勤とし、関係のある他の職を占める者（総務省顧問野村修也中央大学法科大学院教授・弁護士） ・次長及び室員： 関係のある他の職を占める者 ・法令顧問： 非常勤とし、職員以外の者のうち弁護士の資格を有する者（中村直人弁護士）
厚生労働省	【地方支分部局法令遵守室】 「厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令」（平成18年厚生労働省訓令第32号）	地方支分部局における法令遵守の確立に向けて本省・地方一体となった取組を推進する。	① 不正経理防止対策の実施状況等の点検及び会計事務に関する総合的な指導 ② 法令違反に関する通報の受理 ③ 法令遵守に関する研修の検証及び指導	大臣官房地方課に地方支分部局法令遵守室を設置
	【地方支分部局法令遵守委員会】 「地方支分部局法令遵守委員会設置規程」（平成18年12月19日付け厚生労働大臣伺い定め）	厚生労働省の地方支分部局における法令の遵守を徹底する。	法令遵守室が行う不正経理防止対策の実施状況等の点検等について検証し、必要な意見を提出すること。	・委員長： 大臣官房長 ・委員： 総括審議官、大臣官房人事課長、大臣官房会計課長（委員を追加することができる。） ・専門委員： 学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が委嘱
社会保険庁	【社会保険庁法令遵守委員会】 「社会保険庁法令遵守委員会設置規程」（平成16年社会保険庁訓第15号）	社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進する。	1 社会保険庁職員の職務上の法令違反又はその疑いのある事実について、 <u>社会保険庁の職員又は職員以外の者からの通報を受け</u> 、又はサービス推進課から地方社会保険事務局、地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所における事件、事故若しくは事務処理誤りであって、職務上の法令違反又は疑いのあるものの報告を受け、 <u>必要な調査を行うとともに、調査結果に基づく措置について協議する。</u> 2 法令遵守推進者から活動の報告を受け、 <u>職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進する。</u>	・委員長： 総務部長 ・委員： 運営部長、統括管理官、総務課長、職員課長、経理課長、サービス推進課長 ・事務局員： 委員会が定める職員
	【法令遵守推進者】 「社会保険庁法令遵守委員会設置規程」（平成16年社会保険庁訓第15号）	法令遵守のための研修の実施等、継続的かつ自主的な取組みを推進する。	法令遵守委員会の下に置く。	・法令遵守推進者： 本庁内部部局各課長、社会保険大学校副校長、社会保険業務センター総務部長、地方社会保険事務局長、社会保険事務所長

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

表 1-(2)-⑩ 服務・倫理の保持に係る委員会等の設置状況

府省名	名称(根拠)	設置の趣旨・目的	任務等	組織、構成員等
公正取引委員会	【綱紀点検調査委員会】 「公正取引委員会事務総局綱紀点検調査委員会設置要綱」 (平成 11 年 4 月 1 日)	公正取引委員会事務総局における綱紀の保持を図る。	次の事項について綱紀の保持の状況を点検する。 ① 予算執行事務、許認可事務等に関する監査・交差等の状況 ② 予算執行事務、許認可事務等に携わる職員の在任期間等の状況 ③ 関係業者等に係る会食、遊技、贈答品の受領、講演・寄稿等に伴う報酬の受領、物品等の貸与、未公開株式の譲受けの自粛指導等の状況 ④ その他綱紀の肅正に監視点検調査が必要と認められる事項	・委員長： 総括審議官 ・委員： 官房総務課長、官房人事課長、官房国際課長、経済取引局総務課長、経済取引局取引部取引企画課長、審査局管理企画課長
総務省	【倫理保持委員会】 「総務省職員の服務及び倫理の保持に関する事務処理要領について」(平成 13 年 1 月 6 日付け総官秘第 1-2 号倫理監督官通達)	—	職員の服務規律の遵守及び職務に係る倫理の保持に関する重要事項を調査審議する。	構成員は、倫理監督官、総括倫理管理官及び関係する部局の倫理管理官
財務省	【紀律保持委員会】 「紀律保持委員会の設置に関する訓令」(平成 7 年大蔵省訓令特第 4 号)	財務省の職員が一丸となって、規律保持の徹底に努め、もって財務省職員に対する国民の信頼の確保に資する。	・ 審査部会は、委員会に関する基本方針及び極めて重要な案件についての決定を行う。 ・ 綱紀部会は、職員に対して、国家公務員倫理法の周知徹底を図り、紀律保持についての状況を把握するとともに、問題点、改善すべき点等についての検討を行い、その結果、改善意見等を取りまとめる。綱紀部会の各委員は、その部局に所属する職員の規律保持状況を監視する。	・委員長： 大臣官房長 ・審査部会委員： 本省内部部局の局長 ・綱紀部会委員： 大臣官房各課長及び各局総務課長 ・オブザーバー： 国税庁長官官房人事課長
国税庁	【国税庁非行審議会】 「国税庁非行審議会規程」(昭和 28 年国税庁訓令特第 12 号)	—	国税庁職員の非行及び監督責任に関し、適正かつ公平な処分の審議を行う。	・委員長： 国税庁次長 ・委員： 国税庁各部長、長官官房総務課長、長官官房人事課長、長官官房会計課長、長官官房首席国税庁監察官、長官官房監督評価官室長、その他委員長が特に委嘱した者

府省名	名称（根拠）	設置の趣旨・目的	任務等	組織、構成員等
文部科学省	【服務規律委員会】 「服務規律保持委員会設置要項」（平成13年1月6日付け文部科学大臣決定）	文部科学省本省内部部局及び文化庁内部部局の職員の服務（職務に関する倫理の保持に関するものを含む。以下同じ。）に関し、必要な調査、指導等を行うとともに、職員の分限及び懲戒に関する審査を行い、もって、服務に関する国家公務員法等の規定の精神に従った服務規律の厳正な確保及びモラルの向上並びに分限及び懲戒の適性を図る。	1 服務に関する調査、指導、助言 ① 職員の服務規律の遵守状況の調査及び指導 ② 服務規律違反に該当するおそれがある事案についての調査及び指導 ③ 職務の服務に関する相談への指導助言 ④ 職員のモラルの向上のための方策の策定 ⑤ その他必要な事項 2 分限又は懲戒の処分を行うべき事例審査	・主宰： 文部科学事務次官 ・委員： 文部科学審議官、大臣官房長、文化庁長官、大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、文化庁長官官房政策課長
農林水産省	【職員倫理啓発対策室】 （平成12年1月14日庶務課長会議承認）	農林水産省職員が利害関係者等との接触等に関し遵守すべき事項をより明確化し、職務執行の公平さに対する国民の疑義や不信を招くような行為の防止を図る。	① 倫理指導官会議の開催（月1回の定例会議） ② 各所属部署における倫理管理に係る情報収集 ③ 各所属部署における倫理管理に係る意見交換及び検討 ④ 倫理監督官、総括倫理管理官及び倫理管理官への連絡・報告 ⑤ 倫理研修の実施及び強化対策 ⑥ その他	・首席倫理指導官： 大臣官房秘書課人事調査官 ・倫理指導官： 大臣官房秘書課課長補佐、大臣官房地方課課長補佐、大臣官房統計情報部管理課課長補佐、総合食料局総務課課長補佐、消費・安全局総務課課長補佐、生産局総務課課長補佐、経営局総務課課長補佐、農村振興局総務課課長補佐、農林水産技術会議事務局総務課課長補佐、林野庁林政部林政課課長補佐、水産庁漁政部漁政課課長補佐
経済産業省	【監察本部】 「監察本部の設置について」（平成17年8月29日付け平成17・08・29 秘第1号経済産業大臣）	経済産業省職員の服務の規律及び業務執行の適正化	1 綱紀粛正に関する措置の実施について調査審議すること。 2 職員の服務義務違反に関する事案の状況について調査審議すること。 3 予算の執行の適正化に関する措置の実施について調査審議すること。 4 会計処理に係る非違事案の状況について調査審議すること。 5 その他、職員の服務の規律、業務執行の適正化のために必要な事項について調査審議すること。	・本部長： 経済産業大臣 ・本部長： 経済産業副大臣、経済産業大臣政務官、事務次官、官房長、資源エネルギー庁長官、原子力安全・保安院長、特許庁長官、中小企業庁長官

（注）当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑪ 研修制度の整備状況

府省名	根拠規程等	主な研修実施機関等
内閣府	年度別実施計画	大臣官房人事課
	年度別実施計画	経済社会総合研究所経済研修所
	年度別実施計画	沖縄総合事務局
宮内庁	宮内庁職員研修大綱（平成 10 年 1 月版）	長官官房秘書課等
公正取引委員会	年度別実施計画	官房人事課等
国家公安委員会（警察庁）	警察教養規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 3 号）	警察大学校 法科学研修所 皇宮警察学校 管区警察学校等
金融庁	金融庁金融研究研修センター研修規則（平成 15 年金融庁訓令第 17 号）	金融研究研修センター 総務企画局等
総務省	総務省職員研修実施要領（平成 13 年 1 月 6 日付け総官秘第 2-6 号）	大臣官房秘書課長 部局長（内部部局、地方支分部局等の長）
公害等調整委員会	—	（総務省本省の研修に参加）
消防庁	—	（総務省本省の研修に参加）
法務省（注 2）	保護局関係職員研修要綱	法務総合研究所（中央研修） 地方更生保護委員会委員長（地方研修）
	法務局・地方法務局職員研修要綱	法務総合研究所（中央研修） 各法務局長（地方研修）
	入国管理局関係職員研修要綱	法務総合研究所（中央研修） 各地方入国管理局長（地方研修）
	矯正職員の研修に関する訓令（平成 18 年法務省矯総訓第 3272 号）	矯正研修所（本所、支所） 各矯正施設の長
公安審査委員会	—	（法務省の研修に参加）
公安調査庁	公安調査庁研修所規程	公安調査庁研修所（中央研修）
	地方研修要綱	各公安調査局（地方研修）
外務省	外務職員の研修に関する省令（昭和 27 年外務省令第 18 号） 外務省研修所研修規則（昭和 58 年外務省令第 3 号）	外務省研修所
財務省	財務総合政策研究所研修規則（平成 13 年財務総合政策研究所訓令第 3 号）	財務総合政策研究所（研修部、研修支所）
	税関研修所研修規則（平成 13 年税関研修所訓令第 2 号）	税関研修所（本所、支所）
国税庁	税務大学校研修要綱（昭和 40 年国税庁訓令特第 6 号）	税務大学校（本校、地方研修所）
	職場研修実施要綱（平成 14 年 6 月 18 日付け官人 8-253）	国税局、税務署
文部科学省 文化庁	省内職員の研修・自己啓発態勢の充実について（方針）（平成 15 年 10 月 20 日付け局長等会議了承）	大臣官房人事課
厚生労働省	厚生労働省研修実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け大臣官房人事課長決裁）	内部部局の長

中央労働委員会		各施設等機関の長 各地方支分部局の長 中央労働委員会事務局長等
社会保険庁	社会保険大学校研修規程（昭和 37 年社会保険庁訓第 10 号）	社会保険大学校
	地方社会保険事務局等研修ガイドライン	地方社会保険事務局等
農林水産省	農林水産省職員研修要領	秘書課長又はその指定した者 地方農政局長等
林野庁	森林技術総合研修所研修要領（平成 7 年 9 月 6 日付け 7 林野普第 237 号）	森林技術総合研修所
水産庁	農林水産省職員研修要領	水産庁漁政課
経済産業省	年度別実施計画	大臣官房秘書課 経済産業研修所
資源エネルギー庁		
中小企業庁		
特許庁	事務系職員研修実施要綱	総務部秘書課 独立行政法人工業所有権情報・研修館
国土交通省	年度別実施方針 年度別実施計画	国土交通大学校（本校、柏研修センター） 国土地理院等
船員労働委員会		
気象庁	気象庁研修会議規則（昭和 41 年気象庁訓令第 6 号）	気象大学校 気象庁本庁 管区气象台等
海上保安庁	年度別実施計画	海上保安大学校 海上保安学校 総務部教育訓練管理官 管区海上保安本部
海難審判庁	海難審判庁職員の研修に関する訓令（平成 19 年訓令第 3 号）	高等海難審判庁 海難審判理事所 地方海難審判庁等
環境省	環境調査研修所研修規則（平成 15 年環境省令第 18 号）	大臣官房秘書課長 環境調査研修所長
防衛省	事務官等研修実施要領（昭和 57 年 3 月 20 日付け防人 3 第 1493 号）	大臣官房長 各機関の長

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表において検察庁職員に係る研修については記載していない。

表 1-(2)-⑫ 監察等の内部監査制度の整備状況

府省名	名称（根拠）	根拠規程	目的	任務、監察の事項	実施状況
国家公安委員会（警察庁）	【首席監察官、長官官房 人事課監察官】 「警察庁組織令」（昭和 29年政令第180号）	「監察に関する規則」（平成12 年国家公安委員会規則第2号） 「警察庁の行う監察に関する訓 令」（昭和33年警察庁訓令第14 号）	警察の組織的かつ能率的な運営及び 警察規律の振粛に資する。	（業務監察） ①業務運営の実態を総合的かつ具体的に 把握するための監察 ②特別な事情がある場合における業務上 の問題点を把握するための監察 （サービス監察） ①サービスの実態を総合的かつ具体的に把握 するための監察 ②特別な事情がある場合におけるサービス上 の問題点を把握するための監察	四半期ごとに 実施
金融庁	【金融庁監察官】 「金融庁監察官の設置 に関する訓令」（平成13 年金融庁訓令第9号）	「金融庁監察官の設置に関する 訓令」（平成13年金融庁訓令 第9号）	職務執行の公正さに対する国民の 疑惑や不信を招くような行為の防止 を図り、もって公務に対する国民の 信頼を確保する。	金融庁の職員のサービスに係る非違につい て、自ら積極的に、情報の収集・分析、 職員の身上把握、金融機関等からの聞き 取り調査等を行い、非行事件の未然の防 止を図るとともに、非行事件が発生し た場合には、必要な処分について助言を 行う。	事案の発生の 都度実施
公安調査庁	【首席監察官、監察官】 「首席監察官設置規程」	「監察官事務要綱」（平成13年 公安調査庁訓令第5号）	—	職員の懲戒、サービス規律及び国家公務員 倫理法が定める倫理の保持に関するこ と。	随時実施
外務省	【査察使】 「外務公務員法」（昭和 27年法律第41号）	「査察使に関する省令」（昭和 27年外務省令第21号）	在外公館における事務が適正に行 われているかどうかを調査及び検査 し、必要な改善策を提言する。	① 在外公館の活動及び運営状態 ② 在外公館の経理状態 ③ 在外公館に勤務する外務公務員の能 率、研修及びサービス状態 ④ 外務大臣から特に命ぜられた事項	毎年度実施
	【大臣官房総務課監察 監査室（監察査察官）】 「外務省組織令」（平成 12年政令第249号）	「監察査察官に関する訓令」（平 成14年外務大臣訓令第18号） 「監察査察意見提出窓口」（平成 18年6月9日付け監察査察官組 織）	外務省本省における事務が適正に行 われているかどうかを調査及び検 査し、必要な改善策を提言する。	① 外務本省の活動及び運営状態 ② 外務本省の経理状態 ③ 外務本省に勤務する外務公務員の能 率、研修及びサービス状態 ④ 外務大臣から特に命ぜられた事項	毎年度実施

府省名	名称（根拠）	根拠規程	目的	任務、監察の事項	実施状況
財務省	【大臣官房秘書課首席監察官、監察官】 「財務省組織規則」（平成13年財務省令第1号）、「財務省監察官規則」（平成13年財務省訓令第4号）	「財務省監察官事務運営基準」	本省の内部部局及び施設等機関所属職員の服務規律を保持し、もって行政の公正な運営に資する。	① 職員の服務態度の監察及び非行事件の調査 ② その他職員の服務に関して大臣官房秘書課長の命ずる事務	随時実施
国税庁	【国税庁監察官】 「財務省設置法」（平成11年法律第95号）	「国税庁監察官事務規程」（昭和24年国税庁訓令第6号） 「国税庁監察官職務規範」（平成12年国税庁訓令第5号） 「監察官事務実施要領」（平成18年6月21日付け官察第8号）	—	国税庁の所属職員（国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く。）についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、財務省設置法第27条第1項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。	毎年度、監察計画を策定して実施
厚生労働省	【大臣官房地方課、中央労働基準監察監督官及び中央職業安定監察官】 「厚生労働省組織令」（平成12年政令第252号）、「厚生労働省組織規則」（平成13年厚生労働省令第1号）、	「管理事務及び企画調整事務に関する監察について」（平成12年5月17日付け労働省発地第43号）	都道府県労働局の行政運営の実態を的確に把握し、管理事務及び企画調整事務の適正な実施と水準の維持・向上を図り、もって都道府県労働局の行政運営の健全性を確保する。	・ 網紀の保持 ・ 適正な予算執行の体制等 ・ 健全な労働環境の整備等 ・ 職員の資質と行政サービスの向上 ・ 行政情報の適正な管理 ・ 適切な情報関係業務の遂行 ・ 法令遵守の取組 等	毎年度、実施計画及び実施項目を策定して実施
社会保険庁	【社会保険監察官、地方社会保険監察官】 「厚生労働省組織令」（平成12年政令第252号）、「厚生労働省組織規則」（平成13年厚生労働省令第1号）	「社会保険庁業務監察規程」（平成18年社会保険庁訓第24号）	業務の実施状況を調査し、これに基づいて是正指示等を行うことにより、事業の適正かつ効率的で透明性のある運営の確保を図る。	—	毎年度、実施方針及び実施計画を策定して実施
経済産業省 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	【大臣官房監察室】 「監察本部について」（平成17年8月29日付け平成17・08・29秘第1号経済産業大臣）	「大臣官房事務分掌規程」（平成13年1月6日付け平成13・01・06広第2号）、「監察業務等について」（平成18年1月1日付け事務連絡）	—	① 網紀肅正に関する措置の実施状況 ② 職員の服務義務違反等の事案 ③ 予算の執行の適正化に関する措置の実施状況 ④ 会計予算に係る非違事案	事案の発生の都度実施

府省名	名称（根拠）	根拠規程	目的	任務、監察の事項	実施状況
				⑤ その他職員がその職務を行うに際し必要な事項	
国土交通省	【大臣官房監察官】 「国土交通省組織令」 （平成 12 年政令第 255 号）	「国土交通省監察規則」（平成 13 年国土交通省訓令第 73 号）	国土交通省所管行政の改善向上に資する。	事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞、不正行為の防止	毎年度、監察基本計画及び監察の実施計画を策定して実施
海上保安庁	【首席監察官、監察官】 「海上保安庁法施行令」 （昭和 23 年政令第 96 号）、「海上保安庁組織規則」（平成 13 年国土交通省令第 4 号）	「海上保安庁監察規則」（平成 14 年海上保安庁訓令第 12 号）	所管行政の実況及び事故等を監察し、職場及び業務環境を改善向上することにより、公正かつ効率的な行政の運営に資すると共に、事故等の未然防止を図り、職員の厳正な規律を維持する。	海上保安庁の職員の非違及び所管行政の実況を監察する。	毎年度、監察計画を策定して実施
防衛省	【防衛監察本部】 「防衛省設置法」（昭和 29 年法律第 164 号）	「防衛監察の実施に関する訓令」（平成 19 年防衛省訓令第 57 号）	防衛省の他の機関から独立した立場において、予算の適正かつ効率的な執行及び法令遵守の観点から防衛省における職務執行の状況を厳格に調査し、及び検査することにより、職員の職務執行の適正を確保する。	防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務をつかさどる。	毎年度、防衛監察計画を策定して実施

（注）それぞれの規程及び当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑬ 会計監査制度の整備状況

府省名等	所管部課	根拠規程等
内閣府	大臣官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「会計事務監査実施要領」(平成 16 年 7 月 30 日付け内閣府大臣官房会計課長決定) ・年度会計事務監査実施方針 ・「監査マニュアル」
宮内庁	長官官房主計課	<ul style="list-style-type: none"> ・年度計画 ・「内部監査マニュアル」
公正取引委員会	事務総局官房総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・「公正取引委員会会計監査規程」(平成 19 年 1 月 9 日付け事務総長通達)
国家公安委員会(警察庁)	長官官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「会計の監査に関する規則」(平成 16 年国家公安委員会規則第 9 号) ・「警察庁の行う会計の監査に関する訓令」(平成 16 年警察庁訓令第 8 号) ・会計監査計画
金融庁	総務企画局総務課(管理室)	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における会計監査実施要領」(平成 13 年 6 月 19 日付け総第 995 号) ・年度会計監査(一般監査)計画
総務省	大臣官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「総務省所管会計事務取扱規程」(平成 19 年総務省訓令第 17 号) ・「総務省会計監査要綱」(平成 14 年 1 月 31 日付け総官会第 119 号会計課長通達)
公害等調整委員会	事務局総務課	(総務省本省による監査を受検)
消防庁	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・年度会計監査計画 ・消防庁会計監査マニュアル
法務省	大臣官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・年度計画 ・「会計監査マニュアル」
公安審査委員会	大臣官房会計課	(なし)
公安調査庁	総務部(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・年度計画 ・「会計事務監査実施要領」
外務省	大臣官房会計課(監査官)	<ul style="list-style-type: none"> ・「外務省会計監査事務要領」(平成 17 年 9 月 15 日決定)
財務省	大臣官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「財務省会計監査規則」(平成 13 年財務省訓令第 5 号) ・「会計監査要領」 ・年度会計監査計画
国税庁	長官官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「国税庁会計監査規程」(昭和 28 年国税庁訓令特第 14 号) ・「国税庁会計監査要領」
文部科学省	大臣官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「文部科学省所管会計経理事務取扱通則」(平成 13 年文部科学省訓令第 17 号) ・「文部科学省会計監査計画」(平成 17 年 7 月 19 日大臣官房会計課長決定)
文化庁	長官官房政策課	(文部科学省本省による監査を受検)
厚生労働省	大臣官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「厚生労働省会計事務監査規程」(平成 13 年厚生労働省訓第 24 号) ・年度会計事務監査指導実施方針 ・年度会計事務監査指導実施計画
社会保険庁	総務部経理課	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会保険庁所管会計事務監査規程」(平成 17 年社会保険庁訓第 3 号) ・年度会計監査実施方針 ・年度会計監査実施計画
中央労働委員会	事務局総務課	(厚生労働省本省による監査を受検)
農林水産省	大臣官房経理課	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産省会計監査規程」(平成 18 年農林水産省訓令第 2 号) ・「農林水産省会計監査規程実施細則」(平成 18 年 3 月 22 日付け 17 経第 2284 号大臣官房経理課長通知) ・「会計事務監査の実施に当たっての必要な具体的事項について」(平成 19 年 5 月 18 日付け 19 経第 282 号) ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画
林野庁	林政部林政課	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産省会計監査規程」(平成 18 年農林水産省訓令第 2 号) ・「農林水産省会計監査規程実施細則」(平成 18 年 3 月 22 日付け

		<ul style="list-style-type: none"> 17 経第 2284 号大臣官房経理課長通知 ・「林野庁一般会計事務監査等実施要領」(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野政策第 114 号林野庁長官通知) ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画
	国有林野部管理課監査室	<ul style="list-style-type: none"> (国有林野事業) ・「国有林野事業監査規程」(平成 11 年 2 月 26 日農林水産省訓令第 8 号) ・「国有林野事業監査規程実施細則」(平成 18 年 8 月 8 日付け 18 林国管第 29 号林野庁長官通知) ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査実施計画
水産庁	漁政部漁政課	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産省会計監査規程」(平成 18 年農林水産省訓令第 2 号) ・「農林水産省会計監査規程実施細則」(平成 18 年 3 月 22 日付け 17 経第 2284 号大臣官房経理課長通知) ・「水産庁会計事務監査実施細則」 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画
経済産業省	大臣官房会計課監査室	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済産業省会計監査規程」(昭和 61 年 10 月 1 日付け 61 会第 459 号) ・「経済産業省会計監査事務取扱規則」(平成 15 年 8 月 1 日付け 平成 15・08・01 会課第 1 号) ・「会計監査実施要領」 ・年度監査方針 ・年度監査実施計画
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	(経済産業省本省による監査を受検)
特許庁	総務部会計課	(経済産業省本省による監査を受検)
中小企業庁	長官官房(参事官)	(経済産業省本省による監査を受検)
国土交通省	大臣官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「国土交通省会計監査要綱」 ・年度会計監査実施計画
船員労働委員会	総務管理官	(国土交通省本省による監査を受検)
気象庁	総務部経理管理官	・「気象庁会計監査要領」(平成 17 年 9 月 20 日)
海上保安庁	総務部主計管理官	・「会計実地監査要領」(昭和 50 年 7 月 8 日付け保経経第 359 号)
海難審判庁	高等海難審判庁総務課会計室	(国土交通省本省による監査を受検)
環境省	大臣官房会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境省会計事務監査規程」(平成 13 年環境省訓令第 23 号) ・年度会計事務監査指導実施方針 ・年度会計事務監査指導実施計画
防衛省	経理装備局監査課会計監査室	<ul style="list-style-type: none"> ・「防衛省の会計監査に関する訓令」(昭和 33 年 6 月 9 日防衛庁訓令第 40 号) ・年度会計監査項目の重点 ・年度監査実施計画(内部部局の会計監査について(通知)) ・会計監査の手引

(注) 1 当省の調査結果による。

2 公安審査委員会に係る会計経理については、官房会計課監査室による決裁・決議等での事前審査を実施している。

表 1-(2)-⑭ ガイドラインにおける内部通報窓口の整備に係る規定

○ 国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）

（平成 17 年 7 月 19 日関係省庁申合せ）＜抜粋＞

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行に伴い、国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国の行政機関の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2. 通報処理の在り方

（1）通報処理の仕組みの整備

① 各行政機関は、通報事案の処理を、通報者の個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備する。

② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成する。

（2）総合的な窓口の設置

① 各行政機関は、当該行政機関における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各行政機関は、行政機関内部の通報窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。

② 各行政機関は、通報に関連する相談に応じる窓口（4. において「相談窓口」という。）を設置する。

（3）～（5）（略）

3. ～5. （略）

(3) 民間企業等における法令等遵守に係る取組の概要

調査結果	説明図表番号
<p>ア 民間企業等</p> <p>会社法（平成 17 年法律第 86 号）においては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備等の内部統制システムの構築が大会社に義務付けられている。また、大規模な一般社団法人及び一般財団法人も、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、大会社と同様に内部統制システムの構築が義務付けられている。独立行政法人については、現在継続審議中の法律案において、同様の規定が設けられている。</p> <p>(ア) 民間企業</p> <p>民間企業については、会社法において、大会社（注）等は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める、①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備（いわゆる内部統制システム）をしなければならないと規定されている。取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について、具体的には、①会社の業態に応じて生ずる可能性が高い法令違反行為（横領、談合、顧客に対する欺罔ないし脅迫的行為、業績の粉飾等）の把握、②その他典型的な法令違反の監視・予防体制（法令遵守マニュアルの作成や使用人の監督体制）、③法令違反行為が生じた場合の対処方法・対処機関に関する事項等について決定することが挙げられている。</p> <p>（注）最終事業年度に係る貸借対照表に、資本金として計上した額が 5 億円以上又は負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上の株式会社</p>	<p>表 1 - (3) - ①</p>
<p>また、民間企業においては、法令等遵守について、会社法の制定以前から、不祥事への対応等のため、企業の行動基準や行動指針、コンプライアンス・プログラムの策定、取締役会の諮問機関としてのコンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス推進の組織や体制の整備等、独自に法令等遵守に取り組んでいる企業がみられる。</p>	<p>表 1 - (3) - ②</p>
<p>(イ) 一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律においては、大規模な一般社団法人及び一般財団法人（注）では、理事は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人及び一般</p>	<p>表 1 - (3) - ③</p>

<p>財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の法務省令に定める体制の整備をしなければならないとされ、会社法における大会社と同様の内部統制システムの構築が義務付けられている。</p> <p>(注) 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上の一般社団法人及び一般財団法人</p>	
<p>(ウ) 独立行政法人</p> <p>独立行政法人については、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について向上を図り、講じた措置について積極的に公表するものとされたことを受け、会社法を参考として、いわゆる内部統制システムについて業務方法書にこれを記載することを義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第 169 回国会に提出され、現在、継続審議となっている。当該法律案では、主務大臣の認可を受けなければならない業務方法書に、役員（幹事を除く。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制に記載しなければならないとされている。</p>	<p>表 1-(3)-④</p>
<p>イ 地方公共団体</p> <p>地方公共団体については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）において、職員の服務について国家公務員と同様に、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことが職員の服務の根本基準として規定されている。また、服務の具体的内容として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限等が規定されている。</p> <p>また、地方公共団体においては、法令等遵守について、不祥事への対応などのため、関係規程や基本方針等の整備、推進体制の整備等独自の取組を行っているところがみられる。</p>	<p>表 1-(3)-⑤</p> <p>表 1-(3)-⑥</p>

表 1-(3)-① 会社法における内部統制システムの整備に係る規定等

○ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）＜抜粋＞

（取締役会の権限等）

第三百六十二条（略）

2、3（略）

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一～五（略）

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七（略）

5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

○ 会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）＜抜粋＞

（業務の適正を確保するための体制）

第百条 法第三百六十二条第四項第六号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

2、3（略）

○ 「新・会社法論点解説」（相澤哲前法務省大臣官房参事官ほか著）＜抜粋＞

「取締役（362 条 4 項 6 号）・使用人（施 100 条 1 項 4 号）の職務の執行が法令および定款に適合するための体制」については、①会社の業態に応じて生ずる可能性が高い法令違反行為（横領、談合、顧客に対する欺罔ないし脅迫的行為、業績の粉飾等）の把握、②その他典型的な法令違反の監視・予防体制（法令遵守マニュアルの作成や使用人の監督体制）、③法令違反行為が生じた場合の対処方法・対処機関に関する事項等について決定することが考えられる。

（注）下線は当省が付した。

表 1-(3)-② 民間企業における法令等遵守の取組の例

事業者名	基本方針等の策定	推進体制の整備
A社	「グループ企業倫理要綱」、「共通行動指針」	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス委員会」を経営戦略会議の直轄組織として設置 ・「コンプライアンス・リーダー」を各部署に配置
B社	「グループ行動規範」	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する方針や計画を総合的に検討し、取締役会に提言 ・「コンプライアンス推進委員会」をグループ各社・各部門に設置 ・「コンプライアンス推進部」を社長直属の組織として設置
C社	「行動基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業倫理委員会」（社外有識者と社内委員で構成）を設置 ・「行動リーダー、サブリーダー」を配置し、グループごとに行動基準定着活動を推進 ・「企業倫理担当者」をグループ各社に配置し、コンプライアンス活動を推進
D社	「企業行動の基本方針」、「役員及び従業員の行動基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス委員会」を取締役会の諮問機関として設置
E社	「行動基準」、「部門別自主基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・「法務・コンプライアンス部」を設置 ・「コンプライアンス委員会」を取締役会の諮問機関として設置
F社	「グループコンプライアンス・プログラム」	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス委員会」設置
G社	「グループ行動憲章」、「コンプライアンス規程」	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業グループコンプライアンス統括部」（法務室、内部統制推進室、監査室で構成）を設置
H社	「行動指針」	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス室」を設置
I社	「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスに関する基本的枠組み」、「コンプライアンス・プログラム」	<ul style="list-style-type: none"> ・「本店コンプライアンス統括部」を設置 ・「コンプライアンス責任者」、「コンプライアンス・チェッカー」を各部支店に配置
J社	「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス委員会」（取締役及び部長で構成）を設置 ・「コンプライアンス統括部」（部長等で構成）を設置
K社	「コンプライアンスの基本方針」、「コンプライアンス・プログラム」、「コンプライアンス実施計画」	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス対策委員会」を設置
L社	「コンプライアンス経営宣言」、「行動憲章」、「行動指針」	<ul style="list-style-type: none"> ・「倫理委員会」を設置（常勤の取締役員で構成）

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における内部統制システムの整備に係る規定等

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）＜抜粋＞

（理事会の権限等）

第九十条 （略）

2、3 （略）

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一～四 （略）

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

六 第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除

5 大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

第百九十七条 前章第三節第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第百四条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。（略）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）＜抜粋＞

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項

七 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（注）下線は当省が付した。

表 1-(3)-④ 独立行政法人整理合理化計画における内部統制システムの整備に係る記述等

○ 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）＜抜粋＞

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案＜抜粋＞

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務の方法

二 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制

三 その他主務省令で定める事項

3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-⑤ 地方公務員法における職員が遵守すべき事項に係る規定

○ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）〈抜粋〉

（サービスの根本基準）

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（サービスの宣誓）

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（政治的行為の制限）

第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(争議行為等の禁止)

第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

(営利企業等の従事制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-⑥ 地方公共団体における法令等遵守の取組の例

地方公共団体名	関係規程、基本方針等	推進体制の整備
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員の職務に係る倫理の保持に関する条例」(平成 13 年 3 月 30 日付け岩手県条例第 13 号) ・「職員の職務に係る倫理の保持に関する規則」(平成 13 年 8 月 21 日付け規則第 117 号) ・「コンプライアンス(法令等遵守)推進体制の構築について」(平成 16 年 7 月 12 日付け人第 308 号) ・「岩手県職員コンプライアンスマニュアル」(平成 17 年 12 月 5 日策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全 184 人の所属長(本庁各課の総括課長、出先機関の長等)をコンプライアンス推進の責任者とし、所属の職員(庶務担当主任主査等)から所属長と同数のコンプライアンス推進員を選任 ・ 新たな人事評価システムの導入(県本課又は出先機関等の部局長の職場マネジメント能力を所属部課職員全員が評価する、評価項目の 1 つに「コンプライアンスの推進の取組状況」を規定)
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県職員倫理条例」(平成 12 年 10 月 27 日策定) ・「静岡県職員倫理規則」(平成 13 年 2 月 16 日策定) ・「コンプライアンス四原則」(平成 17 年 11 月策定) ・「平成 19 年度コンプライアンス推進計画」(平成 18 年度以降毎年策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者を委員とする、「静岡県コンプライアンス委員会」(副知事(本部長)、総務部長、県民部長、企画部広報局長及び出納局長)を設置し、ハンドブックの作成等を推進
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年 4 月 1 日施行) ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則」(平成 18 年 5 月 1 日施行) ・「各局室区内部統制の体制に関する要綱」(平成 18 年 6 月。各部局が策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大阪市内部統制連絡会議」(構成員：市長、副市長、総務局長、各局室区長)を設置し、局等相互間の内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図る。 ・ 幹事会議(構成員：各局室区コンプライアンス所管担当課長) ・ 各局室内部統制連絡会議(構成員：局長、理事等、部長等、コンプライアンス所管担当課長)
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡市職員の公務員倫理に関する条例」(平成 13 年 12 月 20 日策定) ・「福岡市職員の公務員倫理に関する条例施行規則」(平成 13 年 12 月 20 日策定) ・「福岡市職員倫理行動規準」(平成 14 年 3 月 25 日策定) ・「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」(平成 14 年 3 月 25 日策定) ・「福岡市コンプライアンス向上検討委員会設置要綱」(平成 19 年 9 月制定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福岡市職員公務員倫理審査会」(大学教授、弁護士、市民代表等、計 5 人)を開催し、贈与等報告書、所得等報告書の審査、条例の運用状況の公表について、職員相談サポートラインに関する報告をテーマとして取り上げる。 ・ 総務企画局人事課行政監察室において、職員の服務、公務員倫理に関することを所掌 ・ 「福岡市コンプライアンス向上検討委員会」(副市長、総務企画局長、環境局長、下水道局長、南区長、こども未来局こども総合相談センター所長、総務企画局長人事部長)の設置 ・ 「コンプライアンス推進委員会」の設置 <ul style="list-style-type: none"> ① コンプライアンス推進体制の確立、職場の活性化、借金・多重債務問題に対する組織的な対応、アルコール関連問題に関する組織的な対応 ② 部長級の全職員を推進員として職員の意識啓発に取り組む。

(注) 当省の調査結果による。

2 法令等遵守に係る取組の推進

(1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進

勸 告	説明図表番号
<p>国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程は、幹部職員を中心に深刻な不祥事が続発し、厳しい社会的批判を招いたことを背景として、国家公務員の職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することにより、公務に対する国民の信頼を確保することを目的に制定され、平成 12 年 4 月から施行されている。</p> <p>また、防衛省については、職員の大部分が国家公務員倫理法の適用を受けない特別職の職員であることから、これらの者を対象として、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程とおおむね内容を同一とする自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程が制定され、平成 12 年 4 月から施行されている（以下、国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法を合わせて「倫理法」と、国家公務員倫理規程及び自衛隊員倫理規程を合わせて「倫理規程」という。）。</p>	表 2-(1)-①
<p>倫理法・倫理規程の制定以降における倫理法又は同法に基づく命令に違反し、処分等を受けた職員の数をみると、増加傾向にあり、特に近年においては、元防衛事務次官による自衛隊員倫理規程等違反事案や多数の職員が公費によるタクシー利用に際して金品等の提供を受け、国家公務員倫理法等に違反していた事案等が相次いで発覚し、国家公務員の倫理感について再び厳しい社会的批判を招いている。</p>	表 2-(1)-②
<p>今回、全 16 府省の本府省等 33 機関における職員の職務に係る倫理の保持に関する措置の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 倫理に係る周知・啓発、研修</p>	
<p>(7) 研修の取組状況</p>	
<p>国家公務員倫理規程第 14 条第 5 号において、各省各庁の長の責務として、研修その他の施策により、当該各省各庁に属する職員の倫理感の醸成及び保持に努めることと規定されている（自衛隊員倫理規程も同旨を規定。）。</p>	
<p>また、国家公務員倫理審査会は、「職員の職務に係る倫理の保持のために特に留意すべき事項について」（平成 18 年 11 月 20 日付け倫参-58 国家公務員倫理審査会会長通知）において、職員に対して国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に関する研修・説明会等の受講機会を幅広く提供するなど、国家公務員倫理法等の周知徹底に取り組むことを、また、「職員の職務に係る倫理の保持について」（平成 20 年 7 月 11 日付け倫参-52 国家公務員倫理審査会会長通知）において、倫理研修等の充実に一層努めることをそれぞれ各府省に求めている。</p>	表 2-(1)-③
<p>しかし、平成 18 年度における、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関の官房部門や研修機関が、主に本府省等の職員を対象に部局横断的に実施した倫理に係る研修（注）の状況をみると、2 府省 3 機関は、新たに当該機関</p>	表 2-(1)-④

の職員になった者にしか研修を実施しておらず、研修の受講機会が十分に確保されていない状況がみられた。

なお、このうち1府省2機関は、平成20年度の不祥事の発生を受けて、同年度から新たに全職員を対象とした倫理に係る研修を実施しており、来年度以降も継続していくこととしている。

(注)「研修」には、研修の年度計画に基づいて実施された研修のほか、適時に職員に対して講義等を行ったもの等を含む。

(4) 遵守事項の浸透度の把握状況

職員に対して、倫理に係る遵守事項を十分浸透させるためには、定期的に研修の受講機会を設け、継続して周知・啓発を行うとともに、現在実施している取組により、各職員に遵守事項が十分に浸透しているかについても定期的に確認を行い、その結果を周知・啓発、研修に反映させて、実施方法や内容を不断に見直していくことが重要である。

しかし、調査した全16府省の本府省等33機関において、職員を対象に自己点検（セルフチェックシート）やアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、職員への遵守事項の浸透度を把握した上で、周知・啓発、研修の実施方法や内容の見直しを行っている例は、3府省5機関にとどまっている。

表2-(1)-⑤

イ 贈与等報告制度

本省課長補佐級以上の職員は、国家公務員倫理法第6条に基づき、①事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与や供応接待を受けたとき又は②事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたときは、その価額が1件につき5,000円を超える場合、四半期ごとに各省各庁の長等に贈与等報告書を提出しなければならないとされている（自衛隊員倫理法も同旨を規定。）。

表2-(1)-⑥

さらに、国家公務員倫理法第9条において、それらの価額が1件につき2万円を超えるものについては、原則として何人も贈与等報告書の閲覧を請求することが可能とされており、これを受け、国家公務員倫理規程第14条第2号において、各省各庁の長の責務として、贈与等報告書の閲覧のための体制の整備を行うことと規定されている（自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程も同旨を規定。）。

各府省の贈与等報告書の提出状況等をみると、次のような状況がみられた。

(7) 贈与等報告書の提出状況

倫理法に基づき贈与等報告書を四半期ごとに適正に提出するためには、報告を行う職員本人が制度を十分に理解し、適切に自己申告することが必要である。このため、報告対象となる贈与等について、漏れなく適時に報告されるよう、各府省においては、対象となる職員に対して、制度についての十分な周知を行うとともに、国家公務員倫理審査会も求めているとお

表2-(1)-③

<p>り、報告書の提出時期に、対象職員や事務担当者に対して注意喚起を行うことが必要である。</p>	(再掲)
<p>しかしながら、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関のうち 1 機関は、今回の調査を行うまで、贈与等報告書の提出実績が少ないことなどを理由として提出時期ごとに注意喚起を行っていなかった。</p>	表 2-(1)-⑦
<p>また、全 16 府省（各地方支分部局等も含む。）における贈与等報告書の提出状況をみると、平成 16 年度から 18 年度の間において、提出すべき時期に提出されなかったものが 15 府省で 231 件（平成 16 年度 54 件、17 年度 105 件及び 18 年度 72 件）ある。これらの主な理由をみると、報告対象職員・事務担当者の失念又は制度の理解不足等となっている。</p>	
<p>(4) 贈与等報告書の閲覧体制の整備状況等</p>	
<p>調査した全 16 府省の本府省等 33 機関における贈与等報告書の閲覧体制の整備状況等をみると、次のような状況がみられた。</p>	表 2-(1)-⑧
<p>i) 2 府省 3 機関は、閲覧場所、閲覧時間や閲覧手続等に係る規程等を策定していない。これらの機関は、閲覧請求があった場合には、贈与等報告書を保存している部署で対応するとしているが、当該対応部署や閲覧時間等をホームページに掲載するなどの積極的な周知は行われていない。</p>	
<p>ii) 残りの 16 府省 30 機関は、閲覧場所、閲覧時間や閲覧手続等に関する規程等を定めており、そのうち 8 府省 11 機関は、閲覧希望者の利便のため、当該閲覧場所や閲覧時間等についてホームページに掲載している。</p>	
<p>ウ 倫理の保持のための内部通報制度</p>	
<p>国家公務員倫理審査会は、公益通報者保護法の成立を踏まえ、職員の倫理の保持のためには、国家公務員倫理法等違反のおそれのある行為を知った職員が安心して当該情報を通報できる体制を整備することが重要であるとの観点から、各府省に倫理の保持のための通報制度の整備を求めており、整備する際の基本的な留意事項として、「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の整備について」（平成 17 年 3 月 31 日付け倫参-22 国家公務員倫理審査会会長通知）を発出している。</p>	表 2-(1)-⑨
<p>各府省の倫理の保持のための内部通報制度の整備状況をみると、次のような状況がみられた。</p>	
<p>(7) 通報窓口の設置状況</p>	
<p>倫理に係る内部通報の受付窓口の設置状況をみると、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関のうち、16 府省 29 機関は内部通報窓口を設置している。そのうち 15 府省 25 機関は公益通報者保護法に基づく内部通報窓口、又は同法に基づく内部通報を含む内部通報窓口で通報を受け付けており、2 府省 4 機関は苦情相談窓口で通報を受け付けている。</p>	表 2-(1)-⑩
<p>しかし、3 府省 4 機関は内部通報窓口を設置していない。</p>	
<p>(4) 受付・処理に係る規程の整備状況</p>	

国家公務員倫理審査会は、「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度に係る今後の対応について」（平成18年7月21日付け倫参-34 国家公務員倫理審査会事務局長通知）を发出し、各府省が整備している通報制度について、各府省の実情や今後の運用状況を踏まえ、特に配慮を求める事項として、i) 通報手段については、電子メール、郵便又はファクシミリに限定せず、電話、面談等多様な手段を認めること、ii) 匿名による通報も受け付けることとし、提供された情報の範囲で可能な対応をすること、iii) 通報内容、処理結果を倫理監督官に必ず報告させること、を示している。

内部通報窓口を設置している16府省29機関のうち、国家公務員倫理審査会の所管外である防衛省を除く15府省28機関における通報の受付・処理に係る規程をみると、次のとおり、国家公務員倫理審査会の通知の内容に対応できておらず、職員が安心して通報することができる体制を整備し、適切な運用を図る観点からみて、通報の受付・処理の仕組みが不十分な例がみられた。

i) 通報手段

7府省10機関は、規程上、通報手段について規定していない。なお、このうち5府省7機関は、職員への通報制度の周知文書等に通報手段を記載しているが、そのうち2府省4機関は、電話及び面談を通報手段として記載していない。

また、通報手段について規定している10府省18機関のうち、6府省8機関は、電話又は面談を通報手段として規定していない。

ii) 匿名による通報の取扱い

9府省12機関は、匿名による通報の取扱いについて規定しているが、うち2府省2機関は、匿名による通報を受理しないこととしている。

また、1機関は、事務連絡により匿名による通報を認めない旨周知しており、その他の7府省15機関は、規程上、匿名による通報の取扱いについて規定していないため、匿名による通報の取扱いが明確にされていない。

iii) 倫理監督官に対する通報内容、処理結果の報告

2府省2機関は、通報内容及び処理結果について、倫理監督官に報告する旨規定している。しかし、5府省8機関は通報内容又は処理結果のどちらか一方についてのみ、倫理監督官や各省各庁の長に報告する旨の規定や社会的影響の大きい案件などについて報告する旨の規定となっている。その他の9府省18機関は倫理監督官への報告に係る規定を設けておらず、内部通報窓口へ寄せられた倫理に係る通報について、通報内容や処理結果を倫理監督官に報告することが明確にされていない。

また、国家公務員倫理審査会の所管外である防衛省においては、平成19年9月から公益通報者保護法に基づく内部通報窓口において倫理に係る内部通報を受け付けることとしており、その規程をみると、i) 電話及び面

表2-(1)-⑪

表2-(1)-⑫

談を通報手段として規定していない、ii) 匿名による通報の取扱いについて規定していない、iii) 通報のあった事案について、その調査結果のみを防衛大臣に対して報告する旨の規定となっている、など内部通報制度の仕組みに不十分な点がみられる。

したがって、関係府省は、職員の職務に係る倫理の一層の保持及び職員が倫理法等に違反した疑いのある事案の早期発見等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること。(環境省)

また、倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握及び当該結果の活用により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

② 贈与等報告制度について、

i) 贈与等報告書の提出対象となる職員や事務担当者に対し、継続して、報告制度の趣旨や手続を周知徹底し、贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

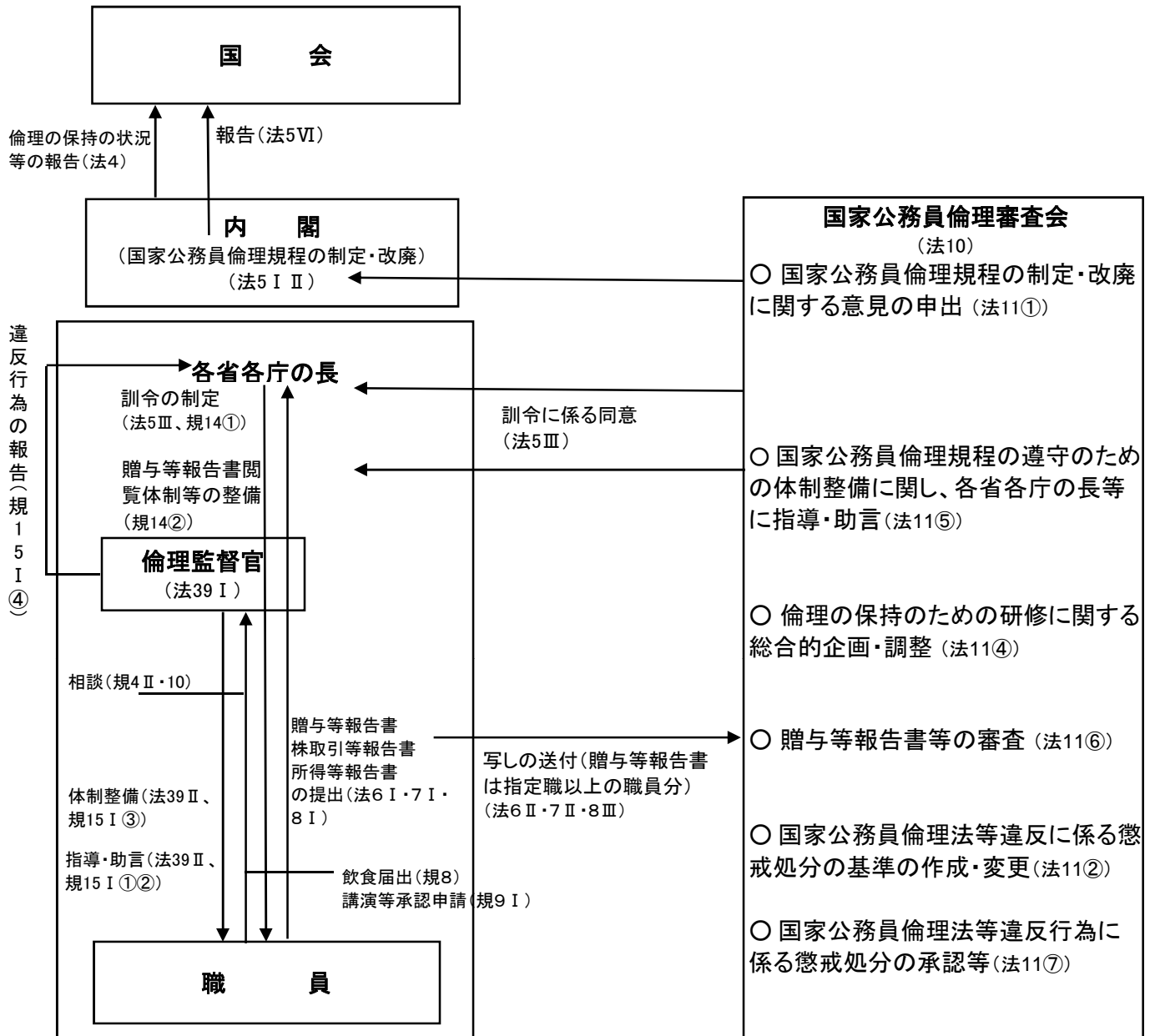
ii) 贈与等報告書の閲覧体制を整備するとともに、贈与等報告書の閲覧場所や閲覧時間などの必要な事項について、ホームページに掲載するなどにより周知を図ること。(内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

③ 倫理の保持のための内部通報制度について、

i) 内部通報窓口を設置していない機関にあつては、ii) の内容も踏まえ、内部通報制度を整備すること。(法務省、文部科学省)

ii) 内部通報窓口を設置している機関にあつては、①電話・面談による通報を認め、これらを含む通報手段について、⑩匿名による通報を受け付けることについて、それぞれ規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること。(内閣府、宮内庁、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

表2-(1)-① 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の概要



- (注) 1 国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に基づき当省が作成した。
 2 本表において、「法」とは国家公務員倫理法、「規」とは国家公務員倫理規程を表す。
 3 各省各庁の長とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう(法5 III)。
 4 倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に定めるその職務の一部を行わせることができる(規15 II)こととされている。

表2-1)-② 倫理法又は同法に基づく命令違反に係る懲戒処分等の状況

1 倫理法等に係る懲戒処分等が行われた人数の推移（平成12年度～19年度）

(人)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
懲戒処分	2	6	13	11	19	115	26	86
矯正措置	15	9	17	9	26	108	28	84
合計	17	15	30	20	45	223	54	170

- (注) 1 「人事院年次報告書」（平成18・19年度）及び「自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」（平成12年度～19年度）に基づき当省が作成した。
 2 「矯正措置」とは、各府省の内規による訓告、嚴重注意等の措置をいう。
 3 平成17年度は厚生労働省及び社会保険庁において多数の職員に対して処分等が行われたため、多くなっているものである。

2 倫理法等に係る懲戒処分等が行われた人数の内訳（平成12年度～18年度）

(人)

府省名	懲戒処分	懲戒処分の内訳				矯正措置	合計
		免職	停職	減給	戒告		
厚生労働省	89	13	9	17	50	69	158
社会保険庁	42	4	1	8	29	38	80
国税庁	18	1	3	5	9	26	44
国土交通省	11	7	1	1	2	33	44
経済産業省	4	0	0	2	2	16	20
内閣府	4	1	0	1	2	9	13
法務省	8	4	1	2	1	4	12
農林水産省	3	1	0	1	1	5	8
文部科学省	3	0	1	1	1	4	7
外務省	1	0	0	1	0	3	4
資源エネルギー庁	1	1	0	0	0	2	3
防衛省（旧防衛庁・旧防衛施設庁）	2	0	1	1	0	1	3
財務省	2	1	0	0	1	0	2
海上保安庁	1	0	0	1	0	1	2
会計検査院	1	0	1	0	0	0	1
金融庁	0	0	0	0	0	1	1
総務省	1	0	0	0	1	0	1
気象庁	1	0	0	1	0	0	1
合計	192	33	18	42	99	212	404

- (注) 「人事院年次報告書」（平成18年度）及び「自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」（平成12年度～18年度）に基づき当省が作成した。

3 懲戒処分等が行われた事案の国家公務員倫理法等の適用条項（平成12年度～18年度）

適用条項	人数（人）
利害関係者からの贈与（規3 I ①）	135
利害関係者からの無償の役務提供（規3 I ④）	102
利害関係者以外の事業者からの贈与等（規5 I）	99
利害関係者と共に飲食（旧規3 I ⑦）	98
利害関係者からの供応接待等（規3 I ⑥）	63
利害関係者と共に遊技、ゴルフ（規3 I ⑦、旧規3 I ⑧）	17
利害関係者と共に旅行（規3 I ⑧・旧規3 I ⑨）	8
利害関係者からの金銭の貸付け（規3 I ②）	6
各種報告書等の未提出等（法6～8）	6
つけ回し（規5 II）	3
倫理監督官未承認の講演等（規9 I・旧規6 I）	1

- (注) 1 「人事院年次報告書」（平成18年度）による。
 2 「適用条項」欄の「旧」は平成17年政令第41号による改正前の国家公務員倫理規程の条項。
 3 防衛省における懲戒処分等については含まれていない。
 4 複数の適用条項に該当する行為を行った者がいるため、本表の人数の合計は上表2の人数と一致しない。

表2-1-③ 国家公務員倫理審査会から倫理に関する研修等に関して発出された通知

○ 「職員の職務に係る倫理の保持のために特に留意すべき事項について」（平成18年11月20日付け倫参-58 国家公務員倫理審査会会長通知） <抜粋>

1 国家公務員倫理法・倫理規程の周知徹底

以下の点に留意して、倫理法・倫理規程の周知徹底に取り組むこと。

- (1) 倫理審査会作成のビデオ「あなたならどうする～倫理的行動のススメ～」(平成17年11月作成)の視聴の状況が必ずしも十分でないので(別紙表1参照)、職員に対して、当該ビデオを視聴するよう奨励すること。
- (2) 倫理審査会作成の「倫理法・倫理規程セルフチェックシート基礎編・応用編」(平成18年6月作成)の利用の状況が必ずしも十分でないので(別紙表2参照)、職員に対して、当該セルフチェックシートを利用するよう奨励すること。
- (3) 倫理法・倫理規程に関する研修・説明会等への参加の状況が必ずしも十分でないので(別紙表3参照)、職員に対して、倫理法・倫理規程に関する研修・説明会等の機会を幅広く提供すること。
- (4) 平成17年4月の倫理規程の一部改正の内容の認知の状況が必ずしも十分でないので(別紙表4参照)、職員に対して、当該改正の内容について改めて周知すること。
- (5) (略)

2 (略)

3 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の適正な提出・審査の推進

以下の点に留意して報告書の適正な提出・審査を推進すること。

- (1) 報告書の提出が必要な職員の業務多忙、制度の理解不足による提出漏れ及び事務担当者(各機関・各組織において、報告書の提出が必要な職員から直接報告書を受領する等の業務を行う庶務担当者を含む。以下同じ。)の失念による事務の遅延が散見されるので、報告制度の対象職員及び事務担当者に対して、報告書の提出時期において、提出漏れや事務の遅延がないようその都度注意喚起を行うこと。
- (2) 報告書の提出期日の記載漏れや捺印漏れ、贈与等報告書の利害関係の有無の記載漏れ、株取引等報告書の株取引日に約定日を記載すべきところを受渡日を記載したり、株取引等の対価の額に手数料を含まない額を記載すべきところを手数料を含めた額を記載する等の記載誤りが散見されるので、報告制度の対象職員及び事務担当者に対して、報告書の正確な記載の徹底について指導すること。

4 (略)

5 内部通報制度の充実

「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の整備について」(平成17年3月31日倫参-22 国家公務員倫理審査会会長通知)に基づき内部通報制度の整備がなされているところで

あるが、「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度に係る今後の対応について」（平成18年7月21日倫参-34 国家公務員倫理審査会事務局長通知）も踏まえ、更に職員が安心して当該制度を利用できる環境の整備に努めること。

○ 「職員の職務に係る倫理の保持について」（平成20年7月11日付け倫参-52 国家公務員倫理審査会会長通知）＜抜粋＞

多くの府省の職員が利用したタクシーの運転手から金品等を受領し、倫理法等違反により処分されるという事態が発生するなど、現在、公務に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる状況にあります。

各府省におかれては、この状況を厳しく受け止め、このような不祥事の再発を防止し、公務に対する国民の信頼を回復するため、下記の事項に留意するなど、職員の倫理意識の涵養、倫理感の高い組織風土の醸成により一層意を用いて、職員の職務に係る倫理の保持を徹底するようお願いいたします。

（略）

記

1 倫理研修等を通じた倫理意識の高揚

倫理研修等の充実により一層努めるとともに、職員の倫理意識の高揚を図るため、倫理研修等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

- （1）国家公務員倫理規程の倫理行動規準にも言及し、職員に対して同規準を遵守し、行動するよう指導すること。
- （2）倫理審査会が実施する市民モニターに対するアンケート調査の結果等も活用し、職員に対して国民の国家公務員に対する厳しい意見等を認識させるよう努めること。（略）

2 倫理事務担当者への相談の周知徹底

自らが行う行為が国家公務員倫理規程の禁止行為に該当するかどうかの判断に迷う場合には、その行為を行う前に、倫理事務担当者にご相談するよう周知徹底すること。

表2-1-④ 本府省等の職員に対する倫理に係る研修の実施状況（平成18年度）

府省名	職員全体を対象とした研修	階層別研修					備考
		新規採用者	一般職員	本府省等係長級	本府省等課長補佐級	本府省等課室長級	
内閣府	—	●	—	—※	—	—	※ 平成19年度から新任監督者研修（係長級）を設け、当該研修において倫理に係る講義を実施。
宮内庁	—	●	—※	●	—	—	※ 隔年で実施している中堅係員研修において、倫理に係る講義を実施。
公正取引委員会	—	●	—	●	●	—※	※ 平成19年度から管理職研修（課室長級）において、倫理に係る講義を実施。
国家公安委員会（警察庁）	—	●	●	●	●	—※	※ 組織管理者研修において倫理に係る講義を実施（平成18年度は対象者がいなかったもの。）。
金融庁	公務員倫理研修（原則として全職員対象）	●	—	—	—	—	その他、転入職員等を対象とした転入職員研修（年4回実施）において倫理に係る講義を実施。
総務省	—	●	—	●	●	—	
公害等調整委員会	—	総務省の実施する研修を受講					
消防庁	—	総務省の実施する研修を受講					
法務省	—	採用部局等により研修体系が異なる					
公安審査委員会	—	法務省の実施する研修を受講					
公安調査庁	—	●	●	—	● (公安調査局課長等昇任予定者)	● (公安調査局部長等昇任予定者)	
外務省	—	●	—	—	—	—	その他、庶務業務研修（年1回実施。平成18年度は未実施）及び在外公館赴任予定者（管理職）を対象とした在外赴任前研修（年4回実施）において倫理に係る講義を実施。
財務省	—	●	—※	—※	—※	—	※ 各種実務研修において倫理に係る講義を実施。
国税庁	予防講話（課長補佐以下の全職員対象）	●	—	—	—	—	
文部科学省	—	●	—	—	—	—	平成20年度から新たに全職員を対象とした倫理に係る研修を実施しており、来年度以降も継続していくこととしている。
文化庁	—	文部科学省の実施する研修を受講					
厚生労働省	—	●	●	●	●	—	
中央労働委員会	—	厚生労働省の実施する研修を受講					
社会保険庁	社会保険庁国家公務員倫理研修（原則として全職員対象）	●	●	●	●	—	
農林水産省	独自に設けた職員倫理啓発週間等において倫理に係る研修を実施（原則として全職員）	●	—	●	●	—	
林野庁		●	—	●	—	—	
水産庁		●	—	農林水産省の実施する研修を受講		—	
経済産業省	—	●	●※	●	●	●	※ I・II種（2年目）・III種（3年目）とII種（5年目）・III種（9年目）を対象に、それぞれ中堅係員向け研修を実施。
資源エネルギー庁	—	経済産業省の実施する研修を受講					
特許庁	—	●	● (事務系職員)	●	—	—	
中小企業庁	—	経済産業省の実施する研修を受講					
国土交通省	—	●	●	●	●	—	
船員労働委員会	—	国土交通大学校の実施する研修を受講					
気象庁	—	—※1	● (技術系職員)	—	● (管理監督の職への昇任予定者)	—	※1 新規採用者は人事院が実施する研修を受講。 ※2 その他、気象大学校が実施する各種専門別研修において倫理に係る講義を実施。
海上保安庁	—	●	●	●	● (管区本部課長級昇任予定者)	● (海上保安部長等昇任予定者)	係長級以上の研修はいずれも選抜制。
海難審判庁	—	—※1	—※2	●	—※3	—	※1 新規採用者は各配属先で研修を受講。 ※2 一般職員を対象とした書記・調査事務官（初級）研修（おおむね3年ごとに開催）において倫理に係る講義を実施。 ※3 課長補佐級を対象とした書記・調査事務官（上級）研修（おおむね3年ごとに開催）において倫理に係る講義を実施。
環境省	—	●	—	—	—	—	その他、環境省に outward して1年未満の職員を対象とした環境行政基本研修において倫理に係る講義を実施。
防衛省	自衛隊員倫理に関する教育（平成18年度は行政職俸給表（一）4級相当以上の全職員対象）	●	●※	●	●	—	※ 行政職俸給表（一）2級の者を対象に中級研修を実施。一般職員以上の研修はいずれも選抜制。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表では、本府省等が主に本府省等の職員を対象として、各部局の職員に共通して行われているものを調査対象としており、部局等が独自に行っているものは取り上げていない。

表2-1-⑤ 倫理法・倫理規程の職員への浸透度を把握し、周知・啓発、研修の実施方法や内容の見直しを行っている事例

1 公安調査庁

平成19年度に、職員の国家公務員倫理規程についての理解・認識の把握と再点検等を目的として、全職員を対象に14問からなる国家公務員の倫理に関するアンケートを実施している。アンケートの主な内容は、①国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の認知度、②国家公務員倫理教本や公安調査庁が独自に作成した国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に関するQ&Aに目を通したことがあるか、③国家公務員倫理週間の認知度、④贈与等報告書の提出対象者の範囲及び提出が必要となるケースの認知度、⑤株取引等報告書や所得等報告書の提出対象者の範囲及び提出時期の認知度、などとなっている。アンケート結果は、本庁総務部で取りまとめ、その後の研修の講義内容に反映させている。

2 農林水産省・林野庁・水産庁

平成18年度以降、毎年、農林水産省職員倫理啓発週間及び国家公務員倫理週間において、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の理解度を確認するため、全職員を対象に独自に作成した15問からなる倫理に係る自己点検（セルフチェックシート）を実施している。セルフチェックシートの主な内容は、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に定める各種手続の必要性や特定の行為が国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程違反に該当するか否かなどを○×形式で問うものであり、実施結果については、各局庁を通じて本省秘書課で回収し、後日局庁ごとの回収率及び各設問の正解率等を取りまとめ、各局庁庶務担当に配布しているほか、意識が不足している事項がある場合には、研修の講義内容に反映させるなどしている。

3 防衛省

平成19年度に、隊員の職務に係る倫理の保持に関する意識の高揚を図るため、全隊員を対象に実施した自衛隊員倫理ビデオによる教育の一環として、無作為に抽出した隊員約2,000人を対象に17問からなる自衛隊員倫理に関する意見調査を実施している。調査の主な内容は、①自衛隊員倫理ビデオによる教育の感想、②所属する職場の倫理意識の程度、③過去1年間において、今回の教育以外に倫理に関する教育を受けた回数、④③が0回の場合には最後に教育を受けた時期、⑤自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程の認知度、⑥自衛隊員倫理週間の認知度、⑦自衛隊員倫理教本をどの程度読んだか、⑧自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程違反を防止するために有効な施策、などとなっている。調査結果は本省人事教育局で取りまとめ、その後の周知・啓発、研修の改善に活用している。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-1-⑥ 倫理法・倫理規程における贈与等報告書に係る規定

○ 国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号） <抜粋>

（贈与等の報告）

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一～四（略）

- 2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（指定職以上の職員に係るもの）に限り、かつ、第九条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（報告書の保存及び閲覧）

第九条 （略）

- 2 何人も、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ国家公務員倫理審査会が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

一・二（略）

○ 国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号） <抜粋>

（報告書等の送付期限）

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

（贈与等報告書の閲覧）

第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書（法第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これをすることができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、各省各庁の長等（法第六条第一項に規定する各省各庁の長等をいう。以下同じ。）又は法第九条第二項の規定によりその委任を受けた者が指定する場所でこれをしなければならない。

- 3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、国家公務員倫理審査会

の同意を得て、各省各庁の長等が定めるものとする。

- 4 法第九条第二項ただし書の規定による国家公務員倫理審査会の認定の申請は、各省各庁の長等又は同項の規定によりその委任を受けた者が、書面でこれをしなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三・四 (略)

○ 自衛隊員倫理法（平成 11 年法律第 130 号） <抜粋>

(贈与等の報告)

第六条 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、防衛大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

- 2 防衛大臣は、前項の規定により提出を受けた贈与等報告書の写しを自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 (略)

- 2 何人も、防衛大臣に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、防衛大臣が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ認めた事項に係る部分については、この限りでない。

一・二 (略)

○ 自衛隊員倫理規程（平成 12 年政令第 173 号） <抜粋>

(報告書等の送付期限)

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書（法第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣が指定する場所でこれをしなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣が定めるものとする。

(防衛大臣の責務)

第十四条 防衛大臣は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三～五 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-⑦ 贈与等報告書の提出状況

府省名	本府省等における提出を的確に行わせるための取組		提出遅延件数（注2）				遅延の主な理由
	提出時期ごとに注意喚起	その他	合計	平成16年度	17年度	18年度	
内閣府	●		15	3	7	5	①失念 ②提出時期を年度単位などと誤解 ③平成17年の国家公務員倫理規程の改正についての理解不足（注3）
宮内庁	●		1	0	1	0	失念（所得等報告書の雑所得の内容を確認したところ、贈与等報告書の提出対象となる事案が発覚したもの）
公正取引委員会	●	職員が寄稿することが多い月刊誌の執筆者をチェックし、報告書の提出が遅い者に対して電子メールで注意喚起	3	1	2	0	失念
国家公安委員会（警察庁）	●	所管する公益法人で開催された立食パーティーに多数の職員が参加している可能性があれば、開催者から出席者リストをもらって、贈与等報告書の提出漏れのある職員がいないかどうか確認	7	0	4	3	失念（原稿料等の振り込みの有無の確認不足）
金融庁	●		0	0	0	0	—
総務省	●		2	0	1	1	①失念 ②事務担当者の失念
公営等調整委員会	●		4	0	0	4	失念
消防庁	●		0	0	0	0	—
法務省	●		78	23	27	28	①失念（所得等報告書の雑所得の内容を確認したところ、贈与等報告書の提出対象となる事案が発覚した事案あり） ②事務担当者の失念
公安審査委員会	●		0	0	0	0	—
公安調査庁	●		1	1	0	0	事務担当者の失念
外務省	●	①毎月省内・在外LAN掲示板等において提出を周知 ②多数の職員が出席した立食パーティーについて、贈与等報告書の提出漏れのある職員がいないか確認	62	9	42	11	制度についての理解不足等（印税等について贈与等報告が必要でないと誤解した事案など）
財務省	●		2	0	2	0	失念等
国税庁	●		1	0	0	1	事務担当者の失念
文部科学省	●		5	0	1	4	①失念 ②平成17年の国家公務員倫理規程の改正についての理解不足
文化庁	●		0	0	0	0	—
厚生労働省	●		10	4	1	5	①失念（著述料の振り込みの有無の確認不足など） ②平成17年の国家公務員倫理規程の改正についての理解不足 ③印税については贈与等報告が必要ないと誤解
中央労働委員会	●		0	0	0	0	—
社会保険庁	●		0	0	0	0	—
農林水産省	●		4	0	0	4	失念（著述料の振り込みの有無の確認不足など）
林野庁	●		0	0	0	0	—
水産庁	●	贈与等を受けたらすぐに報告書を提出するよう周知	1	1	0	0	失念
経済産業省			11	3	8	0	失念（事業者等から無償で飲食の提供を受けたが、当該飲食に係る価額について、事後の確認が不足していたもの）
資源エネルギー庁	●		7	3	4	0	
特許庁			1	0	0	1	失念
中小企業庁			0	0	0	0	—
国土交通省	●		8	0	4	4	①失念（著述料の振り込みの有無の確認不足など） ②事務担当者の失念
船員労働委員会	●		0	0	0	0	—
気象庁	●	平成19年第3四半期以前は倫理管理官に提出の周知を委任していたが、提出遅延の事案が発生したことを受けて、①四半期ごとの電子メールによる周知、②贈与等を受けたらすぐに報告書を提出するように規程を改正	0	0	0	0	—
海上保安庁	●		1	1	0	0	失念（著述料の振り込みの有無の確認不足）
海難審判庁	×		0	0	0	0	—
環境省	●		1	0	0	1	失念（著述料の振り込みの有無の確認不足）
防衛省	●		6	5	1	0	失念（討論会への出席に伴う報酬の振り込みの有無の確認不足など）
合計			231	54	105	72	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 提出遅延件数は贈与等を受けた年度をベースで記載（本来平成17年4月1日～14日に提出すべきであった贈与等報告書については、平成16年度分の件数として集計）。

3 平成17年の国家公務員倫理規程の改正により、利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた監修料等については、職員が行うものであることを明らかにしない場合であっても贈与等報告の対象となることとされた。

表2-1)-⑧ 贈与等報告書の閲覧体制の整備状況等

府省名	閲覧に係る規程等	贈与等報告書の閲覧可能な機関		閲覧実績 (平成16年 度～18年 度) (注3)	閲覧窓口等の ホームページ での周知状況 (注4)	備考
		本府省等 (対応部署等)	その他 (地方支分部局等：注2)			
内閣府	内閣府本府における贈与等報告書の閲覧手続等について（平成13年1月6日内閣総理大臣決定）	大臣官房人事課	×	0	×	
宮内庁	宮内庁贈与等報告書閲覧手続等要領（平成12年9月11日宮内秘発第1231号）	長官官房秘書課	×	2	●	
公正取引委員会	国家公務員倫理法第6条第1項の贈与等報告書の閲覧に関する実施要領（平成12年9月1日人事課長通知）	官房人事課	×	0	×	
国家公安委員会 (警察庁)	①警察庁職員に係る贈与等報告書の閲覧に関する規程（平12.9.7警庁訓7） ②地方警察官に係る贈与等報告書の閲覧に関する規程（平成17年3月31日国家公安委員会決定）	長官官房総務課	×	0	●	
金融庁	金融庁の贈与等報告書閲覧手続等について（平成13年1月6日金融庁長官決定）	総務企画局総務課	—	0	×	
総務省	贈与等報告書閲覧要領（平成13年1月16日総務省訓令第104号）	大臣官房秘書課	×	1	×	
公害等調整委員会	公害等調整委員会における贈与等報告書の閲覧手続等に関する規程（平成12年9月4日公害等調整委員会委員長決定）	事務局総務課	—	0	×	
消防庁	消防庁における贈与等報告書の閲覧に関する事務処理要綱（平成12年9月6日消防庁長官決定）	総務課	—	0	×	
法務省	贈与等報告書の閲覧手続等に関する訓令（平成12年8月25日法務省人服訓第1859号）	大臣官房人事課	本省所管各庁においては、委任を受けた者が指定する場所において閲覧可能。（最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区等の各本庁）	0	●	各庁においては、当該庁に所属する職員の贈与等報告書の閲覧が可能
公安審査委員会	贈与等報告書の閲覧手続等に関する訓令（平成12年8月28日公安審査委員会訓令第1号）	事務局	—	0	×	ホームページを設けていない
公安調査庁	(名称なし：注5)	総務部人事課	×	1	●	
外務省	贈与等報告書の閲覧に関する規則	情報公開室閲覧室	—	1	●	
財務省	贈与等報告書の閲覧のための体制整備について（平成12年9月13日(蔵)秘第417号）	大臣官房秘書課	各財務局及び福岡財務支局 各税関及び沖縄地区税関	3	×	地方支分部局にあっては当該地方支分部局において保存するもののみ閲覧可能
国税庁	国家公務員倫理法及び同倫理規程の取扱いについて（平成12年3月27日官人4-16）	長官官房人事課	各国税局、沖縄国税事務所 税務署 税務大学校本校 国税不服審判所（本部・支部）	0	×	地方支分部局等にあっては当該地方支分部局等において保存するもののみ閲覧可能
文部科学省	文部科学省本省の職員に係る贈与等報告書の閲覧について（平成13年1月16日文部科学大臣決定）	大臣官房総務課広報室 大臣官房人事課	×	3	×	
文化庁	文化庁本庁の職員に係る贈与等報告書の閲覧について（平成12年8月14日文化庁長官決定）	文部科学省大臣官房総務課広報室 文化庁長官官房政策課	—	0	×	
厚生労働省	規程なし	大臣官房人事課	×	5	×	実態上、閲覧については官房人事課で対応
中央労働委員会	中央労働委員会事務局贈与等報告書閲覧要領	事務局総務課	×	0	×	
社会保険庁	規程なし	総務部職員課	×	1	×	実態上、閲覧については職員課で対応
農林水産省	職員の職務に係る倫理の保持について（平成12年3月29日12秘第105号）	大臣官房秘書課 各局総務課等	各植物防疫所、動物検疫所、各農政局等	2		各局・地方支分部局等においては当該局・地方支分部局等に所属する職員の贈与等報告書の閲覧が可能
林野庁	職員の職務に係る倫理の保持について（平成12年3月31日12林野政人第52号）	林政部林政課	森林技術総合研修所 各森林管理局	0	●	各地方支分部局等においては当該地方支分部局等に所属する職員の贈与等報告書の閲覧が可能
水産庁	職員の職務に係る倫理の保持について（平成12年3月30日12水人第559号）	漁政部漁政課	各漁業調整事務所	1		各地方支分部局においては当該地方支分部局に所属する職員の贈与等報告書の閲覧が可能
経済産業省	贈与等報告書の閲覧体制の整備に関する訓令（平成12年9月12日12秘発第547号）	情報公開窓口	×	— (注6)	×	
資源エネルギー庁 中小企業庁						
特許庁	贈与等報告書の閲覧体制の整備に関する訓令（平成12年8月11日12特総第1375号）	総務部秘書課情報公開推進室	—		●	
国土交通省	贈与等報告書の閲覧に関する事項（平成13年1月16日国官人第130号）	大臣官房人事課	×	4	×	
船員労働委員会	贈与等報告書の閲覧について	船員中央労働委員会事務局	×	0	×	
気象庁	贈与等報告書の閲覧について（平成12年9月5日気人第1309号）	総務部人事課	×	1	×	
海上保安庁	贈与等報告書の閲覧について（平成12年9月7日保総人第655号）	総務部人事課	×	0	×	
海難審判庁	規程なし	高等海難審判庁総務課	×	0	×	実態上、閲覧については総務課で対応
環境省	環境省贈与等報告書閲覧手続等要領（平成13年1月16日環境大臣決定）	大臣官房秘書課	×	0	●	
防衛省	防衛庁本庁及び防衛施設庁における自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）第6条第1項に規定する贈与等報告書の閲覧要領（12.9.11防人1第5525号）	人事教育局服務管理官	×	0	●	
合計				25		

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 主に地方支分部局における閲覧の可否を調査した結果であり、「—」と記載の機関は地方支分部局又はこれに準ずる組織体を有していない機関。
 3 本府省等における閲覧実績であり、地方支分部局等における閲覧実績は含まれていない。
 4 「閲覧窓口等のホームページでの周知状況」は、平成20年12月1日現在における閲覧時間や閲覧場所等の周知状況を調査した結果。
 5 閲覧日・時間や閲覧手続等を記載した文書。
 6 自由に閲覧できるため、件数を把握していないもの。

表 2-(1)-⑨ 国家公務員倫理審査会から倫理の保持のための通報制度に関して発出された通知

○ 「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の整備について」（平成 17 年 3 月 31 日付け倫参-22 国家公務員倫理審査会会長通知）＜抜粋＞

（略）

なお、下記事項は当該制度の整備に当たっての基本的な留意点を示すものであり、当該制度の具体化に当たっては、その趣旨を損なわない限り各府省等の実情等に応じて、段階的な整備、他の通報制度（各府省等が独自に設けている法令遵守に関する通報制度、「職員からの通報の処理に関するガイドライン」に基づく通報制度等）との一体化も差し支えないことを申し添えます。

記

1 基本的考え方

- （1）通報者の匿名性の確保と情報管理を徹底するとともに、通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう配慮し、職員が安心して通報できる制度とする。
- （2）通報者に対して、多様な通報手段・方法を認めるとともに、可能な限り通報の結果を伝達する。
- （3）倫理監督官は、通報の受理及び処理を自らの責任において適正に行うとともに、職員に対して通報窓口の周知を図る。

2 留意事項

- （1）通報窓口の設置
 - ・本府省又は本部組織（以下「本府省等」という。）に通報窓口を設置すること。
 - ・本府省等のほかに地方機関等に通報窓口を設置しても差し支えないこと。ただし、この場合であっても、本府省等への通報を可能とすること。
- （2）通報者の範囲
 - ・所属職員（非常勤職員を含む。）とすること。ただし、所属職員以外の通報者からの通報を受理しても差し支えないこと。
- （3）通報対象
 - ・国家公務員倫理法若しくは国家公務員倫理規程その他の同法に基づく命令（同法第 5 条第 3 項の規定に基づく訓令並びに同条第 4 項及び第 6 項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為（以下「違反行為」という。）又はその疑いのある事実とすること。
- （4）通報の手段・方法
 - ・面談のほか、郵便、電話、ファクシミリ、電子メールなど多様な手段・方法を認めること。
 - ・匿名による通報を認めること。
- （5）通報の受理及び処理
 - ・通報の受理は倫理監督官の指名する特定の者が行い、通報の処理は倫理監督官の指名する者が倫理監督官の指示に従い行うこと。また、より通報しやすい環境を確保するため、各府省等の実情等に応じ、外部の弁護士の活用、独立した専門の組織・体制の整備等について

でも検討すること。

- ・通報内容、処理結果は倫理監督官に必ず報告させるようにすること。
- ・通報受理者及び通報処理者に秘密の保持を厳守させるようにすること。
- ・通報者名及び通報者と特定できるような事項は倫理監督官及び通報受理者以外に明かさ
ないこと。ただし、通報者名等を通報処理者に明らかにした方が、処理が適切に行える場
合（例えば、通報者が判明しないように事実確認の方法を工夫する必要がある場合等）に
は、通報者本人の同意を得た上で、通報者名等を通報処理者に明かすことができること。
- ・通報内容が当該通報処理者自身に関係する場合は、当該通報の処理に関与させないように
すること。
- ・通報を受理したときは、その旨を通報者に伝達し、遅滞なく事実確認を開始すること。（匿
名の者及び伝達を希望しない者は除く。以下、伝達に関して同じ。）
- ・通報者が通報の処理状況の確認を求めた場合には、通報の適切な処理に支障を生じない範
囲内において、中途段階での処理状況について回答すること。
- ・事実確認の結果、違反行為の事実がないことが判明した場合には、その旨を通報者に伝達
すること。
- ・事実確認の結果、違反行為の疑いがあると思料する場合には、速やかにその旨を国家公務
員倫理審査会事務局に連絡し、国家公務員倫理法等に定める手続に従い、必要な措置を講
ずるとともに、処理の結果を通報者に伝達すること。

（以下略）

○ 「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度に係る今後の対応について」（平成 18 年 7 月
21 日付け倫参－34 国家公務員倫理審査会事務局長通知）＜抜粋＞

（略）

つきましては、貴府省等における同制度の整備状況を再度点検し、下記の事項について、貴府
省等の実情や同制度の今後の運用状況を踏まえ、格段の御配慮をいただきますようお願いしま
す。

記

- 1 通報手段・方法については、電子メール、郵便又はファクシミリに限定せず、電話、面談等
多様な手段・方法を認めること。
- 2 匿名による通報も受け付けることとし、提供された情報の範囲で可能な対応をすること。
- 3 通報内容、処理結果を倫理監督官に必ず報告させること。

表 2-(1)-⑩ 倫理の保持のための内部通報制度の整備状況

(件)

府省名	関係規程	窓口担当部署等 (内部窓口)	公益通報窓口との一体化 (注2)	規程上の通報手段						匿名による通報の取扱いに係る規定 (注3)	倫理監督官への報告に係る規定		倫理に係る通報受付実績等 (注4)														
				面談	郵便	電話	FAX	電子メール	その他		通報内容	処理結果	平成16年度	17年度	18年度	合計	うち匿名通報の件数	うち処分件数									
内閣府	①法令遵守対応室の設置等に関する訓令(平成16年2月12日内閣府訓令第2号) ②法令遵守情報受付等事務要領	法令遵守対応室(コンプライアンス室) (弁護士及び大臣官房総務課)	●		●		●	●		●	×	×	0	0	0	—	—	—									
官内庁	①官内庁における公益通報の適切な処理に関する内規(平成18年3月31日長官決裁) ②官内庁公益通報処理要領(平成18年3月31日秘書課長決裁)	長官官房秘書課	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、「通報内容整理票」の受付手段欄に電話・FAX・郵便・電子メール・面談と記載)						△	×	●	0	0	0	0	—	—									
公正取引委員会	①法令遵守対応室の設置等に関する規程(平成18年事務総長通達第2号) ②法令遵守対応室運営要綱(平成18年4月1日法令遵守対応室長決定)	法令遵守対応室 (官房人事課)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	0	0	0	—	—									
国家公安委員会 (警察庁)	警察庁内部通報処理要綱(平成18年3月31日長官官房長通達)	長官官房人事課	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、通知において電話・電子メール・口頭・書面による通報が認められている旨の記載)						×	国家公安委員会に報告		0	0	0	0	—	—									
金融庁	①金融庁法令等遵守調査室の設置に関する訓令(平成18年3月31日金融庁訓令第9号) ②金融庁の法令等遵守の推進に関する規則(平成18年3月31日金融庁訓令第11号)	法令等遵守調査室 (弁護士及び総務企画局総務課等)	●		●		●	●		×	×	●	0	0	0	0	—	—									
総務省 公害等調整委員会 消防庁	①法令等遵守調査室設置規程(平成18年4月27日総務省訓令第24号) ②総務省職員等からの通報等の処理等に関する訓令(平成18年3月30日総務省訓令第14号)	法令等遵守調査室 (弁護士及び官房秘書課等)	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、法令等遵守調査室ホームページにおいて書面・FAX及び電子メールにより受け付けると記載)						×	×	×	0	0	0	倫理に係る通報に限定した件数集計は行っていない	—	—									
法務省	法務本省公益通報事務処理要領(平成18年3月31日法務省秘総第379号)	法務省大臣官房人事課	●		●		△ (注5)	●	●	×	(事務連絡に記載)	×	×	0	0	0	0	—	—								
公安審査委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—									
公安調査庁	①苦情相談室設置要領について(平成13年2月28日公調人発第166号) ②苦情相談事務の推進について(平成13年2月28日公調人発第167号)	苦情相談室(首席監察官及び任命された相談員等)	×	通報手段に係る規定はなし						●	×	×	0	0	0	0	—	—									
外務省	公益通報者保護法に基づく公益通報に係る事務処理要綱(内部の職員からの通報)	大臣官房監察査察室	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、職員への周知文書において書面又は電子メールによる情報提供が認められている旨の記載)						×	×	×	倫理に係る通報に限定した件数は未把握			—	—	—									
財務省	①財務省に対する内部の職員等からの職務上の法令違反に関する通報に対する事務手続規則(平成18年4月3日財務省訓令第15号) ②財務省監察官規則(平成13年1月6日財務省訓令第4号)	大臣官房秘書課首席監察官 財務局監察官(又は首席財務局監察官) 税関監察官(又は首席税関監察官)	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、通報窓口一覧に住所及び電話番号等を記載)						△		●	0	0	0	0	—	—									
国税庁	公益通報関係事務取扱要領(内部の職員等からの通報編)(平成18年3月17日官人4-13)	国税庁長官官房人事課服務第一係・服務第二係 各国税局人事第二課服務係等 税務大学校総務課総務係 国税不服審判所管理室総務係	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、「公益通報受付整理票」の通報方法欄に面談・電話・投書・電子メール・その他と記載)						●	×	×	0	0	0	0	—	—									
文部科学省	①文部科学省内部公益通報処理要綱(平成18年3月16日文部科学大臣決定) ②文部科学省内部公益通報処理要領(平成18年3月16日人事課長決定)	大臣官房人事課	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	0	0	0	0	—	—									
文化庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—									
厚生労働省	①厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令(平成18年3月31日厚生労働省訓令第9号) ②厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令の運用等について(平成18年3月31日人発0331021号)	大臣官房人事課(職員第1係) 地方支分部局法令遵守室 (大臣官房地方課)	●		●		●	●	△ (書面の提出と規定)	●	×	×	未把握		0	—	—										
中央労働委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—									
社会保険庁	①社会保険庁法令遵守委員会設置規程(平成16年10月1日社会保険庁訓令第15号) ②社会保険庁法令遵守委員会運営要領	法令遵守委員会事務局 (総務部総務課)	●		●		●		●	●	×	×	倫理に係る通報に限定した件数は未把握			—	—	—									
農林水産省 林野庁 水産庁	職員の苦情相談窓口及び相談員の設置について(平成11年3月16日11秘第100号)	農林水産省大臣官房秘書課等及び指名された相談員	×	●	●	●												(左記を例示しており、通報手段を限定する規定なし)	×	×	×	0	0	0	0	—	—

府省名	関係規程	窓口担当部署等 (内部窓口)	公益通報窓口との一体化 (注2)	規程上の通報手段						匿名による通報の取扱いに係る規定 (注3)	倫理監督官への報告に係る規定		倫理に係る通報受付実績等 (注4)					
				面談	郵便	電話	FAX	電子メール	その他		通報内容	処理結果	平成16年度	17年度	18年度	合計	うち匿名通報の件数	
																	うち匿名通報の件数	うち処分件数
経済産業省 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	①経済産業省における内部の職員等からの公益通報の処理手続に関する訓令(平成18・03・22秘第1号) ②監察業務等について	経済産業省大臣官房監察室	●	●	●	●	●	●	●	×	▲ (注6)	監察本部員への報告	未把握	3	0	3	2	0
国土交通省	国土交通省の公益通報に係る事務処理要領(平成18年4月1日国総政第1-2号)	大臣官房監察官室等	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	0	0	0	0	—	—
船員労働委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—
気象庁	気象庁職員公益通報処理要領(平成18年3月31日気総第417号の2)	気象庁総務部人事課	●	●	●	●	●	●	●	×	×	「気象庁」が調査結果に基づく措置をとる旨の規定	0	0	1	1	1	1
海上保安庁	海上保安庁職員等公益通報処理要領(平成18年3月29日保監第38号)	海上保安庁監察官、海上保安大学校事務局長、海上保安学校事務部長、管区監察官等	●	通報手段に係る規定はなし						×	×	×	0	0	1	1	1	1
海難審判庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—
環境省	環境省職員等からの通報等の処理要領(平成18年8月30日秘書課長決定)	大臣官房秘書課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	0	0	0	0	—	—
防衛省(注7)	防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令(平成18年3月29日防衛庁訓令第49号)	防衛省大臣官房文書課、各機関等の総務課	●	●	●	●	●	●	●	×	×	防衛大臣に報告	0	0	0	0	—	—
合計													0	3	2	5	4	2

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 公益通報者保護法に基づく内部通報も受け付ける内部通報窓口を設置している機関を含む。
3 「匿名による通報の取扱いに係る規定」欄の「△」は、通報として受理しない旨の規定となっているもの。
4 経済産業省、気象庁及び海上保安庁については、匿名の通報であるため内部通報に該当するか不明のものを含めた実績。
5 平成18年3月31日付け事務連絡「法務省における公益通報の運用の考え方について」において、電話による通報は準公益通報等として扱うこととしている。
6 緊急重大案件その他の社会的影響の大きいと思料される案件について報告する旨の規定。
7 防衛省は、平成19年9月から公益通報窓口において倫理法等に係る通報の受付を開始。それ以前は、懲戒権者へ申立てすることとされていたもの。
8 本表の網掛けの箇所を今回の報告対象とした。

表2-(1)-⑪ 匿名による通報の取扱いに係る規定

府省名	関係規程	規定の内容
内閣府（注3）	法令遵守情報受付等事務要領	1 受付の要件 (2) 情報提供者の氏名及び住所の明記（略） ただし、匿名による通報であっても、内閣府本府職員の法令遵守情報に該当するもの、又は今後該当することが想定されるものについては未確認ファイルに編綴し、適切な管理に努める。
宮内庁	宮内庁公益通報処理要領（平成18年3月31日秘書課長決裁）	第5条 3 窓口担当者は、提供された情報が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを通報として受け付けてはならない。 二 職員からの情報提供であって、当該職員が氏名を明らかにしない場合
公正取引委員会	法令遵守対応室運営要綱（平成18年4月1日法令遵守対応室長決定）	4 通報・相談 (2) 通報者は、氏名、所属及び役職並びに連絡先を明らかにするとともに、通報に係る事実について、行為者の氏名、所属及び役職並びに行為の事実等をできるだけ明らかにして行うものとする。ただし、 <u>通報は匿名で行うことができるものとする。</u>
公安調査庁	苦情相談事務の推進について（平成13年2月28日公調人発第167号）	○投書 ・匿名の投書についても、必要に応じて対応するものとする。
財務省	財務省に対する内部の職員等からの職務上の法令違反に関する通報に対する事務手続規則（平成18年4月3日財務省訓令第15号）	第3条 2 （略）なお、次の各号に掲げるものについては、 <u>受理しないものとする。</u> (3) 匿名で行われたもの
国税庁	公益通報関係事務取扱要領（内部の職員等からの通報編）（平成18年3月17日官人4-13）	第3 公益通報・相談の処理 3 (4) 公益通報の受付に当たっての留意点 イ（略）なお、公益通報の要件を明らかに満たしていない通報とは、（略）②匿名で行われた通報、（略）をいう。 ロ 上記イにより公益通報として受け付けないこととした通報については、 <u>内容に応じて情報提供として取り扱う。</u> なお、受付相談窓口は、当該情報提供として受け付けた情報について、必要に応じて、適宜の様式に必要事項を記載し、当該情報に係る事務を所掌する課（室）（略）に連絡する。
文部科学省	文部科学省内部公益通報処理要領（平成18年3月16日人事課長決定）	第1 通報の方法等 (2)（略）通報は、通報する者が、氏名、所属及び連絡先を明記して行わなければならない。なお、 <u>氏名を明記しない場合であって通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示して行われるものについては、通報に準じて調査の実施や調査結果に基づく措置等を講じるものとする。</u>
厚生労働省 中央労働委員会	厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令（平成18年3月31日厚生労働省訓令第9号）	第7条 2 次の各号のいずれかに該当する通報は、 <u>受理せず情報提供として受け付けるものとする。</u> 一 この訓令に定められた要件を満たさない通報（匿名の通報その他通報者を特定することができない通報を含む。）
社会保険庁	社会保険庁法令遵守委員会運営要領	8. 匿名による通報 (1) 事務局は、社会保険庁法令遵守委員会設置規程第4条第2項に基づく通報者名を明記した通報のほか、 <u>匿名による通報についても、（略）受け付けることができる。</u>
国土交通省	国土交通省の公益通報に係る事務処理要領（平成18年4月1日国総政第1-2号）	V. 通報の処理（受理・不受理の判断、通知等） 1. 公益通報窓口が受け付けた情報が、 <u>通報者が氏名を明らかにしないとき（略）など、形式上公益通報の要件を満たさない情報であった場合は、行政相談等として処理することとし、公益通報窓口は当該情報に係る担当課を特定した上で、通報者に対し不受理の理由、行政相談等として取り扱うこと等を、遅滞なく通知する。</u>
環境省	環境省職員等からの通報等の処理要領（平成18年8月30日秘書課長決定）	第12条 匿名の通報及び相談があった場合は、これを受け付けることができるものとする。（以下略）

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は、匿名による通報に係る部分について、当省が付した。
3 当該要領のほか、職員への周知パンフレットにおいて、匿名による通報であっても当該情報を基に、適正な業務が行われるよう改善に努める旨記載。

表2-(1)-⑪ 匿名による通報の取扱いに係る事務連絡

府省名	事務連絡の名称	記載内容
法務省	法務省における公益通報の運用の考え方について（平成18年3月31日付け事務連絡）	4 大臣官房人事課窓口で受ける通報は、原則として、通報書（甲又は乙）の提出を受けることとしています（本要領1(4)）。その趣旨は、 <u>通報者の氏名・連絡先・通報内容を明確にするためです。氏名又は連絡先がないものは、公益通報としても準公益通報としても扱いません。</u>

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は、匿名による通報に係る部分について、当省が付した。
3 その他、海上保安庁では匿名による通報の処理体制について、チャート図を作成している。

表 2 - (1) - ⑫ 倫理監督官等への報告に係る規定

府省等	関係規程	規定の内容
宮内庁	宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成 18 年 3 月 31 日長官決裁）	第 4 条 長官官房秘書課長（略）は、通報等に関する調査を行う必要があると認めるときは、宮内庁次長（略）の指示の下に、（略）、 <u>調査を行い、その結果を速やかに次長に報告するものとする。</u>
公正取引委員会	法令遵守対応室運営要綱（平成 18 年 4 月 1 日法令遵守対応室長決定）	5 通報の受理及び調査 （1）室長は、受け付けた通報について、別紙様式 1 により、 <u>事務総長に報告する。</u> 7 調査結果に基づく是正措置等 （1）室長は、 <u>調査結果（略）を事務総長に、別紙様式 2 により、報告するものとする。</u>
国家公安委員会（警察庁）	警察庁内部通報処理要綱（平成 18 年 3 月 31 日長官官房長通達）	第 5 条 国家公安委員会への報告 人事課は、 <u>内部通報に該当する通報、調査結果及び是正措置等の内容を国家公安委員会に遅滞なく報告する。</u>
金融庁	金融庁の法令等遵守の推進に関する規則（平成 18 年 3 月 31 日金融庁訓令第 11 号）	第 5 条 法令等遵守調査室（以下「調査室」という。）は、金融担当大臣又は金融庁長官（以下「大臣等」という。）の指示を受けて、金融庁の法令等遵守に関し、法律の専門家である室員による独立した調査を行う。 第 7 条 調査室は、第 5 条の規定による調査を行ったときは、 <u>その結果をとりまとめ、大臣等に報告する。</u>
財務省	財務省監察官規則（平成 13 年 1 月 6 日財務省訓令第 4 号）	第 7 条 監察官は、 <u>監察の結果を大臣官房秘書課長、大臣官房長及び倫理監督官に報告するとともに、職員の非行事件に関し必要な行政上の措置等について、財務大臣に意見を述べる。</u>
経済産業省	経済産業省における内部の職員等からの公益通報の処理手続に関する訓令（平成 18・03・22 秘第 1 号）	第 7 条 6 首席監察官は、 <u>緊急重要案件その他の社会的影響の大きいと思料される案件（略）については、通報を受けた後速やかに、監察本部員（注 3）（略）へ報告するものとする。</u>
資源エネルギー庁		
特許庁		
中小企業庁	監察業務等について	1. 首席監察官の業務は以下のとおりとする。 （3）次の各号に掲げる事項の監察の実施 ii 職員の服務義務違反等の事案 （4）前項の <u>監察結果の監察本部員への報告</u>
環境省	環境省職員等からの通報等の処理要領（平成 18 年 8 月 30 日秘書課長決定）	第 6 条 通報の内容が国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する法令違反行為であると認められる場合は、大臣官房秘書課長は遅滞なく <u>倫理監督官に報告するとともに、国家公務員倫理法の規定に基づき必要な処理を行わなければならない。</u>
防衛省	防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成 18 年 3 月 29 日防衛庁訓令第 49 号）	第 14 条 機関等公益通報責任者は、調査が終了したときは、 <u>調査の結果を直ちに防衛大臣に報告するとともに、防衛省公益通報管理者に通知するものとする。</u>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は、倫理監督官等への報告に係る部分について、当省が付した。

3 「監察本部員」とは、経済産業大臣、経済産業省事務次官、各外局の長官等を指す。

(2) セクハラ防止等の推進

勸 告	説明図表番号
<p>セクハラは、職員個人の人格・尊厳を侵害するのみならず、職員の能率の発揮を阻害するほか、国家公務員や行政に対する信用失墜にもつながる行為であり、その防止及び排除は重要な課題である。</p> <p>人事院は、セクハラ防止規則及び「人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（通知）」（平成 10 年 11 月 13 日付け職福-442 号人事院事務総長通知。以下「運用通知」という。）において、国家公務員によるセクハラ防止及び排除のための措置並びにセクハラに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を規定している。この中では、各省各庁の長に対し、セクハラ防止及び排除のため、セクハラ防止等に関する方針、具体的な対策等を部内規程等の文書の形でとりまとめ、職員に対して明示すること等必要な措置を講ずる責務を課している。これを受けて、各府省は、おおむねセクハラ防止規則に準じた規程を定めており、セクハラ防止規則の適用を受けない防衛省の特別職の職員及び林野庁の現業職員においても、それぞれ同様の措置を講じている。</p>	<p>表 2-(2)-①</p>
<p>さらに、人事院は、各府省におけるセクハラ防止に関する取組の一層の徹底を図るため、「セクシュアル・ハラスメントの防止等について（通知）」（平成 16 年 7 月 30 日付け職職-195 号人事院事務総局職員福祉局長通知。以下「福祉局長通知」という。）を発出し、職員に対する研修の実施の徹底、セクハラに関する相談の体制の一層の整備等を示している。</p>	<p>表 2-(2)-②</p>
<p>今回、全 16 府省の本府省等 33 機関及び地方支分部局等 133 機関におけるセクハラ防止対策の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 研修等の取組</p> <p>(7) 職員に対する研修の実施状況</p> <p>① 新たに職員となった者に対する研修</p> <p>セクハラ防止規則においては、新たに職員となった者に対し、セクハラに関する基本的な事項について理解させるため、研修を実施することと規定されている。しかし、1 府省の本府省等 1 機関では、新規採用の常勤職員に対し、セクハラ防止に係る研修を実施していない。</p> <p>また、一般的に組織内で立場が弱いとされている非常勤職員に対しても、常勤職員と同様に、セクハラ被害にあった場合の対応等について理解させておく必要がある。しかし、事務補助のための非常勤職員を採用している 14 府省の本府省等 27 機関中 13 府省の 23 機関では、非常勤職員の新規採用時に、セクハラ防止に係る研修等（規程類・パンフレット等の資料の配布を含む。）を実施しておらず、採用後に非常勤職員を対象として研修や講習会でセクハラ防止の周知を図っている機関は、2 府省の本府省等 2 機関及び 2 府省の地方支分部局等 7 機関のみとなっている。</p>	<p>表 2-(2)-③</p> <p>表 2-(2)-④</p> <p>表 2-(2)-⑤</p>

② 新たに監督者となった職員に対する研修

セクハラ防止規則では、職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクハラ防止及び排除に努めるとともに、セクハラに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処することと規定されており、新たに監督者となった職員に対し、セクハラ防止等に関し求められる役割について理解させるための研修を実施することが規定されている。

しかし、監督者の範囲については、組織の機能や規模等により各府省で異なることから、運用通知においては、他の職員を事実上監督していると認められる地位にある者を含むと規定するのみで、その範囲は具体的なものとなっていない。

このようなこともあって、各府省のセクハラ防止に関する規程をみると、監督者の範囲を定めているのは4府省の本府省等6機関及び3府省の地方支分部局等7機関のみとなっている。これら機関における監督者に対する研修の実施状況をみると、研修を実施している機関は1府省の本府省等3機関及び1府省の地方支分部局等4機関のみとなっている。

一方、監督者の範囲を定めていない本府省等27機関において、新規採用職員以外の者に対する研修の実施状況をみると、監督者に対するセクハラ防止研修として実施している機関も2府省の2機関みられるが、研修を実施していない例が4府省の6機関となっている。また、その他の本府省等19機関においては監督者の範囲を明確にしないまま、既存の階層別研修等の中でセクハラ防止研修を実施するなど、セクハラ防止規則において求められている責務を、監督者自身に認識させる研修を実施しているとは認めがたい状況となっている。

(イ) 職員に対する周知・啓発の実施状況

セクハラ防止規則においては、各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければならないと規定されている。また、運用通知においては、各省各庁の長が行うべき「研修等」には、パンフレットの配布、ポスターの掲示、職員の意識調査の実施等を含むものと規定されており、多様な手段を講じて職員に対する周知・啓発等を行うことが求められている。

セクハラは、無意識で行った行為であっても、その相手方が性的に不快の念を抱けば成立するものであることから、被害者及び加害者双方の認識の違いを明らかにすることが重要であり、こうした点で、意識調査等の実施はセクハラ防止の観点から有用である。

各府省の周知・啓発の実施状況をみると、2府省の本府省等2機関及び3府省の地方支分部局等6機関において意識調査を実施しており、中には当該調査結果を基に、研修教材の改訂や相談員の増員を行うなど、効果的にセクハラ防止対策を行っている例がみられる。しかし、その他

表2-(2)-⑥

表2-(2)-③
(再掲)

表2-(2)-⑦

の機関では、人事院が作成したポスターの掲示やパンフレットの配布程度にとどまっている。

また、運用通知では、各府省において定めた部内規程等を職員に対して明示することとされているほか、セクハラ防止規則では、運用通知において示される「セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項についての指針」（以下「職員に対する指針」という。）の周知徹底を図らなければならないとされている。しかし、多くの本府省等においては、常時、イントラネットに係る規程等を掲載しているものの、3府省の本府省等5機関では、規程の制定・改正時等、限られた時期にしか周知が行われておらず、うち1府省の本府省等1機関では、制定時に職員に通知されたのみである。

表2-(2)-⑧

表2-(2)-⑨

イ 相談員の配置

(7) 配置状況

セクハラ防止規則においては、各省各庁の長に、職員からのセクハラに関する苦情相談に対応するため、相談員を配置し、相談員が相談を受けるために必要な体制の整備を行うとともに、当該体制を職員へ明示することと規定されている。

相談員を配置するに当たっては、相談窓口へのアクセスのしやすさ、相談窓口が公正な第三者として機能するかなどの点を考慮する必要があることから、運用通知では、①本省庁及び管区機関においては、それぞれ複数の相談員を置くことを基準とし、その他の機関においても、苦情相談に対応するために必要な体制をその組織構成、規模等を勘案して整備すること、②苦情相談を行う職員と同性の相談員が同席できるような体制を整備するよう努めることが規定されている。

表2-(2)-⑩

また、人事院は、運用通知において、「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」（以下「相談指針」という。）を示しており、同指針においては、苦情相談を受ける際には、原則として2人の相談員で対応することが規定されている。さらに、福祉局長通知では、相談体制が、被害者にとって信頼でき相談しやすいものになっているか等について改めて見直しを行い、相談体制の拡充を図ることが規定されている。

表2-(2)-⑪

しかし、調査した全16府省の本府省等33機関及び地方支分部局等133機関における相談員の配置状況をみると、

- i) 女性職員が20人以上配置されているが、女性相談員を配置していない例（1府省の地方支分部局等4機関）や、
- ii) 管区機関であるにもかかわらず、相談員を1人しか配置していない例（4府省の地方支分部局等9機関）がみられる

表2-(2)-⑫

など、配置を見直す必要があるものがあり、中には、職員数が400人以上で、そのうち女性職員が90人以上いる管区機関であるにもかかわらず、男

性相談員を1人しか配置していない機関もみられる。

また、配置していた相談員が、人事異動、退職、任期の満了等により業務を続けられなくなった場合に対応するため、定期的に相談員の配置について見直しを行っている例（7府省の本府省等8機関）や、相談員が人事異動で部署を離れるたびに見直しを行っている例（6府省の本府省等9機関）がみられる一方、相談員として配置されている職員の中には、局内のカウンセリング制度に基づくカウンセラーの中から配置されている職員もいるが、カウンセラーの退職後、補充を行っていない（1府省の本府省等1機関）など、相談員の配置が適切に管理されていない例がみられる。

(イ) 配置状況の周知

前述のとおり、各府省は、相談の体制を職員に明示することとされている。調査した全16府省の本府省等33機関及び地方支分部局等133機関における相談員の配置状況の周知方法をみると、相談員の氏名や連絡先について、i) 名刺サイズの相談窓口カードを作成し、これを職員に携帯させている機関、ii) 当該機関が発行し、職員に定期的に配布している広報誌に掲載している機関、iii) イン트라ネットや執務室での掲示等により常時知ることができるようにしている機関等、工夫している例がみられるが、i) 相談員の氏名等を口頭のみで周知している例（4府省の地方支分部局等5機関）、ii) 規程で相談員の所属及び職名を定めているとして、それ以上の周知を行っていない例（3府省の本府省等5機関）など、相談員の周知が十分でない例がみられる。

ウ 相談員に対する研修等

セクハラ防止規則において、相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認や当事者に対する助言等により、問題を迅速かつ適切に解決するよう努めることとされており、相談指針では、相談員の基本的な心構え、苦情相談の事務の進め方及び問題処理のための具体的な対応例が規定されている。

また、相談員は、セクハラに関して相当程度の知識を有することが求められることから、福祉局長通知においては、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、相談員を人事院の研修等に参加させること、相談員に対し、相談指針を十分に認識した上で、責任を持って苦情相談に対応するよう指導を徹底することとされている。

各府省が配置している相談員は、通常、一般職員の中から指名され、相談業務を兼務しており、セクハラや相談業務に関する専門的な知識を有する者ではないため、特に、新たに相談員となった職員に対しては、相談員に必要な知識や技能を身につけるための研修を行うなどの支援を行う必要がある。

しかし、新たに配置された相談員に対する研修等の実施状況をみると、独自に作成したマニュアル、市販教材、相談指針や部内規程等を配布している例がある一方、相談業務に関連する資料等を全く配布していない例が7府省

表2-(2)-⑬

表2-(2)-⑭

表2-(2)-⑮

表2-(2)-⑯

の本府省等 12 機関でみられる。

また、相談員に対する研修の実施状況をみると、相談員に対して独自に相談員研修を実施している例がある一方、研修を実施していない機関の中には、人事院が実施する研修へ職員を派遣していない例が 4 府省の本府省等 4 機関でみられ、地方支分部局の中には、予算の制約等により、長期にわたり相談員を研修へ派遣していない例がみられる。

エ 相談事案の把握・分析

セクハラ防止規則においては、各省各庁の長に、セクハラ防止及び排除に関し必要な措置を講ずる責務を課しており、セクハラに起因する問題が生じた場合、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないと規定されている。

こうした措置を講ずるためには、現状を把握することが重要であり、そのためには、寄せられた相談事案を収集・分析すること等が有効な手段といえる。

各府省におけるこれら相談事案の収集・分析の実施状況をみると、次のような状況がみられる。

セクハラに関する相談は、相談者のプライバシー保護の観点から、組織として、すべての相談事案について詳細な報告を求めることは難しいこともあり、報告様式を定める等により、受け付けた相談の概要等を随時報告させることとしている機関が 6 府省の本府省等 11 機関及び 5 府省の地方支分部局等 18 機関みられたが、他の機関にあつては、特段相談事案についての報告を求めている。

また、相談件数の把握状況についてみると、前述のように相談事案について報告を求めている機関にあつても、軽微な事案については報告されないなど、正確に相談件数を把握しているとは言い難い。このため、相談件数について、独自に報告を求めて把握している機関や、人事院が毎年実施しているセクハラ防止対策の実施状況等に関する調査への報告にあわせて把握している機関がみられる。その一方で、プライバシーの保護を理由として相談件数を把握していない機関や、各部局に十分な確認等を行わずに報告している機関がみられる。

さらに、相談事案や件数を把握している機関においても、把握したデータの増減や傾向等を分析し、これをセクハラ防止対策に活用している取組はみられない。

したがって、関係府省は、セクハラ防止を推進し、発生したセクハラ事案等に適切に対応する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① セクハラに関する基本的な事項について理解させるため、新たに採用した常勤職員に対して研修を実施すること。(厚生労働省)

また、非常勤職員に対しても新規採用時に研修等を行うこと。(内閣府、宮

表 2-(2)-⑰

表 2-(2)-⑱

表 2-(2)-⑲

表 2-(2)-⑳

内庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)

さらに、監督者の範囲を明確に規定するとともに、新たに監督者となった職員に対して研修を実施すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

- ② 周知方法を工夫するなどして、規程及び職員に対する指針の内容を、必要なときに職員がいつでも閲覧できるような措置を講ずること。(法務省、文部科学省、国土交通省)

また、意識調査の実施等、効果的な研修等の方法を検討し、セクハラ防止の一層の推進に努めること。(全府省)

- ③ 職員の配置数・性別等に留意して相談員を適切に配置すること。(公正取引委員会、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省)

また、相談員の配置状況について、定期的な見直しを行うなどして適切に管理すること。(公正取引委員会)

- ④ 相談員の配置状況について、十分に周知を行い、必要なときに職員がいつでも閲覧できるような措置を講ずること。(宮内庁、総務省、法務省、財務省、農林水産省、環境省)

- ⑤ 新たに配置した相談員に対し、相談業務が円滑に行えるよう、必要な支援を行うこと。(宮内庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、農林水産省)

- ⑥ 定期的に相談事案について把握・分析を行い、その結果をセクハラの防止対策に有効活用すること。(全府省)

表2-2-① セクハラ防止規則等の規定

○ 人事院規則 10 - 10 (セクシュアル・ハラスメントの防止等) <抜粋>

(各省各庁の長の責務)

第四条 各省各庁の長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第五条 職員は、次条第1項の指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

第六条 人事院は、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

2 各省各庁の長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第七条 各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

2 各省各庁の長は、新たに職員となった者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 人事院は、各省各庁の長が前2項の規定により実施する研修等の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるセクシュアル・ハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(苦情相談への対応)

第八条 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、各省各庁の長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

- 2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、人事院が苦情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。
- 3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、人事院に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、人事院は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要なあつせん等を行うものとする。

○ 人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（通知）

（平成 10 年 11 月 13 日付け職福 - 442 号人事院事務総長通知）＜抜粋＞

第四条関係

- 1 各省各庁の長の責務には、次に掲げるものが含まれる。
 - 一 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針、具体的な対策等を各省庁において部内規程等の文書の形でとりまとめ、職員に対して明示すること。
 - 二 職員に対する研修の計画を立て、実施するに当たり、セクシュアル・ハラスメントの防止等のための研修を含めること。
 - 三 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じていないか、又はそのおそれがないか、勤務環境に十分な注意を払うこと。
 - 四 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、再発防止に向けた措置を講ずること。
 - 五 職員に対して、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けないことを周知すること。
- 2 職場における「不利益」には、勤務条件に関する不利益のほか、同僚等から受ける誹謗や中傷など職員が受けるその他の不利益が含まれる。

第五条関係

この条の第 2 項の「職員を監督する地位にある者」には、他の職員を事実上監督していると認められる地位にある者を含むものとする。

第六条関係

この条の第1項の人事院が定める指針は、別紙1のとおりとする。

第七条関係

この条の第1項の「研修等」には、研修のほか、パンフレットの配布、ポスターの掲示、職員の意識調査の実施等が含まれる。

第八条関係

- 1 苦情相談は、セクシュアル・ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。
 - 一 他の職員がセクシュアル・ハラスメントをされているのを見て不快に感じる職員からの苦情の申出
 - 二 他の職員からセクシュアル・ハラスメントをしている旨の指摘を受けた職員からの相談
 - 三 部下等からセクシュアル・ハラスメントに関する相談を受けた監督者からの相談
- 2 この条の第1項の苦情相談を受ける体制の整備については、次に定めるところによる。
 - 一 本省庁及び管区機関においては、それぞれ複数の相談員を置くことを基準とし、その他の機関においても、セクシュアル・ハラスメントに関する職員からの苦情相談に対応するために必要な体制をその組織構成、各官署の規模等を勘案して整備するものとする。
 - 二 相談員のうち少なくとも1名は、苦情相談を行う職員の属する課の長に対する指導及び人事当局との連携をとることのできる地位にある者をもって充てるものとする。
 - 三 苦情相談には、苦情相談を行う職員と同性の相談員が同席できるような体制を整備するよう努めるものとする。
- 3 この条の第2項の人事院が定める指針は、別紙2のとおりとする。
- 4 この条の第3項の「苦情相談を行った職員等」には、他の職員からセクシュアル・ハラスメントを受けたとする職員、他の職員に対しセクシュアル・ハラスメントをしたとされる職員その他の関係者が含まれる。

(注) 下線は当省が付した。

表2-2-② セクシュアル・ハラスメントの防止等について（通知）（平成16年7月30日付け職職-195 人事院事務総局職員福祉局長通知）＜抜粋＞

- 1 セクハラを行う職員（以下「加害者」という。）は、上司など被害者より地位が上の者が特に多いことから、新たに監督者となった職員に対する研修の実施を徹底し、その内容の充実を図るとともに、監督者を対象とする研修等の機会に、セクハラ防止等に関する意識を啓発し、監督者としての役割を再認識させるようにすること。また、苦情相談した際の上司等の対応に被害者が不満を持つことも少なくないので、被害者から相談を受けた場合の監督者の対応の在り方についても理解を深めさせるようにすること。
- 2 セクハラが起きた職場では、セクハラに関する理解等が不十分なこともあるので、職場でのミーティング等の機会を利用したり、必要に応じて再発防止のための研修等を実施することなどにより、職員への注意喚起やセクハラ防止のための職員の意識の啓発等を図ること。
- 3 セクハラを受けた際の苦情相談の体制については、被害者から信頼され、十分に活用されているとは言い難い状況にあることから、体制について必要な見直しを行い、被害者から信頼され、被害者にとって相談しやすい体制の確立に向けて、一層の整備を図ること。
 - (1) 相談体制が、被害者にとって信頼でき相談しやすいものとなっているか、改めて見直しを行い、相談しやすい相談員をできるだけ多く配置するなど、相談体制の拡充を図ること。
 - (2) 相談員に対し、規則第8条第2項の指針（運用通知別紙二「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」）を十分に認識した上で、責任をもって相談に対応するよう指導を徹底するとともに、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、相談員を人事院の研修等に積極的に参加させること。
 - (3) セクハラを受けたことを他人には知られたくないという被害者も多いことから、苦情相談を受ける際には、被害者のプライバシーを尊重し、秘密が洩れることがないよう、その方法等に特段の配慮をすること。
 - (4) 相談員は本務を行いながら、それとは別に相談業務を行っていることが一般的であり、時間的にも権限的にも被害者の救済のためにできることには限界がある。このような限界から、相談員が相談者の了解を得た上で人事当局に協力要請を行った場合には、組織として責任を持って対応すること。また、相談員のみでの対応では被害者救済に限界があるときには、相談者の了解を得た上で人事当局に協力要請を行うよう相談員を指導すること。
 - (5) 相談員を経由せずに人事当局に直接なされる苦情相談についても、積極的に受け、責任を持って対応するとともに、その結果は相談者に説明すること。また、その旨を職員に周知すること。
- 4 セクハラ防止担当者を人事院の研修等に積極的に参加させること。（以下略）

（注）下線は当省が付した。

表2-(2)-③ 本府省等の職員に対するセクハラ防止研修等の実施状況（平成19年度）

府省名	職員（相談員を除く）に対する研修等					備考
	新規採用者	一般職員	本府省係長級	本府省課長補佐級	課長級以上	
内閣府	●	—	●※	—	—	※ 平成19年度から新任監督者研修（係長級向け）を設け、当該研修において、セクハラ防止に係る講義を実施
宮内庁	●	—	—※	—	—	※ 係長研修は隔年で実施、平成19年度は未実施（平成18年度は実施）
公正取引委員会	●	—	●	●	●	
国家公安委員会（警察庁）	●	●	●	●	●※	※ 平成12年以降、組織管理者研修においてセクハラに係る講義を実施
金融庁	●		●※			※ セクハラの内容を含めた研修を、全職員を対象としたメンタルヘルス研修において実施
総務省	●	●※	●	●	—	※ 一般職員を対象に、希望制のセクハラ防止研修を別途実施
公営調整委員会	総務省の実施する研修を受講					
消防庁	総務省の実施する研修を受講					
法務省	採用部局等により研修体系が異なる					
公安審査委員会	法務省の実施する研修を受講					
公安調査庁	●	●※	—	●	●	※ 第一部研修（新規採用職員研修）修了者で、第二部研修未了者を対象に、第二部研修を実施
外務省	—	—	●※1		●※2	※1 庶務業務を行う職員（係長～課長補佐級）を対象とする研修（セクハラの内容を含む）を毎年実施 ※2 次席館員以上の者として在外赴任する前にセクハラの内容を含めた研修を実施
財務省	●	採用部局により研修体系が異なり、各業務研修にセクハラに関する内容を含めて実施				
国税庁	●	—	※ セクハラ研修（管理監督者向け）を実施			※ 平成19年度から、各課（室）の課長補佐、専門官、係長及び班長クラスの職員を対象にセクハラ研修を実施
文部科学省	●	—	—	—	—	セクハラ防止週間中、希望者に対してビデオ上映会を5回にわたって実施（受講者は毎年100名前後）
文化庁	文部科学省の実施する研修を受講					
厚生労働省	●	●	●	●	—	新規採用職員研修及び階層別研修において、セクハラ防止に係る講義を実施（新規採用職員を除く階層別研修の受講は選抜制）
中央労働委員会	厚生労働省の実施する研修を受講					
社会保険庁	—	—	—	—	—	各職場における研修において、任意でセクハラに関する研修を実施することができるとしている。
農林水産省	●	—	—	—	—	週間中、官房の指示により各局において研修を実施（受講者は270名）
林野庁	農林水産省の実施する研修を受講					
水産庁	農林水産省の実施する研修を受講					
経済産業省	●	●※	●	●	●	※ I・II種（2年目）・III種（3年目）とII種（5年目）・III種（9年目）を対象に、それぞれ中堅係員向け研修を実施
資源エネルギー庁	経済産業省の実施する研修を受講					
中小企業庁	経済産業省の実施する研修を受講					
特許庁	●	●※	●	●	—	※ II種事務系採用後約3年目の職員を対象に事務系職員中堅係員研修を実施
国土交通省	●	※ 講習会（①非常勤職員・一般職員向け、②管理職（係長以上）向け）を実施				※ セクハラ防止のための講習会は、いずれも希望制
船員労働委員会	国土交通省の実施する研修を受講					
気象庁	●※ （人事院主催の研修及び気象大学校）	—	—	●		※ 新規採用職員は人事院が実施する研修に参加し、約半年後に本庁人事課主導の下、気象大学校が実施する初任職員研修本庁授業時に受講
海上保安庁	△ （保安学校）	△※ （保安大学校）	●	●	●	※ 海上保安大学校では、本科卒業生を対象に海上保安大学校専攻科を実施。係長級以上の研修はいずれも選抜制
海難審判庁	—※	—	—※	—※	—	※ 対象職員数が少ないため、不定期で階層別研修を実施（平成19年度は未実施）
環境省	●	—	—	—	—	
防衛省	●	●※	●	●	—	※ 行政職俸給表（一）2級の者を対象に中級研修を実施

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、本府省等が主に本府省等職員を対象に部局横断的に実施した研修を調査した結果であり、各部局が当該部局に所属する職員のみを対象に実施した研修は含まれていない。

3 外務省は、平成20年度から新規採用職員に対して研修を実施している。

表2-(2)-④ 非常勤（事務補助）職員数の推移

(単位：人)

区分	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
内閣府	399	451	465	480	486	514	542
宮内庁	116	113	115	114	119	118	116
公正取引委員会	34	32	32	32	29	32	31
警察庁	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	26	28	26	27	37	51	53
総務省	191	164	180	172	194	195	214
公害等調整委員会	3	3	2	3	3	3	3
消防庁	14	17	17	19	26	29	26
法務省	2,407	2,366	2,202	2,144	2,159	2,192	2,247
公安審査委員会	-	-	-	-	-	-	-
公安調査庁	-	-	-	-	-	-	-
外務省	103	101	180	161	157	146	137
財務省	340	393	510	622	749	695	788
国税庁	4,859	4,759	4,682	5,153	5,399	6,172	6,333
文部科学省	13,702	14,723	15,904	259	250	264	282
文化庁	44	46	45	46	50	52	54
厚生労働省	2,020	1,943	2,056	1,489	1,458	1,396	1,270
中央労働委員会	-	-	-	5	6	7	6
社会保険庁	1,069	1,071	1,023	3,227	3,316	2,774	2,371
農林水産省	1,504	1,462	1,402	1,343	1,319	1,202	1,007
林野庁	-	-	2	1	4	7	7
水産庁	40	47	47	47	47	43	26
経済産業省	439	565	565	563	580	563	620
資源エネルギー庁	102	130	92	158	170	186	184
中小企業庁	21	32	36	30	43	40	47
特許庁	293	287	294	297	298	268	240
国土交通省	3,265	3,537	3,769	3,888	3,992	4,150	4,313
船員労働委員会	-	-	-	-	-	-	-
気象庁	14	15	15	14	3	-	1
海上保安庁	30	28	20	9	3	-	-
海難審判庁	2	1	1	1	1	1	1
環境省	140	147	142	149	186	191	207
防衛省	-	-	-	-	-	-	-
各府省の合計	31,177	32,461	33,824	20,453	21,084	21,291	21,126

(注) 1 総務省人事・恩給局の「一般職国家公務員在職状況統計表」による。

2 国立大学法人の設立(平成16年4月1日)に伴い、平成16年度以降、文部科学省における非常勤職員数は大幅に減少している。

表2-2-⑤ 非常勤職員に対して研修等を行っている機関

(1) 新規採用時に研修等を行っているもの

府省名	説明	実施年度
経済産業省	各局業務管理官会議において、大臣官房秘書課より、以下の事項を各局の業務管理官に対して要請し、地方調整室を通じて、地方局の人事専門職に対しても周知している。 ・ 経済産業省（外局・地方機関を含む）に出向してきた職員、経済産業省から出向する職員、新たに採用する非常勤職員、任期付職員、官民交流法による採用・派遣職員、休職する職員、離職する職員等に対して、採用、休職、離職時等に、省内で作成した資料「経済産業省の服務規律」を配布し、セクハラ防止を含む、服務に関する基本的な事項を説明すること	平成19年度
資源エネルギー庁		
中小企業庁		
特許庁		

(2) 採用後に研修等を行っているもの（本府省等）

府省名	説明	実施年度																		
金融庁	全職員を対象としてセクハラ防止研修を実施しており、人事異動で金融庁に転入した職員（非常勤職員を含む。）に対しては、四半期ごとに「転入職員研修」として実施している。	平成18年度																		
国土交通省	非常勤・一般職員（係長以上を除く）を対象としてセクハラ防止のための講習会を実施しており、当該講習会には、採用されて1年目の非常勤職員を必ず受講させている。受講実績は下表のとおり。	平成18、19年度																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課長補佐</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>係員</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>非常勤職員</td> <td>81</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>106</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>			区分	平成18年度	19年度	課長補佐	0	1	係長	0	4	係員	25	25	非常勤職員	81	66	計	106	96
区分	平成18年度	19年度																		
課長補佐	0	1																		
係長	0	4																		
係員	25	25																		
非常勤職員	81	66																		
計	106	96																		

(3) 採用後に研修等を行っているもの（地方支分部局）

府省名	機関名	説明	実施年度
財務省	近畿財務局	非常勤職員を対象に、国家公務員の服務、倫理、セクハラ防止を含む研修を実施している。	平成18年度
	四国財務局	非常勤職員を対象に、国家公務員の服務、倫理、セクハラ防止を含む研修を実施している。	平成18、19年度
	徳島財務事務所	非常勤職員を対象に、国家公務員の服務、倫理、セクハラ、情報セキュリティ、個人情報保護についての採用者研修を実施している。	平成19年度
国税庁	高松国税局	「非常勤職員に対する服務規程遵守等の周知・徹底について（事務連絡）」を発出し、非常勤職員に対してセクハラ相談窓口を教示するなどして、必要な事項を周知している。	平成18年度
国土交通省	四国地方整備局	非常勤職員を対象とした接遇講習会の中で、セクハラ防止について講義している。	平成16、18、19年度
	香川河川国道事務所	非常勤職員を対象に、セクハラ防止に関する講習を実施している。	平成16年から毎年度
	徳島河川国道事務所	一般の女性職員及び非常勤職員を対象に、セクハラ防止のための研修を実施している。	平成16年から毎年度

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑥ 監督者の範囲を規程において定めているもの

(1) 本府省

府省名	監督者の範囲	根拠規程	監督者に対する研修の実施
内閣府	課長相当職以上の地位にある者	内閣府本府におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成 13 年 1 月 6 日付け内閣府訓令第 29 号）	未実施
総務省	係長相当職以上の職にあるすべての者	総務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成 13 年 1 月 6 日付け総務省訓令第 31 号）	係長研修において実施
公害等調整委員会	係長相当職以上の職にあるすべての者	公害等調整委員会におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成 19 年 6 月 21 日付け公害等調整委員会訓令第 2 号）	総務省が実施する係長研修へ派遣することにより実施
消防庁	係長級以上の職にあるすべての者	消防庁における人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等の取扱いについて（平成 11 年 5 月 6 日付け消防総第 272 号）	総務省が実施する係長研修へ派遣することにより実施
公安調査庁	係長又は上席調査官以上の職にある者	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成 11 年 4 月 1 日付け公安調査庁訓第 1 号）	未実施
林野庁（非現業を除く）	所属の長	国有林野事業におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（通知）（平成 11 年 3 月 29 日付け 11 林野管人第 26 号）	未実施

(2) 地方支分部局

府省名	機関名	監督者の範囲	根拠規程	監督者に対する研修の実施
法務省	九州地方更生保護委員会	事務局長	セクシュアル・ハラスメント防止のための対応について（内規）（平成 11 年 4 月 1 日付け九州地方更生保護委員会決定）	未実施
厚生労働省	宮城労働局	局の総務部長、各署・所の長	セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程の運用について（平成 13 年 8 月 16 日付け宮労収総第 1413 号）	同局が実施する新任署・所長研修において実施
	和歌山労働局	局の総務課長、各署・所の庶務担当課長	セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程の運用について（平成 13 年 8 月 13 日付け和労収総第 348 号和歌山労働局長）	近畿地区公務研修協議会方式セクシュアル・ハラスメント防止研修リーダー養成コースに出席した者が講師となつて、同局において実施
	広島労働局	局の各課・室長、労働基準監督署にあっては署長、公共職業安定所にあっては所長	広島労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成 19 年 4 月 27 日付け広島労働局総務部長通知）	同局が実施する新任管理監督者研修において実施
	徳島労働局	係長又は係長以上の地位にある職員	徳島労働局セクシュアル・ハラスメント防止規程（平成 12 年 10 月 11 日）	同局が実施する新任係長級研修、新任署・所課長級研修、新任署・署長級研修、署・署長に対する研修（トップセミナー）において実施
国土交通省	東京航空局	局長	東京航空局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する取扱要領（平成 19 年 6 月 26 日付け東空人第 195 号）	未実施
	金沢地方気象台	台長、次長、総務課長、総務係長（女性）、防災業務課長、技術課長、所長、業務課長、技術課長、高層課長	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について」に係る監督者の指名について（通知）（平成 19 年 3 月 1 日付け金気総第 250 号）	未実施

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当表において、特別の機関及び施設等機関において独自に定めているものは含まない。

表 2-(2)-⑦ セクハラに関する職員への意識調査を実施しているもの

(1) 本府省等

府省名	説明
防衛省	<p>平成 19 年 4 月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号）が改正され、事業主が講ずべき具体的措置が強化されたことに伴い、同省では「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令」（平成 11 年防衛庁訓令第 29 号）を改正するとともに、同年度に、省内のセクハラ防止に関する各種施策が機能しているか、改善すべき点があるか等について把握するためのアンケート調査を行っている。</p> <p>調査方法は、セクハラに関する事務を所掌している人事教育局があらかじめ指定した年齢階層別に、職員を無作為に抽出し（約 2000 人）、各機関等を経由して調査対象隊員に配付している。</p> <p>なお、調査結果はホームページで公表しており、アンケート結果の活用については、以下のとおりである。</p> <p>① 上司からのセクハラが多いこと及び上司へ苦情相談をした場合に「対応なし」ということがあることを踏まえ、管理者及び相談員の教育の実施を検討</p> <p>② 上級部隊のセクハラ相談員への苦情相談が可能であることの認知度が低いことを踏まえ、所属部隊等のセクハラ相談員や上司以外にも苦情相談をすることが可能であることをセクハラ防止週間に配布するパンフレットに記載</p> <p>③ セクハラ防止対策として「セクハラ行為の事例集を配布する」という意見が多かったことを踏まえ、セクハラ防止教育資料を改訂し、セクハラの実例を新たに記載</p> <p>全 21 問からなる調査票の設問は、無記名で記入できるものとなっており、同省では、以下の設問 1～10 と同内容のアンケート調査をセクハラに関する訓令制定前（平成 10 年度）にも行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">アンケート調査票（平成 19 年度）の設問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 性別 2) 年齢 3) 所属 4) セクハラ行為の認識を問うもの 5) 過去 3 年間におけるセクハラの実験を問うもの 6) 5 の設問における加害者の地位を問うもの 7) 5 の設問における加害者の性別を問うもの 8) 5 の設問における被害によって生じた影響を問うもの 9) 5 の設問における被害後の対応を問うもの 10) 9 の設問において、上司に報告した結果、その上司が最終的にとった対応を問うもの 11) セクハラに関する教育を受けた経験の有無を問うもの 12) 11 の設問における研修機会の種類を問うもの 13) 防衛省が毎年開催している「セクハラ 1 日電話相談」の周知状況を問うもの 14) 所属の相談員の氏名等の認識状況を問うもの 15) セクハラ相談員の活用状況を問うもの 16) セクハラ相談員の対応状況を問うもの 17) 上級部隊のセクハラ相談員への相談が可能であることの周知状況を問うもの 18) 相談員の利用しやすさを問うもの 19) 相談員を利用しやすくない理由を問うもの 20) セクハラ相談員以外の相談相手として適当な者を問うもの 21) セクハラ防止の有効方策を問うもの </div>

公安調査庁	<p>平成 19 年 5 月から 6 月にかけて、セクハラの実態把握を目的として、全国の女性職員全員（休職、病休及び育児休業中を除く 145 人）に対してアンケート調査を実施しており、調査結果については、研修等の講義に活用している。</p> <p style="text-align: center;">アンケート調査票（平成 19 年度）の設問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) セクハラ行為の認識を問うもの 2) 庁内においてセクハラがあると思うかを問うもの 3) セクハラ行為の被害経験又は発覚の有無を問うもの 4) 3の設問における被害の継続状態を問うもの 5) 3の設問における被害の内容(時期、場所を含む。)を問うもの 6) 3の設問における行為について、不快に思った点を問うもの 7) 3の設問における加害者の立場(上司、先輩、同僚等)を問うもの 8) 3の設問における行為への対応を問うもの 9) 3の設問における行為について、相談の有無を問うもの 10) 3の設問における行為について、望まれる解決策を問うもの 11) 3の設問における行為への対応として、相談員への相談が望まれるかを問うもの 12) 11の設問において、相談員に相談しようと思わない理由を問うもの 13) 相談員に相談しやすい環境を整備する上で、不足しているものを問うもの 14) 現在のセクハラ相談員の配置人員について、要望を問うもの 15) セクハラ相談員に配慮してもらいたい対応策を問うもの 16) セクハラを防止するための必要又は有効な対策を問うもの 17) 上司、同僚などにやめてほしいと思う言動等を問うもの 18) 男性が気付いていないが、女性にとって不快な言動等を問うもの 19) 意見・要望
-------	--

(2) 地方支分部局

府省名	機関名	取組内容
国家公安委員会 (警察庁)	四国管区 警察庁	同局では、全女性職員を対象としたセクハラに関するアンケートを実施しており、当該アンケート調査の結果、実際にセクハラを見聞きしたといった意見が出されたことから、より相談しやすい体制とするため、平成 19 年度から新たに女性からの相談やセクハラ全般に関する相談等を受理する「総括相談員」(女性)を指定するとともに、相談員を局内で 1 人(管内では 2 人)増員して相談体制の改善を図っている。
法務省 (検察庁)	山口地方 検察庁 大阪高等 検察庁 和歌山地方 検察庁	検察庁では、諮問機関として男女共同参画推進委員会を設置している。山口地方検察庁においても、山口検察庁男女共同参画推進委員会を設置しており、セクシュアル・ハラスメントのない働きやすい職場環境の整備をするため、平成 18 年 2 月に当委員会が実施主体となり、職員に対して全 18 問からなるアンケートを実施している。大阪高等検察庁、和歌山地方検察庁においても、同様に実施している。
財務省	大阪税関	局内で「セクシュアル・ハラスメント認識度チェックシート」を作成し、管理者用(統括官クラス以上)、一般職員用(上席官以下の職員)の別に、管理担当課長又は統括官等の責任の下、ミーティング等の場で、全職員を対象に実施することになっており、あらかじめ作成している様式に基づき、総務課に実施状況を報告させている。
国税庁	名古屋国 税局	「セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関するアンケート調査の実施について(指示)」(平成 17 年 12 月 19 日付け名局総 1-178 他 1 課共同)に基づき、セクハラ防止週間終了後、約 1,000 人(非常勤職員を含む)を対象に、全 30 問からなるアンケートを実施している。アンケート結果については、広報誌「国税局時報」に取りまとめて掲載しているほか、平成 18 年度のセクハラ苦情相談体制に係る規程の見直しの参考材料としている。

(注) 当省の調査結果による。

表2-2-⑧ セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項についての指針<抜粋>

第1 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項

1 意識の重要性

セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、職員の一人一人が、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- 一 お互いの人格を尊重しあうこと。
- 二 お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- 三 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- 四 女性を劣った性として見る意識をなくすこと。

2 基本的な心構え

職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- 一 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。(略)
- 二 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- 三 セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。(略)
- 四 職場におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。(略)
- 五 職員間のセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

行政サービスの相手方など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者及び委託契約又は派遣契約により同じ職場で勤務する者との関係にも注意しなければならない。

3 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

- 一 職場内外で起きやすいもの
 - ・性的な内容の発言関係 (略)
 - ・性的な行動関係
 - ア 性的な関心、欲求に基づくもの (略)
 - イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの (略)
- 二 主に職場外において起こるもの
 - ア 性的な関心、欲求に基づくもの (略)
 - イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの (略)

4 懲戒処分

セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

第2 職場の構成員として良好な勤務環境を確保するために認識すべき事項

勤務環境はその構成員である職員の協力の下に形成される部分が多いことから、セクシュアル・ハラスメントにより勤務環境が害されることを防ぐため、職員は、次の事項について、積極的に意を用いるように努めなければならない。

- 1 職場内のセクシュアル・ハラスメントについて問題提起する職員をいわゆるトラブルメーカーと見たり、セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。

職場におけるミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、良好な勤務環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。

- 2 職場からセクシュアル・ハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。（略）
- 3 職場においてセクシュアル・ハラスメントがある場合には、第三者として気持ちよく勤務できる環境づくりをする上で、上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

第3 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項

- 1 基本的な心構え

職員は、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合にその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望まれる。

- 一 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。（略）
- 二 セクシュアル・ハラスメントに対する行動をためらわないこと。（略）

- 2 セクシュアル・ハラスメントによる被害を受けたときに望まれる対応

職員はセクシュアル・ハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれる。

- 一 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。（略）
- 二 信頼できる人に相談すること。（略）

表 2-(2)-⑨ セクハラ防止に関する規程等の周知状況

区分		府省名
規程を常時確認できない	規程の策定や改正があった場合等にも、その旨を周知している機関	公安審査委員会、公安調査庁、文化庁、国土交通省、船員労働委員会
規程を常時確認できる	規程をイントラネット等へ掲示しているが、掲載方法に工夫の余地がみられる機関	宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、財務省、国税庁、厚生労働省（中央労働委員会も共通）、社会保険庁、農林水産省（林野庁、水産庁も共通）、海難審判庁、海上保安庁、防衛省
	規程をイントラネット等へ掲示しており、セクハラに関係する資料を一括して掲載したり、セクハラ防止に係る注意事項を掲載するなど、掲載ページが整理されている機関	内閣府、公正取引委員会、外務省、文部科学省、経済産業省（資源エネルギー庁、中小企業庁も共通）、特許庁、気象庁、環境省

(参考) イン트라ネット等においてセクハラ防止規程が確認できない府省

府省名	機関名	説明
法務省	公安審査委員会	公安審査委員会のセクハラ防止については、法務省の規程で定められており、職員に対しては、当該規程の策定時及び改定時のみ、文書を回覧している。
	公安調査庁	公安調査庁では、法務省とは別に、セクハラに関する規程を策定している。職員に対しては、当該規程について、策定時及び改定時のみ、その旨メールで周知している程度である。
文部科学省	文化庁	文化庁では、文部科学省の規程とは別に、セクハラに関する規程を策定している。文部科学省の規程が、イントラネットで閲覧できるのに対し、文化庁の規程については策定時及び改定時に職員に対してその旨メールで周知している程度である。
国土交通省	本省	国土交通省のセクハラ防止については、平成 13 年の省庁再編前から旧 4 省庁（旧建設省、旧運輸省、旧国土庁、旧北海道開発庁）において個別に定めていたが、平成 19 年 6 月から、省としての訓令を新たに制定している。職員に対しては、当該規程について、制定時のみ周知している程度である。
	船員労働委員会	船員労働委員会のセクハラ防止については、国土交通省の規程とは別に、セクハラに関する規程を策定している。職員に対しては、当該規程の策定時及び改定時のみ、文書回覧を行っている程度である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑩ 相談体制の整備に当たって考慮すべき事項等

○ 公務職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策のてびき<抜粋>

苦情相談体制の整備

相談員の設置基準

相談員を配置するに当たっては、相談窓口へのアクセスのしやすさ、相談窓口が公正な第三者として実質的に機能することが見込まれる組織区分にあるかなどの点を考慮する必要があります。

(中略)

既存の体制の活用

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談体制を整備するに当たっては、新たにセクシュアル・ハラスメント単独で体制を整備する必要はなく、既に各府省において苦情相談体制が整っている場合には、それを活用する方法でも構いません。

(注) セクシュアル・ハラスメント防止研究会編著「公務職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策のてびき (第3次改訂版)」(平成19年6月財団法人公務研修協議会発行)による。

表2-2-⑪ セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針<抜粋>

第1 基本的な心構え

職員からの苦情相談に対応するに当たっては、相談員は次の事項に留意する必要がある。

- 1 被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。
- 2 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること。
- 3 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

第2 苦情相談の事務の進め方

1 苦情相談を受ける際の相談員の体制等

- 一 苦情相談を受ける際には、原則として2人の相談員で対応すること。
- 二 苦情相談を受けるに当たっては、同性の相談員が同席するよう努めること。
- 三 相談員は、苦情相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力すること。
- 四 実際に苦情相談を受けるに当たっては、その内容を相談員以外の者に見聞されないよう周知から遮断した場所で行うこと。

2 相談者から事実関係等を聴取するに当たり留意すべき事項

苦情相談を行う職員（以下「相談者」という。）から事実関係等を聴取するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 一 相談者の求めるものを把握すること。（略）
- 二 どの程度の時間的な余裕があるのかについて把握すること。（略）
- 三 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くこと。（略）
- 四 事実関係については、次の事項を把握すること。
 - (1) 当事者（被害者及び加害者とされる職員）間の関係
 - (2) 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
 - (3) 相談者は、加害者とされる職員に対してどのような対応をとったか。
 - (4) 監督者等に対する相談を行っているか。（略）
- 五 聴取した事実関係等を相談者に確認すること。（略）
- 六 聴取した事実関係等については、必ず記録にしてとっておくこと。

3 加害者とされる職員からの事実関係等の聴取

- 一 原則として、加害者とされる職員から事実関係等を聴取する必要がある。ただし、セクシュアル・ハラスメントが職場内で行われ比較的軽微なものであり、対応に時間的な余裕がある場合などは、監督者の観察、指導による対応が適当な場合も考えられるので、その都度適切な方法を選択して対応する。
- 二 加害者とされる者から事実関係等を聴取する場合には、加害者とされる者に対して十分な

弁明の機会を与える。

三 加害者とされる者から事実関係等を聴取するに当たっては、その主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くなど、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

4 第三者からの事実関係等の聴取

職場内で行われたとされるセクシュアル・ハラスメントについて当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係等を聴取することも必要である。この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

5 相談者に対する説明

苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、相談者に説明する。

第3 問題処理のための具体的な対応例

相談員が、苦情相談に対応するに当たっては、セクシュアル・ハラスメントに関して相当程度の知識を持ち、個々の事例に即して柔軟に対応することが基本となることは言うまでもないが、具体的には、事例に応じて次のような対処が方策として考えられる。

1 セクシュアル・ハラスメントを受けたとする職員からの苦情相談

- 一 職員の監督者等に対し、加害者とされる職員に指導するよう要請する。（略）
- 二 加害者に対して直接注意する。（略）
- 三 被害者に対して指導、助言をする。（略）
- 四 当事者間のあつせんを行う。（略）
- 五 人事上必要な措置を講じるため、人事当局との連携をとる。（略）

2 セクシュアル・ハラスメントであるとの指摘を受けたが納得がいかない旨の相談

（中略）周囲の職員が不快に感じる以上はセクシュアル・ハラスメントに当たる旨注意喚起をする。

3 第三者からの苦情相談

（中略）

（例）非常勤職員に執拗につきまったり、その身体に不必要に触る職員がいるが、非常勤職員である本人は、立場が弱いため苦情を申し出ることをしないような場合について第三者から相談があったときには、本人から事情を聴き、事実が認められる場合には、本人の意向を踏まえた上で、監督者を通じ、又は相談員が直接に加害者とされる職員から事情を聴き、注意する。

（注）下線は当省が付した。

表 2-(2)-⑫ 相談員の配置状況

(単位：人)

府省名	機関名	職員数		相談員数		備考
			女性		女性	
公正取引委員会	東北事務所	18	2	1	0	管区
	九州事務所	21	2	1	0	管区
総務省	消防庁	110	12	6	0	本省
農林水産省	仙台漁業調整事務所	19	2	1	0	管区
国土交通省	関東運輸局	307	27	1	0	管区
	九州運輸局	228	8	1	0	管区
	東京航空交通管制部	401	91	1	0	管区
	福岡航空交通管制部	484	63	1	0	管区
	福岡管区气象台	616	23	1	0	管区
	船員労働委員会	26	1	1	0	本省
環境省	北海道地方環境事務所	68	9	1	0	管区
<p>(備考)</p> <p>上表の女性の相談員を配置していない機関では、個別に相談員を指名するなどしていない。女性職員が少数しか配置されていないため、女性相談員を配置することが困難な機関もみられるが、東京航空交通管制部のように、女性職員が 91 人配置されていても、男性相談員を 1 人しか配置していない例や、消防庁のように、100 人以上の職員がいる本庁であるにもかかわらず、女性の相談員を 1 人も配置していない事例がみられる。</p> <p>一方、管区警察局（中部、近畿、四国）、中部運輸局、東京航空局等においては、官職で指定している者に加えて、女性の相談員を別途指名するなど、相談員の配置方法を工夫している機関もみられる。</p>						
<p>○人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（通知）＜抜粋＞ 第 8 条関係</p> <p>2 （中略）本省庁及び管区機関においては、それぞれ複数の相談員を置くことを基準とし、その他の機関においても、セクシュアル・ハラスメントに関する職員からの苦情相談に対応するために必要な体制をその組織構成、各官署の規模等を勘案して整備するものとする。 （中略）苦情相談には、苦情相談を行う職員と同姓の相談員が同席できるような体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>別紙 2 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針＜抜粋＞</p> <p>1 （中略）苦情相談を受ける際には、原則として 2 人の相談員で対応すること。 （中略）苦情相談を受けるに当たっては、同性の相談員が同席するよう努めること。（略）</p>						

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 相談員数及び職員数については、調査日時点での数（施設等機関における数を除く。）を記載している。

表 2-(2)-⑬ 相談員の配置状況の見直し時期

府省名	機関名	相談員の配置状況の見直し時期			役職指定のため見直しなし
		定期	人事異動	委嘱解除	
内閣府	本府	○	—	—	—
宮内庁	本庁	—	—	—	○
公正取引委員会	本局	—	—	—	○
国家公安委員会	警察庁本庁	○	—	—	—
金融庁	本庁	○	—	—	—
総務省	本省	—	—	—	○
	公害等調整委員会	—	—	—	○
	消防庁	—	—	—	○
法務省	本省	—	○	—	—
	公安審査委員会	—	○	—	—
	公安調査庁	○	—	—	—
外務省	本省	—	○	—	—
財務省	本省	○	—	○	—
	国税庁	○	—	—	—
文部科学省	本省	—	—	○	—
	文化庁	—	—	○	—
厚生労働省	本省	—	○	—	—
	中央労働委員会	—	○	—	—
	社会保険庁	—	○	—	○
農林水産省	本省	—	○	○	—
	林野庁	—	○	—	—
	水産庁	—	○	○	—
経済産業省	本省	○	—	—	—
	資源エネルギー庁	—	○	—	—
	特許庁	—	○	—	—
	中小企業庁	—	○	—	—
国土交通省	本省	○	—	—	—
	船員労働委員会	○	—	—	—
	気象庁	—	—	○	—
	海上保安庁	—	—	○	—
	海難審判庁	—	—	—	○
環境省	本省	—	○	—	—
防衛省	防衛省	—	—	○	—

(相談員の配置状況を見直していないことによる支障の例)
公正取引委員会： 相談員として配置している職員の中には、局内のカウンセリング制度に基づくカウンセラーの中から配置されている職員もいるが、カウンセラーの退職後、補充を行っていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 相談員が配置されてから、相談員の退任を命じられることを、「委嘱解除」と記載している。

表 2-(2)-⑭ 相談員の配置状況の周知

(1) 職員に相談員の配置状況を周知していない本府省等

府省名	相談員の配置体制
船員労働委員会	官職指定で1人を配置

(注) 船員労働委員会は平成20年9月30日に廃止され、同年10月1日から、中央労働委員会及び都道府県労働委員会へ事務が移管されている。

(2) 氏名等を会議等において口頭のみで周知している地方支分部局

府省名	機関名	相談員の配置体制
総務省	九州総合通信局	官職指定で2人を配置
公安調査庁	中部公安調査局	男性3人、女性1人を配置(毎年4月に各部より推薦)
	金沢公安調査事務所	中部公安調査局の相談員を活用(所内に相談員未配置)
国税庁	土庄税務署	高松国税局の相談員を活用(署内に相談員未配置)
環境省	北海道地方環境事務所	男性4人を配置

(3) 規程で相談員の所属及び職名を定めているとして、それ以上の周知を行っていない本府省等

府省名	相談員の配置体制
宮内庁	官職指定で3人配置
総務省	官職指定で各局に計38人配置
公害等調整委員会	官職指定で3人配置
消防庁	官職指定で7人配置
農林水産省	官職指定で22人、個別に男性37人、女性16人を配置

(参考) 相談員の配置体制を工夫して周知している例

○ 相談窓口カードの作成・配付

防衛省では、「窓口相談カード」を作成・配付し、職員全員に携帯させている。当該カードには、防衛省における4種類の相談窓口(①あなたのさぼりとダイヤル、②セクハラ相談窓口、③身体健康相談窓口、④無料法律相談窓口)が記載されており、カードの裏面にはセクシュアル・ハラスメントになり得る言動の例が記載されている。名古屋矯正管区、近畿財務局、大阪国税局においても、セクハラ相談窓口を記載したカードを作成し、職員に配付している。

○ カウンセラー通信の発行・配布

名古屋国税局では、職員のあらゆる悩みごとについて、弁護士及び臨床心理士の資格を有する部外カウンセラーが、セクハラも含む様々な相談を受け付けている。

部外カウンセラーの利用が低調だったため、平成17年3月以降、管内全職員に対して、部外相談窓口を掲載した職場内広報「カウンセラー通信」を年2回(平成19年度以降は年4回)発行・配布した結果、相談窓口の利用率が向上したとしている(平成16年度62件、17年度145件、18年度216件。ただし、相談には、セクハラ以外のものも含む。)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑮ 本府省等の相談員への配布教材等（配置する段階で配布されるもの）

区分	機関名
全く配布していないもの	宮内庁、公正取引委員会、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、水産庁、船員労働委員会、高等海難審判庁
相談指針や部内規程等を配布しているもの	内閣府、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、海上保安庁
市販教材等を配布しているもの	金融庁、財務省、文部科学省、農林水産省、林野庁、気象庁、環境省
独自に作成したマニュアルを配布しているもの	国家公安委員会（警察庁）、国税庁、文部科学省、防衛省

（注）当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑯ 相談員に配布しているマニュアル等の内容

(1) 本府省等

府省名	マニュアル等の名称	内容
国家公安委員会 (警察庁)	セクシュアル・ハラスメント相談員用マニュアル	<p>項目1～3まではセクハラに関する基本的な事項を、項目4、5には相談員が相談を受ける上で必要な事項を具体的に記載している。また、相談員が活用できるよう、巻末に相談票・ヒアリングシート及び話を聞く際の留意事項を添付している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セクシュアル・ハラスメントとは何か 2. セクハラはなぜいけないのか 3. 苦情相談 4. 相談を受ける際の留意事項（秘密の厳守、迅速な対応、公正な立場、相談者の意向の尊重について記載） 5. 相談の進め方（相談の受付、ヒアリングの実施方法（場所、対応者、相談時間、面接にあたっての留意事項、聴取事項、話を聞く際の留意事項、相談者の希望を聞くこと、ヒアリング終了にあたっての留意事項）、相談受理の報告、事実の調査、事実の認定、和解の提案・処分の実施、再発防止等について記載）
国税庁	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談規程	<p>第1～5までは国税庁における苦情相談体制について記載し、第6～11までは相談員が相談を受け付ける際に必要な事項を記載している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1 苦情相談体制の整備 第2 相談員の指名 第3 職員への周知 第4 職員の所属 第5 苦情相談の申出 第6 相談日時等の決定（相談の日時、場所、方法等を相談者に通知することを記載） 第7 苦情相談の方法（相談は、面接方式を原則とすることを記載） 第8 相談員の体制（相談の対応人数等及び相談場所の留意点について記載） 第9 相談員の任務（事実関係の聴取、事実関係に基づく対応をとることについて記載） 第10 関係者等への配慮 第11 専門家への相談
文部科学省	文部科学省本省内部部局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談実施要項	<p>第1～3条までは文部科学省の苦情相談体制について記載し、第4～6条までは相談員が相談を受ける際に必要な事項について記載している。また、相談員が受けた相談を報告するための様式を添付している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1条 目的 第2条 対象 第3条 相談員 第4条 苦情相談の方法（受付方法、相談内容の報告、相談の対応人数等について記載） 第5条 苦情相談を受ける日時 第6条 苦情相談を受ける場所

府省名	マニュアル等の名称	内容
防衛省	セクハラ相談員の手引き	<p>I～VIはセクハラに関する基本的な事項と省としての責務を、VII～Xは相談員が相談を受け付ける際に必要な事項を記載している。また、参考資料として、相談票の例、聴き取り票の例、内局及び各幕僚監部のセクハラ防止担当連絡先を添付している。</p> <p>I セクシュアル・ハラスメントとは？ II セクハラに起因する問題とは？ III 官房長等の責務 IV 職員の責務 V 職員に対する指針 VI 教育等 VII 苦情相談への対応（基本的な心構え、苦情相談事務の進め方（相談を受ける際の体制、事実関係等を聴取するに当たり留意すべき事項、相談者に対する説明、相談者等の保護、相談の流れ）、問題処理のための具体的な対応例について記載） VIII セクハラ防止等に関する注意事項 IX セクハラ相談想定集</p>

(2) 地方支分部局

府省名	機関名	マニュアル等の名称	内容
法務省	広島法務局	セクハラ相談員必携	1 はじめに 2 セクハラ定義等 3 苦情相談体制 4 セクハラ相談員としての留意事項 5 資料編
	山口地方法務局	セクハラ相談員必携	広島法務局のマニュアルを、山口地方法務局の組織の実情に合わせて、一部加工
	福岡矯正管区	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談の処理等について（内規）	1 相談員の指名等 2 苦情相談への対応 3 苦情相談の処理
財務省	大阪税関	セクハラ相談員マニュアル	1. 苦情相談の申出を受けた場合 2. 苦情相談（事実調査）を行うに当たっての基本的な心構え 3. 苦情相談（事実調査）を行うに当たっての留意事項 4. 加害者とされる職員からの事実関係等の聴取を行う場合 5. 第三者からの事実関係等の聴取 6. 問題処理のための具体的な対応例 7. 相談者に対する説明
国土交通省	北海道開発局	セクシュアル・ハラスメント相談員対応マニュアル	はじめに 相談員としての基本的な心構え 苦情相談への対応 セクシュアル・ハラスメント苦情相談フローチャート

(注) 各府省の資料による。

表 2-(2)-⑰ 各府省の相談員研修の実施状況

(1) 本府省等相談員の研修への出席状況 (平成 18 年度)

(単位：人)

府省名	セクシュアル・ハラスメント防止 リーダー養成コース	セクシュアル・ハラスメント相談員 セミナー	府省内で実施している 研修	(参考) 相談員数
内閣府	1	6	23	32
宮内庁	1	1		4
公正取引委員会	1	1		11
国家公安委員会 (警察庁)	2	3		10
金融庁	1	2		11
総務省	1	5	12	38
公害等調整委員会	0	0	1	3
消防庁	0	0	0	6
法務省	4	11		35
公安審査委員会	0	0		2
公安調査庁	0	1		3
外務省	0	0		4
財務省	1	4	71 (地方含む)	22
国税庁	1	3		3
文部科学省	1	10	22 (文化庁含む)	51
文化庁	0	2		7
厚生労働省	4	9	42	79
中央労働委員会	0	0	1	5
社会保険庁	0	0	1	5
農林水産省	1	8		75
林野庁	1	2		15
水産庁	0	4		7
経済産業省	0	3		33
資源エネルギー庁	0	1		3
特許庁	0	1		11
中小企業庁	0	1		2
国土交通省	3	0		26
船員労働委員会	0	1		1
気象庁	1	2		13
海上保安庁	1	2		16
海難審判庁	0	0		1
環境省	2	1		12
防衛省	1	2		5

(注) 1 人事院の資料及び当省の調査結果による。

2 セクシュアル・ハラスメント防止リーダー養成コース及びセクシュアル・ハラスメント相談員セミナーについては、人事院が各府省の職員を対象に毎年実施している研修である。

3 相談員数は、調査日時点における本府省内部部局又は外局内部部局の数を記載している。

4 府省内において研修を実施しておらず、人事院の研修へも派遣していない機関について編みかけで表示している。

(参考) 本府省等の相談員に対する各種研修の内容

府省名	名称	内容	研修方法	直近の実施時期
内閣府	セクシュアル・ハラスメント苦情相談担当者研修	相談員補助者(注2)及び管理職員を対象として、セクハラに関する基礎知識及びその苦情相談対応の技法を習得させるため、180分の研修を実施。平成18年度は23人が出席している。	外部講師(株式会社TEI)による講義、実技指導(役制演技)等	平成18年12月7日 ※毎年度実施(平成19年度は未実施)
総務省	セクシュアル・ハラスメント防止研修	本省及び外局(消防庁、公害等調整委員会)のセクハラ相談員を対象に180分の研修を実施	外部講師による講師、実技指導等	平成20年1月18日 ※毎年度実施
財務省	セクハラ相談員研修	本省及び地方のセクハラ相談員を対象に、財務総合政策研究所において2日間(約10,5時間)研修を実施。平成18年度は71人が出席している。	秘書課課長補佐、弁護士、外部講師(クオレ・シー・キューブ代表取締役社長)による講義、外部講師(埼玉大学教育学部教授)によるケース・スタディ	平成19年8月23日～24日 ※毎年度実施
文部科学省	セクシュアル・ハラスメント相談員研修会	セクハラ防止週間に合わせて、文部科学省及び文化庁のセクハラ相談員を対象として約200分の研修を実施。平成18年度は22人が出席している。	人事課長又は参事官による挨拶、人事課職員による講話、ビデオ「セクハラ相談対応の基本」の上映、外部講師(日本産業カウンセラー協会)による講義(ロールプレイを含む)	平成18年12月5日 ※平成19年度は未実施
厚生労働省	セクシュアル・ハラスメント相談員研修	セクハラ防止週間に合わせて、厚生労働省(本省)、社会保険庁(本庁)、中央労働委員会のセクハラ相談員を対象として約130分の研修を実施。平成18年度は43人が出席している。	外部講師(東京産業保健推進センター相談員)による講義(ロールプレイを含む)	平成19年12月6日 ※毎年度実施
(参考) 人事院	セクシュアル・ハラスメント防止リーダー養成コース	本府省及び施設等機関において、セクシュアル・ハラスメントの防止に当たる職員に、セクシュアル・ハラスメント問題について考えさせ、防止者としての意識を高めてもらう研修を国家公務員研修センターにおいて2日間実施している。	セクシュアル・ハラスメント防止制度とロールプレイ、事例研究を用いた実際の対応方法を説明	平成19年5月17日～18日 ※毎年度実施
	セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー	セクハラ相談員の苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、人事院大会議室において半日間セミナーを実施している。	セクシュアル・ハラスメント防止制度及び相談員制度等の説明及び特別講演	平成19年6月19日 ※毎年度実施

(注) 1 人事院の資料及び当省の調査結果による。

2 内閣府では、相談員が必要と認めた場合、相談員と同様に相談業務を行う相談員補助者を配置することができる(本局における相談員補助者数:27人(平成19年度))。

(2) 地方支分部局等相談員の研修への出席状況(平成16年度～19年度)

(単位:人)

府省名	機関名	部局内(省内)研修	人事院の研修等	相談員数	
内閣府	沖縄総合事務局	実施	出席	11	
公正取引委員会	東北事務所	—	—	1	
	近畿中国四国事務所	—	—	2	
	九州事務所	—	—	1	
国家公安委員会(警察庁)	中部管区警察局	—	出席	12	
	石川県情報通信部	—	—	4	
	近畿管区警察局	毎年度実施	出席	12	
	四国管区警察局	—	出席	4	
	徳島県情報通信部	—	—	2	
総務省	中部管区行政評価局	—	出席	3	
	石川行政評価事務所	—	—	1	
	中国四国管区行政評価局	—	出席	3	
	山口行政評価事務所	—	出席	1	
	九州管区行政評価局	—	出席	3	
	宮崎行政評価事務所	—	出席	1	
	東海総合通信局	—	出席	2	
	中国総合通信局	—	出席	2	
	九州総合通信局	—	出席	2	
法務省	仙台法務局	—	出席	4	
	盛岡地方法務局	毎年度実施	出席	3	
	名古屋法務局	—	出席	4	
	金沢地方法務局	—	出席	4	
	広島法務局	毎年度実施	出席	7	
	山口地方法務局	実施	出席	4	
	名古屋矯正管区	実施	出席	4	
	金沢刑務所	—	—	1	
	大阪矯正管区	—	出席	3	
	和歌山刑務所	—	出席	3	
	福岡矯正管区	—	出席	4	
	宮崎刑務所	—	出席	7	
	中国地方更生保護委員会	—	出席	2	
	山口保護観察所	—	出席	2	
	四国地方更生保護委員会	—	—	2	
	徳島保護観察所	—	出席	2	
	九州地方更生保護委員会	—	出席	3	
	宮崎保護観察所	—	—	2	
	仙台入国管理局	—	—	6	
	高松入国管理局	—	出席	4	
	検察庁	名古屋高等検察庁	—	出席	6
		金沢地方検察庁	—	出席	5
		大阪高等検察庁	—	出席	4
和歌山地方検察庁		—	出席	9	
広島高等検察庁		—	出席	10	
山口地方検察庁		—	出席	4	
公安調査庁	東北公安調査局	—	出席	4	
	盛岡公安調査事務所	—	—	0	
	中部公安調査局	—	出席	4	
	金沢公安調査事務所	—	—	0	

財務省	近畿財務局	毎年度実施	出席	11
国税庁	中国財務局	毎年度実施 ※中央研修	出席	6
	四国財務局	毎年度実施	出席	5
	徳島財務事務所	実施	—	2
	名古屋税関	毎年度実施 ※本庁の研修含む	出席	14
	大阪税関	毎年度実施	出席	19
	名古屋国税局	毎年度実施 ※本庁の研修含む	出席	6
	熱田税務署	—	出席	1
	大阪国税局	毎年度実施 ※本庁の研修含む	出席	3
	南税務署			0
	高松国税局	毎年度実施	出席	4
土庄税務署			0	
厚生労働省	東北厚生局	—	出席	4
	中国四国厚生局	—	出席	4
	宮城労働局	—	出席	6
	仙台公共職業安定所	—	出席	3
	岩手労働局	—	出席	3
	水沢公共職業安定所	—	出席	3
	埼玉労働局	毎年度実施	出席	10
	大宮公共職業安定所	※埼玉労働局が実施	出席	5
	春日部労働基準監督署	※埼玉労働局が実施	—	2
	群馬労働局	実施	出席	6
	前橋公共職業安定所	—	出席	3
	愛知労働局	実施	出席	12
	名古屋中公共職業安定所	※愛知労働局が実施	—	16
	名古屋北労働基準監督署	※愛知労働局が実施	—	3
	和歌山労働局	実施	出席	7
	和歌山公共職業安定所	実施	—	2
	広島労働局	実施	出席	8
	広島公共職業安定所	※広島労働局が実施	出席	3
	香川労働局	—	出席	7
	丸亀公共職業安定所	—	—	2
	徳島労働局	実施	出席	11
	福岡労働局	毎年度実施	出席	10
	小倉公共職業安定所	※福岡労働局が実施	—	6
農林水産省	北海道農政事務所	—	出席	4
	岩手農政事務所	—	出席	6
	関東農政局	—	出席	19
	群馬農政事務所	実施	—	3
	近畿農政局	実施	出席	12
	九州農政局	—	出席	11
水産庁	仙台漁業調整事務所	—	出席	1
	九州漁業調整事務所	—	出席	5
林野庁	北海道森林管理局	—	出席	8
	近畿中国森林管理局	実施	出席	3
経済産業省	関東経済産業局	—	出席	3
	中国経済産業局	—	出席	2
資源エネルギー庁	関東東北産業保安監督部	—	出席	2
	中国四国産業保安監督部	—	出席	3

国土交通省	北海道開発局	毎年度実施	出席	3
	石狩川開発建設部	※北海道開発局が実施	—	3
	中部地方整備局	—	出席	6
	三重河川国道事務所			0
	中国地方整備局	毎年度実施	出席	8
	山口河川国道事務所			0
	四国地方整備局	毎年度実施	—	7
	香川河川国道事務所	※四国地方整備局が実施	—	2
	徳島河川国道事務所	※四国地方整備局が実施	—	2
	関東運輸局	—	出席	1
	群馬運輸支局	—	—	1
	中部運輸局	—	—	2
	九州運輸局	—	—	1
	東京航空局	—	出席	25
	東京航空交通管制部	—	—	1
	福岡航空交通管制部	—	出席	1
気象庁	仙台管区气象台	—	出席	4
	金沢地方气象台	—	出席	6
	大阪管区气象台	実施	出席	1
	和歌山地方气象台	—	—	1
	福岡管区气象台	—	出席	1
	宮崎地方气象台	—	出席	1
海上保安庁	第一管区海上保安本部	—	出席	3
	稚内海上保安部	—	—	4
	第二管区海上保安本部	—	出席	2
	秋田海上保安部	—	—	2
	徳山海上保安部	—	—	2
	第十管区海上保安本部	—	—	2
	宮崎海上保安部	実施（本部研修）	—	2
環境省	北海道地方環境事務所	—	出席	2
	関東地方環境事務所	—	出席	2
	近畿地方環境事務所	—	出席	2
防衛省	北海道防衛局	—	—	5
	東北防衛局	—	出席	5
	中国四国防衛局	—	出席	5
	防衛医科大学校	—	—	19

(参考) 人事院等が実施する相談員研修へ出席させるに当たっての主な課題

説明	機関名
管区等ブロック機関において参加者が調整されるため、部内から参加者が選定されにくい	石川情報通信部、宮崎海上保安部
開催場所が人事院地方機関になることが多いため、独自に予算管理ができない中で、旅費が必要な研修への派遣は困難→巡回研修を要望（宮崎保護観察所）	宮崎保護観察所、岩手農政事務所、北海道森林管理局、宮崎地方气象台、第一管区海上保安本部、秋田海上保安部、北海道地方環境事務所

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表では、相談員に必要な知識等を与えるための研修への出席状況を把握するためのものであり、一般職員に対するセクハラ防止研修は含まない。
3 相談員数欄に記載している数字については、調査日時点において本局に配置されている相談員数を計上（支所や出張所等管轄管内に配置している相談員を除く。）
4 機関内において研修を実施しておらず、人事院の研修へも派遣していない機関について編み掛けで表示している。

表 2-(2)-⑩ 相談事案の概要を報告することとしている機関

(1) 本府省等

府省名	報告先	報告先を記載している規程等の名称
国家公安委員会（警察庁）	相談責任者（人事課経由）	セクシュアル・ハラスメント相談員用マニュアル ☆相談責任者はセクシュアル・ハラスメント防止対策要綱に記載
金融庁	総務企画局総務課服務係、 セクシュアル・ハラスメント調査委員会	①金融庁におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程 ②金融庁セクシュアル・ハラスメント調査委員会の設置に関する訓令
財務省	秘書課長、秘書課首席監察官	①財務省(国税庁を除く。)におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程 ②セクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程の実施細則について
国税庁	人事担当部署	①セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（訓令特） ②セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談規程
文部科学省	人事課人事企画官を通じて人事課長	文部科学省本省内部部局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談実施要項
国土交通省	内部部局等の長	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について
船員労働委員会	船員中央労働委員会事務局長	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令
気象庁	所属長、人事課	①セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（依命通達） ②セクシュアル・ハラスメントの防止等について（通知）
海上保安庁	職員相談室長、職員相談室長を監督する者 セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（通達）の運用要領について（通知）
海難審判庁	所属長	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について
防衛省	人事教育局	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（依頼）

(2) 地方支分部局

府省名	機関名	報告先	報告先を記載している規程等の名称
法務省	広島法務局	セクハラ対策委員会	同局において独自に作成しているマニュアル「セクハラ相談員必携」
	山口地方法務局	総務課（局長、次長、総務課長）、所属長	①山口地方法務局セクシュアル・ハラスメント相談員設置要綱 ②同局において独自に作成しているマニュアル「セクハラ相談員必携」
	福岡矯正管区	管区長	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談の処理等について（内規）
財務省	近畿財務局	人事課長	セクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程の実施細則について
	四国財務局	四国財務局総務部総務課長	セクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程の実施細則について
	名古屋税関	総務部人事課長又は首席税関監察官	名古屋税関セクシュアル・ハラスメント防止等実施細則
	大阪税関	総務部総務課長	セクハラ相談員対応フロー
国税庁	高松国税局	局総務課課長補佐	セクハラ苦情相談事績表
厚生労働省	東北厚生局	局長	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談実施要領
	中国四国厚生局	局長	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談実施要領
	宮城労働局	総務課長	セクシュアル・ハラスメント防止対策の具体的運用について
	岩手労働局	総括責任者（総務課長） 岩手労働局セクシュアル・ハラスメント対策委員会	セクシュアル・ハラスメント防止対策実施要綱
	名古屋中公共職業安定所	管理者（庶務課長） 専門委員会	名古屋中公共職業安定所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程
	和歌山労働局	局の総務課長、署・所の庶務担当課長	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の運用について
	徳島労働局	本省地方課	徳島労働局セクシュアル・ハラスメント防止規程
農林水産省	九州農政局	主任相談員（局の総務部長）	九州農政局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置及び苦情相談体制の整備について
国土交通省	北海道開発局	任命権者、本局職員課	セクシュアル・ハラスメント相談員対応マニュアル
	東京航空局	主任相談員、監督者（局長）	東京航空局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する取扱要領

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑱ 相談件数の定期的な報告状況

府省名	機関名	説明
厚生労働省	東北厚生局	両局では、その機関独自に「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談実施要領」を定めており、その中で、「相談員は、四半期ごとに職員からの苦情相談の実施状況を取りまとめ、局長に報告するものとする」としている。
	中国四国厚生局	
国土交通省	海上保安庁	<p>セクハラに関する相談は、「海上保安庁における職員相談の実施に関する訓令」に規定されている職員相談業務の中で受け付けており、①相談室長等は、取り扱った相談事項に関し、職員相談実施報告書を月ごとに、及び職員相談実績報告書を、四半期ごとに監督者に提出するものとする、②監督者は、職員相談実績報告書を取りまとめ、四半期ごとに、その所属する海上保安大学校長、海上保安学校長、及び管区海上保安本部長に提出するものとする、③海洋情報部長及び交通部長は、本庁総務部長に提出するものとする、さらに、④管区海上保安本部長、海上保安大学校長及び海上保安学校長は、前号の報告書を取りまとめ、本庁総務部長に四半期ごとに提出するものとするとしている（「職員相談業務の実施について」（平成 14 年 3 月 13 日付け保総秘第 454 号））。</p> <p>なお、実績報告書の様式には、セクハラに関するものは別途区分して報告できるようになっている。</p>
防衛省		<p>セクハラに関する事務を所掌している人事教育局では、省全体のセクハラ事案の動向を把握するため、各機関の長に対して「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（依頼）」（平成 11 年 9 月 20 日付け人 1 第 4850 号）を発出し、様式に基づいて毎年 2 回（上半期：4 月 1 日～9 月 30 日、下半期：10 月 1 日～3 月 31 日）、各機関の服務担当に対して、①相談員が受けたセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談及び懲戒件数、②懲戒処分等（訓戒・注意を含む。）の状況（調査時期におけるものでセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を契機とするもの）について報告を求めている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2-(2)-㉔ 人事院における実施状況調査票の回答方法

府省名	機関名	規程上の報告義務	実施状況調査票の回答方法
内閣府	本府	無	地方支分部局へ照会
官内庁	本庁	無	把握していない
公正取引委員会	本局	無	担当課の業務の範囲で把握
国家公安委員会	警察庁本庁	有	附属機関、地方機関へ照会
金融庁	本庁	有	担当課の業務の範囲で把握
総務省	本省	無	本省及び地方支分部局の各部局へ照会
	公害等調整委員会	無	担当課の業務の範囲で把握
	消防庁	無	担当課の業務の範囲で把握
法務省	本省	無	本省各部局課へ照会
	公安審査委員会	無	担当課の業務の範囲で把握
	公安調査庁	無	各管区機関へ照会
外務省	本省	無	相談員へ照会
財務省	本省	有	本省所管課を通じて地方支分部局へ照会
	国税庁	有	地方支分部局の担当課へ照会
文部科学省	本省	有	施設等機関へ照会
	文化庁	無	担当課の業務の範囲で把握
厚生労働省	本省	無	施設等機関、地方支分部局へ照会
	中央労働委員会	無	相談員へ照会
	社会保険庁	無	地方支分部局へ照会
農林水産省	本省	無	本省の各部局課へ照会
	林野庁	無	本庁の相談員（現業）へ照会 担当課の業務の範囲で把握（非現業）
	水産庁	無	地方支分部局へ照会
経済産業省	本省	無	担当課の業務の範囲で把握
	資源エネルギー庁		
	特許庁		
	中小企業庁		
国土交通省	本省	有	本省及び地方支分部局の相談員へ照会
	船員労働委員会	無	担当課の業務の範囲で把握
	気象庁	有	本庁各部局及び地方支分部局へ照会
	海上保安庁	有	本庁人事課、教育訓練管理官(学校)、職員相談室へ照会
	海難審判庁	有	地方支分部局の所属課長へ照会
環境省	本省	無	本省及び地方支分部局の相談員へ照会
(参考) 人事院の調査票における質問事項 1) セクハラ防止対策に関する部内規程の周知方法（選択式） 2) 職員に対するセクハラ防止に関する研修の実施状況（実施の有無のみ選択） 3) 職員に対する啓発活動（活動内容を選択） 4) セクハラ苦情相談体制（配置の有無を問うもの） 5) 平成 18 年度のセクハラに関する苦情相談件数 6) 平成 19 年 4 月 1 日以降の新たな取組み（取組の概要を問うもの） 7) 意見・要望			

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 防衛省職員のほとんどは特別職国家公務員であるため、人事院規則は適用されず、当該調査の対象外である。
 3 「規程上の報告義務」の項目では、各府省の規程において、相談事案の報告を求めている場合に「有」を、報告の有無について規定していない場合に「無」を記載している。

(3) 内部監査の的確かつ効果的な実施

勸 告	説明図表番号
<p>内部監査には組織の業務が法令等に則して的確に実施されているかについて、当該組織自らがチェックし、不備な点の改善を図る機能があり、法令等遵守の推進を図る上で、重要な役割を担っている。</p>	
<p>各府省が実施する内部監査は、事務・事業の執行について監査する「業務監査」と会計経理について監査する「会計監査」に大別され、業務監査は事務・事業の執行の合規性、効率性の確保、職員の服務規律の保持等を、会計監査は会計経理の合規性、適正性、経済性・効率性等の確保を目的としている。</p>	
<p>業務監査の対象となる事務・事業のうち、特に、保有個人情報の保護については、平成 16 年に安全確保指針が、また、情報セキュリティの対策については、17 年に統一基準がそれぞれ政府としての統一的な基準として示されており、各府省は、保有個人情報の適切な管理や情報セキュリティ対策の推進を図るため、これらを踏まえ策定した規程や基準に基づき、監査を行うこととされている。</p>	表 2-(3)-①
<p>これら以外の業務監査として、一部の府省は、それぞれ固有の業務の執行について、その合規性等の確保、服務規律の保持等を図る観点から監査を実施している。</p>	表 2-(3)-②
<p>今回、全 16 府省の本府省等 33 機関及びこれらの地方支分部局等 133 機関における業務監査及び会計監査の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 業務監査関係</p>	
<p>保有個人情報関係の監査（以下「保有個人情報監査」という。）については、安全確保指針において、監査責任者は保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告すると規定されており、各府省が策定した規程において、おおむね同旨の内容が規定されている。しかしながら、安全確保指針が策定された平成 17 年度から 19 年度までの間、2 府省の本府省等 4 機関は適切に保有個人情報監査を実施していない。</p>	表 2-(3)-③ 表 2-(3)-④
<p>また、情報セキュリティ関係の監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）については、統一基準において、年度監査計画及び個別の監査業務における監査実施計画を策定し、これに基づき情報セキュリティ監査を実施することと規定されているが、統一基準が策定された平成 17 年度から 19 年度までの間、2 府省の本府省等 4 機関は情報セキュリティ監査を実施していない。</p>	表 2-(3)-③ (再掲)
<p>イ 会計監査関係</p>	
<p>会計検査院は、平成 13 年度決算検査報告において、会計監査について、「監査対象箇所に対する指導や注意にとどまらず、会計経理と予算執行の適正性、経済性・効率性等に関する適切な評価を行うものとしての実効性を確保するためには、監査結果の重要性・重大性の程度を明確にし、所定の基準に基づ</p>	表 2-(3)-⑤

いて監査結果を報告すること、監査結果を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知すること、事態の改善について会計監査機構がその経過及び結果をフォローすることなどが有効である。」としている。

(ア) 会計監査の実施状況

外局に対する会計監査については、①外局の会計主管課による会計監査の対象とされているもの、②本府省の会計主管課による会計監査の対象とされているもの、③外局及び本府省の双方の会計監査の対象とされているものがある。

しかし、1府省の本府省等1機関については、会計機関の設置が物品供用官のみであるとして、自庁又は本府省のいずれの会計監査の対象とされておらず、会計監査が実施されていない。

なお、調査した地方支分部局等133機関における、平成16年度から18年度間の会計監査の実施状況をみると、この間に会計監査を受けた実績がなかった1府省の1機関を除き、すべての機関において、自ら監査を実施又は上部機関が実施する監査を受けていた。

(イ) 会計監査の改善措置結果の確認状況

会計監査の結果、改善を指示・指摘した事項については、必要な改善措置が講じられているか適時・的確に把握、確認することが監査の実効性を確保する上で重要である。

このため、会計監査による指示・指摘事項に対する改善措置結果について報告を求める旨会計監査に係る根拠規程において規定する必要があるが、会計監査を実施している16府省の本府省等25機関のうち、5府省の本府省等6機関が措置結果を報告させる等の規定を設けておらず、また、1府省の本府省等1機関は著しく違法若しくは不当な事項等があると認めた場合にのみ改善措置結果を報告させる旨規定している。

また、改善措置結果の確認については、25機関中監査での指示・指摘の実績がない1機関を除く24機関のうち、改善を指示・指摘を行った事項について、監査対象部署から改善措置結果を文書で報告させているものが13府省の本府省等21機関ある。しかし、残りの3府省の本府省等3機関については、原則、次回の監査時に確認しており、これら改善報告を行わせていない機関については、不適切な会計処理を早期かつ確実に是正させる観点から必ずしも十分な取組内容となっていない。

(ウ) 会計監査の結果の周知状況

前述の決算検査報告のとおり、会計監査の結果については、当該監査を受けた部署のみならず、受けなかったところも含めた会計業務関係部署全体に対して周知することが、当該監査の有効性をより一層高め、会計業務の適正な執行に資するものとされている。

会計監査を実施している16府省の本府省等25機関について、会計監査の結果に係る周知状況を調査したところ、イントラネットの活用や文書の配布により当該機関内に幅広く周知しているものが12府省の本府省等15機関あ

表2-(3)-⑥

表2-(3)-⑦

表2-(3)-⑧

表2-(3)-⑨

る一方、幹部への報告のみが1府省の本府省等1機関、監査を受けた部署に限定して周知又は会議や研修の場において周知しており、組織全体への周知が行われていないものが8府省の本府省等9機関みられた。

したがって、関係府省は、保有個人情報監査及び情報セキュリティ監査の適切な実施を図るとともに会計監査の実効性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 安全確保指針や統一基準に則し、保有個人情報監査又は情報セキュリティ監査を適時・的確に実施すること。(総務省、法務省、国土交通省)
- ② 府省の外局のうち、規程上、自庁又は本府省のいずれの会計監査の対象にもなっていないものは、監査対象とするよう規定を改正し、会計監査を実施すること。(法務省)
- ③ 会計監査において改善指示等を行った場合、その措置結果を期限を付して報告させることなどについて規定するとともに、これに基づき、監査実施部署の責任者が監査を受けた部署の講じた改善措置等の対応状況を早期かつ的確に把握すること。(宮内庁、総務省、法務省、外務省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ④ 会計監査の結果については、同旨の事態の再発防止を図る観点から、当該監査を受けた部署のみならず、会計業務関係部署全体に対して周知すること。
(公正取引委員会、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、防衛省)

表 2-(3)-① 内部監査制度に係る規程

○ 「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（平成 16 年 9 月 14 日付け総管情第 84 号総務省行政管理局長通知）〈抜粋〉

第 10 監査及び点検の実施

（監査）

- 1 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

（点検）

- 2 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。（評価及び見直し）

- 3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

○ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（2005 年 12 月版（全体版初版）」（2005 年 12 月 13 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 情報セキュリティ政策会議決定）〈抜粋〉

2.3.2 情報セキュリティ対策の監査

遵守事項

(1) 監査計画の策定

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画を策定し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。

(2) (略)

(3) 個別の監査業務における監査実施計画の策定

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画及び情報セキュリティの状況の変化に応じた監査の実施指示に基づき、個別の監査業務ごとの監査実施計画を策定すること。

(4) (略)

(5) 情報セキュリティ監査の実施

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ監査を実施する者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、監査実施計画に従って監査を実施すること。

- (b) 情報セキュリティ監査を実施する者は、省庁基準が統一基準に準拠しているか否かを確認すること。

- (c) 情報セキュリティ監査を実施する者は、省庁基準の導入に当たって実施手順が作成されている場合には、それらが省庁基準に準拠しているか否かを確認すること。

- (d) 情報セキュリティ監査を実施する者は、被監査部門における実際の運用が情報セキュリティ関係規程に準拠しているか否かを確認すること。

- (e) 情報セキュリティ監査を実施する者は、監査調書を作成し、あらかじめ定められた期間保存すること。

- (f) 情報セキュリティ監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、最高情報セキュリティ責任者へ提出すること。

(6) (略)

表 2-(3)-② 服務規律の保持等に係る業務監査の例

○「平成 18 年度定期監査報告書」(平成 19 年 3 月 国土交通省大臣官房監察官室) <抜粋>

I はじめに (略)

II 公共交通機関における利用者の安全確保、住宅・建築物等における居住者等の安全確保、情報セキュリティ対策等安全・安心な社会づくりへ向けた地方支分部局の取組みの状況 (略)

III 不正行為の防止のための取組、国家公務員倫理法の周知その他地方支分部局における官紀の保持のための取組の状況

(1) 総論

(2) 国家公務員倫理法等の周知状況

(3) 公共工事の入札・契約の適正化に関する取組状況

(4) 随意契約の適正化に関する取組状況

(5) 行政対象暴力・不当要求対策の取組状況

IV 観光施策、少子高齢化施策及び物流施策等における地方整備局等と地方運輸局等の施策の連携の状況及び施策の総合化へ向けた取組みの状況 (略)

○ 平成 18 年度第 3 四半期における服務監査 (対警察大学校) (警察庁)

(1) 職員に対する身上把握・身上指導の推進状況

(2) 職員に対する非違事案未然防止対策の推進状況

○非違事案対策はどのように行っているか。

- ・飲酒運転・交通事故防止対策
- ・飲酒関係
- ・異性関係
- ・業務上の非違行為
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・その他

○非違事案防止のため、どのような資料を作成、活用しているか。

○非違事案防止対策を的確に行うための創意工夫を凝らした施策は行われているか。

(3) 職員に対する職務倫理教養の推進状況

(4) 学生に対する身上把握・身上指導の推進状況

(5) 学生に対する非違事案未然防止対策の推進状況

(注) 1 国土交通省及び警察庁の資料による。

2 下線は当省が付した。

表 2-③-③ 各府省の官房部門が定期又は随時に部局横断的に実施している内部監査

区 分	会計関係	情報セキュリティ	行政機関保有個人情報関係	事務、服務関係
内閣府	○	○	○	—
宮内庁	○	○	○	—
公正取引委員会	○	○	○	—
国家公安委員会(警察庁)	○	○	○	業務監察、服務監察
金融庁	○	○	○	—
総務省	○	○	○	—
公害等調整委員会	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	○	—
消防庁	○	○	×	—
法務省	○	○	○	—
公安審査委員会	×	×	○	—
公安調査庁	○	×	○	総合点検、監察
外務省	○	○	○	監察・査察
財務省	○	○	○	監察、事務考査、事務監査
国税庁	本省監査受検、自庁監査実施	本省部局等と一体的に実施	○	監察
文部科学省	○	○	○	—
文化庁	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	—
厚生労働省	○	○	○	管理事務及び企画調整事務に関する中央監察
社会保険庁	○	本省部局等と一体的に実施	△	業務監察
中央労働委員会	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	○	—
農林水産省	○	○	○	—
林野庁	本省監査受検、自庁監査実施 (国有林野事業特別会計)	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	国有林野事業監査
水産庁	本省監査受検、自庁監査実施	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	—
経済産業省	○	○	○	—
資源エネルギー庁	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	—
特許庁	本省監査受検	○	○	—
中小企業庁	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	—
国土交通省	○	○	△	定期監察
船員労働委員会	本省監査受検	×	×	—
気象庁	○	○	×	業務考査
海上保安庁	○	×	×	監察
海難審判庁	本省監査受検、自庁監査実施	本省部局等と一体的に実施	○	—
環境省	○	○	○	—
防衛省	○	○	○	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表には、平成17～19年度の間に於いて、官房部門が実施主体となり定期又は随時に各部局等を対象に実施している内部監査を掲出した。
3 本表各欄において、○印は当該府省自ら定期又は随時に実施しているもの、×印は未実施のもの、—印は該当する監査がないことを示す。
4 公安審査委員会は、会計機関が物品供用官のみであり物品管理法第39条による検査は実施されている。
5 社会保険庁の△印は業務監察の一環として実施、国土交通省の△印は定期又は随時ではないが実施の実績があることを示す。
6 公安調査庁及び財務省の監察は、専ら服務規律の遵守状況の把握、個別情報の収集・分析、非違行為の調査等を随時に行うものであり、計画的に実施しているものではない。
7 防衛省は、旧防衛施設庁分を含めない。

表2-(3)-④ 保有個人情報の監査を実施していない府省における規定内容

(単位：件)

区 分		規定内容	未実施理由等	個人情報の漏えい等事案件
指針	「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」(平成16年9月14日付け総管情第84号総務省行政管理局長通知)	第10 監査及び点検の実施 1 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。		
総務省	消防庁 「消防庁の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」(平成17年3月31日付け消防庁訓令第7号)	第31条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査(外部監査の委託を含む。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。	現状では、点検の実施をもって監査に代えていたが、平成20年度中に監査報告書の作成も含めた、より厳格な監査を実施すべく検討しているところ。	0
	船員労働委員会 「船員労働委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び開示請求等にかかる審査基準」(平成18年1月6日付け船中労第170号)	第25条 監査担当者は、保有個人情報の管理及び取り扱いの状況について、定期または随時に監査を行い、その結果を国土交通省情報化政策会議に諮り、総括保護管理者に報告するものとする。 2 前項に規定する監査のうち、第16条に関することは、監査担当者と調整の上、国土交通省情報セキュリティポリシー2(9)①に規定する情報セキュリティ委員会が監査を行うものとする。	監査の必要性はあると考えており、具体的な実施方法等について調整中	0
国土交通省	気象庁 「気象庁が保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する指針及び開示請求等に係る審査基準の制定について(通達)」(平成17年3月28日付け気総第464号)	(監査) 第31条 監査担当者は、保有個人情報の管理及び取り扱いの状況について、定期又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。	総務大臣への事前通知を要する個人情報ファイルは1冊のみであり、同ファイルの取扱状況を監査担当部署が把握していることや、その他のファイルは小規模なものであるため。	0
	海上保安庁 「海上保安庁の保有する個人情報の保護に関する規則」(平成17年3月22日付け海上保安庁訓令第6号)	(監査) 第23条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を本庁にあっては総括保護管理者に、大学校にあっては大学校等の長に、管区等にあっては管区本部の長に、それぞれ通知する。	情報セキュリティ対策に係る自己点検をもって、監査に代えていたため。	3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「個人情報の漏えい等事案件数」欄は、総務省行政管理局の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行状況調査結果(平成17年度～19年度)による。

表 2-(3)-⑤ 平成 13 年度決算検査報告<抜粋>

第 4 章 特定検査対象に関する検査状況

第 16 国の機関が内部監査として実施する会計監査の状況について

1～3 (3) (略)

(4) 会計監査の有効性を高めるための方策

ア～イ (略)

ウ 監査結果の有効活用による監査の実効性の確保

会計監査が、監査対象箇所に対する指導や注意にとどまらず、会計経理と予算執行の適正性、経済性・効率性等に関する適切な評価を行うものとしての実効性を確保するためには、監査結果の重要性・重大性の程度を明確にし、所定の基準に基づいて監査結果を報告すること、監査結果を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知すること、事態の改善について会計監査機構がその経過及び結果をフォローすることなどが有効である。

そのための具体的な方策としては、〔1〕監査の報告基準又は報告区分の設定、〔2〕監査結果を取りまとめた年次報告の作成と会計担当課等への提供、〔3〕会計監査機構による改善状況の確認の制度化等が考えられる。

エ (略)

表2-③-⑥ 各府省における会計監査の実施状況（官房部門が実施主体の監査 平成16年度～19年度実績）

府省名	監査に係る根拠規程等（組織令、組織規則を除く。）	監査対象部局（部署）の規定内容	内部部局		施設等機関	特別の機関	地方支分部局	外局
				会計部門				
内閣府	・会計事務監査実施要領（平成16年7月30日官房会計課長決定） ・年度会計事務監査実施方針 ・監査マニュアル	大臣官房各課室等、内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局	○	○	○	○	○（内閣府所管会計経理に限る）	—
宮内庁	・年度計画 ・内部監査マニュアル	明記なし	○	○	○	—	○	—
公正取引委員会	・公正取引委員会会計監査規程（平成19年1月9日付け事務総長通達）	（監査規程第3条） 本局、地方事務所（支所を含む。）	○	○	—	—	○	—
国家公安委員会（警察庁）	・会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号） ・警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年4月1日警察庁訓令第8号） ・会計監査計画	内部部局、付属機関、地方機関、都道府県警察（管区警察局長は管区警察局及び府県警察を対象に会計監査を行う）	○	○	—	—	○	—
金融庁	・金融庁における会計監査実施要領（平成13年6月19日総第995号） ・年度会計監査（一般監査）計画	内部部局（歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、物品管理官、契約担当官、収入官吏、資金前渡官吏）	○	○	—	—	—	—
総務省	・総務省所管会計事務取扱規程（平成19年3月30日総務省訓令第17号） ・総務省会計監査要綱（平成14年1月31日付け総官第119号大臣官房会計課長通達）	（監査要綱第3条） 内部部局、施設等機関（自治大学校、情報通信政策研究所）、地方支分部局（管区行政評価局、四国行政評価支局、行政評価事務所、総合通信局、沖縄行政評価事務所、沖縄総合通信事務所）、外局（公害等調整委員会）	○	×	○	対象外	○	○
公害等調整委員会	未作成	—	本省による監査を受検		—	—	—	—
消防庁	・年次会計監査計画、消防庁会計監査マニュアル	明記なし	本省による監査を受検		○	—	—	—
法務省	・年度計画 ・「会計監査マニュアル」	最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区、矯正研修所、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、地方更生保護委員会、保護観察所、入国者収容所、地方入国管理局及び公安調査庁	×	×	○	○	○	○
公安審査委員会	未作成	—	×	×	—	—	—	—
公安調査庁	・年度計画 ・「会計事務監査実施要領」	各公安調査局	本省による監査を受検		—	—	○	—
外務省	・外務省会計監査事務要領（平成17年9月15日決定）	（要領第3条） 本省内部部局	○	○	—	対象外	—	—
財務省	・財務省会計監査規則（平成13年1月6日財務省訓令第5号） ・会計監査要領 ・年度会計監査計画	本省、財務局、税関等、国税庁等	○	○	○	—	○	○
国税庁	・国税庁会計監査規程（昭和28年5月15日国税庁訓令第14号） ・国税庁会計監査要領	（監査規程第1条） 国税局、沖縄国税事務所、国税不服審判所、税務大学校	本省による監査を受検		○	○	○	—
文部科学省	・文部科学省所管会計経理事務取扱通則（平成13年1月6日文部科学省訓令第17号） ・文部科学省会計監査計画（平成17年7月19日大臣官房会計課長決定）	本省内部部局（水戸原子力事務所を含む。）、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、日本学士院、文化庁内部部局（日本芸術院を含む。）	○	○	○	○	○	○
文化庁	未作成	—	本省による監査を受検		—	×	—	—

府省名	監査に係る根拠規程等（組織令、組織規則を除く）	監査対象部局（部署）の規定内容	内部部局		施設等機関	特別の機関	地方支分部局	外局
				会計部門				
厚生労働省	・厚生労働省所管会計事務監査規程(平成13年1月6日厚生労働省訓第24号) ・年度会計事務監査指導実施方針 ・年度会計事務監査指導実施計画	大臣官房会計課、医政局、労働基準局、職業安定局、雇用均等・児童家庭局、保険局、施設等機関、地方厚生局、四国厚生支局、都道府県労働局、中央労働委員会事務局	○	○	○	対象外	○	○
	社会保険庁 ・社会保険庁所管会計事務監査規程(平成17年3月10日付け社会保険庁訓第3号) ・年度会計監査実施方針 ・年度会計監査実施計画	(監査規程第3条) 本庁内部部局、社会保険業務センター、社会保険大学校及び地方社会保険事務局(地方社会保険事務局社会保険事務室および社会保険事務所を含む。)	○	○	○	—	○	—
	中央労働委員会	未作成	—		本省による監査を受検	—	—	—
農林水産省	・農林水産省会計監査規程(平成18年3月2日農林水産省訓令第2号) ・農林水産省会計監査規程実施細則(平成18年3月27日付け17経第2312号大臣官房経理課長通知) ・国営土地改良事業等監査規程 ・食料管理特別会計経理事務等監査実施要領 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画	(一般会計、特別会計) 大臣官房各課等内部部局、農林水産技術会議事務局、林野庁、水産庁(監査対象機関 全150か所)	○	○	○	○	○	○
	林野庁 ・農林水産省会計監査規程(平成18年3月2日農林水産省訓令第2号) ・農林水産省会計監査規程実施細則 ・林野庁一般会計会計事務監査等実施要領 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画 (国有林野事業) ・国有林野事業監査規程 ・国有林野事業監査規程実施細則 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画	森林技術総合研修所 (国有林野事業) 内部部局、森林管理局、森林技術総合研修所、森林管理署	本省による監査を受検するとともに自庁による監査を実施		○	—	○	—
	水産庁 ・農林水産省会計監査規程(平成18年3月2日農林水産省訓令第2号) ・農林水産省会計監査規程実施細則 ・水産庁会計事務監査実施細則 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画	漁業調整事務局	本省による監査を受検		—	—	本省による監査を受検するとともに自庁による監査を実施	—
経済産業省	・経済産業省会計監査規程(昭和61年10月1日61会第459号) ・経済産業省会計監査事務取扱規則(平成15年8月1日平成15-08-01会第1号) ・年度監査方針 ・年度監査実施計画 ・会計監査実施要領	(規程第3条) 内部部局、施設等機関、地方支分部局、外局の全30官署	○	○	○	—	○	○

府省名	監査に係る根拠規程等（組織令、組織規則を除く）	監査対象部局（部署）の規定内容	内部部局		施設等機関	特別の機関	地方支分部局	外局	
				会計部門					
経済産業省 (続き)	資源エネルギー庁	未作成	—		本省による監査を受検				
	特許庁	未作成	—		本省による監査を受検				
	中小企業庁	未作成	—		本省による監査を受検				
国土交通省	・国土交通省会計監査要綱 ・年度会計監査実施計画 ・国土交通省会計事務取扱規則及び地方整備局等会計事務取扱標準細則等	(要綱2) ・国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)第2条に規定する部局 ・国土交通省所管物品管理事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第63号)第2条に規定する部局 ・国土交通省所管国有財産取扱規則(平成13年国土交通省訓令第61号)第2条に規定する部局	○	○	○	○	○	○	
	船員労働委員会	未作成	—		本省による監査を受検				
	気象庁	・気象庁会計監査要領(平成17年9月20日施行)	「監査実施官署選定基準」 官署支出官設置官署一原則として隔年により会計監査を実施(会計検査院の実地検査が当該年に行われた官署は除外) ・分任物品管理官設置官署一必要に応じて実施	×	×	○	—	○	—
	海上保安庁	・会計実地監査要領(昭和50年7月8日保経経第359号)	2. 実施基準 地方支分部局等の実地監査は、原則として3年に1回実施する(略)	×	×	○	—	○	—
	海難審判庁	未作成(平成18年度から地方庁の会計官職は原則廃止し、本庁に集約化)	—	本省による監査を受検		—	—	○	—
環境省	・環境省会計事務監査規程(平成13年1月6日環境省訓令第23号) ・年度会計事務監査指導実施方針 ・年度会計事務監査指導実施計画	(規程第3条) 環境本省、環境調査研修所、地方環境事務所	○	○	○	対象外	○	—	
防衛省	・防衛省の会計監査に関する訓令(昭和33年6月9日防衛庁訓令第40号) ・年度会計監査項目の重点 ・年度監査実施計画(内部部局の会計監査について(通知)) ・会計監査の手引	(訓令第4条) 内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊、陸上自衛隊(自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。)、海上自衛隊(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)、航空自衛隊(航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局	○	○	○	○	○	○	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表における会計監査は、規程に基づき、会計・経理全般に関して定期又は随時に実施する監査を指し、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第116条に基づく帳簿金庫の検査は含めない。
3 本表各欄において、○印は実績があるもの、×印は実績がないもの、—印は該当がないものを示す。
4 旧地方海難審判庁については、「地方支分部局」欄に区分した。
5 「特別の機関」欄における「対象外」は、会計機関が未設置など監査規程上監査対象となっていない機関を示す。
6 法務省及び公安審査委員会の内部部局に係る会計経理については、官房会計課監査室による決裁・決議等での事前審査を実施している。

表2-(3)-⑦ 地方支分部局等に対する会計監査の実施主体別実施状況(平成16年度～18年度実績)

府省名	監査受検主体	監査実施主体		
		本府省等	上級庁(本府省等除く)	自庁
内閣府	沖縄総合事務局(1)	○	—	○
国家公安委員会 (警察庁)	管区警察局(3)	○	—	×
	府県情報通信部(2)	○	○	×
公正取引委員会	地方事務所(3)	○	—	×
総務省	管区行政評価局(3)	○	—	×
	行政評価事務所(3)	○	×	×
	総合通信局(3)	○	—	○
法務省	法務局(3)	○	—	×
	地方法務局(3)	○	×	△
	矯正管区(3)	○	—	×
	刑務所(3)	○	○	×
	地方更生保護委員会(3)	○	—	×
	保護観察所(3)	○	○	×
	地方入国管理局(2)	○	—	×
(最高検察庁)	高等検察庁(3)	○	—	○
	地方検察庁(3)	○	○	○
公安調査庁	公安調査局(2)	○	—	×
	公安調査事務所(2)	×	○	×
財務省	財務局(3)	○	—	○
	財務事務所(1)	×	○	×
	税関(2)	○	—	○
国税庁	国税局(3)	○	—	○
	税務署(3)	×	○	×
厚生労働省	地方厚生局(2)	○	—	×
	都道府県労働局(10)	○	—	○
	公共職業安定所(9)	×	○	×
	労働基準監督署(2)	×	○	×
農林水産省	地方農政局(3)	○	—	○
	北海道農政事務所(1)	×	—	×
	地方農政事務所(2)	○	○	×
林野庁	森林管理局(2)	○	—	○
水産庁	漁業調整事務所(2)	○	—	×
経済産業省	経済産業局(2)	○	—	×
	産業保安監督部(2)	○	—	×
国土交通省	北海道開発局(1)	○	—	○
	開発建設部(1)	○	○	×
	地方整備局(3)	○	—	×
	河川国道事務所(4)	×	○	×
	地方運輸局(3)	○	—	○
	運輸支局(1)	○	○	×
	地方航空局(1)	○	—	×
	航空交通管制部(2)	○	—	×
気象庁	管区气象台(3)	○	—	○
	地方气象台(3)	×	○	×
海上保安庁	管区海上保安本部(3)	○	—	○
	海上保安部(4)	○	○	×
環境省	地方環境事務所(3)	○	—	×
防衛省	地方防衛局(3)	○	—	○
	防衛医科大学校(1)	○	—	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表における会計監査は、会計・経理全般に関して定期又は随時に実施する監査を指し、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第116条に基づく帳簿金庫の検査のみの場合は含めない。

3 「監査受検主体」欄の()内は、調査した機関数を表す。

4 本表中、○印は会計監査の実績がある機関、×印は同じく実績がない機関、△は実績の有無が同種の行政機関間で混在している場合を示す。

5 沖縄総合事務局については、内閣府所管の会計経理に係る監査について掲出した。

6 管区警察局は府県情報通信部の上級庁として区分した。

表2-③-⑧ 各府省が実施している会計監査に係る改善措置結果の確認状況

府省名		根拠規定	監査指摘事項に係る改善措置結果の報告徴取や確認の状況	
内閣府	会計事務監査実施要領（平成16年7月30日官房会計課長決定）	(監査結果の報告等) 第8条第2項 会計課長は、(略)改善措置結果について報告を求めることができる。	①	監査対象部署に対して監査結果を通知する際に指摘事項に対する改善措置結果についての報告を依頼するとともに、翌年度の監査における監査対象事項としている。
宮内庁	該当なし	—	③	次回監査時に確認している。
公正取引委員会	公正取引委員会会計監査規程（平成19年1月9日事務総長通達）	(第8条第3項) 官房総務課長又は地方事務所長は、前項の指示を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を事務総長に報告しなければならない。	①	検査時に問題点等を説明し、即時改善又は改善指導を行い、その改善内容について報告を得ている。
国家公安委員会 (警察庁)	警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年4月1日警察庁訓令第8号）	(第9条第2項) 会計監査責任者は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施状況について、会計監査の対象部署の長に報告を求めるものとする。	①	会計監査の結果、指示事項・指導事項を通知した部署から改善措置結果の報告を受け、翌年度の会計監査において、通知対象以外の部署を含め、その措置状況を確認している。
金融庁	金融庁における会計監査実施要領（平成13年6月19日総第995号）	10. 改善措置 当該部局長は、前項の監査結果報告書に基づき是正すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、当該措置による改善の状況を主任監査員に報告しなければならない。	①	重大な指摘事項があった場合には、書面にて改善状況の報告をすよう求めている。
総務省	総務省所管会計事務取扱規程（平成19年3月30日総務省訓令第17号）	(措置要求) 第13条第2項 関係者又は内部部局の責任者は、前項の処置を要求されたときは、遅滞なく、必要な措置を講ずるとともに、その結果を大臣官房会計課長に回答しなければならない。	①	改善措置結果について報告を求め、確認している。
消防庁	該当なし	—	—	改善措置結果の報告を受けることとしているが、実例がない。
法務省	該当なし	—	①	監査実施担当者が監査対象官署に対して速やかに是正・改善の措置を行うよう指導し、その是正・改善措置の結果を踏まえて、監査結果の報告書を作成し、官房会計課長まで報告するとともに、次回監査においても前回の是正・改善の措置状況を現地に確認することとしている。
公安調査庁	年度会計事務監査実施要領	点検での指摘事項等については、その改善状況を後日、事務連絡にて本庁総務課決算監査まで報告するよう通知すること	①	指摘事項等に対する改善措置について後日文書により報告を得る。
外務省	該当なし	—	①	是正を要する諸項目については、3か月程度の期間をまってフォローアップを実施して結果報告することとしている（平成18年度）。
財務省	会計監査要領 別添（2）「評価基準及び事後措置」	(第5条) 監査室長等は、監査の結果を、別添（2）の評価基準及び事後措置に基づいて講評を行うものとする。	①	会計監査の結果、指摘する事項が一定の評価基準を超えた場合、監査対象部局からその後の改善措置状況について文書により回答を求め、是正処理を確認している。また、一定の評価基準を超えない場合についても、次回監査において確認することとしている。
国税庁	国税庁会計監査要領（平成11年6月25日） 別紙3「評価基準及び事後措置」	(第5条) 会計監査官等は、監査の講評を、別紙3「評価基準及び事後措置」に基づいて講評を行うものとする。	①	同上
文部科学省	文部科学省会計監査計画（平成17年7月19日大臣官房会計課長決定）	(監査報告書の作成及び周知) 毎年度、会計監査の結果を取りまとめた監査報告書を作成し、会計課長に報告するとともに、関係部署へ広く周知	①	是正改善の措置を求めた事項や指導等を行った事項について、会計実地監査報告書により、改善状況又は部局の意見を求める。
厚生労働省	厚生労働省所管会計事務監査規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第24号）	(結果に対する措置) 第11条（略）この場合、会計課長は、当該部局の講じた措置及びその結果について報告を求めなければならない。	①	規程に基づき、会計課長に対し期限を付して報告させている。
社会保険庁	社会保険庁所管会計事務監査規程（平成17年3月10日社会保険庁訓第3号）	(結果に対する措置等) 第11条（略）この場合、経理課長は、是正等必要な措置を講ずるよう指示した部局の長に対し、当該部局の講じた措置及びその結果について報告を求めるとする。	①	会計監査において指摘した事項については、監査実施後において改善報告書を提出させ確認を行う。また、翌年度の監査において改善報告が適切に実施されているか、その状況について実地に検証を行う。

農林水産省	農林水産省会計監査規程（平成18年3月2日農林水産省訓令第2号）（国営土地改良事業を除く。）	（監査結果に対する措置等） 第16条 前項の指示を受けた部局の長は、当該指示に基づいて講じた措置について、速やかに監査部局の長に報告するものとする。	①	改善の指示を行った監査対象機関に対しては、1か月以内に改善措置の報告を求めている（「平成18年度会計事務監査（本省）結果報告書」による。）。 また、年度会計事務監査計画に基づき、監査対象機関が前回の会計事務監査等において指摘又は指導を受けた事項がある場合には、当該事項の改善状況の検証を実施
林野庁	農林水産省会計監査規程（平成18年3月2日付け農林水産省訓令第2号）	（監査結果に対する措置等） 第16条 前項の指示を受けた部局の長は、当該指示に基づき講じた措置について、速やかに監査部局の長に報告するものとする。	①	改善の指示を行った監査対象機関に対しては、1ヶ月以内に改善措置の報告を求めている。
	国有林野事業監査規程（平成11年2月26日農林水産省訓令第8号）	（監査に基づく処置） 第10条第2項 前項の規定による指示を受けた当該機関の長は、遅滞なく、当該指示に基づき必要な措置を講じ、その結果を当該指示を行った機関の長に報告するとともに、当該機関を所轄する機関の長に対し、その旨を通知しなければならない。	①	林野庁長官等が指定した期日までに措置結果報告書の提出を求めている。（国有林野事業監査規程実施細則（平成18年8月8日 18林国管第29号）第9条）
水産庁	農林水産省会計監査規程（平成18年3月2日農林水産省訓令第2号）（国営土地改良事業を除く。）	（監査結果に対する措置等） 第16条 [略] 2 前項の指示を受けた部局の長は、当該指示に基づいて講じた措置について、速やかに監査部局の長に報告するものとする。	①	改善の指示を行った監査対象機関に対しては、1ヶ月以内に改善措置の報告を求めている。
経済産業省	経済産業省会計監査規程（昭和61年10月1日61会第459号）	（監査結果の報告） 第10条第2項 前項の指示を受けた監査対象部局の長は、当該指示に対して当該部局の執った措置及びその結果について、遅滞なく、大臣官房会計課長に報告しなければならない。	①	改善の指示を行った監査対象官署に対しては、当該指示に対して執った措置及びその結果について報告を求めている（「平成18年度会計監査報告書」による。） 年度会計事務監査計画に基づき、監査対象機関が前回の会計事務監査等において指摘又は指導を受けた事項がある場合には、当該事項の改善状況の検証を実施
国土交通省	国土交通省会計監査要綱（平成17年6月2日付国会監第25号）	（7 改善指示等） 会計課長は、（略）その対象部局の長に対し、必要な措置を講ずるように指示し、その講じた措置及びその結果について報告を求めることとする。	①	規定に基づき、措置状況の報告を求めている。
気象庁	気象庁会計監査要領（平成17年9月20日施行）	（改善指示） 第12条第2項 前項の規定により指示を受けた部局長は、指示を受けた事項を速やかに措置し、その結果を気象庁長官に報告しなければならない。	①	気象庁会計監査要領に基づき、措置状況の報告を求めている。
	海上保安庁	該当なし	①	改善を要する事項に対する具体的な処置状況及び再発防止等のための措置について、報告を得ている。
	海難審判庁	該当無し（平成18年度から地方庁の会計官職は原則廃止し、本庁に集約化）	①	改善措置については、メール等で報告を受け、次年度の監査時において確認している。
環境省	環境省会計事務監査規程（平成13年1月6日環境省訓令第23号）	（結果に対する措置等） 第10条 （略）会計課長は、当該部局の講じた措置及びその結果について報告を求めなければならない。	③	監査対象部署から改善措置結果の報告を受けてはいないが、毎年、関係部署及び関係機関の監査を行うこととなっており、その際にフォローアップを実施している。
防衛省	防衛省会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）	（緊急事項の処置） 第13条 監査官は、監査を実施している場合において、著しく違法若しくは不当な事項があると認めるとき、または緊急に特別な処置をする場合があると認めるときは、直ちに順序を経て、幕僚長等に報告し、その指示を受けなければならない。 第13条第2項、第3項（略） 第13条第4項 前項の規定により指示を受けた者は、遅滞なく所要の処置をとるとともに、その結果を、順序を経て、防衛大臣に報告しなければならない。	②	監査で指摘した事項については、次回の監査時において是正状況等を確認している。 なお、著しく違法若しくは不当な事項や緊急に特別な処置をする必要があるものについては、防衛省会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第13条第4項の規定により、所要の処置の指示を受け、防衛大臣に報告することとしている。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「監査指摘事項に係る改善措置結果の報告徴取や確認の状況」欄中、①は監査対象部署から改善措置結果を報告させている機関、②は著しく違法・不当な事項等を除き、次回の監査時に確認している機関、③は次回の監査時に確認している機関を表す。
3 法務本省においては、規程は作成していないが、会計監査に際して開催する主任官会議資料において、被調査庁に対し、指導等を受けた事項について原因等を究明した上、今後の是正策を検討した結果を調査後2週間を目途に主任調査官あてに報告するよう指導願いたい旨記述している。

表2-(3)-⑨ 各府省が主体的に実施している会計監査に係る監査結果の周知・啓発状況

区分	結果報告書の作成状況	外部への公表状況	府省内に対する監査結果の周知状況
内閣府	○	×	○ 監査対象機関に対しては文書にて周知するとともに、電子掲示板に監査報告書及び過去の内部監査結果概要を掲出
宮内庁	○	×	△ 監査対象部局に対してのみ周知
公正取引委員会	○	×	△ 総務課長会議や総務係長会議等の場において資料配布
国家公安委員会（警察庁）	○	○	○ 関係機関に報告書を送付するとともに、ホームページに掲出
金融庁	○	×	○ 全部局分の監査結果をまとめた「監査結果報告書」を書面にて、全部局の担当者に手交
総務省	○	×	○ 職員掲示板に監査結果を掲出
消防庁	×	×	×
法務省	○	×	○ 法務本省及び所管各庁に対し法務省WAN掲示板において、会計課情報誌「経理情報」に結果を掲載・掲出するとともに会合、研修等において周知
公安調査庁	○	×	○ 会計課長会議等の席上で口頭伝達の他、指摘内容を各公安局に送付して周知
外務省	○	×	△ 監査結果については、監査対象機関のほか、当該機関に係る上位部署や監査結果に係る部署に対しては参考通報
財務省	○	×	○ 指導事項等を取りまとめ、監査対象外を含む全部局に送付
国税庁	×	×	△ 監査結果については、会議及び研修において説明を実施
文部科学省	○	×	○ 年度会計監査報告書にとりまとめ、各部局にフィードバック
厚生労働省	○	△	○ 「会計事務監査指導の概況」を作成し、全部局に配布。データベース化したものを共働支援システムに掲載
社会保険庁	○	×	△ 社会保険事務局・所に対する監査については、指摘事項を示した自主点検通知を年3～4回発出し、注意喚起を実施。本庁に対する監査については、監査実施部局に対してのみ周知。
農林水産省	○	×	○ 官房各課、各部局、外局、施設等機関の長あてに監査結果報告書の冊子を配布
林野庁	○	×	○ 監査結果報告書を林野庁国有林野部内、各森林管理局及び森林技術総合研修所に周知
水産庁	×	×	△ 監査結果報告書を水産庁幹部及び官房経理課長に報告するとともに、各漁業調整事務所に周知
経済産業省	○	×	○ 監査対象部署に対して通知するとともに、内部部局に対してメールで監査報告書を送付して周知
国土交通省	○	×	△ 年次報告書を作成し、監査対象部局の長に通知
気象庁	○	×	○ 監査結果をイントラネットに掲出
海上保安庁	×	×	○ 監査結果を地方支分部局等の長に対して通知するとともに、イントラネットに掲出
海難審判庁	×	×	△ 平成17年度まで地方部局に対してのみ通知
環境省	○	×	○ 職員用電子掲示板に監査指導結果の概要を掲出
防衛省	○	×	△ 各機関の監査担当部署等を対象とした会計監査連絡会議において周知。なお、会計監査の結果、改善すべき事項があれば、必要に応じ経理装備局会計課より官房各局筆頭課を経由して、各課室等に電子メール等により周知

- (注) 1 当省の調査結果による（平成20年8月末時点）。
- 2 林野庁については、本庁自らが実施する国有林野事業監査について記載した。
- 3 「結果報告書の作成状況」欄は、監査対象部署全体に係る会計監査結果についての報告書（媒体の別を問わず、冊子状にまとめたものであって、復命書等単に監査結果の説明資料であるものを除く。）の作成状況を表す。
- 4 「外部への公表状況」欄における△印は都道府県労働局が実施する内部監査についての公表状況を表す。
- 5 「府省内に対する監査結果の周知状況」欄における○印は全部局（部署）に周知している機関、×印は幹部への報告に止まっている機関、△印は監査対象部署等一部の部局（部署）に周知、又は口頭により伝達している機関を表す。
- 6 宮内庁では、平成20年度の四半期別監査報告書から各部局会計担当者へ通知するとともに平成21年1月下旬から庁内電子掲示板「職員情報ボード」に掲示している。
- 7 国土交通省では、平成21年1月末からイントラネットを用いた全部局への周知を行っている。

(4) 内部通報制度の実効性の確保

勸 告	説明図表番号
<p>国の行政機関における法令違反行為等を早期に把握・是正することは、業務の適正な執行の確保のみならず公務に対する信頼を確保する上で重要である。このため、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を受け付ける制度は、法令等遵守の推進を図る上で有効な手段となっている。</p> <p>近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業による不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、明らかになっていること等を踏まえ、平成16年6月、公益通報者保護法が成立し、18年4月から施行されている。同法では、労働者が事業者内部の一定の犯罪行為や法令違反行為について、①当該事業者、②通報対象事実について処分等の権限を有する行政機関又は③その他の者のいずれかに対し、通報先に応じた保護要件を満たした通報を行った場合における公益通報者に対する解雇の無効及び不利益取扱いの禁止、公益通報を受けた事業者や行政機関のとるべき措置等が規定されている。</p> <p>国の行政機関については、公益通報者保護法に基づき、行政機関として外部の労働者からの同法に基づく公益通報を処理する役割と同時に、一事業者として内部の職員等からの法令違反等に関する通報（以下「内部通報」という。）を処理する役割を担っている。</p> <p>このため、各府省は、内部通報を的確に処理するため、ガイドラインにおいて、①通報処理の仕組みの整備、総合的な窓口の設置等通報処理の在り方、②通報の受付、調査の実施等通報の処理、③通報者のフォローアップ等通報者等の保護、④その他職員への周知等を申し合わせている。</p>	<p>表2-(4)-①</p>
<p>各府省において、内部通報の受付を受理した件数は、平成18年度に48件、19年度に48件となっている。</p> <p>今回、全16府省の本府省等33機関におけるガイドラインに基づく内部通報の受付・処理に係る規程（以下「通報規程」という。）の整備状況、職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）の設置状況、通報対象事実の範囲の設定状況及びこれらの運用・周知状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表2-(4)-②</p>
<p>ア 通報規程及び内部通報窓口の整備状況</p> <p>ガイドラインにおいては、①幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備し、この仕組みについて内部規程を作成すること及び②通報窓口を全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置することと規定されている。</p> <p>調査した全16府省の本府省等33機関における通報規程及び通報窓口の整備状況をみると、本府省では、全16機関でいずれも整備されている。また、外局の17機関については、4府省8機関は本府省が作成した通報規程に基づき</p>	<p>表2-(4)-③</p>

<p>本府省に設置された通報窓口で一体的に通報を受付・処理することとされている。しかし、残りの外局が独自に対応することとなっている5府省9機関のうち、4府省5機関は、通報規程及び通報窓口を整備しているが、3府省4機関は、いずれも整備していない。</p> <p>なお、府省の中には、本府省等に設置された通報窓口の他に、通報規程の内容や通報窓口の体制面が必ずしも十分とはいえないものの、地方支分部局等において下部機関に係る事案を含めて対応する窓口を設置している例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-④ 表2-(4)-⑤</p>
<p>イ 通報対象事実の範囲の規定状況</p> <p>公益通報者保護法第2条第3項においては、通報対象事実の範囲について、個人の生命又は身体の保護等に係る刑法、食品衛生法等の425法律（平成21年1月5日現在）に係るものに限定している。しかし、国の行政機関における内部通報は、法令遵守を徹底し行政に対する国民の信頼を確保する観点から、ガイドラインにおいては、上記法律に係るものだけでなく、①行政機関（当該行政機関の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）（以下「職務上の法令違反行為」という。）、②①のほか適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実をその対象とすることと規定している。</p> <p>内部通報窓口を設置している16府省の本府省等29機関における、通報対象事実の範囲の設定状況をみると、ガイドラインに則しておらず、公益通報者保護法が規定する対象法令に限定しているものが2府省4機関みられた。</p> <p>また、ガイドラインに則して、職務上の法令違反行為を通報対象事実の範囲としているものは15府省25機関と大半を占めているが、これら機関の中にはこれに加えて、適正な業務を推進する上で必要と認め、①職務上の内規違反行為を含めたものが2府省5機関、②職務外の法令違反行為を含めたものが2府省2機関、③職務上の内規違反、職務外の法令、条例違反行為なども含めた法令等違反行為全般を対象としているものも1府省1機関みられる。</p> <p>通報対象事実を法令等違反行為全般に広げて規定することは、国家公務員に係る様々な非違行為が続発している中、内部通報制度のより一層の充実につながり、府省における法令等遵守を推進する上で有効である。</p> <p>なお、大手民間企業における通報対象事実の範囲の設定状況をみると、社団法人日本経済団体連合会が平成19年に会員企業1,337社を対象に実施（回答数593社）した企業倫理への取組みに関するアンケートの調査結果では、企業倫理ヘルプライン（企業倫理に関する相談・通報窓口）を設置している企業573社のうち、547社（95.5%）は、想定している相談受付事項として、職務遂行上であるか否かを問わず、「個人の違法行為」を掲げており、通報対象事実の範囲を公益通報者保護法に基づく法令に限定することなく、幅広く捉えている。</p>	<p>表2-(4)-① （再掲）</p> <p>表2-(4)-③ （再掲）</p> <p>表2-(4)-⑥</p>

<p>ウ 内部通報窓口及び通報制度の周知状況</p>	<p>表2-(4)-⑦</p>
<p>内部通報窓口については、職員等の通報者が常時、容易にアクセスできる環境とすることが必要であり、ガイドラインにおいては、適切な方法により、通報窓口及び通報処理の仕組み等について、すべての職員等に対し周知することと規定されている。</p>	
<p>内部通報窓口を設置している16府省の本府省等29機関は、それぞれ、イントラネット又はホームページを用いて通報窓口や通報制度について恒常的に職員に対して周知している。しかし、その内容をみると、通報を受け付ける担当部署・担当者のメールアドレス等の連絡先を明示していないものが4府省6機関、電話・電子メール等の通報手段を明示していないものが2府省3機関みられる。</p>	
<p>一方、これら29機関のうち、契約先の労働者を外部の労働者として別途の通報窓口において受け付けている1府省3機関を除く15府省26機関は、ガイドラインに則して、契約先の労働者からの通報を受け付けることとしている。また、このうち8府省12機関においては、これらに加えて、国民からの通報や情報提供等も受け付ける旨明示している。</p>	<p>表2-(4)-③ (再掲)</p>
<p>これら契約先の労働者や国民に対する内部通報窓口の周知方法については、ホームページ上で行うことが効果的であるが、ホームページ上で周知をしているものは15府省の26機関中7府省の11機関にとどまっている。</p>	<p>表2-(4)-⑦ (再掲)</p>
<p>なお、地方支分部局において内部通報窓口を設置している機関の中には、管区機関が独自に運用する内部通報制度に関する規程類が下部機関に周知されていないなど必ずしも十分に周知を実施していない例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-⑧</p>
<p>エ 通報手段に係る通報者の秘密保持への配慮</p>	
<p>内部通報の通報手段については、内部通報窓口を設置している16府省の29機関すべてが電子メール及び郵送を、また、このうち28機関は更に、電話、ファクシミリ、面談を組み合わせた手段により受け付けている。</p>	<p>表2-(4)-⑨</p>
<p>ガイドラインにおいては、通報者の秘密保持に配慮すべきことが規定されているが、各機関における対応状況をみると、通報受付専用の電子メールアドレス、ファクシミリや電話を設け、通報者の秘密保持に配慮し、通報者が安心して通報できるように措置している機関がある一方、担当職員以外の職員も使用する電子メールアドレスで受け付けていた機関がみられたほか、通報受付専用の電子メールアドレスを設定していないものが4府省の8機関みられ、同様に、通報受付専用の電話となっていないものが12府省の20機関中7府省の11機関、通報受付専用のファクシミリとなっていないものが11府省の22機関中6府省の10機関みられた。</p>	
<p>したがって、関係府省は、内部通報制度を効果的に運用し、法令等遵守の推</p>	

<p>進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 通報規程及び通報窓口が整備されていない機関について、ガイドラインの趣旨に則した整備を行うこと。(法務省、文部科学省)</p> <p>② 通報規程において通報対象事実の範囲を公益通報者保護法第2条第3項の対象法令に限定している機関については、通報対象事実の範囲をガイドラインに則して職務上の法令違反行為とすること。さらに、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為などを含めることにより適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること。(法務省、農林水産省)</p> <p>また、通報規程において通報対象事実の範囲を職務上の法令違反行為としている機関については、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為などを含めることにより適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること。(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>③ 内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等を的確に通報対象者に対して周知するため、職員に対してイントラネット等を用い周知するとともに、契約先の労働者等に対してホームページ等を用いた周知を行うこと。 (宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>④ 電子メール等の通報手段については、専用アドレスを設けるなど、通報者の秘密の保持に配慮し、安心して通報できるよう措置すること。(宮内庁、公正取引委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p>	
--	--

表 2-4-① 国の行政機関に係る内部通報制度に関する規定

○ 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）〈抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第 3 号において同じ。）に通報することをいう。

一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）

二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者

三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4 （略）

○ 国の行政機関の通報処理ガイドライン（平成17年7月19日関係省庁申合せ）〈抜粋〉

（内部の職員等からの通報）

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国の行政機関の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2. 通報処理の在り方

（1）通報処理の仕組みの整備

① 各行政機関は、通報事案の処理を、通報者の個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備する。

② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成する。

（2）総合的な窓口の設置

① 各行政機関は、当該行政機関における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各行政機関は、行政機関内部の通報窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。

② 各行政機関は、通報に関連する相談に応じる窓口（4.において「相談窓口」という。）を設置する。

（3）秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（4）通報対象の範囲

通報窓口において受け付ける通報は、以下のとおりとする。

ア. 当該行政機関（当該行政機関の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）

イ. ア.のほか適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実

（5）通報者の範囲

① 通報窓口では、当該行政機関の職員及び当該行政機関の契約先の労働者からの通報を受け付ける。

② 通報窓口では、①に掲げる者のほか、国民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報処理の手続については各行政機関の定めるところによる。

表2-4-2 各府省における内部通報の受理及び措置件数（平成18年度～19年度）

（単位：件）

府省名	平成18年度		19年度		計	
	受理件数	措置件数	受理件数	措置件数	受理件数	措置件数
内閣府	1	0	0	0	1	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会（警察庁）	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	1	0	1	0
総務省	3	3	3	1	6	4
法務省	4	1	2	1	6	2
外務省	37	29	23	20	60	49
財務省	0	0	2	0	2	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	0	8	1	10	1
農林水産省	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	4	4	4	4
国土交通省	1	1	2	0	3	1
環境省	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	3	1	3	1
計	48	34	48	28	96	62

（注）内閣府が実施した公益通報者保護法の施行状況調査結果（平成18年度分は平成19年3月31日現在の件数、平成19年度分は平成20年3月31日現在の件数）に基づき作成した。

表2-4-3 各府省における通報規程及び通報窓口の整備状況等

府省名	ガイドライン	通報処理の仕組の整備	総合的な窓口の設置		通報対象の範囲	通報者の範囲		
		通報処理の仕組に係る内部規程を作成すること	通報窓口を全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置すること	外部に弁護士等を配置した窓口を設置するよう努力すること	当該行政機関（当該行政機関に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為についての通報であること等	当該行政機関の職員及び契約先の労働者からの通報であること	国民からの通報を受け付けることができること	
内閣府		・法令遵守対応室の設置等に関する訓令（平成16年2月12日内閣府訓令第2号） ・法令遵守情報受付等の基本方針（平成16年4月30日大臣官房長決定） ・法令遵守情報受付等事務要領	法令遵守対応室	○	行政上の行為の適法性に関する情報 内閣府本府職員による違法、不当な行為に関する情報	○	○	
宮内庁		・宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成18年3月31日長官決裁） ・宮内庁公益通報処理要領（平成18年3月31日秘書課長決裁）	長官官房秘書課	×	行政上の行為に関する法令違反行為	○	○	
公正取引委員会		・法令遵守対応室の設置等に関する規程（平成18年事務総長達第2号） ・法令遵守対応室運営要綱（平成18年4月1日法令遵守対応室長決定）	法令遵守対応室	×	職務上の法令違反行為	○	×	
国家公安委員会（警察庁）		・警察庁内部通報処理要綱（平成18年3月31日付け長官官房長通達）	長官官房人事課	○	職務上の法令違反行為及び国家公務員倫理法等違反行為（注5）	○	△	
金融庁		・金融庁法令等遵守調査室の設置に関する訓令（平成18年3月31日金融庁訓令第9号） ・金融庁法令等遵守委員会の設置に関する訓令（平成18年3月31日金融庁訓令第10号） ・金融庁の法令等遵守の推進に関する規則（平成18年3月31日金融庁訓令第11号） ・法令等遵守調査室に提供された情報に係る取扱マニュアル（平成19年9月5日）	法令等遵守調査室	○	法令等遵守の疑義（注4、5）	○	○	
総務省		・法令等遵守調査室設置規程（平成18年4月27日総務省訓令第24号） ・総務省職員等からの通報等の処理等に関する訓令（平成18年3月30日総務省訓令第14号）	法令等遵守調査室	○	職務上の法令違反行為	○	△	
	公害等調整委員会	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	
	消防庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	
法務省		・法務本省公益通報事務処理要領（平成18年3月31日付け法務省秘総第379号事務次官通達）	大臣官房人事課	×	法第2条3項の対象法令（当面の間、通報対象事実以外の法令に違反する状況も内部通報に関する取扱いに準じる）（注5）	○	○（準公益通報）	
	公安審査委員会	×	×	×	×	×	×	
	公安調査庁	・公安調査庁法令遵守委員会設置規程（平成18年4月1日施行） ・公安調査庁公益通報事務処理要領	総務部総務課	×	法第2条3項の対象法令	○	○（準公益通報）	
外務省		・公益通報者保護法に基づく公益通報に係る事務処理要綱（内部の職員からの通報）（平成18年4月大臣官房総務課）	大臣官房監察室	×	職務上の法令違反行為	○	×	
財務省		・財務省に対する内部の職員等からの職務上の法令違反に関する通報に対する事務手続規則（平成18年4月3日財務省訓令第15号）	官房秘書課首席監察官等	×	（注6）	職務上の法令違反行為	○	×
	国税庁	・公益通報関係事務取扱要領（内部の職員等からの通報編）（事務運営指針）（平成18年3月17日官人4-13）	長官官房人事課等	×	（注6）	職務上の法令違反行為	○	×
文部科学省		・文部科学省内部公益通報処理要綱（平成18年3月16日大臣決定） ・文部科学省内部公益通報処理要領（平成18年3月16日人事課長決定）	大臣官房人事課	×	職務上の法令違反行為	○	×	
	文化庁	×	×	×	×	×	×	

府省名	ガイドライン	通報処理の仕組の整備		総合的な窓口の設置	通報対象の範囲	通報者の範囲	
		通報処理の仕組に係る内部規程を作成すること	通報窓口を全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置すること	外部に弁護士等を配置した窓口を設置するよう努力すること	当該行政機関（当該行政機関に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為についての通報であること等	当該行政機関の職員及び契約先の労働者からの通報であること	国民からの通報を受け付けることができること
厚生労働省		・厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令（平成18年3月31日厚生労働省訓第9号）、その他運用規程	大臣官房人事課、官房地方課、地方支分部局法令遵守室	×	職務上の法令違反行為	○	地方支分部局職員に係る情報のみ受付
	社会保険庁	・社会保険庁法令遵守委員会設置規程（平成16年10月1日社会保険庁訓第15号） ・社会保険庁法令遵守委員会運営要領（平成16年10月1日施行）	総務課企画室	○	職務上の法令違反行為	○	○
	中央労働委員会	本省に同じ	本省官房人事課	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	×
農林水産省		・農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）（平成18年3月31日付け17秘第726号）	大臣官房秘書課（総合的な窓口）	○	法第2条3項の対象法令	△	×
	林野庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
	水産庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
経済産業省		・経済産業省における内部の職員等からの公益通報の処理手続に関する訓令（平成18.03.22秘第1号）	官房首席監察官等	○	法令違反行為又は契約違反行為（注5）	○	×
	資源エネルギー庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
	特許庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
	中小企業庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
国土交通省		・国土交通省の公益通報に係る事務処理要領（平成18年4月1日付け大臣官房長、総合政策局長連名通知）	官房監察官室、総合政策局政策課、交通消費者行政課	×	職務上の法令違反行為	○	△
	船員労働委員会	×	×	×	×	×	×
	気象庁	・気象庁職員公益通報処理要領（平成18年3月31日付け気総第417号の2長官通達）	総務部人事課	×	職務上の法令違反行為	○	×
	海上保安庁	・海上保安庁職員等公益通報処理要領（平成18年3月29日付け保監第38号首席監察官通知）	本庁監察官等	×	職務上の法令違反行為	○	×
	海難審判庁	×	×	×	×	×	×
環境省		・環境省職員等からの通報等の処理要領（平成18年8月30日秘書課長決定）	大臣官房秘書課	○	職務上の法令違反行為	○	×
防衛省		・防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年3月29日防衛庁訓令第49号、平成19年一部改正）	大臣官房文書課	×	職務上の法令違反行為	○	×

(注) 1 当省の調査結果による（平成20年8月末時点）。

- 「当該行政機関の職員及び契約先の労働者からの通報であること」欄の「△」印は、内部通報窓口での受付対象を職員に限定し、契約先の労働者については外部の労働者からの通報窓口において受付・処理することとしていることを表す。
- 「国民からの通報を受け付けることができること」欄の△印は、警察庁及び国土交通省では情報提供や行政相談として受け付けると規定されていることを、また、総務省については、ホームページ上で内部通報として受け付ける旨明示されていることを表す。
- 金融庁の通報対象の範囲は、職務上の法令違反行為及び内部規範である。なお、金融庁では、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会に係る内部通報制度について、内部部局とは別に規程を作成し運用している。
- 「通報対象の範囲」欄において、職務上の法令違反行為に加え、①職務上の内規違反行為を含めたものは金融庁及び経済産業省、②職務外の法令違反行為を含めたものは警察庁及び法務省である。
- 財務省では平成21年1月1日付けで、防衛省では同年1月15日付けで、国税庁では同年1月26日付けで、外部に弁護士等を配置した窓口を設置している。

表 2-(4)-④ 地方支分部局における内部通報窓口の設置状況

府省名	設置している地方支分部局名	設置根拠
内閣府	沖縄総合事務局	独自規程
法務省	法務局、矯正管区、地方更生保護委員会、入国管理局、高等検察庁、地方検察庁	独自規程（一部機関を除く）
財務省	財務局、税関、国税局	本省規程
厚労省	和歌山労働局	独自規程
農林水産省	地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、漁業調整事務所	本省規程
海上保安庁	管区海上保安本部	本省規程
防衛省	防衛局	本省規程

- (注) 1 当省の調査結果による（平成 20 年 3 月末時点）。
- 2 検察庁の一部機関では、最高検察庁の規程を準用している。
- 3 調査した労働局（10 機関）のうち、和歌山労働局では独自に内部通報窓口を設置している。

表 2 - (4) - ⑤ 地方支分部局における通報規程や通報窓口の整備が不十分な例

府省名	内 容
法務局	<p>○ 地方支分部局が独自に作成している内部通報制度に係る規程が本省の規程に比べ不十分な内容となっている例</p> <p>各法務局が作成している公益通報事務処理要領には、法務本省の公益通報事務処理要領が規定している次の事項が盛り込まれていない。</p> <p>(仙台法務局、名古屋法務局、広島法務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者に対する不利益な取扱いの禁止 ・ 通報者に不利益な取扱いをした職員や情報を漏えいした職員に対する懲戒処分等の実施 ・ 通報者に不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかの確認 ・ 通報関連資料の整理 ・ 通報・相談窓口及び公益通報の仕組みについての周知 ・ 通報者の上司が通報を受けた場合の措置内容についての周知 ・ 職員の通報に関する調査への協力 ・ 他の行政機関の調査に対する協力 ・ 相談の申出に対する教示、援助等 ・ 秘密保持の徹底、利益相反行為の排除 <p>(名古屋法務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報対象事実となる公益通報以外の法令違反の取扱い
地方入国管理局	<p>仙台入国管理局が作成している「仙台入国管理局公益通報事務処理要領」(平成 18 年 9 月 25 日施行)には、法務本省の公益通報事務処理要領が規定している次の事項が盛り込まれていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報対象事実の範囲 ・ 通報者の範囲 ・ 通報の受付に当たって不利益な取扱いがないことや秘密保持について説明すること <p>これについて、仙台入国管理局では、通報対象事実の範囲及び通報者の範囲は、内部通報対象案件は幅広く受け付けることにしていることから規定しなかったとしており、また、「通報の受付に当たって、不利益な取扱いがないことや秘密保持について説明すること」については、内部通報の受付に当たって留意すべき自明のことであるため規定しなかったとしている。</p>
地方農政局	<p>○ 通報を受付・処理する窓口の担当者が不明確となっている例</p> <p>内部通報の受付・処理は、規程上、主任担当員である各地方農政局総務部長が指名する個別担当員が担うことになっているが、現在指名されておらず、職員は誰に通報すればよいか不明確な状況となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による (平成 20 年 3 月末時点)。

表 2-(4)-⑥ 内部規程において通報対象の範囲を公益通報者保護法第 2 条第 3 項の法令限定している理由等

府省名	限定している理由	通報対象外事案の取扱いに係る規定内容	通報対象外事案を受け付けた場合の取扱い
公安調査庁	公安調査庁公益通報事務処理要領においては、同庁における通報窓口は、ガイドライン 2 (2) ①の通報窓口をいうとされている。当該窓口が受け付ける通報対象の範囲は、ガイドライン 2 (4) で定められているので、あえて同要領に公益通報者保護法第 2 条第 3 項以外の法令違反行為を対象とする旨明記する必要がないため。	なし	人事・サービス担当課等関係部署と相談して対応する。
農林水産省	職員の苦情相談窓口と一体的に運用しており、内部通報の対象外でも当該窓口制度により、受付・処理することになっているため。	なし	情報提供事案として受け付け、本人の承諾が得られれば人事・サービス等関係部署に連絡（転送）するなどの対応を取る。
林野庁		本省に同じ	
水産庁		本省に同じ	

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦ 各府省における通報制度及び通報窓口の周知状況

府省名	周知の内容				周知の方法				
	内部通報の 規程	通報受付窓口等			ホームペー ジ	職員用電子 掲示板	電子メール	文書回覧	その他
		担当部署等	メールアド レス等連絡 先	通報手段					
内閣府	×	○	○	○	○	○	×	×	リーフレット
宮内庁	○	○	×	×	×	○	×	×	×
公正取引委員会	○	○	○	○	×	○	○	×	×
国家公安委員会（警察庁）	○	○	○	○	×	○	×	○	×
金融庁	×	○	○	○	○	○	×	×	×
総務省	○	○	○	○	○	○	×	×	×
公害等調整委員会	本省と同じ取扱い								
消防庁	本省と同じ取扱い								
法務省	○	○	○	○	○	○	×	×	×
公安調査庁	○	○	○	○	○	×	×	○	×
外務省	○	○	○	○	×	○	×	×	×
財務省	○	○	○	×	×	○	×	×	×
国税庁	○	○	×	×	×	○	×	×	×
文部科学省	○	○	○	○	×	○	×	×	×
厚生労働省	○	○	○	○	△	△	○	×	×
社会保険庁	○	○	○	○	×	○	○	○	コンプライア ンスカード
中央労働委員会	本省と同じ取扱い								
農林水産省	○	○	×	○	×	○	×	×	×
林野庁	本省と同じ取扱い								
水産庁	本省と同じ取扱い								
経済産業省	○	○	○	○	×	○	○	×	×
資源エネルギー庁	本省と同じ取扱い								
特許庁	本省と同じ取扱い								
中小企業庁	本省と同じ取扱い								
国土交通省	○	○	○	○	○	×	×	×	×
気象庁	○	○	○	○	×	○	×	×	気象庁公報
海上保安庁	○	○	×	○	×	○	○	×	×
環境省	○	○	○	○	×	○	×	×	×
防衛省	○	○	○	○	○	×	×	×	コンプライア ンス・ガイダ ンス

- (注) 1 当省の調査結果による（平成20年8月末時点）。
 2 本表には、研修や会議における伝達や周知は含まない。
 3 本表中の○印は当該欄の内容を周知又は当該方法により周知していることを、また×印はそれらを実施していないことを、△印は、都道府県労働局及び地方厚生局に係る通報窓口等についてのみ当該手段による周知を行っていることを示す。
 4 防衛省では、平成21年1月13日付けで、電子メール、文書回覧による周知を実施している。

表 2-(4)-⑧ 地方支分部局における通報制度や通報窓口の周知が不十分な例

機関名	事例内容
大阪矯正管区 中国地方更生保護委員会 四国地方更生保護委員会	<p>○上級庁から下級庁に対する通報規程等の周知が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪矯正管区では「大阪矯正管区公益通報事務処理要領（平成 18 年 5 月 1 日大阪矯正管区局長達示）を作成し、管内の矯正施設に対して送付し周知を図ったとしているが、和歌山刑務所では、同要領の送付を受けていないとして、所属職員に対して周知を行っていない。 ・中国地方更生保護委員会では、「中国地方更生保護委員会公益通報事務処理要領」（平成 18 年 3 月 31 日施行）を作成し、職員用電子掲示板により周知を図っているが、山口保護観察所では、通報窓口が同委員会に設けられていることを承知しておらず、所属職員に対しても特に周知を行っていない。 ・四国地方更生保護委員会では、「四国地方更生保護委員会公益通報事務処理要領」（平成 18 年 4 月 20 日四更委第 196 号）を作成しているが、管内の保護観察所に送付していない。
仙台入国管理局 福岡矯正管区 九州地方更生保護委員会 和歌山地方検察庁	<p>○所属職員に対して通報規程等を恒常的に周知していない</p> <p>地方支分部局において独自に通報制度を運用しているにもかかわらず、所属職員に対して、ホームページや職員用電子掲示板を用いて恒常的に当該制度や通報窓口等を周知していない。</p>
高松入国管理局 高松国税局 名古屋国税局	<p>○非常勤職員に対する通報規程等の周知が不十分</p> <p>内部通報に係る規程や通報窓口について職員用電子掲示板（局内WAN）に掲出しているが、非常勤職員については、①個人情報等重要な事項を扱う業務には従事させていない（高松入国管理局）、②勤務期間が短期である（高松国税局）こと等を理由に閲覧することができない。</p>

（注）当省の調査結果による（平成20年3月末時点）。

表2-(4)-⑨ 通報者に配慮した多種多様な通報手段の設定状況

区 分	電子メール		電話		FAX		郵送	面談
	窓口専用アドレス	個人アドレス	専用	共用	専用	共用		
内閣府	○	—	—	—	○	—	○	—
宮内庁	—	△	△	—	△	—	△	△
公正取引委員会	○	—	—	○	—	—	○	○
国家公安委員会（警察庁）	○	—	○	—	—	—	○	○
金融庁	○	—	—	—	○	—	○	△
総務省	○	—	—	—	○	—	○	—
	公害等調整委員会	本省の通報窓口と一体						
	消防庁	本省の通報窓口と一体						
法務省	○	—	—	—	○	—	○	△
	公安調査庁	○	—	△	—	○	○	△
外務省	○	—	—	△	—	△	○	△
財務省	—	△	△	—	—	△	△	△
	国税庁	—	△	—	△	—	△	△
文部科学省	○	—	—	○	—	○	○	○
厚生労働省	○	—	—	○	—	—	○	△
	社会保険庁	○	—	—	—	—	○	—
	中央労働委員会	本省の通報窓口と一体						
農林水産省	—	○	—	○	—	○	○	○
	林野庁	本省の通報窓口と一体						
	水産庁	本省の通報窓口と一体						
経済産業省	○	—	○	—	○	—	○	○
	資源エネルギー庁	本省の通報窓口と一体						
	特許庁	本省の通報窓口と一体						
	中小企業庁	本省の通報窓口と一体						
国土交通省	○	—	—	—	○	—	○	—
	気象庁	—	○	—	○	—	△	○
	海上保安庁	—	△	—	△	—	△	△
環境省	○	—	—	—	—	—	○	△
防衛省	○	—	△	—	—	—	○	△

- (注) 1 当省の調査結果による（平成20年8月末時点）。
- 2 本表中、○印は表頭の通報手段が規程等上明示されていること、△印は当該通報手段を運用上設定しているが規程等上明示されていないこと、—印は通報手段として設定されていないことを示す。
- 3 環境省の窓口専用アドレスは、平成20年4月1日に設定されている。

3 非違行為に対する適切な対応の確保

(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保

勸 告	説明図表番号
<p>国家公務員法においては、一般職の国家公務員が同法第 82 条第 1 項各号に規定する国家公務員法違反等の非違行為を行った場合、当該職員の任命権者は、当該職員に対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告を行うことができると規定されている。</p>	<p>表 3-(1)-① 表 3-(1)-②</p>
<p>また、各府省は、懲戒処分に至らない非違行為について、指導・監督上の措置として訓告、嚴重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）を講じている。</p>	
<p>懲戒処分の手続については、国家公務員法、人事院規則 12-0（職員の懲戒）等により規定され、また、個々の処分の量定については、「懲戒処分の指針について（通知）」（平成 12 年 3 月 31 日付け職職—68 人事院事務総長通知。以下「懲戒指針」という。）や人事院規則 22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）により、その判断に当たっての目安・考え方が示されているほか、「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成 15 年 11 月 10 日付け総参—786 人事院事務総長通知。以下「公表指針」という。）により、懲戒処分を実施した場合の公表の目安・手続が示されている。</p>	<p>表 3-(1)-③ 表 3-(1)-④ 表 3-(1)-⑤</p>
<p>これに対し、矯正措置については、各府省共通の手続規程や量定、公表の基準はなく、人事院も特段の指針等は示しておらず、その取扱いは各府省にゆだねられている。</p>	<p>表 3-(1)-⑥</p>
<p>平成 10 年から 19 年の過去 10 年間における各府省等の懲戒処分数の推移をみると、10 年に 1,675 人であったものが、19 年には 2,597 人と約 1.6 倍に増加（人事院公表数値。日本郵政公社（19 年途中まで実績計上）及び特定独立行政法人を含み、防衛省を除く。）しており、特に、業務処理不適正、報告怠慢等の「通常業務処理関係」については、約 4 倍に増加している。</p>	<p>表 3-(1)-⑦ 表 3-(1)-⑧</p>
<p>政府は、近時の防衛事務次官による接待問題や社会保険庁の年金記録問題等を背景に、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を閣議決定（平成 19 年 10 月 30 日）し、各省各庁の長がリーダーシップを発揮し、厳正な服務規律の確保、法令等に違反する行為に対しては懲戒処分等の厳正な措置を執ることとしている。また、この閣議決定を受けた、「行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策」について」（平成 19 年 10 月 30 日付け総人恩総第 1247 号総務事務次官通知。以下「推進方策通知」という。）により各府省の取組が求められている。具体的には、法令等に違反する行為に対し厳正な措置を講ずる観点から、①各省コンプライアンス（法令順守）担当との連携により、法令等に違反する行為の早期発見に努めること、②法令等に違反する行為が生じた場合、速やかに実情を調査し、できる限り早期に処分権者へ情報を報告し、指示を仰ぐこと、③「懲戒処分の指針について」（平成 12 年 3 月 31 日人事院事務総長通知）等を踏まえ、事案に即して懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置を執ることが、また、透明性の向上を図る観点から、懲戒処分を行った場合は、「懲戒処分の公表指針について」（平成 15 年 11 月 10 日</p>	<p>表 3-(1)-⑨</p>

<p>人事院事務総長通知)等を踏まえて迅速な公表を行うこと等が各府省に要請されている。</p> <p>今回、全16府省の本府省等33機関及び地方支分部局等133機関における、非違行為が発生した場合の速報・連絡体制、矯正措置に係る規程の整備状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 非違行為の速報・連絡体制に係る手順の整備状況</p> <p>各府省が、非違行為について迅速かつ組織的に対応するためには、当該事実が発生したことを速やかに組織として把握するとともに、遅滞なくこれを処分権者等に伝える速報・連絡体制を確立することが重要であり、こうした体制は、内部通報制度とあいまって非違行為の発生抑止効果も期待できる。</p> <p>これら速報・連絡体制を整備するに当たっては、①職員は、どのような事実を認知した場合に、誰に報告すればよいのか、②報告を受けた者は、誰に何を伝達すればよいのかといった手順を明示的に定めておくことが必要である。とりわけ、公務外で発生する職員の非違行為又はそれに類する事実のように、府省等が組織として把握することが困難な事実を認知した職員が、速やかに所属機関等に当該事実を伝える仕組みを構築しておくことが有用である。</p> <p>非違行為の速報・連絡体制に係る手順の整備状況をみると、調査した全16府省の本府省等33機関のうち、7府省の9機関は、様々な非違行為事案を対象として部局横断的に適用する手順を整備していたが、残りの13府省24機関は、これまでも実態として非違行為の発生事実は処分権者等に報告されており、特に問題が生じていないなどとして部局横断的な手順を整備していない。</p> <p>しかし、これらの手順を整備していない機関の内部部局や地方支分部局等の中には、自らの組織におけるリスク管理の徹底を図る観点から、業務の特性、過去の非違行為の発生傾向を踏まえ、交通事故・交通法規違反や保有個人情報漏えいといった特定の事案を対象にした手順のほか、所属職員に係る非違行為全般を対象とした手順を独自に整備している例がみられた。</p> <p>一方、手順を整備している9機関の手順の内容について、①誰が報告を行うのかという「報告主体」、②どのような事案について報告するのかという「報告対象」及び③誰に報告するのかという「報告先」の3点が明確にされているかという観点からみると、</p> <p>① 報告主体として、非違行為等を認知した職員を規定し、組織として、非違行為等の事実の発生を速やかに把握する仕組みを設けているのは3機関で、残りの6機関は、非違行為等の発生を組織として認知して以降の通報主体しか規定していない、</p> <p>② 報告の対象となる事案を例示するなど報告対象を具体的に示しているのは5機関で、他の4機関は、報告対象となる事案について、懲戒処分や矯正措置を行う必要のあるものと規定するなど具体的な規定となっていない、</p> <p>③ 地方支分部局等内、本府省内に分けて、報告していく経路を職名等で示すなど、具体的な報告先を明記しているのは3機関で、他の6機関は具体的に</p>	<p>表3-(1)-⑩</p> <p>表3-(1)-⑪</p> <p>表3-(1)-⑩ (再掲)</p>
--	--

<p>示しておらず、中には、「速やかに本省に連絡すること」といった漠然とした内容の規定もみられる等の状況にある。</p> <p>イ 矯正措置に係る規程の策定状況</p> <p>前述のとおり、矯正措置は、国家公務員法に基づく法令上の措置ではなく、府省に共通する手続規程や人事院の指針は定められておらず、規程の策定やその実施等の取扱いは各府省にゆだねられている。この矯正措置については、措置権者の指導・監督上のものであり、懲戒処分と異なり直接に制裁的な法的効果をもたらすものではないが、当該措置を行う際の根拠規定を明示し、手続の公平性、透明性を確保することが重要である。</p> <p>矯正措置に係る規程の整備状況をみると、調査した全16府省の本府省等33機関のうち、6府省の9機関は、懲戒処分に準じて措置しているなどとして、当該規程を策定していない。</p> <p>一方、残りの24機関は、矯正措置の種類、定義、措置権者、方法等について規定した訓令等を定めているが、その内容をみると、訓告、嚴重注意等の矯正措置の種類は示しているものの、どのような行為がそれぞれの種類に該当するか等については、定性的な表現にとどまっており、措置の対象となる行為を明示しているものが1機関、また、交通事故・交通法規違反等について、対象となる行為とその場合の量定基準を策定している機関が3府省3機関（当該府省等の一部の部局に適用されるものを含む。）のみとなっている。</p> <p>なお、これらの中には、人事院の懲戒指針を基に作成した「懲戒処分等判定内規」を量定基準として策定しているにもかかわらず、本庁内部の参考資料であるとして、任命権（懲戒権）を委任している管区機関の長に当該内規を周知していない例がみられた。</p> <p>したがって、関係府省は、非違行為への迅速・的確な対応及び処分等の公平性・透明性を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手順を規定すること。（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p>② 矯正措置に係る規定を明定していない本府省等にあつては、規程を策定し職員に明示すること。（宮内庁、金融庁、法務省、財務省、農林水産省、経済産業省）</p> <p>また、既に当該規程を策定している本府省等にあつても、矯正措置の量定について、公平・公正性や透明性が担保されるよう基準を設けること。（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）</p>	<p>表3-(1)-⑫</p> <p>表3-(1)-⑬</p>
--	---------------------------------

表 3 - (1) - ① 懲戒処分に係る規定

○ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）＜抜粋＞

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法 又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

②（略）

（懲戒の効果）

第八十三条 停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

- ② 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、第九十二条の規定による場合の外、停職の期間中給与を受けることができない。

（懲戒権者）

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

- ② 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

○ 人事院規則 12—0（職員の懲戒）＜抜粋＞

（停職）

第二条 停職の期間は、一日以上一年以下とする。

（減給）

第三条 減給は、一年以下の期間、俸給の月額五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

（戒告）

第四条 戒告は、職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当する場合には、その責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

（懲戒の手続）

第五条 懲戒処分は、職員に文書を交付して行わなければならない。

- 2 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもつてこれに替えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過したときに文書の交付があつたものとみなす。
- 3 第一項の文書に記載すべき事項は、人事院が定める。

表3-(1)-② 懲戒処分の種類及び効果

種類	効 果
免職	職員の身分を剥奪し、公務員関係から排除するもの。 退職手当は支給されず、退職共済年金も一部が支給されない。
停職	1日以上1年以下の期間、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させず、給与も支給しないもの。 停職期間終了後の期末・勤勉手当が減額され、昇給に当たっての勤務成績の判定に影響が生じ、退職手当と退職共済年金も減額される。
減給	1年以下の期間（月単位）、俸給の月額額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるもの。 勤勉手当の成績率が下げられ、昇給に当たっての勤務成績の判定に影響が生じる。
戒告	その責任を確認し、将来を戒めるもの。 勤勉手当の成績率が下げられ、昇給に当たっての勤務成績の判定に影響が生じる。

(注)「公務員研修教材 公務員の服務と倫理」(平成19年度版 人事院研修指導課 各府省研修担当官会議編集)による。

表3-(1)-③ 懲戒処分の指針に係る規定内容

<p>○ 「懲戒処分の指針について（通知）」 （平成12年3月31日付け職職—68人事院事務総長通知）〈抜粋〉</p> <p>第1 基本事項</p> <p>本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。</p> <p>具体的な処分量定の決定に当たっては、</p> <p>① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか ⑤ 過去に非違行為を行っているか</p> <p>等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。</p> <p>個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、</p> <p>① <u>非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき</u> ② <u>非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき</u> ③ <u>非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき</u> ④ <u>過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき</u> ⑤ <u>処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき</u></p> <p>がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、</p> <p>① <u>職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき</u> ② <u>非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき</u></p> <p>がある。</p> <p>なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。</p> <p>第2 標準例 (略)</p>

(注) 下線は、平成20年4月1日付けで一部改正された部分である。

表3-1(1)-④ 懲戒処分の指針における標準例

処分事由		処分の種類	免職	停職	減給	戒告
1 一般勤務関係	①欠勤	ア 10日以内			●	●
		イ 11日以上20日以内		●	●	●
		ウ 21日以上	●	●	●	●
	②遅刻・早退				●	●
	③休暇の虚偽申請				●	●
	④勤務態度不良				●	●
	⑤職場内秩序を乱す行為	ア 暴行		●	●	●
		イ 暴言			●	●
	⑥虚偽報告				●	●
	⑦違法な職員団体活動	ア 単純参加		●	●	●
		イ あおり、そそのかし	●	●	●	●
	⑧秘密ろうえい		●	●		
	⑨政治目的を有する文書の配布				●	●
⑩兼業の承認等を得る手続のけ怠				●	●	
⑪入札談合等に関与する行為		●	●			
⑫個人の秘密情報の目的外収集				●	●	
⑬セクシュアル・ハラスメント	ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●			
	イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し 執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患	●	●			
	ウ 意に反することを認識の上での性的な言動			●	●	
2 公金官物取扱い関係	①横領		●			
	②窃取		●			
	③搾取		●			
	④紛失				●	
	⑤盗難				●	
	⑥官物損壊			●	●	
	⑦失火				●	
	⑧諸給与の違法支払い・不適正受給				●	
	⑨公金官物処理不適正				●	
	⑩コンピュータの不適正使用				●	
3 公務外非行関係	①放火		●			
	②殺人		●			
	③傷害			●	●	
	④暴行・けんか				●	
	⑤器物損壊				●	
	⑥横領		●	●		
	⑦窃盗・強盗	ア 窃盗		●	●	
		イ 強盗		●	●	
	⑧詐欺・恐喝		●	●		
	⑨賭博				●	
	⑩麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	ア 賭博			●	●
		イ 常習賭博	●	●		
	⑪酩酊による粗野な言動等				●	
⑫淫行		●	●			
⑬痴漢行為			●	●		
4 交通事故、交通法規違反関係	①飲酒運転	ア 酒酔い	●	●		
		イ 酒気帯び	●	●	●	
		ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	●	●	●	
	②飲酒運転以外での人身事故	ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	
		イ 傷害	●	●	●	
	③飲酒運転以外の交通法規違反	著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	
5 監督責任関係	①指導監督不適正	物損・措置義務違反あり		●	●	
	②非行の隠ぺい、黙認			●	●	

(注) 1 人事院の懲戒処分の指針による。
 2 平成20年4月1日付けで、道路交通法等の改正による飲酒運転の厳罰化、入札談合等関与防止法の改正による刑事罰の新設等を踏まえた一部改正が行われている。

表3-(1)-⑤ 倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準

違反行為	処分の種類			
	免職	停職	減給	戒告
1 各種報告書を提出しないこと				●
2 虚偽の事項を記載した各種報告書を提出すること			●	●
3 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	●	●	●	●
4 利害関係者から不動産の贈与を受けること	●	●		
5 利害関係者から金銭の貸付けを受けること			●	●
6 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けること			●	●
7 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けること		●	●	
8 利害関係者から無償で役務の提供を受けること	●	●	●	●
9 利害関係者から未公開株式を譲り受けること		●	●	
10 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）			●	●
11 利害関係者から遊戯又はゴルフの接待を受けること			●	●
12 利害関係者から海外旅行の接待を受けること		●	●	●
13 利害関係者から国内旅行の接待を受けること			●	●
14 利害関係者と共に遊戯又はゴルフをすること				●
15 利害関係者と共に旅行をすること				●
16 利害関係者をして第三者に対し3から15までの違反行為欄に掲げる行為をさせること	●	●	●	●
17 利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること			●	●
18 利害関係者につけ回しをすること	●	●	●	
19 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをすること			●	●
20 補助金や国の経費により作成される書籍等又は作成数の過半数を国が買い入れる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受け取ること	●	●	●	●
21 世の職員が倫理規程に違反する行為により得た財産上の利益のものを知らずこれを受け取り又は享受すること	●	●	●	●
22 倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいすること		●	●	●
23 部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認すること		●	●	
24 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の負担が1万円を超える飲食をする場合に倫理監督官に届けないこと				●
25 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の負担が1万円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を倫理監督官に届け出ること			●	●
26 倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと			●	●

(注) 人事院規則2-2-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）による。

表3-(1)-⑥ 懲戒処分の公表指針における規定内容

○ 「懲戒処分の公表指針について（通知）」

（平成15年11月10日付け総参—786 人事院事務総長通知）〈抜粋〉

人事院では、この度、各府省等が懲戒処分の公表を行うに当たっての参考に供することを目的として、下記のとおり懲戒処分の公表指針を作成しました。各府省等におかれは、本指針を踏まえて、懲戒処分の適正な公表に努められるようお願いいたします。

本指針は懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示したものであり、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容等について別途の取扱いをすべき場合があることに御留意ください。

記

1 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等 1及び2によることが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

表3-1-⑦ 各府省における事由別処分数の推移（平成10年～19年 防衛省を除く）

（単位：人）

年	一般服務 関係	通常業務処 理関係	公金官物取 扱関係	横領等関係	収賄・供応 等関係	交通事故・ 交通法規違 反関係	公務外非行 関係	監督責任関 係	違法な職員 団体活動関 係	計
平成10年	476	228	260	141	50	199	176	141	4	1,675
11	595	294	348	170	18	160	174	202	0	1,961
12	620	359	415	184	19	185	239	268	0	2,289
13	651	546	402	170	18	187	210	317	0	2,501
14	587	645	556	212	16	226	226	172	0	2,640
15	609	729	662	164	8	246	231	197	0	2,846
16	558	968	729	153	24	226	279	253	0	3,190
17	498	1910	555	179	83	220	242	260	0	3,947
18	496	1453	559	257	20	281	267	357	0	3,690
19	413	892	473	175	48	215	258	123	0	2,597
計	5,503	8,024	4,959	1,805	304	2,145	2,302	2,290	4	27,336

(注) 1 人事院公表資料による。

2 数値には人事院、内閣官房、旧郵政省・郵政事業庁・郵政公社、特定独立行政法人を含む。

表3-1-⑧ 防衛省における事由別処分数の推移(平成15年度～19年度)

(単位：人)

年度	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為								私的行為				計
	正当な理由のない欠勤	不正外出等	職務上の注意義務違反(職務怠慢を含む)	物件及び金品取扱いに関する違反(業務上横領等)	私的制裁	私企業への関与制限等違反	指揮監督義務違反	その他職務上の行為	私有車両運転に伴う悪質な交通法規違反	窃盗・詐欺・恐喝・単純横領	傷害又は暴行脅迫	その他私的行為	
平成15年度	217	47	50	33	22	2	3	30	513	128	64	216	1,325
16	204	70	50	34	31	20	4	35	465	122	86	165	1,286
17	265	61	59	38	12	33	3	50	402	129	76	197	1,325
18	246	48	116	41	27	8	20	73	355	146	65	195	1,340
19	256	70	72	36	27	5	22	70	299	141	87	181	1,266
計	1,188	296	347	182	119	68	52	258	2,034	666	378	954	6,542

(注) 1 防衛省提出資料による。
 2 防衛省では、平成14年度以前の処分については、事由別に集計していないため、平成15年度以降分を掲載した。

表3-(1)-⑨ 国民の信頼回復と服務規律の確保等に係る推進方策に関する規定

○ 「行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策」について（平成19年10月30日付け総人恩総第1247号総務次官通知）〈抜粋〉

1. 法令等に違反する行為に対する厳正な措置の実施

- (1) 各省コンプライアンス（法令順守）担当との連携により、法令等に違反する行為の早期発見に努めること。
- (2) 法令等に違反する行為が生じた場合、速やかに実情を調査し、できる限り早期に処分権者へ情報を報告し、指示を仰ぐこと。
- (3) 「懲戒処分の指針について」（平成12年3月31日人事院事務総長通知）等を踏まえ、事案に即して懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置を執ること。

2. 勤務実績等の的確な把握による厳格な分限処分の実施

「職員が分限事由に該当する可能性のある場合の対応措置について」（平成18年10月13日人事院事務総局人材局長通知）等を踏まえ、勤務実績等の的確な把握により、分限制度の趣旨にのっとった厳格な対処を行うこと。

3. 透明性の向上

- (1) 懲戒処分を行った場合は、「懲戒処分の公表指針について」（平成15年11月10日人事院事務総長通知）等を踏まえて迅速な公表を行うこと。
- (2) 懲戒・分限の状況については、人事院においてこれを四半期ごとに公表するよう要請したので、必要な協力をされたいこと。

表3-1(1)-⑩ 府省の官房部門が整備している各種非違行為等に係る速報・連絡手順

府省名	規程等の名称	作成理由、背景事情	各種非違行為を認知した職員が速報すべき対象、報告先の明示の有無			組織内部での伝達ルート の明示の有無	規程の内容	
			報告主体	報告対象	報告先		報告者(部署)・報告先	報告対象の範囲
国家公安委員会 (警察庁)	「定期報告要領及び特異事案報告要領の制定について(通達)」(平成13年4月6日付け警察庁丙人発第99号)	適時適切な報告を実施するため	×	×	×	△	付属機関、地方機関及び都道府県警察は、特異事案を認知したときは、速やかに警察庁に対し報告を行う。	(特異事案) 地方警務官又は警察庁職員に係る懲戒処分その他監督上の措置を行うことが必要と認められる事案等
公安調査庁	「懲戒事案等の取扱いについて」(昭和60年3月25日付け公調職発第224号次長依命通達)	異動等により担当者が交代しても迅速に適切な対応が出来るようにするため	×	×	×	○	公安調査局長及び公安調査事務所長は、所属職員が国家公務員法第82条第1項各号の一に該当する事案、又はこれに準ずる不祥事案を起こしたときは、その事案を遅滞なく本庁(総務部長)に報告する	国家公務員法第82条第1項各号の一に該当する事案、又はこれに準ずる不祥事案
財務省	「問題事案に係る情報伝達の確保について」(事務連絡)	問題事案の処理に関し、速やかな事実関係の確認及び問題の解決を図るため	○	○	○	○	(本省内部部局の場合) ①職員→所属課長等→局総務課長等(事案の軽重に関わらず迅速に行う) ②部局総務課長は必要に応じ、職員関係問題事案は官房秘書課長に、庁舎内問題事案は官房会計課長に連絡するとともに官房長に報告する。	適用範囲一財務省内部部局又は財務省総合政策研究所で生じた問題事案の処理(財務局、税関については特則あり) (問題事案) ①職員関係問題事案(例一死亡、傷害、疾病、交通事故、非行、失踪等) ②庁舎内問題事案(行政文書・備品・共有物・私物の紛失、庁舎・設備の毀損、不審物・不審者の発見等)
国税庁	「緊急対応体制の整備について(事務運営指針)」(平成14年9月27日付け官総1-44)	納税者等の権利・利益の保護、職員の安全確保、情報漏えいの防止、税務行政の円滑な遂行、税務行政に対する信頼の確保等を図るため	○	○	○	○	(非行関係原因事案の場合の例) ①職員は所属部門の統括官等を通じて署総務課長に連絡 ②署総務課長は署長の指示に基づき、国税局人事第二課に報告 ③国税局人事第二課は、情報を集約し、必要な場合に局の総務課長及び関係課長への報告を含め適切に対処 ④本庁人事課は、情報を集約し、必要な場合に庁の総務課長及び関係課長への報告を含め適切に対処 ・関係課等への報告・連絡 署総務課長及び局主管課長等は局関係課(局派遣首席監察官等)に報告し、また、当該報告を受けた局関係課長は庁関係課(首席監察官等)に報告	2 緊急対応を行う対象事案 (1) 災害・犯罪関係原因事案 (2) 事務処理関係原因事案 (3) 非行関係原因事案 職員の非行(その可能性があるものを含む。)に起因する事案であって、納税者の権利・利益や税務行政に対する信頼等に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる事案 【事案類型別関係課一覧表】(例示) ・庁舎関係事案 庁舎内発生事案 災害・犯罪関係原因事案のうち庁舎内で発生した事案 庁舎内紛失事案 事務処理関係原因事案のうち庁舎内で発生した行政文書等、物品等の紛失事案
社会保険庁	・「社会保険業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故にかかる報告等について」(平成17年12月19日付け庁文発第1219008号) ・危機管理マニュアル(地方社会保険事務局策定)	地方社会保険事務局及び社会保険事務所における事務処理誤りや業務上で発生した事件・事故について、報告事務等の標準化を図るため	○	○	○	○	(事務所職員の不正・不法行為等についての第一報) 職員→所属課長等→所長、危機管理対応責任者(次長)→総括危機管理対応責任者(事務局総務課長)→事務局長、同次長→本庁運営部サービス推進課(業務上)、本庁総務部職員課(業務外)	(報告を要する事務処理誤り等) ○通知書等の記録取り・誤送付等被保険者、年金受給者、事業主等に影響を与える事務処理誤り ○金金および重要物品等の紛失・盗難 ○職員による不正・不法行為、公務災害など業務上で発生した事件・事故及び職員等を装った現金の詐取、個人情報収集等 (危機管理マニュアルにおける例示) ・不正、不法行為等 虚偽報告、秘密漏えい、横領、窃取、傷害、詐欺、淫行、セクハラ等
農林水産省	・「懲戒処分等の体制整備について」(平成18年4月13日 大臣官房秘書課長、林野庁林政部長、水産庁漁政部長連名通知) ・「懲戒事項等の取扱いについて」(昭和47年5月18日付け農林事務次官通知) ・「懲戒事項等取扱要領の運用について」(昭和47年5月18日付け大臣官房秘書課長通知)	非違行為が発生した場合には農林水産省としての対応が求められることから、報告の体制等を整備し、迅速かつ的確に事案を把握し、幹部職員等に伝達するため	×	×	×	○	○「懲戒事項等の取扱いについて」 職員が、①国家公務員法第82条第1項各号の一に該当し、懲戒処分を行う必要があると認められる場合、②職務履行の改善向上に資するため、訓告、嚴重注意、口頭注意の措置(矯正措置)を行う必要があると認められる場合などには、所属機関の長は、その事実を遅滞なく官房秘書課長に報告する。 ○「懲戒処分等の体制整備について」 内局及び外局の庶務課及び官房地方課は、当該局内、所管する出先機関及び独立行政法人(官房地方課にあっては、地方農政局および北海道農政事務所)における処分案件を把握したときは、速やかに秘書課(服務班)に連絡する。	①国家公務員法第82条第1項各号の一に該当し、懲戒処分を行う必要があると認められる場合、②職務履行の改善向上に資するため、訓告、嚴重注意、口頭注意の措置(矯正措置)を行う必要があると認められる場合、③国家公務員法第78条第1号から第3号までの一に該当し、本人の意に反する降任または免職の処分(分限処分)を行う必要があると認められる場合

府省名	規程等の名称	作成理由、背景事情	各種非遵行為を認知した職員が速報すべき対象、報告先の明示の有無			組織内部での伝達ルートの明示の有無	規程の内容		
			報告主体	報告対象	報告先		報告者(部署)・報告先	報告対象の範囲	
林野庁	・「懲戒事項等の取扱いについて」(平成17年2月1日 林野庁) ・「職員の意に反する降任及び免職、懲戒処分等の取扱いについて」(昭和43年6月7日付け林野庁長官通達)	平成17年当時、林政課長の判断により本省と同様の規程を作成したものであるため	本省規程準用	本省規程準用	本省規程準用	本省規程準用	本省規程準用	本省規程準用	
海上保安庁	・「犯罪・非違その他事故に関する報告要領等について」(平成14年4月1日付け保監第83号)	全国に多数の部署を抱えている現状から、各部署からの事故に係る発生や結果の報告事項等を統一することにより、事故等の内容を客観的に捉え、傾向や原因を分析することが必要であるため	×	○	×	○	2 発生報告 (1) 報告責任者は、部署等内に事故等があると認めた場合は、次に掲げる発生報告を作成し、電報その他の方法で首席監察官及び事故等があると認めた組織を所轄する管区本部(以下「所轄管区本部」という。)の管区首席監察官(以下「首席監察官等」という。)に報告しなければならない。ただし、他の訓令、通達等により所定の報告をすべきとされている犯罪・非違、船舶、航空機、武器、弾薬、金銭等に係る事故等については、その報告の写しを首席監察官等に送付し、又は電報の受報者に首席監察官等を加えることにより発生報告に代えることができる。	別表1「事故等の区分及び種類」(抜粋) 国家公務員法第82条第1項各号に該当する場合(船舶事故、航空機事故、一般事故、交通事故及び交通法規違反を除く。) 道路交通法違反(道路交通法(昭和35年法律第105号)第125条第1項に定める犯則行為及び前2項に該当する場合を除く。)を行った場合 別表3「事故等報告対象外事故例」(抜粋) ○ 一般事故 ・ 職員に過失がないと判断している場合(死亡事故、重傷事故を除く。) ・ 職員にほとんど過失がなく、物損及び軽傷(全治1月未満)であると判断している場合(警察において職員を被害者的な扱いとしている場合。) ・ 職員に過失があっても、物損事故として取り扱われることが判明している場合(物損の程度が著しいもの、器物損壊事件等になるおそれがある事故を除く。)	
防衛省	・「服務事故に関する報告等について(通達)」(12.6.29防人1第4009号) ・「緊急事態等が発生した際の速報について(通達)」(20.3.7防官文第2623号)	【緊急事態等が発生した際の速報について】 緊急事態等への速報を迅速かつ確実に行うため	【服務事故に関する報告等について】 ×	【服務事故に関する報告等について】 ○	【服務事故に関する報告等について】 ×	【服務事故に関する報告等について】 ×	【服務事故に関する報告等について】 明示なし	【緊急事態等が発生した際の速報について】 ①部隊等→各幕僚監部又は各機関の担当部署 ②各幕僚監部又は各機関の担当部署→各幕僚長、各機関の長又はこれらに準ずる者 ③各幕僚監部又は各機関の担当部署→防衛大臣(秘書官経由)、防衛副大臣(秘書官経由)、内部部局の担当部署、内閣官房内閣情報調査室 ④各幕僚長、各機関の長又はこれらに準ずる者→防衛大臣及び防衛副大臣(直接) (略)	【服務事故に関する報告等について】(抜粋) 6 取崩、業務上横領及び調達経理事務に関する違反 7 過失又は業務上過失に基づく傷害致死及び私有車両事故 11 私行上の非行(過度の飲酒、借財、いじめ、セクシャル・ハラスメント、羞恥心、不倫関係等の行為が隊員として品位を失墜したもの等をいう。) 【緊急事態等が発生した際の速報について】(抜粋) ・ 緊急事態等の例 4 その他の事態 (3) 自衛隊員による服務事故であつて社会的影響が大きいもの(殺人、強盗等) (6) 自衛隊員による電算機を通じた情報流出で社会的影響が大きいもの (7) 自衛隊員による重大な秘密保全事故

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表における規程は、本府省等の服務人事担当部署が主体的に作成した部局横断的に適用される規程であつて、地方支分部局のみを対象としたものを含む。
3 「職員からの報告内容、報告先の明示の有・無」欄は、職員はどのような非遵行為を認知した場合に、誰に報告することになっているかの明示の有無を示す。
4 「組織内部での伝達ルートの明示の有・無」欄は、報告を受けた者は誰に伝達することになっているかの明示の有無を示す。
5 「警察庁」欄の△印は、速報を行う者と受ける者が具体的に例示されていないことを示す。

表3-(1)-⑪ 特定の部局や非違行為に係る速報・連絡手順の例

○ 「事故等の発生時における連絡体制について（通知）」（平成18年11月1日付け管内
地方気象台長、直轄官署長、台内各課長あて福岡管区気象台総務部長通知）＜抜粋＞

事故・事件などの報告について

事故・事件などは、その内容によって個人的なものから組織的なものまで様々であり、
また、責任の度合いについても違ってきます。

また、被害者がいる場合には、謝罪や補償問題が発生し、また、加害者の処分、管理責
任など様々なことを想定し対応しなければなりません。

報告が遅延することは、これらの対応が遅れ、被害者との円満な解決が難しくなるとと
もに、社会的な影響も大きくなる可能性があります。

更には、気象庁が批判の対象となり、気象庁に対する信頼を失い、気象業務を推進する
うえで大きな障害となることも考えられます。

については、事故・事件などの報告については、下記の点を留意のうえ迅速な対応をお願
いします。

記

1 職員が当事者（加害者・被害者）になった場合には、まずは本人が所属長に連絡し、
それが無理な場合には家族や知人を通じて連絡する。所属長に連絡できなかった場合
には、上司などの職員に連絡する。

2 連絡を受けた職員は、速やかに所属長及び上部機関の総務課長に対して、事実を正
確に伝える。

この場合、思い込みや想像を付け加えると、情報が正しく伝達されない可能性があ
り、事態を大きく左右させることにもなりかねないので注意する。

また、上部機関に報告が届くまでの間、多くの職員を介在させることは、時間を要
するばかりではなく、当初の報告内容とは違って伝達される可能性もあるので、必要
最小限の職員で対応すること。

3 第一報を受けた上部機関は、今後ありうる様々な対応を想定し、その時点で出来る
最善の措置を指示する必要がある。従って、上部機関への報告については、事実確認
を行ってから報告するのではなく、先ずはその時点での最新の情報を速やかに上部機
関に伝達し判断を仰ぐこと。

特に、不祥事については、当事者は勿論のこと、連絡を受けた職員及び所属長は迅
速な対応をお願いする。

(以下略)

○ 「職員の非違行為にかかる処理について（通知）」（平成 7 年 3 月 1 日建中人第 98 号 中国地方整備局人事課長から各所属長あて）＜抜粋＞

標記について、国家公務員法第 83 条各号に定める職員の非違行為にかかる事務の処理について、下記によることとしたので通知する。（略）

記

I. 報告

1. 非行又は非違行為にかかる一般的内容（略）
2. 添付資料（略）

II. 速報

非行又は非違行為にかかる事実があった場合には、別紙様式 1、2、3 に定める事項について、すみやかに、電話等により速報するものとする。

III. 報告の省略（略）

様式 1 非行又は非違行為にかかる速報

（注）様式の記載事項としては、当事者の氏名等属性、発生年月日、発生場所、非違行為の事実関係、非違行為の動機、当該職員の勤務態度、環境等、当該事実を知り得た端緒、報道関係、備考となっている。

様式 2 非行又は非違行為にかかる速報

＜不当利得の場合（給与の不正受給等）＞（略）

様式 3 非行又は非違行為にかかる速報

＜不法行為の場合（交通事故、違反等）＞（略）

○ 「民事行政事務に関する危機管理について（通知）」（平成 16 年 3 月 16 日付け総第 630 号広島法務局民事行政部長通知）＜抜粋＞

第 1 危機管理の対象

事務の各処理過程において発生した次に掲げる事案を各所管事務共通の危機として、統一的な対処をするものとする。

- 1 重大な過誤処理等の発生

2～4（略）

第2 共通危機対策について

1 重大な過誤処理等の発生

次に掲げる重大な過誤処理等が発生した場合には、別紙1の処理要領により対処するものとする。

(1) 登記簿、登記申請書類等の法定書類の紛失・滅失事故

(2) ～ (5)（略）

(6) 業務遂行中における交通違反又は交通事故

(7) その他法務局の信用を損なうおそれのある事件

2～5（略）

別紙1

重大な過誤処理等が発生した場合の処理要領（対応マニュアル）

第1 重大な過誤処理等の速報

1 重大な過誤処理等の事案（以下「過誤処理事案」という。）を認知発見した職員（担当者）は、直ちに責任者（統括登記官等）及び所属の長に口頭報告する。

2 上記1の報告を受けた過誤処理事案発生庁の長は、直ちに民事行政部総務課長に対し、当該事案の概要及び自庁での対応等を電話報告する。

3 上記2の報告を受けた民事行政部総務課長は、その内容を直ちに民事行政部長に報告するとともに、その指示を受けて、速やかに局長、総務管理官及び所管課長に報告する。

4 民事行政部総務課長は、民事行政部長から本省民事局所管課への報告を指示された場合には、速やかに電話報告する。

（以下略）

（注）1 下線は当省が付した。

2 福岡管区气象台の例については、別途、福岡管内連絡系統図により、①管区气象台、②地方气象台、課制測候所、③非課制測候所、空港出張所、④管区総務課長から先の連絡別に伝達経路を明示している。

表3-(1)-⑫ 各府省における矯正措置に係る規程類の整備状況

府省名	規程の名称	矯正措置に係る規程の内容					
		種類	定義、実施基準等	措置権者	実施手続・方法	報告	
内閣府	「内閣府本府職員の訓告等に関する規程」(平成13年7月5日内閣府訓令第66号)	①訓告 ②厳重注意	(訓告等) 第2条 訓告等は、職員の非違行為が懲戒処分を行うまでに至らない場合に、当該職員に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するために、当該職員に対する指導監督上の措置として行うものとする。 2 非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らなくても、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。 3 非違行為が、前項に規定する訓告を行うまでに至らないと認められる場合には、厳重注意を行うものとする。	内閣官房長官、事務次官、所属組織の長	訓告等は、事由を明記した文書を交付して行う(特段の事情がある場合には、口頭により厳重注意を行うことができる)	措置権者(内閣官房長官を除く。)は訓告等を行った場合、速やかにその内容を内閣官房長官に報告する	
宮内庁			訓告等については人事院の指針や前例に基づいて実施				
公正取引委員会	「公正取引委員会職員訓戒規程」(昭和52年11月25日委員長通達)	①訓告 ②厳重注意	(訓戒) 第2条 訓戒は、非行を犯した職員またはその監督者に対してその責任を自覚せしめ、その職務遂行の厳正を期せしめることを目的として行うものとする。 2 前項の非行とは、国家公務員法に違反する行為、職務上の義務に違反し、若しくは義務を怠った行為又は国民全体の奉仕者としてふさわしくない行為であって、同法第82条の規定に基づく懲戒処分を行う程度に至らないと認められるものをいう。 (訓告及び厳重注意) 第3条 訓戒は、訓告及び厳重注意とし、厳重注意は、前条第1項の非行又は監督責任の程度が比較的軽微な場合に行うものとする。	任命権者	訓戒(訓告及び厳重注意)は文書を交付して行う	明記なし	
国家公安委員会(警察庁)	「警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令」(昭29.9.3警庁訓14) 「地方警務官の懲戒の取扱に関する規程」(昭29.10.14国公安規程ニ)	訓戒	(訓戒処分) 第17条 任命権者は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、口頭によりまたは様式第9号の文書を交付して訓戒処分を行うことができる。			明記なし	
金融庁			上級監督者から部下職員に対する指導、監督上の実際の措置として実施				
総務省	「総務省職員の訓告等に関する規程」(平成13年4月2日総務省訓令第140号)	①訓告 ②厳重注意 ③注意	(訓告等) 第2条 訓告等は、職員の非違行為に対して、当該非違行為が、懲戒処分(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条に規定する懲戒処分をいう。次項において同じ。)を行うまでに至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、服務を厳正に保持するため、当該職員に対する指導監督上の措置として行うものとする。 2 職員の非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。 3 職員の非違行為が、前項に規定する訓告までに至らないものと認められる場合には、その軽重の程度を審査し、厳重注意又は注意を行うものとする。	総務大臣、大臣官房の課長及び課に準ずる室の室長、内部部局の局長、施設等機関の長、管区行政評価局長、総合通信局長等	措置権者は、訓告又は厳重注意を行う場合には、その事由を明記した文書を交付して行い、注意は口頭により行う	明記なし	
	公害等調整委員会	「公害等調整委員会職員の訓告等に関する規程」(平成18年12月14日公害等調整委員会訓令第3号)	①訓告 ②厳重注意 ③注意	本省の規定に同じ	公害等調整委員会委員長 公害等調整委員会事務局長	措置権者は、訓告又は厳重注意を行う場合には、その事由を明記した文書を交付して行い、注意は口頭により行う	明記なし
	消防庁	「消防庁職員の訓告等に関する規程」(平成14年2月1日消防庁訓令第1号)	①訓告 ②厳重注意 ③注意	本省の規定に同じ	消防庁長官	措置権者は、訓告又は厳重注意を行う場合には、その事由を明記した文書を交付して行い、注意は口頭により行う	明記なし

府省名	規程の名称	矯正措置に係る規程の内容					
		種類	定義、実施基準等	措置権者	実施手続・方法	報告	
法務省	「法務省職員の訓告等に関する訓令」(平成16年4月9日法務省人服訓第814号) 「法務省職員の訓告等に関する訓令の運用について(依命通達)」(平成16年4月9日付け法務省人服第815号人事課長通達)	①訓告 ②嚴重注意 ③注意	(訓告等) 第1条 法務省の一般職の職員が国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する場合において、服務の厳正を保持し、又は当該職員の職務の履行に関して改善向上を図るため必要があると認められるときは、当該職員の監督上の措置として、訓告、嚴重注意又は注意を行うことができる。 2 訓告は、職員の責任が重いと認められる場合に、当該職員の責任を自覚させ、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員を指導する措置として行うものとする。 3 嚴重注意および注意は、職員の責任が訓告を行うまでには至らないと認められる場合に、当該職員の責任を確認し、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員に注意を促す措置として行うものとする。	法務大臣、訟務総括審議官、司法法制部長、大臣官房の課長、厚生管理官、内部部局の局長、検事総長、検事長、検事正、法務局長、地方法務局長、矯正管区長、刑務所長、少年刑務所長、拘留所長、少年院長、少年鑑別所長、婦人補導院長、地方更生保護委員会委員長、保護観察所長、入国者収容所長、地方入国管理局長、法務総合研究所長、法務総合研究所支所長	訓告等は、文書の交付または口頭により行う	明記なし	
	公安審査委員会	上級監督者から部下職員に対する指導、監督上の実際の措置として実施					
	公安調査庁	「公安調査庁職員の訓告等に関する訓令」(平成18年5月9日公安調査庁訓第9号)	①訓告 ②嚴重注意 ③注意	(訓告等) 第1条 公安調査庁の職員が国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する場合において、服務の厳正を保持し、又は当該職員の職務の履行に関して改善向上を図るため必要があると認められるときは、当該職員の監督上の措置として、訓告、嚴重注意又は注意を行うことができる。 2 訓告は、職員の責任が重いと認められる場合に、当該職員の責任を自覚させ、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員を指導する措置として行うものとする。 3 嚴重注意および注意は、職員の責任が訓告を行うまでには至らないと認められる場合に、当該職員の責任を確認し、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員に注意を促す措置として行うものとする。	長官、総務部長、調査第一部長、調査第二部長、研修所長、公安調査局長	訓告等は文書の交付または口頭により行う	公安調査局及び管内公安調査事務所の職員についての措置案は、「懲戒事案等の取扱いについて」(昭和60年3月25日公調職発第224号次長依命通達)により長官の承認を受ける
外務省	「外務省職員の訓告に関する規則」(平成17年3月29日訓令第7号)	①嚴重訓戒 ②訓戒 ③嚴重注意 ④注意	第二条 訓告は、職員の行為が次の各号のいずれかに該当する場合であって、国家公務員法第八十二条に規定する懲戒処分を行うまでに至らない場合に、当該職員にその責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するために、当該職員に対する指導監督上の措置として行うことができる。 一 規律維持を怠った場合 二 責任をもって職務の遂行にあたらなかった場合 三 職務の遂行に当たり上司の指揮監督に従わなかった場合 四 部下の監督を怠った場合 五 外務省の職務に関する規則又は命令に違反する行為があった場合 六 職務の内外を問わず職員としての信用を害し、又はその品位を失う行為があった場合 第三条 訓告は、当該職員の具体的行為の態様及び情状に応じ、嚴重訓戒、訓戒、嚴重注意又は注意の四段階で行うものとする。	(抜粋) 第三条 訓告は、外務大臣、事務次官、官房長又は人事課長が、当該職員に対し、文書又は口頭でこれを行なう。		明記なし	
財務省	上級監督者から部下職員に対する指導、監督上の実際の措置として実施						
	国税庁	「国税庁職員訓告規程」(昭和28年10月6日国税庁訓令特第27号)	訓告	(訓告の目的) 第2条 訓告は、非違の行為を犯した職員または当該非違の行為を犯した職員の監督者に対して懲戒処分を行う範囲に該当しない者に対して行うものとする。 2 前項にいう非違の行為とは、次に掲げるものをいう。 一 国家公務員法または人事院規則に違反した行為 二 職務上の義務に違反し、職務を怠った行為 三 国民全体の奉仕者としてふさわしくない非行	任命権者(委任を受けた者を含む。)	訓告は、別に定める文書を交付することにより行う。	明記なし
文部科学省	「文部科学省本省職員の訓告等に関する規程」(平成13年文部科学省訓令第6号)	①訓告 ②嚴重注意	(訓告の目的) 第2条 訓告等は、非違の行為を犯した職員又はその監督者で懲戒に該当するに至らないものに対して、注意を喚起し、その服務を厳正ならしめることを目的とする。 2 訓告は、非違の行為又は監督者の責任の程度が重いと認められる場合に行い、嚴重注意は、訓告に該当するに至らないと認められる場合に行う。	任命権者又はその指定する上級の職員	訓告等は文書を交付することによって行う(ただし、嚴重注意は口頭で行うことができる)	明記なし	
	文化庁	「職員の訓告等に関する規程」(昭和43年6月25日文化庁訓令第3号)	①訓告 ②嚴重注意	第2条 訓告等は、非違の行為を犯した職員またはその監督者で懲戒に該当するに至らないものに対して、注意を喚起し、その服務を原形ならしめることを目的とする。 2 訓告は、非違の行為又は監督者の責任の程度が重いと認められる場合に行い、嚴重注意は、訓告に該当するに至らないと認められる場合に行う。	任命権者またはその指定する上級の職員	訓告等は、文書を交付することによって行う(ただし、嚴重注意は口頭で行うことができる)	明記なし

府省名	規程の名称	矯正措置に係る規程の内容				
		種類	定義、実施基準等	措置権者	実施手続・方法	報告
厚生労働省	「厚生労働省職員の訓告等に関する規程」(平成19年3月30日厚生労働省訓第13号)	①訓告 ②厳重注意	(抜粋) 第二条 職員の非違行為の程度が、懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的軽いと認められる場合には、訓告を行うものとする。 2 職員の非違行為の程度が、前項に規定する訓告を行うまでには至らないと認められる場合には、厳重注意を行うものとする。	厚生労働大臣、官房長、各局長、政策統括官、統計情報部長、大臣官房の各課長、施設等機関の長、地方支分部局の長、外局の長 等	訓告は、事由を明記した文書を交付 厳重注意は、事由を明記した文書を交付(ただし、程度が比較的軽いと認められる場合には口頭で行う)	明記なし
社会保険庁			本省の規定と同じ			
中央労働委員会			本省の規定と同じ			
農林水産省	「懲戒事項等の取扱いについて」(昭和47年5月18日付け農林事務次官通達)	①訓告 ②厳重注意 ③口頭注意	規定なし	任命権者	「懲戒事項等取扱要領の運用について」により詳細に規定	第6 任命権者は、懲戒処分、矯正措置または分限処分を行ったときは、その旨をすみやかに秘書課長に報告するものとする。 ※発生時、協議時、審査委員会諮問時の各段階で秘書課報告
林野庁	「懲戒事項等の取扱いについて」(平成17年2月1日) 「職員の意に反する降任及び免職、懲戒処分等の取扱いについて」(昭和43年6月7日付け43林野人第466号林野庁長官通達)	①訓告 ②厳重注意 ③口頭厳重注意	規定なし	本省規定に準じて事務を処理するとされている。	本省規定に準じて事務を処理されている。	明記なし
水産庁			本省の規程に準じて実施			
経済産業省			懲戒処分に準じた取扱いとしており、過去の前例等を勘案し実施			
資源エネルギー庁			懲戒処分に準じた取扱いとしており、過去の前例等を勘案し実施			
特許庁			懲戒処分に準じた取扱いとしており、過去の前例等を勘案し実施			
中小企業庁			懲戒処分に準じた取扱いとしており、過去の前例等を勘案し実施			
国土交通省	「国土交通省職員の訓告等に関する訓令」(平成14年5月30日国土交通省訓令第35号)	①訓告 ②厳重注意	国土交通省の職員が国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する場合において、同条の懲戒処分を行うまでに至らないと認めるときは、指導監督上の措置として行うことができる。 (訓告等) 第2条 職員の非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的軽いと認められる場合には、訓告を行うものとする。 2 職員の非違行為が、前項に規定する訓告を行うまでに至らないが、指導監督上の措置を要すると認められる場合には、厳重注意を行うものとする。	大臣、官房長、各局又は各部の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長 等	訓告は、事由を明記した文書を交付 厳重注意は、事由を明記した文書を交付(ただし、程度が比較的軽いと認められるものについては口頭で行う)	明記なし
船員労働委員会			本省の規程と同じ			
気象庁	「訓諭措置について」(昭和62年1月14日制定)	①訓告 ②書面による厳重注意 ③口頭による厳重注意	(1)訓告 違反行為の程度 懲戒処分を要しないと認められる事件 (2)書面による厳重注意 違反行為の程度 訓告の措置を要しないと酌量される事件 (3)口頭による厳重注意 違反行為の程度 訓告、書面厳重注意の措置を要しないと酌量される事件	(1)訓告 任命権者 (2)書面による厳重注意 訓告と同じ (3)口頭による厳重注意 原則として、書面厳重注意と同じ。	各任命権者は事故報告に併せ、本庁と協議するものとし、本庁は必要に応じ適宜指導を行う。	
海上保安庁	「海上保安庁職員の懲戒手続き等に関する訓令」(昭和48年12月3日海上保安庁訓令第38号)	①訓告 ②厳重注意	(定義) 第2条 (4) 説諭処分 規律違反行為を行った職員について、懲戒処分を行うことを要しないと認められる場合に、指導監督上の措置として行う処分	監督者(本庁各部の長、首席監察官、海上保安大学校長、海上保安学校長、管区海上保安本部長)	訓告及び厳重注意は、事由を明記した文書の交付により行う(ただし、厳重注意のうち程度が比較的軽いと認められるものについては口頭で行う)	懲戒審査委員会に規律違反行為に係る調書を作成し、提出。措置結果については明示なし。

海難審判庁	「海難審判庁職員の懲戒手続等に関する訓令」(平成9年3月31日訓令第1号)	①訓告 ②注意	(定義) 第2条 (2)「説諭処分」とは、職員に懲戒処分を行うことを要しないと認められる場合に、注意を喚起するために行う処分をいう。 (説諭処分) 第7条 3 説諭処分として行う処分は、訓告又は注意(略)	所属長(海難審判庁職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第2条第1項第1号に規定する者)	訓告にあつては、文書の交付により、注意にあつては文書または口頭によりそれぞれ理由を明示して行う。	所属長が長官に報告
矯正措置に係る規程の内容						
府省名	規程の名称	種類	定義、実施基準等	措置権者	実施手続・方法	報告
環境省	「環境省職員の訓告等に関する規程」(平成16年6月16日環境大臣決定)	①訓告 ②嚴重注意	(訓告等) 第2条 訓告等は、職員の非違行為が懲戒処分を行うまでに至らないとされた場合に、当該職員に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するため、当該職員に対する指導監督上の措置として行うものとする。 2 非違行為が、前項に規定する訓告を行うまでに至らなくても、必要と認められる場合には、嚴重注意を行うものとする。	・訓告一任命権者 ・嚴重注意一措置権者(環境大臣、事務次官、官房長、局部長、官房各課長、環境調査研修所長、国立水俣病総合研究センター所長、地方環境事務所長)	訓告等は、事由を明記した文書を交付して行う(特段の事情がある場合には、口頭により嚴重注意を行うことができる)	・任命権の委任を受けた職員が訓告を行った場合、官房秘書課長に報告 ・措置権者は嚴重注意を行った場合、官房秘書課長に報告
防衛省	「訓戒等に関する訓令」(昭和31年6月12日防衛庁訓令第33号)	①訓戒 ②注意	(訓戒等) 第2条 隊員の規律違反があつた場合に、当該違反が軽微であつて自衛隊法第46条に規定する懲戒処分を行うまでに至らないと認めるとき及び一般職に属する職員の規律違反があつた場合に、当該違反が軽微であつて国家公務員法第82条に規定する懲戒処分を行うまでに至らないと認めるときは、当該隊員の懲戒権者及びその指示又は承認を受けた者(以下「懲戒権者等」という。)は、当該隊員に対して、訓戒を行うことができる。 2 前項の場合において、訓戒を行うまでに至らないがこれを不問に付することも適当でないときと認めるときは、懲戒権者等は、当該隊員に対して、注意を行うことができる。	(訓戒等の手続) 第3条 懲戒権者等は、前条の規定により訓戒等を行う場合には、当該隊員に訓戒の場合にあつては訓戒書(別記様式第1号)を、注意の場合にあつては注意書(別記様式第2号)を交付して訓戒等の申渡しを行うものとする。 2 前項の規定による訓戒等の申渡しは、懲戒権者等みずから当該隊員に当該訓戒等の内容を申し渡して行わなければならない。ただし、やむをえない事情がある場合には、職務執行上当該懲戒権者等の次位にある職員に命じて訓戒等の申渡しを行わせ、又は訓戒の場合にあつては訓戒書を、注意の場合にあつては注意書を当該職員に送付して訓戒等の申渡しに代えることができる。	懲戒権者等は、3佐以上若しくは4級以上の職員に対し訓戒を行ったとき又は1佐以上若しくは7級以上の職員に注意を行ったときは上級の懲戒権者に順序を経て報告	

(注) 当省の調査結果による。

表3-(1)-⑬ 矯正措置に係る量定の基準を定めている例

府省等名	実施方針、量定基準の概要
法務省矯正局	<p>矯正管区や矯正施設において道路交通法令違反者に対する処分等が区々となっているとして、「道路交通法令違反者に対する職責等について」(平成18年5月26日付け法務省矯総第3451号)により、速度超過の程度別に標準例を作成し、①20 km/h未滿の速度超過を注意、②20 km/h以上30 km/h未滿の速度超過を嚴重注意、③30 km/h以上40 km/h未滿の速度超過を訓告とするほか、違反点数が1点の事案は注意又は不問(要指導)、同2～3点の事案は嚴重注意又は注意などと規定している。</p>
農林水産省	<p>「交通事故に対する処分方針」(昭和44年農林水産省懲戒事項等審査委員会決定)別表において、交通事故及び交通違反に対する行政処分の点数制度における点数に準じた目安を示している。</p>
防衛省	<p>(内局を除く各機関別に適用する基準—防衛医科大学校の例) 「懲戒処分等の基準に関する達」(平成6年3月29日付け防衛医科大学校達第1号)において、①秘密保全義務違反で軽微な場合、②身分証明書等の亡失、③過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊で軽微な場合、④私有車両運転に伴う悪質な交通法規違反として、最高速度超過15 km/h以上30 km/h未滿(高速自動車国道等では20 km/h以上40 km/h未滿の速度違反の場合等)には、訓戒又は注意としている。</p> <p>そのほか、省全体に適用する基準として、①「情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について(通達)」(18.5.29防人1第5029号事務次官通達)、②「海外渡航承認申請義務に関する懲戒処分等の基準について(通達)」(18.12.28防人計第11763号事務次官通達)を作成し、例えば、1回無断渡航した場合には戒告、訓戒又は注意としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 懲戒処分の適正な公表

勸 告	説明図表番号
<p>非違行為を行った職員に対し厳正に懲戒処分を行ったことを公表することは、公務に対する国民の信頼の回復を図るとともに、職員の服務規律の遵守の徹底及び同種事案の再発防止を図ることが期待できるとの観点から、人事院は、懲戒処分の公表が各府省等において適正に行われるよう公表指針を策定し、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示している。当該指針においては、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分について、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除き、原則、事案の概要等を公表することとされている。</p>	<p>表3-(2)-①</p>
<p>公表指針を踏まえ、独自の規程を作成している機関が7府省の本府省等8機関みられるが、未作成の機関にあっても、懲戒処分事案を同指針に則して公表することとしている。</p>	<p>表3-(2)-②</p>
<p>また、推進方策通知においても、懲戒処分の透明性の向上を図る観点から、迅速な公表を行うこととされている。</p>	<p>表3-(1)-⑨ (再掲)</p>
<p>なお、防衛省は、人事院の公表指針の適用を受けないが、同指針と同旨の「懲戒処分の公表基準」(平成17年8月2日付け防人1第5996号)を作成しており、同基準に基づき、懲戒処分の公表を行うこととしている。</p>	
<p>今回、全16府省の本府省等33機関における懲戒処分事案の公表状況について調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>各府省(防衛省を除く。)が平成19年に行った懲戒処分事案全565件について、その公表状況を調査したところ、各府省が公表対象であるとした事案は394件あり、うち、i) 公表したものが335件(85.0%)、ii) セクハラなど被害者本人が公表を望まず、仮に公表した場合に同人のプライバシー等権利利益を侵害するおそれがあったこと等を理由に公表しなかったものが59件(15.0%)となっている。また、各府省が公表対象外であるとした事案は171件あり、うち、iii) 公表しなかったものが159件(93.0%)、iv) 警察発表に基づく報道がされたことや職責が重いこと等を理由に公表したものが12件(7.0%)となっている。</p>	<p>表3-(2)-③</p>
<p>人事院は、公表指針における「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為」についての考え方について、個別具体の事案に則して判断すべきものであるが、基本的には、懲戒指針に掲げる標準例の「公務外非行関係」や「飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係」(業務として運転中の場合を除く。)に該当するような事案が「職務に関連しない行為」に、その他の行為は「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為」に該当するとしており、職務外での、自家用車の運転中に起こした交通事故や速度超過等の交通違反、けんか等の公務外非行に対して行われた停職以上の処分事案が公表対象となっている。</p>	
<p>こうした考え方を踏まえ、今回調査した地方支分部局等133機関のうち、当該機関の長に所属職員の任命権(懲戒権)が委任されている12府省91機関におい</p>	<p>表3-(2)-④</p>

て、平成17年から19年7月末までに実施された懲戒処分事案293件から抽出した184件について、当該指針に照らし合わせてみたところ、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち免職又は停職である懲戒処分に該当すると考えられる事案であり、かつ、公表指針において公表の例外とされている被害者等の権利利益の侵害のおそれがあると考えられないにもかかわらず公表していない例が12件みられた。

これらの中には、無届けで兼業し報酬を得ていたとして減給処分とした例、手当の不適正受給により戒告処分とした例等がみられる。

したがって、関係府省は、一連の不祥事により低下した行政及び公務員に対する信頼の回復を図るとともに職員の服務規律の遵守を徹底し、同種事案の再発防止を図る等の観点から、人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表する必要がある。(法務省、農林水産省、国土交通省)

表3-2-① 懲戒処分の公表指針に関する通知

○ 懲戒処分の公表指針に関する通知について

(平成15年11月10日付け人事院総務局通知) <抜粋>

1 (略)

2 本指針は、(1)公務に対する国民の信頼に影響を及ぼすような非違行為を行った職員に対し厳正に懲戒処分を行ったことを公表することにより、公務に対する信頼の回復を図ること、(2)公表により他の職員の服務規律の確立を促し、同種事案の再発防止を図ること、を目的とする懲戒処分の公表が各府省等において適正に行われるよう、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示すものである。

3 (略)

4 本指針により公表を行った場合、職務に関連しない交通事故や速度超過等の交通違反、けんかなどに対して行われた減給以下の処分を除いた懲戒処分が公表されることとなる。

表3-(2)-② 各府省における懲戒処分に係る公表規程の策定状況

府省名	機関名	規程の名称	公表対象	備考
内閣府	本府	内閣府本府における懲戒処分の公表基準について(平成16年3月12日付け大臣官房長決定)	人事院指針に同じ	—
国家公安委員会	警察庁	「懲戒処分の発表の指針」の制定について(平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号)	人事院指針に加え、以下の内容を追加 「行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分」	・平成16年4月改正 ・懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置について準用
総務省	本省	総務省職員(外局及び特別職の職員を除く。)の懲戒処分に関する公表基準(平成15年12月制定。秘書課長通知)	「懲戒処分はすべて公表する。ただし、職務に関連しない行為に係る減給または戒告の処分若しくは公表を行った場合に被処分者以外の者の権利利益を害するおそれが高いなどの理由により公表が適当でないと認められる懲戒処分にあってはこの限りではない。」	—
	消防庁	消防庁職員の懲戒処分に関する公表基準(平成15年12月24日消防総第573号)	「懲戒処分はすべて公表する。ただし、職務に関連しない行為に係る減給または戒告の処分若しくは公表を行った場合に被処分者以外の者の権利利益を害するおそれが高いなどの理由により公表が適当でないと認められる懲戒処分にあってはこの限りではない。」	—
文部科学省	本省	文部科学省本省における懲戒処分の公表基準(平成13年11月15日付け人事課長裁定)	人事院指針に同じ	・公表の方法として、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については記者会見を行うこととしている。
厚生労働省	社会保険庁	懲戒処分の公表について(平成15年12月4日付け庁人発第1204001号)	人事院指針に加え、以下の内容を追加 国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分	—

府省名	機関名	規程の名称	公表対象	備考
国土交通省	海上保安庁	懲戒処分の発表の指針（平成 13 年 3 月 19 日付け保総人第 181 号）	①職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分 ②私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分 ③①及び②に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分	・平成 15 年 11 月改正 ・懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置について準用
防衛省	本省	懲戒処分の公表基準について（通達）（平成 17 年 8 月 2 日付け防人 1 第 5996 号）	(1)職務遂行上の行為又はこれに関連する行為（私的行為以外の行為をいう。）に係る懲戒処分 (2)職務に関連しない行為に係る懲戒処分について、免職、降任又は停職である懲戒処分	・公表内容として、警察その他の公的機関により、被処分者の指名が公表されている場合には、氏名も含めて公表するものとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表3-②-③ 懲戒処分事案の公表状況(平成19年)

(単位：人)

処分の事由 (態様別)	一般勤務関係				通常業務処理関係				公金官物取扱関係				横領等関係				
	公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		
	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	
処分の種類	免職	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	11	0	0	0
	停職	13	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	減給	32	20	0	0	17	0	0	0	5	1	0	0	6	2	0	0
	戒告	15	8	0	0	31	0	0	0	11	0	0	0	47	15	0	0
合計	61	30	0	0	55	0	0	0	17	1	0	0	66	17	0	0	

処分の事由 (態様別)	収賄・供応等関係				交通事故・交通法規違反関係				公務外非行関係				監督責任関係				合計							
	公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象			公表対象外			合計	
	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	計	公表	未公表	計		
処分の種類	免職	8	0	0	0	6	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	48	0	48	0	0	0	48
	停職	2	0	0	0	13	0	0	0	23	1	0	0	1	0	0	0	58	3	61	0	0	0	61
	減給	13	0	0	0	0	0	3	26	1	0	5	66	4	5	0	0	78	28	106	8	92	100	206
	戒告	23	1	0	0	0	1	1	42	3	0	3	25	21	3	0	0	151	28	179	4	67	71	250
合計	46	1	0	0	19	1	4	68	45	1	8	91	26	8	0	0	335	59	394	12	159	171	565	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「公表対象」欄は、人事院が作成した「懲戒処分の公表指針」において示されている、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分数を示し、「公表対象外」欄は職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、減給又は戒告である懲戒処分数を示す。

3 防衛省については、懲戒処分を独自の基準に則し実施しており、本表の「処分の事由」欄の区分と異なる分類をしているため、本表の実績から除外した。

表3-2-④ 人事院の公表指針において公表対象と考えられる懲戒処分事案を公表していない例

番号	事案の概要	処分年月日	事由	種類	未公表理由	府省名
1	マンションから戸建て住宅に転居したものの、転居届を提出せず、31月間にわたり、不正にマンション居住時の住居手当を受給し続けたもの。	平成17年3月15日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
2	許可を得ないまま、某社とツーリングガイドの業務委託契約を締結し報酬を得ていたもの。	平成17年3月28日	兼業の承認等を得る手続のけ怠	戒告	手続きをした場合においても認められない兼業を行っていたものであることから、「兼業の承認を得る手続きのけ怠」ではないと判断したものである。	農林水産省
3	過去にコンビニエンスストアとファーストフード店においてアルバイトしていたことが第三者の通報で判明したものの。	平成17年3月30日	兼業の承認等を得る手続のけ怠	戒告	手続きをした場合においても認められない兼業を行っていたものであることから、「兼業の承認を得る手続きのけ怠」ではないと判断したものである。	農林水産省
4	所得が扶養親族の限度額を超えていたにもかかわらず、漫然と放置し、扶養手当を不正に受給したものの。	平成17年11月28日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
5	扶養親族の所得が増え、扶養手当の受給資格を失ったにもかかわらず、認定の取消を届け出しておらず、扶養手当として合計288,448円を不正に受給したものの。	平成18年4月3日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
6	扶養親族のアルバイト先の雇用主に対して、扶養親族の認定を受けている旨を説明し、限度額を超えないよう依頼していたものの、途中所得状況の確認を怠り、結果として、扶養手当を不正に受給したものの。	平成18年4月3日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
7	許可を得ないまま、タトゥースタジオにおいてアルバイトを行い報酬を得ていたもの。	平成18年4月16日	兼業の承認等を得る手続のけ怠	減給1月(1/10)	手続きをした場合においても認められない兼業を行っていたものであることから、「兼業の承認を得る手続きのけ怠」ではないと判断したものである。	農林水産省
8	勤務中における課内の会話に対し、自分の悪口を言われていると誤解し、いきなり席を離れ、行方不明となり、その後、38時間15分間にわたり勤務を欠き、その間自己の職務を放棄したものの。	平成18年9月15日	欠勤(10日以内)	減給3月(1/10)	局人事課の担当者が、公表指針を認識していなかったため	国土交通省
9	所得が扶養親族の限度額を超えていたにもかかわらず、漫然と放置し、扶養手当を不正に受給したものの。	平成19年1月5日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
10	所得が扶養親族の限度額を超えていたにもかかわらず、漫然と放置し、扶養手当を不正に受給したものの。	平成19年1月9日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
11	被扶養者としての資格を喪失しているにもかかわらず、自己が扶養している旨の不正な申告を行い、共済組合に被扶養者にかかる医療費(100万円超)を支払わせたもの。	平成19年2月28日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	関係者のプライバシー保護等の観点から、公表の例外として認められていると判断したため。	法務省
12	住居手当の支給要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の申請により、36か月間、住居手当を不正に受給したものの。	平成19年3月16日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表に掲載した事例は非違行為者の所属府省等において公表していないものである。
 3 本表の事例のほか公表対象となるセクハラ等関係事案が11件みられたが、いずれも公表指針の公表の例外規定となる被害者心情への配慮を未公表理由としている。

(3) 再発防止対策の一層の推進

勸 告	説明図表番号
<p>各府省では、組織的な非違行為等社会的な影響の度合いが高い不祥事については、原因究明のための組織を設置し、組織の改廃を含む再発防止策を講じているほか、その他の非違行為についても、公務上の非違行為や交通事故・交通法規違反を中心に再発防止に係る周知・啓発等を繰り返し行っている。</p>	<p>表 3-(3)-① 表 3-(3)-②</p>
<p>今回、広島及び兵庫労働局の不正経理事案に端を発し、会計検査院が平成 17 検査年次から 18 検査年次にわたって 47 都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対して実施した検査を契機として、多数の被処分者を出した都道府県労働局の不正経理事案について、その後の再発防止対策の実施状況や法令等遵守態勢の推進状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表 3-(3)-③</p>
<p>ア 厚生労働省における再発防止対策の実施状況</p>	
<p>厚生労働省では、当該会計検査の結果を受け、「都道府県労働局における不正経理の再発防止等について」（平成 18 年 11 月 10 日付け地発第 1110001 号地方課長通知）を発出し、この中で「都道府県労働局不正経理等防止対策要綱」を示している。同省では、当該通知に基づき、法令遵守に係る内部統制の確立の観点から、①労働局における再発防止対策の実施状況の点検・評価、②会計監査結果の問題点の分析、③労働局に係る内部通報の受付・処理、④法令遵守に関する職員研修計画の策定等を行うため、大臣官房地方課に地方支分部局法令遵守室を設置している。</p>	
<p>また、労働局では当該通知のほか、「不正経理等の再発防止策の具体的な実施方法等について」（平成 19 年 3 月 15 日付け地発第 0315003 号地方課長通知）に基づき、①会計事務取扱マニュアルの活用、②予算の計画的な執行等、③勤務時間管理及び超過勤務手当の支給の適正化、④関係書類の保存、⑤地方研修における外部講師の活用、法令遵守内容の盛り込み、⑥定期的な内部点検の実施、⑦内部監査の徹底、⑧人事交流、民間人登用の推進等を図ることとされている。</p>	
<p>その後、厚生労働省では、労働局が講じた不正経理等の再発防止策に係る評価結果を平成 19 年 10 月に取りまとめ、要改善事項を個別の労働局に指摘しており、指摘を受けた労働局は、これに基づき改善措置を講じている。</p>	<p>表 3-(3)-④</p>
<p>さらに、平成 19 年度には、「平成 19 年度における内部点検の実施方法について」（平成 19 年 10 月 30 日付け地発第 1030007 号地方課長通知）に基づき、労働局本局のみならず労働基準監督署及び公共職業安定所を含めた内部点検を行っており、大臣官房地方課では、この内部点検結果のほか、会計監査指導や中央監察の結果を受け、平成 20 年 12 月に評価を実施している。</p>	
<p>これらの取組については、平成 19 年に不正な金銭の作出等の重大な処分事案は発生していないことから、一定の効果が上がっているものと考えられる。しかし、会計検査院が平成 18 年 12 月に長野労働局に対して実施した会</p>	

<p>計実地検査において、公共職業安定所等における超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合について指摘した直後に、同労働局長が各安定所等において保管している当該不整合に関する証拠資料を廃棄するよう指示していたことが判明するなど、平成19年に公金官物取扱関係の事案で都道府県労働局の計10人が処分されており、不正な取扱いの根絶には至っていない。</p>	表3-(3)-⑤
<p>イ 法令等遵守態勢の一層の推進</p>	
<p>調査した10労働局の法令等遵守態勢全般に関連して、①法令等遵守に関する事項の意思決定機関の整備、②法令等遵守事項の規定と職員に対する明示、③法令等遵守に関する活動計画の策定、④法令等遵守に関する統括的部門・担当官の配置、⑤法令等遵守に関する情報収集体制の整備、⑥内部監査の実施、⑦法令等遵守状況に関する把握活動（自己点検、モニタリング）の実施、⑧法令等遵守に関する研修、周知・啓発活動の推進、⑨法令等遵守状況に関する上級庁への報告の実施、⑩その他、非違行為事案の情報提供による再発防止策の実施の各分野における取組状況をみたと、本省の指示・指導の下、すべての労働局において一定の取組がなされていたが、非違行為の発生状況等を分析した資料の共有を一部の幹部職員のみ限定している例や、労働局本局に所属する非常勤職員に対する服務関係の研修が不十分となっている例がみられた。</p>	表3-(3)-⑥
<p>その後、厚生労働省は、「職員が関与した雇用保険の不正受給、職員による虚偽の労災給付関係書類等の作成など業務執行面等における職員の非違行為が発生するなど、公務員倫理の徹底と綱紀保持という観点からは、未だ不十分である」として、不正経理に限らず、業務全体をも含めた法令等遵守の徹底を図ることを目的に、「都道府県労働局における法令遵守の徹底について」（平成20年12月19日付け地発第1219005号地方課長通知）を発出し、この中で従前の都道府県労働局不正経理等防止対策要綱に代わる、「都道府県労働局法令遵守要綱」を示している。</p>	
<p>都道府県労働局法令遵守要綱では、新たに、業務執行面等における非違行為について労働局内で共有することや、公務員倫理や法令遵守に関する研修を平成22年度までの集中検証期間内にすべての職員が受講できるよう努めること等が盛り込まれているものの、各府省の中には、職務外を含む非違行為事案を職員に幅広く周知・啓発している例や非常勤職員に対する服務関係研修を的確に実施している例があることから、非違行為事案を職員に幅広く周知するとともに、非常勤職員に対しても服務関係の研修を徹底して実施する余地はあるものと考えられる。</p>	表3-(3)-⑦
<p>一方、調査した労働局について、所管業務が法令等違反に繋がりがやすいリスクを有しているかについての認識を調査したところ、様々なリスク要因を認識している中で、特に個人情報や企業情報を扱うことにより情報漏えいを起こすおそれを感じているものが、8労働局全92課室のうち87課室にのぼ</p>	表3-(3)-⑧
	表3-(3)-⑨

るなど、労働局では特に個人情報等の漏えいに対して危機感を有している状況がみられる。

したがって、厚生労働省は、都道府県労働局の職員が所管業務に対して有しているリスクの認識を持続させ、法令等遵守の確立に向けた一層の推進を図る観点から、職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るなどの取組を行う必要がある。

表3-3-① 過去に発生した主な不祥事において、原因究明のための組織を設置し、組織の改廃を含む再発防止策を講じた例

発生年	府省名	事案の概要	原因究明のための組織等	主な再発防止策
平成13年	外務省	要人外国訪問支援室長が首相の外国訪問の際、宿泊費差額を水増し請求して約5億円の内閣官房機密費を詐取し、競走馬の購入等私的に流用	大臣官房調査委員会 外務省機能改革会議	<ul style="list-style-type: none"> ・要人外国訪問支援室の廃止 ・本省業務について、新たに監察制度を設け、在外公館に対する現行の査察と併せ、監察査察制度を創設 等
17年	経済産業省	大臣官房企画室において、十数年にわたって、外郭団体の調査研究費の残余金が適切に処理されていなかった上、企画室長による私的流用が判明	外部調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・官房総務課企画室の廃止 ・職員の服務義務違反等に関する処分の状況、綱紀粛正に関する措置、予算執行に関する監査の実施等について調査審議するため、大臣を本部長とする監察本部を設置 ・服務義務違反等の通報システムの整備 等
18年	防衛施設庁	平成18年1月30日、平成16年度に東京防衛施設局発注の三宿病院空調工事ほか2件の入札に関し、競売入札妨害（談合）の容疑により、技術審議官等幹部職員が逮捕、同年2月20日、起訴	防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛施設庁を廃止し、防衛省本省に統合 ・一般競争入札方式を18年度から2億円以上にまで拡大 ・学識経験者等によって構成される第三者機関として、防衛施設庁本庁、地方局に公正入札調査会議等を設置 ・その他、「再就職」、「懲戒処分等の基準の明確化」、「人事管理」、「組織」、「公益法人」等の各分野に関する改善措置 等

(注) 人事院の年次報告書、各府省の資料による。

表3-(3)-② 各府省における不祥事の再発防止に係る周知・啓発のための通知の例

<p>○ 「平成18年度において職員不祥事防止対策として実施すべき施策について」 (平成18年4月17日付け矯正局職員不祥事防止対策委員会委員長事務連絡) <抜粋></p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">平成18年度において職員不祥事防止対策として実施すべき施策</p> <p>(注) 以下、項目、細目のみ掲出</p> <p>1 研修の充実</p> <p>(1) 効果的な研修の実施(矯正施設)</p> <p>(2) 研修実施状況の確認及び検証(矯正局、矯正管区)</p> <p>(3) 矯正研修の充実(矯正研修所、矯正研修支所)</p> <p>(4) 研修及び研修資料の充実(矯正局)</p> <p>(5) 効果的な研修方法の研究と研修担当職員のレベルアップ(矯正研修所、矯正研修支所)</p> <p>2 職員不祥事防止対策委員会の活用(矯正管区、矯正施設)</p> <p>3 不祥事防止策の徹底</p> <p>(1) 職員面接制度の充実・強化と組織一体感の醸成(矯正施設)</p> <p>(2) 不適正処遇の防止策(矯正施設)</p> <p>(3) 経理事故等の防止策(矯正管区、矯正施設)</p> <p>○ 「飲酒運転等の防止策について(通知)」 (平成19年5月21日付け仙管総第2073号仙台入国管理局長通知) <抜粋></p> <p>飲酒運転の防止については、日頃から注意喚起しているところですが、公務員が飲酒運転により事故を起こす状況が跡を絶ちません。出入国管理行政に対する国民の期待と関心が高まっている現状において、当局職員にはより一層高い倫理観が求められており、改めていうまでもなく飲酒運転は絶対に行ってはいけないものです。</p> <p>ついては、飲酒運転防止の対策として、簡易型呼気中アルコール濃度検査機(以下「アルコールセンサー」という。)を各課・部門・出張所に配備することとしましたので通知します。</p> <p>なお、アルコールセンサーの取扱いは、下記のとおり実施し、飲酒運転の撲滅に向けて尽力願います。</p> <p>おって、窓口業務や行政指導等の業務においても、必要に応じ活用願います。</p> <p>1 アルコールセンサー管理者(略)</p>

(3) 管理者は、アルコール検査を行った結果、呼気中アルコール濃度が 0.00mg 以外の値が表示された場合には、その者に運転を命じてはならない。

(4) 管理者は、窓口業務、行政相談等で外部の者と対応する業務に就く職員について、必要があれば、アルコール検査を命じ、その結果、呼気中アルコール濃度が 0.00mg 以外の値が表示された場合には、その業務に従事させないよう配慮しなければならない。

2 運転者等 (略)

○ 「飲酒運転未然防止の徹底等について」(平成 18 年 9 月 19 日付け保監第 22 号本庁各部長、海上保安大学校長、海上保安学校長、各管区海上保安本部長あて海上保安庁首席監察官通知)

本年 8 月下旬に発生した飲酒運転による追突事故(地方公務員)は、幼児 3 名死亡という痛ましい結果を招き、全国に衝撃を与えたところである。その後も、連日、飲酒運転による事故の報道がなされ、飲酒運転に対する非難・厳罰化の世論の高まりをうけて、原則免職という方針を打ち出す自治体も出ていることは周知のとおりである。

当庁においては、本年は幸い職員による飲酒運転やそれに伴う事故事案の発生はみえないものの、昨年以前の 10 年間を見ると、死亡事故等の重大な事案はないが毎年数件の検挙事例が発生しており、その中には特異な事例として、二日酔いを酒気帯び運転とされた事例や飲酒運転の車に同乗して酒気帯び運転幫助罪に問われた事例も含まれている。

事故を伴わない飲酒運転事案であっても、規律官庁である海上保安庁職員が起こせば、一般の公務員より厳しい目を向けられることは必定であり、当庁に対する国民の信頼を大いに損なうことはもちろん、重大な事故ともなれば営々と多くの職員が築き上げてきた評価を一瞬にして無に帰してしまうことになることに心を置き、また、職員に対する厳しい処分や被害者家族等の感情に思いを致し、貴職のみならず各層管理監督者をして、職員個々に改めて飲酒運転の撲滅に対する自覚を促すよう指導徹底を図られたい。

また、この種事案に対する職員の自覚を促すためには継続的な指導が求められるところ、イントラネット監察官のページに参考となる統計資料や事案を掲載し、随時更新をしているので、指導の一助として活用するとともに、個々職員が飲酒運転防止に対する自覚を再確認する機会として、定期的に関覧することも有益と思われるので、その旨を併せて周知されたい。

(注) 法務省、海上保安庁の資料による。

表 3 - (3) - ③ 都道府県労働局における不正経理関係の懲戒処分等数（平成 17 年～18 年）（単位：人）

区分	懲戒免職	停職	減給	戒告	計	訓告以下
兵庫労働局の不正経理（平成 17 年）を受けての処分	7	11	21	7	46	168
検査院の 17 検査年次の結果を受けての処分 【調査対象：25 労働局】	1	0	13	31	45	1,038
検査院の 18 検査年次の結果を受けての処分 【調査対象：22 労働局】	1	0	43	76	120	1,312
計	9	11	77	114	211	2,518

（注）厚生労働省の資料による。

表3-③-④ 不正経理等の再発防止策に係る評価結果等に対する改善措置状況

評価結果等	措置状況等
<p>1 各労働局に対し指摘を行った「主に改善を要すると認められる事項」等に係る改善措置状況について</p> <p>(1) 適正な会計事務処理体制の確立 ・予算執行職員の補助者の任命においては、特別の義務と責任が課せられ、国に対する弁償責任を負うことを説明すること (10局)</p> <p>(2) 予算の計画的な執行等 ・予算の執行に当たっては、年間事業計画に基づき予算の執行計画を作成するとともに、常に管理者が執行状況を把握し、効果的・効率的な予算執行が行われるよう適正な予算管理を行うこと (17局)</p> <p>(3) 公印等の適正な管理 ・公印等の適正な管理に当たっては、小切手振出等事務取扱規程第13条に基づき、小切手帳等の検査、確認を毎日行うこと (4局)</p> <p>(4) 物品の購入等に係る会計事務手続等の適正化 ・物品の管理等に当たっては、物品の計画的な調達と適正な運用管理を行うとともに、物品管理簿等への物品の移動記録の記載を徹底すること (5局)</p> <p>(5) 勤務時間管理及び超過勤務手当の支給の適正化 ・勤務時間管理及び超過勤務手当の支給の適正化に当たっては、平成19年3月30日付け事務連絡「超過勤務縮減対策に係る留意点について」に基づき、必要な措置を講じること (23局)</p> <p>(6) 内部監査の徹底 ・総務課に対する内部監査の実施に当たっては、当該課の職員以外の者から監査員を命じて実施すること (7局) ・効果的な内部監査が確実に実施される内容となっているか、内部監査実施要領の見直しを行うこと (3局)</p>	<p>全局措置済</p> <p>15局が措置済、2局が20年度に実施予定</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p>
<p>2 その他各労働局における取組状況等について</p> <p>(1) 各労働局における取組状況について</p> <p>① 法令遵守の体制整備 ・「〇〇労働局法令遵守推進計画」 ・「〇〇労働局法令遵守推進規程」の策定 ・法令遵守室の設置</p> <p>② マニュアル等の整備 ・局独自マニュアル「契約事務の基礎知識」の作成 ・「法令遵守管理マニュアル」の策定</p> <p>③ その他 ・「月別チェックリスト」による点検の実施 ・法令遵守委員会の議事概要を労働局ホームページやイントラネットに掲出し職員に周知</p> <p>(2) 好事例とされた取組等について、本省地方課より各労働局へ情報提供した、①参議院決算委員会（警告決議）の中継を記録したCD（大阪局）、②コンプライアンスカード（福井局）の活用状況について</p>	

(注) 厚生労働省の資料（平成20年8月現在）による。

表 3-(3)-⑤ 厚生労働省における公金官物取扱関係の処分状況（平成 19 年）

	行為・事由別	本省・地方等別	懲戒処分の種類別件数
1	超勤手当不適正処理	都道府県労働局	戒告（2名）
2	旅費の不正支出	都道府県労働局	戒告（2名）
3	旅費の不正支出	都道府県労働局	戒告（3名）
4	会計検査院に対する不適切対応	都道府県労働局	減給（1名） 戒告（1名）
5	失業給付金不適正処理	都道府県労働局	停職（1名）

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表中、4及び5は都道府県労働局不正経理等防止対策要綱が策定された平成18年11月以降に係る事案である。
 3 本表中、5は被処分者の配偶者の雇用保険失業給付金の受給に際し、受給手続きに便宜を図り、妻が給付金を不正受給した事案である。

表3-③-⑥ 都道府県労働局における法令等遵守に係る取組状況

区 分	取組状況
① 法令等遵守に関する事項の意思決定機関の整備	各労働局に局長、各部長等を構成員とする法令遵守委員会を設置
② 法令等遵守事項の規定と職員に対する明示	各労働局共通の法令等遵守に係る規程としては、①不正経理等防止対策要綱、②法令遵守委員会設置要綱、③会計経理及び庶務関係の内部監査実施要領を作成しているほか、局独自のものとして、④会計事故防止要綱（福岡労働局）、超勤縮減問題等検討委員会設置要綱（宮城労働局）、会計職員必携（岩手労働局）、「和歌山労働局法令遵守推進規程」などを作成 また、職員に明示している法令等遵守事項としては、厚労省及び労働局共通のものとして、「本省職員及び都道府県労働局幹部職員の行動規範」、また局独自のものとして「和歌山労働局職員の法令遵守等に関する行動規範」を作成
③ 法令等遵守に係る活動計画の策定	内部監査や研修に係る個々の年間実施計画を作成している労働局が大半。和歌山労働局では法令等遵守全体に係る推進計画として「年度和歌山労働局法令遵守推進計画」を作成
④ 法令等遵守の実施状況を総括する部門や担当官の設置	各労働局では法令遵守委員会の委員長に局長を指定。これとは別に和歌山労働局では、総務部長を法令遵守担当官に指定
⑤ 法令等遵守に関する情報収集体制の整備	【内部通報制度や通報窓口の周知】 当初、制度発足時等における文書回覧のみであったが、平成19年1月に地方支分部局等からの通報の窓口が変更されたことに伴い、厚労省ホームページにより常時掲出 和歌山労働局では、健全な組織は自浄能力が必要であるとして、独自に通報制度の処理要領を作成し窓口を開設 【非遵行為発生時の報告・連絡手順の作成】 保有個人情報漏えい事案や交通事故・交通法規違反事案に係る報告等手順を作成
⑥ 内部監査の実施	各労働局自らが、労働基準監督署及び公共職業安定所も対象に含めた会計事務の内部監査を実施するとともに、本省の会計事務監査指導を受検 また、業務監査としては、本省が実施する①中央職業安定監察、②中央労働基準監察、③中央雇用保険監察、④中央労災補償及び雇用均等監察、管理事務及び企画調整事務に関する中央監察を概ね2年に1回受検
⑦ 法令等遵守状況に関する把握活動（自己点検、モニタリング）の実施	「不正経理等再発防止チェックリスト」を用いた自己点検を実施
⑧ 法令等遵守に関する研修、周知・啓発活動の推進	【服務等法令遵守に係る研修の実施】 非常勤職員（相談員等）に対しては、労働基準監督署や公共職業安定所における研修が中心であり、労働局本局では一部を除きほとんど実施されていない。
⑨ 法令等遵守状況に関する上級庁への報告の実施	各種の不正経理等再発防止策の実施状況について本省が集約し、官房地方課及び地方支分部局法令遵守委員会の評価を踏まえ、各労働局に改善指示等を実施 その後の改善措置状況についても本省にて集約し、各労働局にフィードバック
⑩ 非遵行為事案の情報提供による再発防止策の実施	全国労働局総務部長会議等の会議資料である「都道府県労働局における懲戒処分等一覧」を署・所長等に配布しているが、一般の職員には回覧等未実施

(注) 当省の調査結果による。

表3-(3)-⑦ 非違行為事案を職員に幅広く周知している例

気人第1120号
平成18年12月25日

本庁総務部各課室官 長
庁内各部（除く総務部）総括課 課長
各施設等期間・海洋气象台 総務課長
（気象研究所、気象衛星センターは総務部長）
各管区総務部長・沖縄气象台次長

殿

（気象庁）総務部人事課長

当庁における懲戒処分等の事例について
（平成18年7月～12月に惹起した不祥事の措置事例概要）

標記について、別紙のとおり送付します。

本資料は、管理者が職員に対して適時・適切な指導をしていただくための参考資料として、最近の懲戒処分等の措置状況を取りまとめたものです。

職員に回覧・周知するとともに、会議や研修、職場内における指導等にも活用されるようお願いいたします。

表3-(3)-⑧ 非常勤職員等に対する服務、倫理、セクハラ等に関する研修の実施例

財中研第5号

平成18年4月19日

殿

財務総合政策研究所

中国研修支所長

平成18年度地方研修「採用者研修（非常勤職員等）」
の実施について

標記のことについて、下記により開催することとしたので、研修生を決定し実施されたい。

1 目的

非常勤（賃金）職員にも適用される国家公務員法等の服務関係法令について、遵守すべき事項を徹底し、職場等における厳正な綱紀の保持に資することを目的とする。

2 実施要領

(1) 対象者

各財務事務所、出張所に勤務する非常勤職員及び賃金職員の全員とする。

(2) 実施時期等

第1／四半期内に1回実施すること。

(3) 教科内容・日程

別紙2『「平成18年度地方研修「採用者研修（非常勤職員等）教科内容・日程」により実施すること。』

(4) 開催日時及び海上

各財務事務所、出張所において決定すること。

(5) 研修教材

別途送付する。

3 報告事項

実施後速やかに、下記資料を添付のうえ別添様式により報告すること。

- ・研修生名簿（様式は「別紙1」による）
- ・教科内容及び日程（「別紙2」様式に所要事項を記載すること。）
- ・出席簿（様式は「別紙3」による。欠席者は「欠席届」を添付すること。）

表 3-③-⑨ 都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況（1）

（単位：課室、％）

業務の特性	部・課（室）等の名称				
	総務部総務課	総務部企画室	総務部労働保 険徴収課（室）	総務部労働保 険適用課（室）	総務部労働保 険事務組合室
1 給付事業等、会計・経理に関する業務を行う	7 / 8	1 / 8	6 / 8	2 / 2	1 / 1
2 換金価値の高い物品を取り扱う	7 / 8	2 / 8	2 / 8	0 / 2	0 / 1
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	6 / 8	1 / 8	3 / 8	0 / 2	0 / 1
4 許認可等の行政手続を行う	1 / 8	0 / 8	4 / 8	2 / 2	1 / 1
5 事業者等に行政指導を行う	1 / 8	6 / 8	7 / 8	2 / 2	1 / 1
6 事業者等に対する検査等を行う	3 / 8	0 / 8	7 / 8	2 / 2	1 / 1
7 上場企業の経営情報を取り扱う	0 / 8	0 / 8	0 / 8	0 / 2	0 / 1
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	8 / 8	5 / 8	8 / 8	2 / 2	1 / 1
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	7 / 8	8 / 8	7 / 8	2 / 2	1 / 1
10 重要な行政機密を取り扱う	4 / 8	2 / 8	2 / 8	0 / 2	0 / 1
11 業務として自動車等を運転する	8 / 8	8 / 8	8 / 8	2 / 2	1 / 1
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	5 / 8	4 / 8	3 / 8	0 / 2	0 / 0
13 その他特に注意義務が科せられる業務 （労働保険料等国庫金収納業務）	1 / 8	—	2 / 8	—	—

都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況（２）

業務の特性	部・課（室）等の名称				
	労働基準部監 督課	労働基準部賃 金課（室）	労働基準部安 全衛生課	労働基準部安 全課	労働基準部労 働衛生課
1 給付事業等、会計・経理に関する業務を行う	2 / 8	2 / 8	2 / 6	0 / 2	0 / 2
2 換金価値の高い物品を取り扱う	2 / 8	2 / 8	4 / 6	1 / 2	1 / 2
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	4 / 8	0 / 8	5 / 6	0 / 2	0 / 2
4 許認可等の行政手続を行う	5 / 8	2 / 8	6 / 6	2 / 2	2 / 2
5 事業者等に行政指導を行う	8 / 8	4 / 8	5 / 6	2 / 2	2 / 2
6 事業者等に対する検査等を行う	8 / 8	1 / 8	6 / 6	2 / 2	2 / 2
7 上場企業の経営情報を取り扱う	2 / 8	2 / 8	2 / 6	0 / 2	0 / 2
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	8 / 8	5 / 8	6 / 6	1 / 2	1 / 2
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	8 / 8	8 / 8	6 / 6	2 / 2	1 / 2
10 重要な行政機密を取り扱う	5 / 8	4 / 8	4 / 6	0 / 2	0 / 2
11 業務として自動車等を運転する	7 / 8	8 / 8	6 / 6	2 / 2	1 / 2
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	5 / 8	3 / 8	5 / 6	1 / 2	1 / 2
13 その他特に注意義務が科せられる業務	—	—	—	—	—

都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況（3）

業務の特性	部・課（室）等の名称				
	労働基準部 災補償課	労働基準部 労働時間課	職業安定部 職業安定課	職業安定部 職業対策課	職業安定部 需給調整事業課 （室）
1 給付事業等、会計・経理に関する業務を行う	7 / 8	0 / 1	4 / 8	6 / 8	1 / 4
2 換金価値の高い物品を取り扱う	3 / 8	0 / 1	2 / 8	2 / 8	2 / 4
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	2 / 8	0 / 1	5 / 8	5 / 8	0 / 4
4 許認可等の行政手続を行う	5 / 8	0 / 1	4 / 8	3 / 8	4 / 4
5 事業者等に行政指導を行う	7 / 8	0 / 1	5 / 8	6 / 8	4 / 4
6 事業者等に対する検査等を行う	4 / 8	0 / 1	6 / 8	6 / 8	4 / 4
7 上場企業の経営情報を取り扱う	1 / 8	0 / 1	1 / 8	1 / 8	1 / 4
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	7 / 8	0 / 1	6 / 8	6 / 8	2 / 4
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	8 / 8	0 / 1	7 / 8	8 / 8	4 / 4
10 重要な行政機密を取り扱う	5 / 8	0 / 1	2 / 8	2 / 8	0 / 4
11 業務として自動車等を運転する	8 / 8	1 / 1	8 / 8	8 / 8	4 / 4
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	7 / 8	0 / 1	3 / 8	4 / 8	1 / 4
13 その他特に注意義務が科せられる業務	—	—	—	—	—

都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況（４）

業務の特性	部・課（室）等の名称			計
	需給調整部需給調整事業第一課	需給調整部需給調整事業第二課	雇用均等室	
1 給付事業等、会計・経理に関する業務を行う	0 / 1	0 / 1	6 / 8	4 7 / 9 2 (51.1)
2 換金価値の高い物品を取り扱う	0 / 1	0 / 1	2 / 8	3 2 / 9 2 (34.8)
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	0 / 1	0 / 1	4 / 8	3 5 / 9 2 (38.0)
4 許認可等の行政手続を行う	1 / 1	0 / 1	3 / 8	4 5 / 9 2 (48.9)
5 事業者等に行政指導を行う	0 / 1	1 / 1	8 / 8	6 9 / 9 2 (75.0)
6 事業者等に対する検査等を行う	1 / 1	1 / 1	1 / 8	5 5 / 9 2 (59.7)
7 上場企業の経営情報を取り扱う	0 / 1	0 / 1	1 / 8	1 1 / 9 2 (12.0)
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	0 / 1	0 / 1	6 / 8	7 2 / 9 2 (78.3)
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	1 / 1	1 / 1	8 / 8	8 7 / 9 2 (94.6)
10 重要な行政機密を取り扱う	0 / 0	0 / 1	2 / 8	3 2 / 9 2 (34.8)
11 業務として自動車等を運転する	1 / 1	1 / 1	7 / 8	8 9 / 9 2 (96.7)
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	0 / 1	0 / 1	4 / 8	4 6 / 9 2 (50.0)
13 その他特に注意義務が科せられる業務	—	—	—	3 / 9 2 (3.3)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表中、部・課（室）等の名称欄の数値は、当該業務のリスクを認識している課（室）数／当該課（室）の設置数である。
 3 本表中、①需給調整事業課（室）を設置しているのは、広島、福岡、宮城の各労働局、②需給調整事業第一課、同第二課、労働時間課を設置しているのは、愛知労働局、③賃金課、安全課、労働衛生課を設置しているのは愛知、福岡局の各労働局であり、安全衛生課はそれ以外の局に設置している。
 4 本調査に際しては、業務の特性に応じた具体的なリスクとして別表に掲げるリスクを例示した。
 5 本表は、課室単位で回答のあった8労働局についてのリスクの認識状況を記載している。

表3-(3)-⑨別表 業務の特性に応じた法令等遵守に係るリスクの例

業務の特性	法令等遵守に係るリスクの例
1 給付事業、会計・経理に関する業務を行う	不正経理、官製談合
2 換金価値の高い物品を取り扱う	業務上横領
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	公金横領、倫理法違反
4 許認可等の行政手続を行う	倫理法違反、行政手続法違反
5 事業者等に行政指導を行う	倫理法違反、行政手続法違反
6 事業者等に対する検査等を行う	倫理法違反
7 上場企業の経営情報を取り扱う	インサイダー取引
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	情報漏洩、データの滅失
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	情報漏洩
10 重要な行政機密を取り扱う	行政機密漏洩
11 業務として自動車等を運転する	交通事故、交通法規違反
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	違法な許認可等
13 その他特に注意義務が課せられる業務	所管業務の禁止事項違反

4 法令等遵守の一層の推進

勸 告	説明図表番号
<p>平成 20 年人事院勸告(平成 20 年 8 月 11 日)は、「年金問題にみられる行政の「破綻」、幹部公務員の不祥事、不適切な公費支出など、公務及び公務員の在り方にかかわる問題が相次いで生じている。このため、国民の公務員への不信や批判はこれまでになく高まってきている。不祥事等が発生した場合には、その事実関係を十分把握・分析した上で適切な懲戒処分を行うなど厳正に対処し、併せて具体的な再発防止策を講じていくことが当然に求められる。」としている。</p> <p>国家公務員が法令等を遵守することは、当然のことであるが、職員による不祥事等が續発し、国民の信頼を大きく損なうような事態が生じており、各府省は、不祥事に対する再発防止策を講ずるとともに、不祥事が起こりにくい態勢づくりに積極的に取り組むことが求められている。</p> <p>今回、各府省における、法令等遵守の推進状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>不祥事が起こりにくい態勢とするためには、法令等遵守について、現状を的確に把握し、その結果を分析・評価した上で、必要な改善・見直しを行うことが重要である。</p> <p>その中であって、行政機関の保有する個人情報の管理及び政府機関の情報セキュリティ対策については、次のとおり、検証・評価や改善・見直しの仕組みが整備されている。</p> <p>① 行政機関の保有する個人情報の管理については、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされ、監査責任者が保有個人情報の管理の状況について監査を行うことや、保護管理者が自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について点検を行うことが定められるとともに、保有個人情報の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直しの措置を講ずるとされている。</p> <p>また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、同法の施行の状況について調査を行い、その結果を公表している。</p> <p>② 政府機関の情報セキュリティ対策については、各府省庁は、政府機関全体として高いレベルで水準のそろった情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ対策の実施状況を自ら定期的に検査し、必要に応じて、対策の改善を行うとされ、内閣官房情報セキュリティセンターは、各府省庁の対策の実施状況を統一基準に基づき、必要な範囲で検査し、評価するとされている。</p> <p>しかしながら、今回調査対象とした法令等には、行政機関の保有する個人情報の管理及び政府機関の情報セキュリティ対策で示されるような各府省において検</p>	<p>表 4-① 表 1-(1)-④ (再掲)</p> <p>表 4-②</p>

証・評価や改善・見直しを行う仕組みはない。また、項目2、項目3のとおり、職員に対する周知・広報や研修の教育活動が必ずしも継続的、定期的を実施されておらず低調となっている。

各府省は、会計監査制度を整備し、一部府省は監察制度を整備しており、不祥事が発生した場合、事後に検証・評価や改善・見直しが行われ再発防止策が講じられている。しかし、今回調査した法令等遵守を推進するための各種の制度や仕組みの中には、個々の職員への法令等遵守意識の浸透状況の把握や教育活動等においてこれらの的確に機能しているのかどうかについての検証・評価が、必ずしも十分に行われておらず、また、それらの制度や仕組みが連携して有効に機能しているかどうかの検証・評価は行われていない状況がみられる。

したがって、各府省は、法令等遵守を一層推進し、不祥事を予防する観点から、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うという取組を一層推進していく必要がある。

表4-① 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置

○ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）
（平成16年9月14日付け総管情第84号、各府省等官房長等あて総務省行政管理局長）＜抜粋＞

（別紙） 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

第2 管理体制

（監査責任者）

4 各行政機関に、監査責任者を一人置くこととし、内部監査等を担当する部局の長等をもって充てる。

監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

第10 監査及び点検の実施

（監査）

1 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

（点検）

2 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

（評価及び見直し）

3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

（注）下線は当省が付した。

表4-② 政府機関の情報セキュリティ対策

○ 政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針

(平成17年9月15日情報セキュリティ政策会議決定) <抜粋>

2 対策強化のための基本方針

1の基本認識を踏まえ、政府の情報セキュリティ政策の一環として、各府省庁は以下に示す統一的・横断的な情報セキュリティ対策を推進することにより、政府機関全体として高いレベルで水準のそろった情報セキュリティを確保し、もって国民が信頼できる電子政府の実現及び継続的かつ安定的な行政機能の維持に努めることとする。

(1) 政府機関統一基準の策定

各府省庁は、情報セキュリティ対策の整合化・共通化を促進することとする。情報セキュリティ政策会議(以下「政策会議」という。)は、このために必要な政府機関統一基準について定め、以後、技術や環境の変化を踏まえ、毎年その見直しを行うものとする。

(2) 各府省庁での情報セキュリティポリシー等の見直し

各府省庁は、自らの組織の情報セキュリティ対策について責任を持って取り組むことを原則とし、たとえば、政府機関統一基準を踏まえ、現行の情報セキュリティポリシー及び情報システム関係実施手順等について必要な見直しを行うことによって、政府機関全体として整合性のある情報セキュリティ対策を促進する。

(3) 各府省庁での自己点検等

各府省庁は、情報セキュリティ対策の実施状況を自ら定期的に検査し、必要に応じて、対策の改善を行う。

(4) 政府全体でのPDCAサイクルの確立

内閣官房情報セキュリティセンター(以下「センター」という。)は、各府省庁の対策の実施状況を、政府統一基準に基づき、必要な範囲で検査し、評価する。これをもとに、政策会議は各府省庁の対策の改善を勧告し、政府機関統一基準等の改善に結びつけることで、政府全体としてのPDCAサイクル(Plan・Do・Check・Actサイクル)を確立する。

(5) 情報セキュリティ確保に有効な制度等の活用の促進

各府省庁は、安全な情報システムの構築を推進するため、客観的に評価された暗号・製品等の導入、外部監査の実施、外部委託先の情報セキュリティ管理体制の確認等情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。また、センターは、各府省庁におけるこれらの取組みを促進する。

(注) 下線は当省が付した。